

平成 19 年

# 小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 19 年 第 4 回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 12月4日～12月21日(18日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
12月4日(火)	提案説明等	
5日(水)	休会	
6日(木)	"	
7日(金)	"	
8日(土)	"	
9日(日)	"	
10日(月)	会派代表質問	
11日(火)	会派代表質問	
12日(水)	一般質問	
13日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
14日(金)	"	"(総務・厚生所管)
15日(土)	"	
16日(日)	"	
17日(月)	"	予算特別委員会(総括質疑)
18日(火)	"	市立病院調査特別委員会
19日(水)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日(木)	"	市立病院調査特別委員会(秘密会)
21日(金)	討論・採決等	

平成19年  
小樽市議会  
第4回定例会会議録目次

12月4日(火曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第11号並びに報告第1号	3
	市長提案説明(議1~10、報1)	3
	提案説明 (議11 中島議員)	4
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

12月10日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第11号並びに報告第1号	9
	会派代表質問 北野議員	9
	会派代表質問 横田議員	26
1	散 会	41

1 2月11日(火曜日) 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし第11号並びに報告第1号	45
	会派代表質問 斉藤(陽)議員	45
	会派代表質問 林下議員	59
	会派代表質問 成田(祐)議員	67
1	散 会	76

1 2月12日(水曜日) 第4日目

1	出席議員	79
1	欠席議員	79
1	出席説明員	79
1	議事参与事務局職員	80
1	開 議	81
1	会議録署名議員の指名	81
1	日程第1 議案第1号ないし第11号並びに報告第1号	81
	一般質問 千葉議員	81
	一般質問 新谷議員	90
	一般質問 佐々木議員	98
	一般質問 鈴木議員	106
	一般質問 佐藤議員	109
	一般質問 吹田議員	115
	一般質問 菊地議員	119
	予算特別委員会設置・付託	125
	常任委員会付託	125
1	日程第2 陳情	125
	常任委員会付託	125
1	日程第3 休会の決定	125
1	散 会	126

1 2月21日(金曜日) 第5日目

1	出席議員.....	127
1	欠席議員.....	127
1	出席説明員.....	127
1	議事参与事務局職員.....	128
1	開 議.....	129
1	会議録署名議員の指名.....	129
1	日程第1 議案第1号ないし第11号並びに報告第1号並びに平成19年第3回定例会 議案第5号ないし第21号並びに陳情及び調査.....	129
	予算特別委員長報告.....	129
	討 論 北野議員.....	133
	採 決.....	136
	決算特別委員長報告.....	136
	討 論 中島議員.....	142
	採 決.....	143
	総務常任委員長報告.....	144
	討 論 菊地議員.....	145
	討 論 林下議員.....	146
	討 論 吹田議員.....	147
	採 決.....	147
	経済常任委員長報告.....	148
	採 決.....	149
	厚生常任委員長報告.....	150
	討 論 中島議員.....	152
	討 論 千葉議員.....	153
	採 決.....	154
	建設常任委員長報告.....	154
	討 論 古沢議員.....	156
	採 決.....	156
	市立病院調査特別委員長報告.....	157
	採 決.....	159
1	日程第2 議案第12号ないし議案第16号.....	159
	市長提案説明(議12~15).....	159
	採 決.....	159
1	日程第3 意見書案第1号ないし第18号.....	159
	提案説明 (意1~4 菊地議員).....	159

提案説明	(意5 佐藤議員)	161
討 論	高橋議員	161
討 論	新谷議員	162
討 論	林下議員	165
採 決		166
1 閉 会		167

## 議事事件一覧表

### 議案

議案	案第1号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第2号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
議案	案第3号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案第4号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
議案	案第5号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案第6号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第7号	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
議案	案第8号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案	案第9号	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案
議案	案第10号	公の施設の指定管理者の指定について
議案	案第11号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第12号	工事請負契約について
議案	案第13号	平成19年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第14号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	案第15号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	案第16号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

### 報告

報告	報告第1号	専決処分報告
----	-------	--------

### 継続審査中の議案

19年3定議案第5号	平成18年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第6号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第7号	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第8号	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第9号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第10号	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第11号	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第12号	平成18年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第13号	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第14号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第15号	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第16号	平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第17号	平成18年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
19年3定議案第18号	平成18年度小樽市病院事業決算認定について
19年3定議案第19号	平成18年度小樽市水道事業決算認定について
19年3定議案第20号	平成18年度小樽市下水道事業決算認定について
19年3定議案第21号	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

### 意見書案

意見書案第1号	J R 不採用事件問題の早期解決を求める意見書(案)
意見書案第2号	新テロ特措法制定ではなく、アフガン問題の政治的解決への転換を求める意見書(案)
意見書案第3号	沖縄戦「集団自決」教科書検定意見の撤回と是正を求める意見書(案)
意見書案第4号	後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度改悪の凍結・再検討を求める意見書(案)
意見書案第5号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書(案)
意見書案第6号	地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書(案)
意見書案第7号	「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書(案)
意見書案第8号	地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書(案)
意見書案第9号	灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書(案)
意見書案第10号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)

意見書案第	11	号	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書（案）
意見書案第	12	号	病院事業の不良債務解消に関する意見書（案）
意見書案第	13	号	漁業における燃油高騰緊急対策を求める意見書（案）
意見書案第	14	号	いじめ・不登校対策のための施策の充実を求める意見書（案）
意見書案第	15	号	平成20年度診療報酬改正に向けての意見書（案）
意見書案第	16	号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書（案）
意見書案第	17	号	食品偽装事件の根絶を求める意見書（案）
意見書案第	18	号	季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

陳情

陳情第	256	号	国の季節労働者対策の強化を求める意見書提出方について
陳情第	257	号	福祉灯油の実施方について
陳情第	258	号	生活保護基準の引下げ反対要請方について



## 質 問 要 旨

### 会派代表質問

北野議員（１２月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

#### 1 財政問題

- （１）財政危機の原因は
- （２）わが党の財政危機の見解に関する市長の見解
- （３）１９７０年代の繰上充用
- （４）政府の地方財政削減
- （５）小樽市の大企業優先の税金の使い方
- （６）財政危機打開
- （７）新病院建設の財政負担

#### 2 石狩湾新港問題

- （１）石狩湾新港関連に事業の財政負担
- （２）新港管理組合の財政構造
- （３）港湾の取扱貨物
- （４）新港の新たな防波堤建設は中止を

#### 3 新市立病院建設問題

- （１）基本設計の解約
- （２）資金収支計画見直しに関する副市長の答弁
- （３）資金収支計画見直しに関して
- （４）新病院計画の中断

#### 4 後期高齢者医療制度問題

#### 5 その他

横田議員（１２月１０日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

#### 1 財政再建について

- （１）平成１９年度決算見込み
- （２）財政健全化計画の見直し
- （３）職員給与費のカットはあるのか
- （４）２０年度予算編成のビジョン

#### 2 人口減対策について

- （１）減少原因の分析と将来推計人口
- （２）従前の減少対策とその成果・今後の減少化対策

- ( 3 ) 市外居住職員の実態
- 3 観光・経済・物流について
  - ( 1 ) 上半期入り込み数減少の要因と対策
  - ( 2 ) 朝里川温泉地区の観光振興
  - ( 3 ) 小樽港将来ビジョンの概要
- 4 まちづくりと景観について
  - ( 1 ) 駅前再々開発の進捗状況
  - ( 2 ) 景観計画の策定と景観保全の仕組みづくり
- 5 新市立病院・がん検診について
  - ( 1 ) 建設方針の継続性
  - ( 2 ) 公立病院改革ガイドラインに対する見解
  - ( 3 ) がん検診受診率向上方策
- 6 防災、消防について
  - ( 1 ) 災害対策本部設置、非常招集訓練
  - ( 2 ) 消防広域化計画
- 7 教育問題について
  - ( 1 ) いじめ・不登校の現状と対策
  - ( 2 ) 学力低下対策
  - ( 3 ) 教育課程の評価方法
- 8 その他

斉藤（陽）議員（ 1 2 月 1 1 日 1 番目 ）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行財政改革について
- 2 市立病院の統合・新築の問題について
- 3 教育に関連して
  - ( 1 ) 学校適正配置について
  - ( 2 ) 全国学力テストについて
  - ( 3 ) 発達障害をもつ児童生徒の特別支援教育と高等養護学校の増設について
- 4 原油高騰に対する対応について
- 5 認知症予防の観点から見た単身高齢者世帯への総合的な生活支援策の充実について
- 6 安全・安心で住みよい地域づくりと観光振興について
- 7 文化芸術振興基本計画について
- 8 その他

林下議員（ 1 2 月 1 1 日 2 番目 ）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 市立病院の建設問題について
- 3 コミュニティーバスの運行
- 4 灯油価格の高騰とバイオ燃料の取組
- 5 その他

成田（祐）議員（12月11日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 観光について
- 2 小樽市総合博物館について
- 3 市の食料品の売り込みについて
- 4 食品偽装等の対策について
- 5 休職職員のケア体制について
- 6 市立病院について
- 7 その他

一般質問

千葉議員（12月12日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 子育て支援策について
- 2 小樽市民会館について
- 3 市税の口座振替について
- 4 介護保険制度について
- 5 在宅医療廃棄物について
- 6 その他

新谷議員（12月12日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 適正配置問題
- 2 石油高騰問題
- 3 その他

佐々木議員（12月12日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 財政問題について

（1）「決算カード」と財政白書（小樽版）

2 外国人観光客の現状と今後について

3 子ども議会の開催について

4 学校現場の現状と改善策について

5 その他

鈴木議員（12月12日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 新市立小樽病院について

2 新産業創設について

3 その他

佐藤議員（12月12日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 歯科疾患検診について

2 公設青果地方卸売市場について

3 食育について

4 幼稚園教育について

5 その他

吹田議員（12月12日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 灯油価格の高騰について

2 薬害被害について

3 後期高齢者医療制度について

4 公立保育所の民間移譲について

5 その他

菊地議員（12月12日7番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 除雪問題について
- 2 道路整備について
- 3 介護保険問題について
- 4 その他

平成19年  
第4回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成19年12月4日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚								
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤	利	典						
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参	事	吉	川	勝	久			
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長	安	達	栄	次	郎			
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎			
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長	本	間	達	郎				
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一				
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長	仲	谷	正	人				
小	事	務	局	長					監	査	委	員	長	中	塚	茂			
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	事	務	局	長							
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	総	務	部	長	大	野	博	幸			
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企	画	政	策	室	長			
									財	政	部	財	政	課	長	堀	江	雄	二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開会 午後 1時00分

**議長（見楚谷登志）** これより、平成19年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、佐藤禎洋議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月21日までの18日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第10号並びに報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

**市長（山田勝磨）** ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号から議案第6号の平成19年度各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、各会計に決算見込みに伴う職員給与費の補正所要額を計上したほか、一般会計では、障害者自立支援法にかかわる緊急的な経過措置としての所要の経費を計上するとともに、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の市民周知等に係る準備事業費などを計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する使用料、国庫支出金、道支出金、寄附金、諸収入及び市債を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、スクールバス運行経費及び重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに1,084万8,000円の増となり、財政規模は573億4,687万3,000円となりました。

これにより、平成19年度予算において形式計上した諸収入の額は5,223万8,000円の減となり、13億532万1,000円となりました。

次に、議案第7号から議案第10号までについて説明申し上げます。

議案第7号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、経済部と港湾部を統合して産業港湾部を、市民部と環境部を統合して生活環境部を設置するとともに、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等を所管する医療保険部を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第8号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、再任用短時間勤務職員に係る1週間の勤務時間の上限を変更するとともに、再任用職員の給料月額を減額し、及び期末手当等を不支給とするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第9号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、医師である非常勤職員に係る報酬の上限額を引き上げるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号公の施設の指定管理者の指定につきましては、駅前広場駐車場及び駅横駐車場の指定管理者として、引き続き小樽駅前ビル株式会社を指定するものであります。



次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成19年度小樽市一般会計において経営支援特別資金損失補償費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成19年10月10日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 次に、議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、議案第11号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

11月1日、現行テロ対策特別措置法は期限切れになり、インド洋で米軍艦船などに給油活動をしてきた海上自衛隊は活動を中断して撤収することになりました。現行テロ対策特別措置法は2001年の9.11対米同時テロを受けて成立し、その後、3度延長されました。しかし、7月の参議院選挙で同法延長に反対する野党が参議院で多数を占め、延長が不可能になりました。インド洋の給油活動は、アフガニスタンで対テロ報復戦争を実施している米艦船等への支援に限られています。紛争終結後のPKO等と違い、初の実戦支援として重大な憲法違反の派兵でした。しかも、給油相手の米艦船は、テロ対策特別措置法が支援対象とする海上阻止活動だけでなく、アフガン空爆やイラク戦争も同時に実施していたことが明らかになり、アフガン国内の平和と和解の推進に逆行するものでした。

日本共産党は、日本が報復戦争支援をやめ、政治的和解を促進する外交努力を尽くすように主張してきました。しかし、現在、自民党、民主党は、国連決議に基づき発動するかどうかの違いがあるものの、世界のどこにでも自衛隊を派兵できる恒久的な新テロ対策特別措置法案の成立を進めています。とりわけ自民党案は、海外での事実上の武力行使に踏み込むものになっており、港を持つ小樽市の安全にもかかわる問題です。憲法違反の恒久化は認められません。

11月27日、参議院外交防衛委員会でイラク特別措置法廃止法案が可決されました。翌日の28日、守屋前防衛事務次官がゴルフ接待、わいろ等、収賄容疑で逮捕されました。軍需専門商社「山田洋行」から受けたゴルフ接待は8年間で300回、1,000万円もの接待になり、他に飲食、贈物、還暦祝い20万円をはじめとした現金の受渡しなど、巨額なものです。これら過剰な接待は防衛省発注装備品を有利に受注するためのものであり、守屋容疑者は参議院の証人喚問で宴席に同席したことのある政治家として額賀元防衛庁長官、現財務相と久間元防衛相の名前を挙げていますが、政治家が接待や政治献金と引換えに山田洋行のために職務権限を行使していないのか、防衛省全体に及ぶ汚職か、徹底的に明らかにする必要があります。防衛省内部の巨額軍事利権の実態解明なしに新テロ対策特別措置法の成立のみを推進する政府の態度は、国民の批判をさらに大きくするものでしかありません。

日本は、世界で唯一の被爆国として、憲法に基づき平和的に世界各国と外交を進め、憲法違反の自衛隊の海外派兵恒常化はやめるべきです。

1982年第2回定例会の本会議で、日本共産党小樽市議団が提案した議案第31号核兵器廃絶平和都市宣言が全会一致で可決されました。2000年9月、第3回定例会に初めて非核港湾条例案を提出、以来29回目の提出であります。平和な商業港としての小樽港の機能は、石狩湾新港建設の影響で衰退の一途をたどり、今定例会では港湾部から港湾室への機構見直しが提案されるに至っています。小樽港には1960年以降、米艦船の入港が繰り返され、今年8月17日に寄港したミサイル艦ゲイリーで70隻目になり、今後、

小樽港の軍事利用の拡大が大いに懸念されます。

我が党が提案する非核港湾条例案は、小樽港に入港するすべての外国艦船に核兵器を積んでいないという証明書の提出を求めるものであり、国是としている「持たず」「つくらず」「持ち込ませず」の非核三原則に基づいた当然の内容です。

世界には今も2万6,000発の核兵器が蓄積され、その半数近くが直ちに使用可能な状態で実戦配備され、その総爆発力は広島型原爆の24万倍とされています。最強の核保有国であるアメリカは、核兵器の威嚇と使用を含めた先制使用戦略をとっていますが、イラク戦争が行き詰まる中、危険な核戦略に対する国際的な批判も高まっています。

国内では、秋田県の全25市町村議会が非核日本宣言を求める意見書を可決し、内閣総理大臣や外務大臣など関係先に送付しています。作家の大江健三郎さんが呼びかけ、憲法9条を守り生かそうと3年半前に結成された「憲法9条を守る会」は、現在、全国で6,800を超えて広がっています。

小樽市では、今年で3回目の憲法9条を守る小樽市民集会在12月15日に開催されます。平和と安心・安全な生活を求める市民の声にこたえて、非核港湾条例案に議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月5日から12月9日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時13分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 佐 藤 禎 洋

議 員 古 沢 勝 則

平成19年  
第4回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成19年12月10日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	消	防	長	仲
事	務	局	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
教	育	部	長	宮	腰	裕	二	監	事	務	局
会	計	管	理	者	田	中	泰	総	務	部	部
総	務	部	総	務	課	長		企	画	政	策
								室	長	大	野
								財	政	部	財
								政	課	長	堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充  
庶務係長 北出晃也  
調査係長 関朋至  
書記 大崎公義  
書記 松原美千子

事務局次長 三浦波人  
議事係長 佐藤正樹  
書記 相澤幸  
書記 島谷和大  
書記 高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、財政問題についてです。

財政難の現状認識について伺います。

市長は、現在の財政危機の要因を何であると考えているか。また、犠牲をかぶせた市民の声が市長に届いているのか。届いているとすれば、その声をどう受け止めているか伺います。

我が党は、財政難の要因は、大きく分けて次の三つであると考えています。一つは長引く不況と自民党政権の悪政による市民所得の減少、二つには政府の地方財政削減、三つは小樽市独自の大企業優先の税金の使い方です。

一つ目の小樽市の財政破たんの要因は、長引く不況にあることはだれも否定できません。この不況は、1990年代半ばの橋本内閣のとき、消費税率を5パーセントに引き上げ、特別減税の廃止などで国民に9兆円もの新たな負担をかぶせたことが要因です。その後も歴代自民党政権による大企業優遇、国民には負担増が連続して押しつけられてきました。特に小泉政権になってからは、労働法制の規制緩和、社会保障費抑制、逆立ち税制で貧困と格差が大きく拡大され、国民生活が塗炭の苦しみに陥り、日本経済を一挙に悪化させました。この不況の打開なくして小樽市の財政再建の財源が出てこないと考えますが、市長の御見解を伺います。

この自民党・公明党政権の下で市民所得が年々減少してきました。平成12年に作成した財政健全化計画、これを基点に、それ以降の市税の推移について伺います。

平成13年度160億8,000万円、前年度比5億1,000万円の減、以下14年度以降18年度までの市税の決算額と前年度比の増減率について報告してください。また、それぞれの年度で減収の要因は一律でないと思いますが、減収の要因について市長はどう考えているか御見解をお聞かせください。かつて小樽市は、繰上充用を8年間にわたって続けた時期がありました。1970年、昭和45年から1977年、昭和52年にかけてのことです。私は、1971年、昭和46年に小樽市議会議員に初当選させていただき、市政に参加することになりました。財政難をどう打開するかが当時の議会でも絶えず大きな課題でした。市長もホームページで明らかにしているように、昭和35年から市役所の職員として働いてこられましたから、当時のことは私より詳しく覚えていることと思います。

そこで伺います。

第1は、1970年から8年間の繰上充用の額をお示しく下さい。また、その額を現在の標準財政規模に置きかえれば幾らの繰上充用となるのか。この点については、昭和50年度、1975年度のみでよろしいですからお答えください。

第2は、当時、市民への負担をどれぐらいの規模でかぶせたのか、主な項目と市民への負担の総額は幾らであったか。また、市職員の給与についてはどうであったかについてもお答えください。

第3は、その時期の市税の納入額と、また毎年どのくらい市税が伸びていたのか。その額と伸び率について説明してください。

二つ目の政府の地方財政削減についてです。

政府の三位一体改革の平成16年度から18年度の3か年で地方交付税は24億円も削減されました。加えて平成19年度も地方交付税を前年より少なく予算に見込んだにもかかわらず、3億3,000万円もそれよりも削減されました。18年度決算と19年度確定した普通交付税では、5億5,000万円の削減となっています。三位一体改革3年間の削減額と本年度の地方交付税削減の合計は29億7,000万円です。自民・公明政権の地方財政削減がどんなに小樽市財政を危機に追い込んでいるかは明白です。この間の市税の落ち込みと合わせると35億500万円にもなります。市長の御見解をお聞かせください。

三つ目は、これに加えて小樽市自身の大企業優先の税金の使い方も財政難に拍車をかけています。

初めは、マイカル問題です。まず、マイカルの建設事業につき込んだ税金の総額は幾らであったかお答えください。

次に、土地区画整理事業、港湾施設整備、公園整備、下水道整備、市道整備などの基盤整備のために背負い込んだ借金の総額は幾らか、その元利償還総額は幾らで、いつまでその返済を続けなければならないのか説明をしてください。

この返済のピークが現在だと伺っていますが、三位一体改革が始まった平成16年度から18年度までの各年度ごとの償還額をお聞かせください。

また、それ以降、財政健全化計画が終わる平成24年度までの各年度ごとの償還額をお知らせください。

小樽活性化の起爆剤と称したマイカルは、開業わずか2年半で破たん、もうけたときに払う法人税割はおろか、赤字でも納入しなければならない固定資産税や都市計画税も滞納しています。マスコミの報道では、小樽ベイシティ開発の今年2月期決算の市税滞納額は17億円とのこと。関係者の話によれば、年間4億7,000万円のうち2億円しか納入していないとのことですから、年間の滞納額と小樽市の償還額6億2,000万円を合わせれば18年度、マイカルのためだけで8億9,000万円もの財政負担となっています。大企業優先の税金の使い方が、いかに小樽市の財政を圧迫しているかは明白です。お答えください。

次は、市の財政危機をどう打開するかです。

我が党の見解は先ほど紹介したとおりですが、山田市長が市長に就任した平成11年度以降の財政再建の取組について具体的に説明してください。この間の経過を見れば、次々に財政再建計画の破たんや手直しの連続です。この原因は、政府の地方財政削減が原因であることは明らかですが、市長の御見解を求めるものです。

次は、財政再建のため、市長は一般会計の財政健全化計画の収支計画の見直しを、新年度予算編成の国の方針を見極めてからだと説明している点についてです。

まず尋ねたいのは、市職員の人件費をまたも削減するつもりではないのか。その理由に、現在の給与削減の率は9.8パーセントだが、そのうち4.8パーセントは給与構造改革、いわゆる地域間格差相当額は多くの自治体に共通しているから、小樽市独自の削減ではないという論法で職員に人件費の削減を迫るつもりではないですか。11月12日の市立病院調査特別委員会で、不良債務解消のためオール小樽でという5億円に連動した人件費削減だけでは財政再建に足りないから、さらなる削減を考えているのではありませんか。我が党は、もちろんこれまでと同様、人件費の削減に反対するものですが、市長の御見解をお聞かせください。

また、国の動向を見極めてといますが、それは地方交付税の動向だとのことですが、その内容につ

いて、より詳しく説明してください。新年度の国の交付税の動向だけを理由に説明していますが、市税の動向はどう見ているかも大事です。一般会計の見通しでは、18年度決算で地方交付税と市税で歳入の48.9パーセントを占めるのが本市財政の実態です。市税と交付税の両方が減るのであれば、今回の病院事業の資金収支計画の見直しでの5億円の追加さえ財源のめどがありません。加えて不良債務解消の病院の責任分は今後4年間の後半に先送りするとのことですが、現在の病院の医業収益の見通しから、現実的にできるわけがありません。結局、新病院建設となれば不良債務を5か年で解消することが絶対条件ですから、一般会計の負担で解消しなければならなくなります。こんなこと、小樽市の財政の現状でできるのかという根本的な疑問が突きつけられているわけです。ここにも触れて収支計画の見直しの基本方針について詳しく説明を求めます。

次は、石狩湾新港の財政負担と取扱貨物量についてです。

初めは、財政負担です。

市長が期待している石狩湾新港背後地からの市税収入と石狩湾新港管理組合負担金のそれぞれのこれまでの総額と、その差額について、平成18年度決算までの数値で説明してください。その際、石狩開発株式会社の破たんに伴う簡易水道の新たな負担についても計算に入れて説明をしてください。

次は、石狩湾新港の財政構造の問題です。

石狩湾新港の取扱貨物量が平成17年に最高になったといっても、歳入は毎年多額の収支不足で、その分はすべて母体である北海道、小樽市、石狩市の石狩湾新港管理組合負担金としてかぶせられています。

そこで伺いますが、石狩湾新港の18年度決算で唯一の自主財源である使用料・手数料の総額は幾らで、石狩湾新港管理組合の歳入のうち何パーセントを占めているか、お答えください。

また、この財政構造がいつまで続くのか説明をしてください。

石狩湾新港は小樽市財政の重圧となっていますが、それだけにとどまらず、取扱一般貨物量の減少は、小樽港衰退の最大の原因です。石狩湾新港の推進で小樽港の貨物が石狩湾新港に奪われ、平成8年には石狩湾新港と取扱貨物量が逆転し、その差が開く一方です。平成18年の取扱一般貨物量は、石狩湾新港と小樽港、それぞれ幾らか。小樽港の取扱量は、石狩湾新港のどれぐらいの割合まで落ち込んでいるか、説明してください。

この貨物量の落ち込みと、これに加えて港湾貨物の荷役形態の近代化とも相まって、港湾労働者が大きく減少、人口減に拍車をかけています。このことによる人口減は幾らと推計しているか、お答えください。

日本共産党は、石狩湾新港の計画の段階から現在まで、小樽市議会や石狩湾新港管理組合議会で、道央圏の日本海側の港湾は小樽港1港で十分と反対を貫いてきた唯一の政党で、その見通しの正しさは年とともに浮き彫りになっています。

そこで、取扱一般貨物量について伺います。小樽港と石狩湾新港の二つ合わせても、小樽港の最高時の貨物量に及んでいないはずですが、平成18年の小樽港と石狩湾新港の取扱貨物量の合計は幾らか。また、小樽港での取扱貨物量の最高時はいつで、その取扱貨物量は幾らであったかお答えください。

石狩湾新港の取扱貨物が平成17年に過去最高を記録したとはいえ、両港合わせても小樽港1港の最高時の取扱量に達していないのではないのでしょうか。この事実は、道央圏の日本海側の港湾は小樽港1港で間に合い、石狩湾新港は必要なかったことを証明しているのではないのでしょうか。もちろん荷役作業に要する時間の短縮をはじめ、港湾の近代化は必要だったことは言うまでもありません。市長の御見解を求めます。

財政問題で石狩湾新港について質問した機会に、石狩湾新港の港湾整備についても将来の財政負担が

心配なので、尋ねます。石狩湾新港の平成20年度予算要求で計画されている北防波堤の延伸と防波堤(島外)の新たな建設は行わないことを求めて質問いたします。

平成9年の港湾計画の改訂で計画された島防波堤(北)が、未執行のまま港湾計画にない北防波堤の延伸と防波堤(島外)の建設を新規に要求しようとしています。その理由は、平成9年の港湾計画の改訂以降、石狩湾新港地域の風向きが変わって計画した島防波堤(北)では、港内静穏度が保たれないことがその後判明したというものです。これを理由に本年の石狩湾新港管理組合議会第2回定例会で、突然150億円もの事業費を要する新たな北防波堤の延伸と防波堤(島外)の建設を、新年度予算要求するとの説明を始めました。その理由は、西地区のマイナス14メートルパースの静穏度を保つためとのことです。ところが、私が石狩湾新港の静穏度の問題を石狩湾新港管理組合議会に取り上げた際、平成9年の改訂で計画された島防波堤(北)850メートルの建設は、金がかかるので管理者が必死になって北海道開発局を押さえている、つまり、お金がないから新たな防波堤は建設しないとの説明だったのです。ところが、母体の財政がそのときよりさらに悪化しているのに、なぜ新たな防波堤の建設なのか、筋が通りません。

さらに石狩湾新港管理組合議会の今年2月の第1回定例会で西地区の防砂対策についての私の質問に管理者は、防波堤の東西への延長、西防砂堤などを整備してきたことを挙げて、西地区の静穏度が格段に向上したと答弁しているのです。事実、本年の1月から10月までチップ船が16隻入港し、マイナス14メートルパースで荷役作業をしていますが、静穏度の関係で荷役作業に支障は出ておりません。私が再三石狩湾新港管理組合議会で指摘しているように、当面、マイナス14メートルパースでのチップの取扱いに支障がないのだから、新たな北防波堤の延伸と防波堤(島外)の建設は必要ないことははっきりしています。石狩湾新港管理組合を構成する各母体の財政が困難なときに、あえて新たな防波堤建設は行うべきではありません。小樽市が同意しなければ予算要求できないのですから、市長は明確に断るべきです。答弁を求めます。

新市立病院建設問題で質問します。

新病院計画の中断について伺います。11月12日の市立病院調査特別委員会で今年度予定していた築港地区の新市立病院建設用地購入を平成20年度に延期する。発注していた病院の基本設計は、今年度の委託業務を一時中断、解約し、平成20年度の用地購入に係る起債申請の時期を見極めて再開する。本年度の医療機器購入については予定どおり起債申請を行い、起債の許可がない場合は、リース契約に変更することを明らかにいたしました。同時に、不良債務解消計画の病院の責任分が、医業収益が患者等の減少で今年度分の解消計画が狂い、財源が用意できないので、6月18日に議会に提出していた病院事業会計資金収支計画も見直すことにした。その内容は、1病棟40床ですが、1病棟閉鎖で20名の看護師の人件費を4年間で5億円、市職員全体の人件費削減の中で病院職員分5億円、一般会計の持ち出しを当初計画より5億円増やし、合計15億円の財源を新たに生み出し、不良債務を改めて解消しようというものです。

初めに伺いたいのは、さまざまな憶測を呼んでいる基本設計の解約に関してです。築港地区での病院建設に賛成の方々からも、市長が言う程度の期間の延期なら何も解約する必要がないのではないかという疑問です。多くの方もこの疑問を持っています。11月12日の市立病院調査特別委員会の質疑でも、議員から指摘されています。そのときの市立病院新築準備室長の答弁は、「今年3月から基本設計の作業を開始して、7か月の間に病院全体のゾーニングということで、建物の中に外来、検査部門、病棟などをどう配置するかというのを病院のスタッフと協議して大枠ゾーニングができた状況」とのことです。そして、「再開の時期が平成20年度になるので、中断の期間が余りにも長すぎるので解約したい」との



説明でした。なぜ中断期間がこの程度で長すぎるのかが説明がありません。この程度であれば解約の必要がないと理解するのが当然です。中断するというのは、根本的な条件の変更があり得ることを想定し、このまま基本設計を続けていけば、でき上がった基本設計が役に立たなくなると考えてのことではありませんか。そうであれば、解約ということが理解できるわけです。説明してください。

これに関連して、私が注目したのは、同じ市立病院調査特別委員会の副市長の答弁です。病院の不良債務解消計画が初年度につまずいたことに関連して、「今回の病院の資金収支計画の見直しは、財政再建をどうするのかという出発点から市長は取り組んでいる」とわざわざ前置きし、「国がどんどん地方財政を圧迫してくる状況の中では、市の財政再建という立場で考えたとき、かなり厳しい要素が出ますから、病院建設のために不良債務解消のためにどんどん一般会計から出して、一般会計自体がつぶれるという、このこと自体は避けなければならない。基本的には財政再建だ」と説明しています。この答弁のほかにも、副市長は注目すべき内容を注意深く語っています。これらの答弁は、なかなか意味深長です。財政問題の苦悩から、よく考えた上で副市長の意味深長な答弁がなされています。一般会計でこれ以上病院の不良債務解消は負担しきれない。当初計画より5億円の一般会計の負担増はもとより、当初計画の22億円の負担でも苦しいから、病院建設は根本的に見直すことを市長は考えているのではありませんか。これを副市長に暗に市立病院調査特別委員会で語らせたのではありませんか。現在の市の財政状況から、新病院の建設を進めることに初めて大きな疑問を呈したのものとして私は注目したわけですが、それをなぜ副市長に答弁させたのかも合点がいきません。私は、ぜひ市長が議会に対し胸のうちの正直に明かしていただきたいと考え、見解を求めるものです。

次に尋ねたいのは、医業収益を増やすため1病棟を閉鎖するとのことですが、病院の規模を縮小することは医業収益の土台を縮小することです。理事者は、1病棟閉鎖といっても病床利用率が70パーセントを切っているから、医業収益には関係ないと説明しています。しかし、看護師を20名削減するので、医業収益の土台そのものの縮小でこのことは否定しません。理事者は、これ以上患者は増えないから看護師を削減しても業務に差し支えはない、医業収益が減ることにはならないと告白しているにすぎません。こんな後ろ向きの姿勢で病院の再建ができるのか甚だ疑問であります。多くの市民は、今後、医師の確保や患者の動向で医業収益がまた落ち込むことはないのかという不安を持っています。この懸念についても、市長はどう考えているか、あわせて御見解をお聞かせください。

次は、このたびの病院の資金収支計画の見直しで、人件費削減をオール小樽で取り組むという5億円に関してです。

11月12日の市立病院調査特別委員会での説明では、病院職員567名だけの給与を削減する仕組みにはなっていない。病院職員の給与を削減しようとするれば、一般職員の給与も同時に削減です。そうすると、今回の病院の資金収支計画の見直しで、自動的に一般職員の給与削減分として4年間で約12億円削減すると推計されます。そうすれば、本年度の地方交付税3億3,000万円削減の財源手当が、年度はずれ込みますが、ちゃんとめどがつくと、ひそかに当てにしているのではありませんか、お答えください。

市長や理事者は、交付税の削減分や病院の不良債務解消の新たな一般会計の負担増による収支計画の見直しは、新年度予算編成時でないとな国の交付税の動向などがわからないから、そのときになるとの説明ですが、一般職員を道連れにした病院を除けば4年間で約12億円と推計されている額については、議会に説明がないだけで、既に新たな財源として予定しているのではありませんか。あわせて説明してください。

病院問題の最後は、新病院の中断をめぐって、こう間伝えられている疑問や意見についてです。

病院建設中断後、市長は、新市立病院建設をあきらめたのではないかと、小樽市医師会など関係団体と

意見交換をしたのだろうかという声をはじめ、さまざまな意見が我が党にも寄せられています。私は市長と政治的スタンスは違いますが、こういう中断という大きい問題は、少なくとも医師会など関係団体との相談は当然あってしかるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、別の意見は、市長は第二病院だけを市立病院として存続し、市立小樽病院は民間に移譲するのではないかと、移譲先の病院名まで挙げて言っている方もいます。この場では差し支えがありますから病院名は申し上げませんが、11月12日の市立病院調査特別委員会での中断に関する説明がふいに落ちないものであっただけに、市民の間にさまざまな憶測を呼んでいます。市長の御見解をお聞かせください。

この問題の最後に、総務省のガイドラインや道の素案に関して、我が党の立場を表明しておきます。政府の医療費削減の立場から、自治体病院つぶしは許されません。医師不足や患者負担増などでの医療離れをはじめ、現在の医療の困難をつくり出し、かつ自治体財政を困難に追い込んでいる政府が、地域に必要な自治体病院までつぶすことは許されません。実際に地域に必要な医療機関として自治体病院の果たす役割が切望されているなら、財政難の中でも市民の皆さんの御協力をいただいて建設するのは当然です。政府もこれにしかるべき財政支援をすることは当然であるとの我が党の立場を、ここに表明しておきます。

最後に、後期高齢者医療制度について尋ねます。

11月22日、北海道後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会が開催され、広域計画、保険料、事業計画等が決定しました。我が党は、この制度が、現在、子供の扶養家族になって保険料を納めていない高齢者からも保険料を容赦なく年金から天引きすることや、保険料を総医療費の1割とし、医療費がかさめば2年に1回自動的に保険料を引き上げること、まだ最終決定ではないと言いつけていますが、終末医療、亡くなる時は自宅のみとりなさい、こう言って病院から追い出すことをはじめ、世界でも例を見ない高齢者に対するむごい差別医療であり、延期ではなく制度そのものの中止を強く要求するものです。この我が党の立場に対する市長の御見解をお聞かせください。

次に、住民参加の問題です。この間、広域計画や条例案の中間報告に対して住民意見が563件寄せられています。広報、周知に関するものが87件ありました。北海道後期高齢者医療広域連合としても、主要都市で住民説明会を開催するとしています。小樽市での市民説明会の実施回数、受講者は何人かお答えください。

先日、健康保険組合連合会が行った医療に関する国民意識調査では、後期高齢者医療制度については74.3パーセントが知らないと答えています。住民説明会も希望する団体にこたえるだけでなく、市民全体に対する周知として、すべての町会あるいは連合町会ごとに実施するなど、地域ごとの市民全体に知らせる計画が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、現在、市民全体の何割に周知できているとお考えですか、あわせてお答えください。

次に、保険料の問題です。

北海道後期高齢者医療広域連合が決定した保険料は、平均年額8万6,280円です。軽減措置後で7万3,876円ですが、小樽市の国民健康保険料と比較すると75歳以上で2人世帯の場合、年金220万円未満世帯では高くなります。それ以上では安くなっており、低所得者への負担が大きくなっています。来年4月、小樽市の国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する75歳以上の高齢者の保険料の収納率は99.37パーセントと伺っていますが、保険料滞納者見込みは何人と推計していますか。現在、介護保険では65歳以上ですが、月額1万5,000円未満の年金受給者などは約4,800人おり、このうち保険料未払の人は約1,200人、25パーセントほどになります。75歳以上の人の年金者も含まれていますから、保険料の滞納者が出るのが大変心配です。後期高齢者医療制度には、保険料の法定減免はありますが、生活費非

課税、担税能力に応じた負担という面から見ると不十分です。後期高齢者医療制度では、自治体として独自の保険料減額はできませんから、保険料を払った後の所得が生活保護基準以下と逆転現象になったら、せめてその差額を何らかの形で自治体独自の単独事業として支援することを検討してはいかがでしょうか。お答えください。

最後に健診ですが、利用者は健診単価の1割負担といいますが、見込額、健診内容をお知らせください。小樽市の国民健康保険の健診も同じ時期から始まります。75歳以上の健診は、北海道後期高齢者医療広域連合で行いますが、同じ小樽市民として健康保険の加入の違いで健診内容や負担に大きな違いが出ることは好ましくありません。小樽市国民健康保険との関係で今後の見通しはどうかをお聞かせください。

政府は、保険料については一部先送り、手直しを決めていますが、1年後には現行法どおりに実施されます。75歳以上の高齢者への過酷な保険料の負担と世界で例のない人間としてあるまじき差別医療を持ち込む後期高齢者医療制度は、撤回する以外にありません。このことを改めて強く要求し、再質問を留保して終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、本市の財政危機の原因などについてでありますけれども、なかなか回復の兆しを見せない景気の動向や人口の減少などによる市税収入の減少もありますが、何と申しましても、平成16年度からの三位一体改革の中で行われました地方交付税の削減が、これまで行ってきたさまざまな財政健全化の取組による経費削減以上に大きかったことが、現在の厳しい財政運営を強いられている一番の要因だと思っております。それらの中で、職員数の削減や給与の独自削減などによる、人件費総額の抑制や事務事業の見直し、管理経費の圧縮などを行う一方、受益者負担や減免制度の一部見直しなどで市民の皆様にも御協力をいただいていたところでもあります。この間、議会で御議論いただくことはもちろんのこと、市長への手紙やさまざまな機会をとらえて、市民の皆さんの御意見を伺いながら進めてまいりましたが、今後とも情報の適切な公開に努めながら、可能な限りの市民サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、不況の問題と市財政とのかかわりでありますけれども、何と申しましても、合わせて歳入の2分の1以上を占める市税と地方交付税の動向が、本市の財政運営を左右すると言っても過言ではなく、すなわち景気の動向が大きく影響していると考えております。一時期の全国的な景気の回復基調も地方には及ばず、地方交付税の削減傾向が続く中で、税収基盤の弱い本市などは大変厳しい状況下に置かれており、景気回復を願うことはもちろんであります。一方で、そのような中であっても安定的な財政運営ができるよう、確固とした交付税制度の確立を求めていきたいと考えております。

次に、市税収入の決算額と増減率などについてであります。まず決算額であります。平成14年度は155億9,400万円、マイナス3.0パーセント、15年度は149億5,700万円、マイナス4.1パーセント、16年度は145億3,400万円、マイナス2.8パーセント、17年度は146億2,900万円、プラス0.7パーセント、18年度は144億1,800万円、マイナス1.4パーセントとなっております。

次に、減収の主な要因であります。個人市民税については、景気の低迷や人口減少などにより、給

与所得、納税義務者数ともに減少傾向にあることが要因となっております。また、固定資産税については償却資産に係る設備投資が減少傾向にありますし、土地の価格の下落が続いていることや、土地、家屋ともに3年ごとの評価替えにより課税標準額が減少傾向にあることが、それぞれ収入額についても影響していると考えております。

次に、昭和45年度から8年間の繰上充用額についてであります。昭和45年度は5,527万円、46年度は1億2,069万円、47年度は1億662万円、48年度は3,707万円、49年度は1億9,328万円、50年度は12億1,354万円、51年度は7億2,826万円、52年度は4億6,870万円となっております。また、昭和50年度の標準財政規模に対する繰上充用額の割合で、単純に平成18年度の標準財政規模に置きかえますと約43億3,000万円となります。

次に、当時の市民負担と市職員の給与の状況でありますけれども、昭和51年度当初予算の提案説明の記録によりますと、歳入の確保対策として、法人市民税の税割の税率を制限税率の100分の14.5まで引き上げることや、それまで十数年据え置いてきた戸籍及び証明手数料などを、経済情勢及び各市の料金体系などを勘案して見直し、適正化を図ったとされております。また、使用料においても十数年据え置いてきた市民会館や公会堂など、各会館の使用料を見直し、適正化を図ったとされております。その見直しによる効果につきましては、詳細な見直し内容の把握が困難であり、積算は難しいところであります。なお、職員の給与については独自削減などを行っておりません。

次に、昭和45年度から8年間、市税の納入額と伸び率についてであります。昭和45年度は23億3,600万円、11.5パーセント、46年度は26億9,100万円、15.2パーセント、47年度は30億2,400万円、12.4パーセント、48年度は36億1,400万円、19.5パーセント、49年度は48億6,500万円、34.6パーセント、50年度は50億5,000万円、3.8パーセント、51年度は58億1,700万円、15.2パーセント、52年度は67億9,400万円、16.8パーセントとなっております。

次に、政府の地方財政対策でありますけれども、先ほども申し上げましたが、平成16年度からの三位一体改革の中での地方交付税の大幅な削減は、市の財政運営にとって非常に大きく、それまで行ってきた行財政改革をはるかに超えたものがありまして、平成16年度の決算が昭和52年度以来の27年ぶりの赤字決算となった大きな要因と考えております。現在は、地方自治体間でも、その財政基盤に大きな格差が出てきておりますので、今後に向けては私どものような地方都市におきましても、安定して継続した市民サービスを提供できるような地方財政対策をぜひとも望みたいと考えております。

次に、築港駅周辺地区再開発事業関連でありますけれども、事業費の総額は土地区画整理事業に小樽港縦貫線等の関係事業を含めたトータルで約142億2,000万円であり、その主な財源は、国庫補助金が約43億3,100万円、市費が約86億8,200万円となっております。また、市費のうち約84億6,700万円が市債であり、その元利償還額は合計で103億5,500万円、償還期間は下水道事業など最も長いもので平成40年度までとなっております。

次に、平成16年度以降の元利償還額についてであります。平成16年度は5億5,600万円、17年度は5億9,200万円、18年度は6億2,000万円、19年度は6億3,100万円、20年度は6億3,100万円、21年度は6億2,700万円、22年度は6億800万円、23年度は5億9,500万円、24年度は5億7,300万円となっております。

次に、築港駅周辺地区再開発事業に関連しての財政負担についてであります。確かにここ数年が元利償還額のピークであります。この事業は本市の産業振興と雇用機会の創出などのために実施してきたものと思っております。なお、OBCの市税滞納に関しましては、今後とも経営状況を把握しながら納税交渉に当たってまいります。

次に、財政再建の取組でありますけれども、私が市長就任後、まず平成12年11月に財政健全化計画を策定し、財政健全化のための取組を開始いたしました。平成15年8月にはその収支計画を見直し、平成18年度までに総額で40億円の財政効果を上げることを目標として取り組む中で、結果として目標を上回る成果を上げてまいりました。しかしながら、景気の低迷などによる市税収入の減や三位一体の改革による地方交付税削減の影響などにより、さらなる計画の見直しが必要となり、平成17年3月に財政再建推進プラン、翌平成18年2月に財政再建推進プラン実施計画を策定し、本年3月には、この実施計画からさらに踏み込み、平成24年度に累積赤字解消を目標とする新たな財政健全化計画を策定し、強力に取り組んできてきたところであります。私は、これまで何度か計画を見直しながら、財政再建を市政の最重要課題と認識し、取り組んできてまいりましたが、地方交付税への依存度が高い本市財政にとって、何と申しまして、三位一体の改革による平成16年度の地方交付税削減がいまだに大きく影響しております。いずれにいたしましても、地方交付税の削減は地方自治の根幹にかかわると同時に、本市の財政運営に深刻な影響を及ぼす問題でありますので、今後とも全国市長会や地方六団体などと連携を図りながら、その増額について国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、今後の人件費の削減についてのお尋ねでありますけれども、現在、給与構造改革に基づく給料表を導入し、独自削減5パーセントを実施しているほか、特殊勤務手当の抜本的見直しや管理職手当の削減、退職時特別昇給の廃止及び退職時加算の調整額凍結、さらには日帰り・在勤地内旅費の日当廃止など、人件費の総額抑制に努めております。しかしながら、今後の交付税の動向や財政状況には引き続き厳しいものがあると思われまので、さらなる人件費抑制のための削減策が必要になることが予想されます。その場合には、病院事業会計のみならず、小樽市全体としての取組が必要と考えております。

次に、新病院建設の財政負担などについてでありますけれども、まず地方交付税の来年度以降の動向であります。地方交付税については、基本的には毎年年末に発表される地方財政計画の中で伸び率等が示されることとなっており、今回も同様に、その内容を見極めながら来年度の予算や21年度以降の交付税について試算をしていく考えであります。

また、来年度の市税につきましては、現在、試算中ではありますが、個人所得が減少傾向にあり、厳しい見通しにならざるを得ないと思っております。なお、病院問題と健全化計画の見直しに関しましては、先般、病院の不良債務解消計画の見直しを行ったばかりでありますので、まずはその達成に全力で取り組むとともに、一般会計の健全化計画につきましても、その計画との整合性にも留意しながら、今後の予算編成を踏まえ見直ししてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港にかかわりまして何点か御質問がございましたが、まず昭和53年度から平成18年度までの後背地を含めた当該地域からの税収と負担金等についてであります。収入では市税と特別とん譲与税を合わせて60億8,900万円となっております。一方、石狩湾新港管理組合への負担金は90億6,600万円、簡易水道事業特別会計への繰出金は1億7,500万円ありますので、現時点で単純に比較いたしますと、負担金等の合計額の方が市税等の収入よりも31億5,200万円多くなっております。

次に、石狩湾新港の財政構造でありますけれども、平成18年度決算における使用料・手数料は3億3,610万円で、歳入全体に占める割合は4.66パーセントとなっております。石狩湾新港管理組合では、今後もポートセールスを強化し、母体負担金の軽減につながる使用料収入等の確保に努めるとしてありますが、財政構造を根本的に変えるまでには、なお時間を要するものと考えております。

次に、石狩湾新港と小樽港の平成18年の取扱貨物量であります。石狩湾新港は344万8,000トン、小樽港の一般貨物は150万5,000トンで、石狩湾新港の44パーセントとなっております。

次に、港湾労働者の減少による人口減の推計であります。港湾労働に関しては荷役作業の波動性が

ら相当程度をその都度臨時雇用で賄わざるを得ない構造の問題も絡み、港湾労働者全体の推移を正確に押さえることが困難と考えております。一つの例としまして、港湾運送事業者が運輸局に届けている港湾荷役労働者数を見ますと、現在と同じ調査内容となった平成元年度末の常用雇用者数261名に対し、平成18年度末には222名となっており、39名15パーセントの減少となっております。

次に、平成18年の小樽港と石狩湾新港の一般貨物量の合計は、495万3,000トンであります。また、これまでの小樽港の一般貨物の最高は、昭和39年の525万6,000トンであります。

次に、道央日本海側の港湾は小樽港だけでよかったのではないかと御指摘でありますけれども、小樽港の取扱貨物の大宗を石炭が占めていた過去とは、貨物の品目や輸送形態は大きく変化してきており、貨物量の多寡だけで判断することにはならないと思います。いずれにいたしましても、両港がそれぞれの特性を生かし、相互に連携しながら太平洋側に対抗していくことが、地元業界の活性化と石狩湾新港地域への企業立地に重要な役割を果たすものと考えております。

次に、石狩湾新港の防波堤整備についてであります。この事業は、西ふ頭における必要な静穏度の確保を目的としておりますが、防波堤整備には長期にわたり多額の費用を要することになります。そのため、石狩湾新港管理組合はもとより北海道に対しても、本市の財政状況の厳しさを訴え、事業の進め方や母体負担金の軽減について申入れを行ってまいりました。市といたしましては、今後、石狩湾新港管理組合予算における負担金の動向を見据えながら最終的な判断をすることとなると思っております。

次に、新市立病院についての御質問でありますけれども、まず基本設計の委託契約の解除であります。基本設計は新病院建設事業の中の重要な業務として、また実質的な事業のスタートとして位置づけ、本年3月28日に業務を開始し、これまで建物の配置計画や平面計画の検討など業務を進めてきたところであります。しかし、今年度予定しておりました建設用地の購入は、起債導入を前提に北海道へ不良債務解消計画を提出しましたが、今年度上半期の入院・外来収益が計画を下回ったことから、収益の減収分につきましては、病院の経営努力と一般会計からの繰入れ増額で補てんすることとし、不良債務解消計画の見直しを行い、北海道においても、その計画の実効性を見極めた上で起債許可の判断をすることとなっております。そのため、建設用地の購入は、起債許可の可否が年度末になる状況では手続的に間に合わないため、平成20年度に変更したところであります。今後は、病院事業の収支や国の地方財政対策の動向などを見極めた上で、事業全体の推進について判断していかなければならない状況となっておりますことから、基本設計だけを先行させて進めていくことにはならないと判断し、業務を一時中断し、現在の契約を解除したものであります。

次に、財政再建との関連でありますけれども、さきの市立病院調査特別委員会におきまして報告いたしましたとおり、不良債務解消計画の見直しの内容といたしましては、病院事業の今年度上半期の収支状況が計画を下回ったことから、計画全体への影響を考慮し、病院事業会計の収支改善と一般会計からの繰出しの増額により解消する計画に変更したものであります。病院事業を取り巻く状況も大きく変化してきておりますし、また、それを支える一般会計においても、今年度、地方交付税が見込みを下回るなど、大変厳しい状況となっております。こういう状況は全国的なものであり、医師不足や診療報酬の減額、さらに地方交付税の減額など制度的なものの影響が大きいわけですから、国においても相当の支援策を講じていただかなければ、病院を抱える自治体の財政はさらに厳しい状況となります。市といたしましても、財政再建が最優先課題でありますので、これらの動向を見極め、財政的な見通しを立てた上で進めるべきと判断したものであります。

次に、今後の医業収益についてでありますけれども、医師の確保については、全国的な医師不足の中で大変厳しい状況ではあります。大学医局への働きかけなど、引き続きその確保に向けてできる限り

の努力をしております。また、両病院においては、これまで以上に利用者の視点に立った医療サービスの向上を図り、資金収支計画における入院・外来収益の目標達成に努めてまいりたいと考えております。

なお、病院の経営改善には、収益を増やすのはもちろんですが、効率的な経営で支出を抑制することも重要であります。そのため、現状の低い病床利用率や入院患者の動向を踏まえた病棟の再編は、効率的な病床利用、人件費の抑制による収支の改善、看護師の欠員解消などに資するものと考えております。

次に、このたびの病院の不良債務解消計画の見直しの中に盛り込んだ人件費の削減と一般会計との関係についてであります。今回の見直しにより一般会計から総額で約5億円の追加繰出しが必要となったところであり、今後の一般会計の収支計画に大きく影響することは申し上げてきたところであります。しかしながら、一般会計の健全化計画の見直しにつきましては、そのことに加え、地方交付税をはじめとするさまざまな状況の変化を総合的に踏まえた上で検討する必要があると考えており、現時点で一般会計等における具体的な人件費の削減を決定しているわけではありませんが、財政再建の取組の中でどのような対策が必要か、今後の予算編成作業の中で慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、新病院に係る業務を一時中断することについての関係団体への相談ということですが、今回の措置は、現在進めております新病院に係る業務を、国の動向など見極めて財政的な見通しを立てて進めるために一時的に中断するものでありますので、関係団体との事前協議などは行っておりませんが、今回の措置の経緯などにつきましては、市立病院調査特別委員会への報告後に医師会など関係者への説明は行ったところであります。また、いろいろな意見があるとのことですが、市立病院調査特別委員会でも報告いたしましたとおり、病院新築を目指すという基本姿勢には変わりはありません。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問ですが、初めに制度の中止を求めるということでありますが、近年の急速な少子化と高齢化の中で高齢者の医療費は増大を続けており、国民医療費全体に占める割合は年々上昇する傾向にあります。こうした状況においてこの制度は、現役世代の負担が過重なものにならないよう配慮しつつ、高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として創設されることになったと認識しております。大きな制度の変革でありますので、一部にこれまでより負担が増える部分も出てまいりますが、皆様には御理解をいただき、制度が適正に運用されるよう注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、住民参加と制度の周知ですが、まず市民への説明は、出前講座として現在まで8回実施し、受講者は約280名となっております。また、先日開催の町会長との定例連絡会議においても、制度の説明をするとともに私からも出前講座の利用を呼びかけましたので、引き続き、各町会をはじめさまざまな団体の要請に応じてまいりたいと考えております。なお、周知の割合はまだ十分とは思っていませんが、今後、国や北海道後期高齢者医療広域連合などにより新聞やテレビ、ポスター、リーフレットなどで周知が図られるものと思いますし、各市といたしましても、さまざまな方法やあらゆる機会をとらえて周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料についてでありますけれども、まず保険料の滞納者見込みにつきましては、現在、国民健康保険料の滞納者であっても新しい制度では保険料が年金から天引きとなる方も含まれていると考えられますので、現段階で保険料の滞納者を見込むことは難しいものと思います。

また、保険料の支払により生活保護水準以下となる方については、独自の支援の検討をということでありますけれども、小樽市では制度の創設に当たり既に電算処理システム開発経費や広域連合の運営に係る共通経費を負担してきており、制度開始後の運営においても共通経費などさまざまな財政負担が見

込まれておりますので、現在の財政状況から市独自の支援策を講じるのは大変難しいものと考えております。

なお、先般開催された後期高齢者医療広域連合議会において、制度移行により保険料負担が急増する被保険者への激変緩和措置及び適切な低所得者対策を講ずることなどを求める意見書を国に提出することを決めており、今後も北海道後期高齢者医療広域連合と協力して高齢者が安心して医療を受けることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健診でありますけれども、健康診査は、後期高齢者の健康診査と74歳以下が対象となる特定健診とに分かれます。後期高齢者の健康診査は、広域連合から市町村に委託され、市町村国民健康保険の特定健診と同じ枠組みで実施することになっております。また、後期高齢者の健診項目は、肝機能検査や脂質検査などの必ず項目のみを行うこととされており、国民健康保険の特定健診は、このほかに心電図、眼底、貧血の検査が医師の判断により選択項目として追加されることがあります。健診単価は、今後、関係機関との協議を残しており、また後期高齢者の利用者負担については1割となっておりますが、国民健康保険については、現在、検討中であります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 再質問いたします。

最初に、石狩湾新港の平成20年度に予算要求する新たな防波堤建設に関してです。

ただいまの市長の答弁では、財政負担などを考慮して最終的に判断するというところで、私が要求した北防波堤の延伸や防波堤(島外)は中止せよということには直接答えておりません。最終判断はまもなくだと伺っているわけで、この問題を議会で聞く機会というのは、この議会が最後なのです。その最後の議会に150億円の税金を投入する防波堤の延伸や新たな島防波堤をつくることについて、いろいろ考えて最終判断するというところで答弁を避けるというのはいかがなものかと思うので、まもなくの話ですから部内で検討していると思うので、はっきり答弁をいただきたい。

次でありますけれども、財政問題の現状と市立小樽病院の建設の問題です。これは切っても切れない関係がありますから、最初は分けて財政と病院問題を伺いましたが、再質問では一つの項目で伺います。

最初に、市長は病院建設を既定方針どおり進めると、あくまでも進めるということをおっしゃっているのが一つです。それから、財政問題についてですが、病院建設については財政状況を見極めて進めるという答弁です。それから、先ほど指摘した副市長のなかなか意味深い答弁があるわけですが、これらをあわせて考えますと、一体今の瞬間、市長は財政問題を考えながら市立病院建設をどのように進めようとしているのかということが不明なのです。今のやりとりを聞いていても、市長の答弁ではそのところは市民の皆さんにわかるような答弁ではないのです。財政状況を見極めて病院建設を進めるというのですが、一般会計の状況というのは、これは深刻な状況なのです。具体的にどのように進めるのかということについて、基本問題ですから改めてお答えをいただきたいというふうに思うわけです。私が心配するのは、副市長が答弁しているように今の一般会計の状況では病院に、際限なくと言ったら語弊がありますが、副市長の説明では次から次へとどんどんつぎ込んで一般会計自体が破たんするようなことは避けなければならないと、これが基本だと言っているのです。これは一般会計から見れば当然のことなのです。親会計、小樽市を破産させてまで市立小樽病院に金をつぎ込むことはしないと断言しているのです。ところが、市立小樽病院の不良債務解消をめぐるどうなっているかと。

去年の12月1日に市立病院調査特別委員会で不良債務44億円の解消計画が示されました。その後、日本共産党、私も予算特別委員会などで質問して、病院が44億円のうち半分不良債務解消に努力すると言



うけれども、それは無理だろうということを使ったのです。市長をはじめ理事者は、あのとき何と仰いましたか。達成できると頑張ったでしょう。しかし、今回の見直しときに、関係理事者は済みませんと謝ったのですよ、私どもに。そのとおりにはいかなかったのです。だから、今回、改めて一般会計から5億円を持ち出すことにして26億数千円を一般会計から持ち出すと。先ほども指摘しましたが、それでは病院の側の不良債務解消の財源はどうやって出すのかということです。結局、医業収益を上げるという自信がないから病棟を閉鎖したり、これも人件費削減でしょう、病棟閉鎖は。それでも足りないから病院職員の分の人件費を5億円削ると、こう言っているのです。だから、医業収益から利益を出す。そして、病院の不良債務解消というふうには答えていないでしょう、見直し計画では。私どもの心配したとおりになっているのです。そうしたら、今度は病院の不良債務解消のためには、次から次へと人件費を削るということをあなた方は言っているのですよ。そのことについては正面からお答えになっていませんから、どうやって病院の側の不良債務の解消額を、財源を生み出そうとしているのか、具体的に説明してください。

次に、基本設計の一時中断あるいは解約ということを一緒の答弁でしている問題についてです。

ほかの会派の皆さんも既に関係の設計会社と小樽市の契約書は入手されていると思うので、これを基に伺いますけれども、市立病院調査特別委員会でも、ただいまの市長の答弁でも、一時中断ということと解約ということと同列に置いて、あるいは若干区別して答弁されているのです。しかし、一時中断ということと解約は、契約書の中では別の項目となっているのではないのですか。私が説明したら質問の時間が長くなるから。契約書によれば一時中断とは、どういう場合に一時中断するといっているのか。それから、解約というのは、第何条でどういうときに解約するといっているのですか。一時中断と試してみたり、解約と言っていますが、この契約書に基づけば、どちらかを選択しなければならないと受け取るのが普通ではないでしょうか。一緒にされて私たちに理解を求めても、それは理解しがたいことですから、契約書の文言に従って、条文に従って、わかるように説明をお願いいたします。

それから、中断にかかわって医師会や関係団体と相談があつてしかるべきだとの質問に対して、市長は先ほどお答えになりました。そこで伺いますが、医師会や関係団体、これは公的病院だと思うのですが、側聞するところでは、市長は公的病院の院長に説明をしたということを知っているわけです。公的病院といえば、協会病院、済生会、北生病院ですね、掖済会病院、同じ済生会ですから西小樽病院は行っていないと思いますが、この三つの公的病院の院長に会つてどういう内容のお話をして中断についての理解を求めたのか、その内容について説明をしてください。それに対する医師会並びに公的病院の院長の御見解はいかがであったか、そのことについても説明をお願いいたします。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 再質問にお答えをいたします。

初めに、石狩湾新港の問題でありますけれども、中止せよというお話でございましたけれども、私どもは相談があつたときに、小樽市の今の財政状況では負担できませんと。中止せよとは言っていませんけれども、負担できませんよということはずっと言っていました。それで、話を聞きますと、道庁の方も石狩市の方も何か同意するような話をしているということですので、我々としては、引き続き現在の財政健全化計画で示している石狩湾新港管理組合の負担金、これを削減してくださいと。どうしてもやるというのであれば削減してくださいと。我々が負担を見込んでいた額の範囲内でどんどん削減して、その上で進めるというのであれば、それは考えようがあるかというふうには思っていますけれども、

現在の段階では負担金の額を減らしてくれと、その上でということでは今話し合いの途中でありますので、今ここでどうこうということは申し上げられないと思いますけれども、できるだけ削減してほしいという話は申し入れをしてあります。

それから、病院の問題でいろいろお話がありましたけれども、どこをどう整理したらいいかちょっとわかりませんが、基本的にはこれは進めざるを得ない仕事だというふうには思っています。財政問題の話で副市長の答弁もありましたけれども、基本的には一般会計の財政が破たんしてまで病院をやるという話にはなりません。ですから、一般会計の財政再建も見ながら、できる限りの努力をしながら病院の建築については進めていきたいと。こういう非常に難しい問題だと思います、それは簡単な話ではないと思いますけれども、しかし病院問題については、統合しなければならぬということについては皆さん方一致した意見だと思いますので、それは努力していきたいということで御理解をいただきたいと思えます。際限なく一般会計から出すという話ではありませんので。ただ、私が市長になってからずっと一般会計で不足額を出してきました。このことが今になってみては、よかったと思えます。病院事業会計にとってはよかったと思えますけれども、その分一般会計は苦勞しているという逆な面もありますけれども、とにかく病院のこの不良債務の解消というのは、新築統合にかかわらず解消していかなければならぬ問題ですから、これはどんな形になるかわかりませんが、我々もいろいろな努力をしながら、そして国の方も、今、全国の公立病院の9割は赤字だと言われておりまして、これの経営改善措置をどう進めるか、かつて第5次までの経営改善の措置があったのです。それが平成15年ぐらいから中断しているのです。ですから、そういったものの第6次の新しい再建への措置ですね、そのようなものを国に要求していますので、そういった動向も我々は見ていきたいというふうに思っているわけですね。

それから、人件費の抑制の話ですが、基本的には人件費総額についての抑制ということはやはり考えざるを得ないと思っています。共産党は人件費を削るなどと言いますが、そうせざるを得ない状況でありますので、多分14日に期末手当を払いますと、市民からどんどんまた批判の声が私たちに来ます。こんな財政が悪いのに払うなど、なぜ払うのだという、そこまで我々は言われているわけです。ですから、そういう面では、職員だって生活があるわけですから一定のものは払わせてもらいますけれども、しかしながら総額についていろいろな面で工夫をしながら、削減はしていかにざるを得ないというふうに思っています。

それから、契約の問題の話は参事からいたしますけれども、医師会なり公的病院との話ですが、今回、中断といいますか、至った経緯について説明をいたしました。特に医師会なり公的病院の院長からは特段の話はなかったわけですが、御了解いただいたというふうに思っています。その中でやはり公立病院の必要性といいますか、これはどうしても必要なのでぜひ早くやってほしいと、こういう要望は受けております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部参事。

**総務部参事(吉川勝久)** 北野議員の再質問にお答えいたします。

基本設計の委託業務についての契約の一時中断と、それから解約をごっちゃにしているのではないかというお話ですが、確かに契約書上、一時中止という措置と、それから契約を解除するという措置があります。ちょっと読み上げさせていただきますけれども、契約書の第8条では、「甲は、」市はですね、「必要と認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。」これが一時中止することの措置でございます。それと第15条におきまして「甲は、業務

が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。」これが、この前条というのがいわゆる乙、市ではなくて契約者、業者側の責任での解除がありまして、その後、それによらない場合の解除規定があります。このいずれの規定も、これは小樽市が必要と認めて行う措置でありますので、現在の状況の判断になるのかと思います。議員がおっしゃるように、基本設計を中断するという事と契約を解除するという事は、確かに別の問題です。

議員の御質問の中に、今回の解除期間というのは長い期間ではないというようなお話がございましたけれども、先ほど市長の答弁でも申し上げましたように、現在、土地の購入についての起債許可に関しては年度内ぎりぎりになるということで、新年度に送っていると、そういう状態の中で、国の動向等を見極めた上で事業を推進すると、そういう状況にあるわけですから、少なくとも基本設計を再開する年度につきましては新年度にずれ込んでしまう、そういうことになるかと思えます。ちょっと事例が違いますけれども、今の契約書の中に、例えば業務を一時中止した場合の相手方の解除権についての説明があります。これは内容が別のものですけれども、例えば市が一時中止をしましたという場合に、この契約書上はその中止の期間が30日を超えるときは相手方からの解除もできると、そういう条項を持っているわけです。ですから、業務を一時中止するという事は、相手方にとっては大変不安定な状況を長期間強いるということになるわけですから、30日を超えるときは相手が解除できるという規定がございます。これは直接今の案件ではありませんけれども、今ここで基本設計を中断して新年度にずれ込むと、我々は当然、年度当初早い時期からの再開ということを望んで動いておりますけれども、4月1日からびたっと始まるかということ、これはやはり今後の動向を見なければならぬという状況の中で、契約をそのままにしておくことはできないというのが我々の判断でございます。そういう形で今回は、契約業務は一時中断すると。なおかつ契約は一時解除すると。もう一つ今回の解除、解除の理由には何点もありまして、一つには今までやったものが全く無駄になるということではない、今度再開後は今回行いましたゾーニングを踏まえて、その以後の業務を続けていけると、そういうような要素もございますので、今回は一たん契約を解除した、そういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 22番、北野義紀議員。

**22番(北野義紀議員)** 何点が再々質問いたします。

まず、石狩湾新港の新しい防波堤の建設についてですが、市長は現在の負担金を削ってくれば現在の4億6,000万円の範囲であれば考えてもいいと、同意してもいいというようなニュアンスですね。けれども、これはできない相談ではないですか。石狩湾新港管理組合の方は、入ってくるお金、出ていくお金を見て、起債の償還が圧倒的ですが、その足りない分は石狩湾新港管理組合負担金として北海道、小樽市、石狩市、3分の2、6分の1ずつそれぞれ負担するという事の決まりになっているのです。これをまけてくれということは可能なかという疑問があるから、ただいまの冒頭の市長の答弁は納得がいきません。できないことを相手側に言っているということなのです。私は細部までわかりませんから、負担金を軽減する特例でもあるのであれば、そういう密約でも石狩湾新港管理組合とあるのであれば明らかにしてください。できない相談を相手にぶつけて、負担金を削ってくれるのだったら新しい防波堤をつくってもいいですよと、こんな話は通用しないのではないですか。

それから、この問題の二つ目、防波堤をつくった場合の150億円の建設事業費の15パーセントは管理者負担、地元負担なのです。このうち何年で計画するかはわかりませんが、15パーセントの6分の1は小樽市の負担というのは決まっているのです。ですから、この兼ね合いでどうなるかということですが、

できない相談を市長が石狩湾新港管理組合に言っているというのはちょっと意外だったので、この説明を再度してください。

二つ目、一般会計を見ながら病院建設を進めるというお話ですけれども、まだよくわかりません。それは、まず今年度の新しい病院を建てるに当たっての起債もそうですが、現在の病院の古い機械あるいは壊れた機械を更新するための医療機器の起債も対象になるのです。ですから、赤字だったら認めませんよと。不良債務解消が計画どおりいっていないから、あなた方は今年度医療機器の更新を起債で予定どおり申請するけれども、認められなかったらリース契約するということも想定して説明をしているのですよね。こういう現状ですから、果たして病院の側が、もし起債を病院の持ち分と言われているのをどうしてもやろうとすれば、私どもに説明があったように、結局、病院が用意できないときは、不良債務解消はその分は一般会計がかぶるというのが大前提になっているのです。だから、病院の方は、今度の新しい見直しでは医業収益を上げて不良債務解消の財源にするとは一言も言わないのです。だから、私は、全部人件費削減で不良債務解消の病院分を用意するのではないかというふうに聞いているのです。それしか理解ができないからです。しかし、それを既に道に説明に行っているというお話なのです。玄関で配られている職員組合のニュースを見たら、まだこれからの人件費削減は協議事項になっていますね。職員組合と合意していないことを、人件費削減でこれだけ用意しますということを、市長はもう既に道に説明に行っているのです。こういうことはやっていいのか。もし職員組合の同意を得られなかったら、計画が全部御破算になるでしょう。そういうことではないのですか。だから、何か先を急いで関係団体の同意もとらないで、人件費削減をどんどん進めるといって計画だけ提出していると、こんなことでいいのかという疑問が出てくるのです。だから、明確にお答えになっていませんけれども、病院の不良債務解消の財源、病院の持ち分、これは全部人件費でやるということなのでしょう。はっきり答えてください。考えなければならぬといたって、不良債務解消が絶対条件なのだから、考えてなんていられないでしょう、財源を用意することになれば。だから、人件費を削るということを職員組合の同意もないのにどんどん北海道には説明していると、こういうことではないのですか。

だから、一般会計を見ながら病院建設を進めるといっても、病院の不良債務だけとってこういう現状です。しかも、一般会計は平成18年度の決算で11億何がしの赤字です。これを解消するための再建計画、これが病院の不良債務解消に5億円が新たに加わったり、あるいは3億3,000万円交付税を削られたから大変な歳入の減になるから、この計画は見直さなければならぬということになっているのです。こういう大変な事態に一般会計そのものが今立たされているのです。こういうときに一般会計の状況を見ながら病院を進めるといっても、基本はわかったけれども、来年どうするのかと、こうなれば、来年については予定どおり事を進めるといって先ほど来話し合われているけれども、そんなことできるのですかということです。

それから、業者との契約解除についてなのですが、業者の側からも解約するという条項が定められているのは知っていますけれども、そんな説明を私は求めていません。今度の解約というのは、小樽市の側が解約を申し出たのですね。市立病院調査特別委員会、11月12日のときは、解約したいという答弁でした。その後、解約したのかどうか。解約したのであれば、いつ解約したのか。解約の条件は何々であったか。特にお金の絡む問題については、金額も含めて説明をしてください。

それから、業務の一時中断ということと解約との関係は、どうなるのですか。解約というのは、この契約そのものが全部ペアになるということでしょう。前段おっしゃった業務の中断というのも、消えてなくなるということですね。この契約のつくりからいえば、そういうことになるのではないですか。だから、私はどうもわからないと。一時中断と解約をごっちゃにはしていないですよ、区別して私は考え

ていますけれども、あなたの方が答弁の中で一時中断と説明したり解約と言ったりする。仮に既に解約したということになれば、一時中断というその中身が全部なくなることを意味するのではないですか。お答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 石狩湾新港の問題ですけれども、平成19年度予算で石狩湾新港管理組合の負担金が4億4,600万円ですね。今の財政再建計画の中では、これを4億3,200万円に引き下げてほしいと、そういう我々は申出をしています。ですから、いろいろな財政手法を使って、例えば資本費平準化債などを使って毎年の負担金を落としてくださいと、そして長期にしてくれと、それであれば可能でないかと、そういう意味で言っていますので、別に密約をしたとかなんかという、すぐそういう話に持っていきまされども、そんなことはありませんので。

（「いやいや、今あなたが変なことを言うから聞いたのですよ」と呼ぶ者あり）

そういうふうに言っていますから。

それから、医療機器の購入の関係は、これは今の病院の不良債務、一般会計の赤字、国民健康保険会計の赤字、これはどこをどうするのではなくて小樽市トータルとしてこれを削減していかなければならないですね。今回四つの指標を示されてきましたけれども、連結赤字比率でいきますと、早期健全化団体に陥る可能性もあると言われていきますから、そういうことからいけば、病院事業会計の赤字がどうだ、どこの赤字がどうなのかではなくて、トータルとして基本となるのはやはり一般会計だと思うのです。ですから、ここをまずしっかりやっていく。一般会計がよくなれば、ほかの会計もよくなるわけですから、そこを重点的にやっていくということで、一般会計がやはり一番大きな柱になるだろうというふうに思っていますし、医療機器の購入につきましても、確かにリースという方法もありますけれども、リースよりも起債が認められれば負担が少なく済むわけですから、そういうことで両建てでこれもこちらの起債だけは何とか認めてくれというお願いはこれからもしていった、医療機器だけは起債申請を出しました、先週。それで、ぜひ起債を認めてもらいたいと、そういう交渉はこれからもしていきながら、全体としてこの借金の返済といいますが、不良債務の解消に努めていきたいと思っておりますし、それから医業収益の問題が出ましたけれども、1病棟を削減する話も、これは収益の改善になるわけですから、そういう意味でぜひ御理解をいただきたいと思っておりますし、現状で今、病院の病床利用率が70パーセントを超えているのです。ただ、許可病床と実動病床との差がありますけれども、実動病床の比率でいけば七十五、六パーセント、今、回復しています。特に10月以降、大分入院患者も増えておりますので、収益がこのままいくかどうかまだわかりませんが、そういう面で何とかそういう努力もしながら医業収益も上げながら、そして不良債務を解消していきたいというのが我々の気持ちでございます。それから、そういう面で、その部分で人件費の削減も出てきますし、先ほど申し上げました小樽市トータルとして赤字を削減していくためには総人件費の抑制ということはどうしても取り組まざるを得ない課題だというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 総務部参事。

**総務部参事（吉川勝久）** 北野議員の再々質問にお答えいたします。

基本設計の部分なのですが、まず業務の中断と契約の解除なのですが、あくまで基本設計の業務というのは小樽市が行っていく業務でございますので、今回はそれを中断した。先ほどの解約

というのは、その基本設計業務を委託契約していると。その分の契約について今回は市の業務を中断することに伴って、今行っている委託契約を解除するということです。ですから、契約としては解除で今の契約はなくなりますけれども、業務としては中断した状態が残る。小樽市のやっている基本設計業務としては中断として残るということになるかと思います。

それと、業者との条件というお話でしたけれども、これはあくまでも契約書上に、先ほどの第15条の規定で解除した場合には、これは前項の規定を準用する規定なのですが、その業務の既成部分、でき上がった分ですね、それを検査する。検査に合格した部分は市の所有として、その部分に相応する委託料を支払う。これが契約解除の条件となるかと思います。市立病院調査特別委員会で報告した後、11月21日に久米設計に対しての解除通知をしております。現在、その検査ですね、既成部分の検査を行っているところですので、それが終了次第、当然支払の部分というのも出てまいりますけれども、そういう形で対応していきたいと。現在は検査を行っている途中ということでございます。

**議長（見楚谷登志）** 北野議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時35分**

**再開 午後 3時00分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**23番（横田久俊議員）** 平成19年もあと20日余りとなりました。4月の統一地方選を戦い抜いた市長及びここにおられる議員各位にとりましては、この平成19年は感慨の深い年であったと思います。第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長に質問いたします。

財政の健全化、これは本市が最重要課題として取り組んでいる事項であります。健全化なくして本市の将来はあり得ません。12月7日、総務省が発表した平成20年度決算からの新しい自治体財政破たん基準では、本市は連結実質赤字比率が18年度決算では18.1パーセントとなり、早期健全化団体に該当するとのことあります。文字どおり早期に累積赤字を解消し、こう間ささやかれる財政再建団体、新基準では財政再生団体といいますが、これへの転落を絶対に回避しなければなりません。財政再建は、行政、議会、そして市民が一丸となって取り組まなければならない命題なのであります。

そのよう中、さきの第3回定例会決算特別委員会で審議された平成18年度の決算では、最終的な累積赤字額は11億8,400万円となりました。17年度から引き継いだ約14億円の赤字を2億2,000万円程度圧縮したことは評価できますが、依然として累積赤字額が多額であることは憂慮すべきことでもあります。この約12億円の累積赤字を引き継いで始まった本年度、平成19年度であります。半年を過ぎた今、税収やその他の要因も含め、収支の状況は予算と比較してどのように推移しているのでしょうか。まず、平成19年度の決算見込みについてお尋ねいたします。

次に、来年度予算編成のこの時期、その前提となる今年3月に策定された小樽市財政健全化計画について何点かお尋ねいたします。

昨年、地方債制度は、従前の許可制から協議制に移行することとなりました。制度の大きなポイントは、市町村は適債性のある事業について都道府県知事への協議を行えば、その同意がなくても議会への報告を経て独自に地方債を発行できることになった点にあります。しかし、本市の場合は、この恩恵をこうむることができません。地方債についての関与の特例の条項により、実質赤字の限度額が一定水準

以上の市町村は従前に引き続き起債には許可が必要となるからであります。本市の場合、地方財政法施行令第8条第2項の規定によって算出した17年度の赤字限度額は11億560万円となります。実際の17年度の赤字額は約14億円ということでしたので、この限度額を超えております。したがって、協議制に移行するために小樽市財政健全化計画を作成、提出することとなったわけであります。

そこでお伺いいたしますが、本計画では平成21年度で累積赤字10億円と算定しており、この時点で赤字限度額を下回るようになっておりますが、18年、19年と経過している現況から協議団体への移行の可能性について市長の御所見をお聞かせ願います。

次に、本年度普通交付税は137億4,000万円で前年度比3.8パーセントの減額と、当初予算より3億3,000万円の減額となりました。本計画では、普通交付税と臨時財政対策債の合計額を19年度から毎年1パーセント減と見込んでいるようですが、結果としてはさらに厳しいものとなってしまいました。決算特別委員会では、これらの不足分を未収金対策で穴埋めするとの答弁もあったようですが、それらの状況も含め、今後の交付税の方向性について御見解をお聞かせください。これらのことから、平成24年度には黒字転換させるという本計画は、その骨子は当然ながら堅持しなければなりません。19年度の累積赤字額が当初予定よりも圧縮されたことを考慮しても、細部においては相応の調整、修正が必要ではないかと思われまます。病院事業会計への繰出し額の増額も新たにそ上に上ったことでもあります。これらも見直しの要因となると思いますが、新たな計画見直しはどのような時期に明らかにされるのか、お伺いいたします。

次に、先ほど北野議員の質問にもございましたが、職員の人件費についてお伺いいたします。

健全化計画では人件費の抑制を歳出削減の筆頭項目に挙げており、平成19年度以降は地域間格差相当額平均4.8パーセント削減をした新給料表を適用し、さらに約5パーセントの独自削減を実施しております。これは引き続き職員の皆さんには大変御苦労を願うことですが、さきの市立病院調査特別委員会で病院事業会計での10億円の人件費削減に関し、オール小樽としてさらなる人件費削減が必要であるとの答弁がありましたが、今後の人件費に関してどのようにお考えなのか、お聞かせください。

この項の最後になります。来年度予算の編成をスタートさせたこの時期に、市長はどのような予算を編成しようとしているのでしょうか。前述の財政健全化計画にうたわれている歳出削減策に基づき、歳出抑制は堅持されることとなると思いますが、厳しい状況の中でも緩急軽重を見極め、知恵を絞り、必要な事業は他の予算を削減してでも執行するという市長のリーダーシップが求められているときでもあります。夢も希望も全くない予算編成では、市民も閉そく感から脱却することができません。力を注ぐのはどんな事業なのか。また、何を削減していくのか、予算編成のビジョンをお聞かせください。

次に、本市が抱える大きな問題であります人口減対策についてお尋ねいたします。

本市の人口が本年の3月に14万人を割って数か月がたちます。11月末の人口は13万8,993人と、初めて13万9,000人台から13万8,000人台に突入しました。おおむね年間2,000人前後が減少しており、昨年は2,146人の減少ということでありまます。

10月30日付けの日本経済新聞を見て驚きました。人口減少率が最も高いのは小樽と記載されておりました。これは北海道の話ではなく、全国のランキングであります。平成17年の国勢調査を基に当市が都市圏を設定し、17年までの5年間の人口動態を分析した結果、小樽市圏の人口減少率、これは5.43パーセントになるそうではありますが、これが日本一だったわけです。圏でなくて小樽市だけをとると減少率は5.64パーセントと、さらに深刻になります。不名誉なワーストワンとなったわけではありますが、同紙は減少要因を「ニシン漁や石炭など地域産業の衰退に加え、札幌市の地価下落でベッドタウンとしての機能も急速に低下した」と分析しております。

そこでお尋ねいたしますが、本市の自然減、社会減の状況、減少原因の分析、将来人口の見通しについて改めて市としての見解をお聞かせください。

人口減は深刻です。年間2,000人が小樽へ新規に転入してきて、ようやく現状が維持されるという厳しい状況であります。人口増の特効薬はないでしょうが、何とか歯止めをかけなければ経済活動、さらなる税収減等々、社会活動のすべてが停滞する原因となります。こうした減少を指をくわえて見ているわけではないことは十分承知しております。幾つかの減少対策を実施していると認識しておりますが、それらの対策とその成果、今後の対策についてもお聞かせください。

こうした中、本市職員で小樽市外に居住する方がいて、税金や各種消費を他市町村に落としていることに違和感を持っている市民感情があることも事実であります。法的な問題やそれぞれの事情もあり、単純に小樽市内居住を強制することはもちろんできませんが、以前の御答弁では、そうした職員には指導、説得を重ねるとのことでありました。最新の市外居住職員の状況と、以前に比しての増減数、現況に対する御意見をお聞かせください。

続いて、本市経済の核をなす観光、港湾などに関してお尋ねいたします。

まず、観光であります。先日、上半期の入込み数が前年同期より8.1パーセント、約35万人減少して404万人に落ち込んだことが明らかになりました。札幌市に次ぎ道内2位であった地位を旭山動物園人気で観光客を増やした旭川市に譲りました。素人目にも旭山動物園の影響は大きいと感じておりますが、果たしてそんなに単純な要因なのでしょうか、何点かお伺いいたします。

統計を見ますと、道外・道内客の区分で、道内客の減少が顕著であります。道外からの客数はほぼ前年並みですが、道内客は34万人と大きく減少しております。また、日帰り、宿泊の区分を見ますと、宿泊客は1万5,000人ほどの減少にとどまりましたが、日帰り客がやはり34万人減少しております。多くの観光客の足が旭山動物園へ向いたことは確かですが、だからといって減少数のすべてがそうではないはずであります。なぜ道内客、日帰り客が著しく減少したのか、要因を分析していると思しますので、お知らせください。また、下半期を含めての来年以降どのようにして道内客、日帰り客を集客するのか、その戦術をお聞かせください。

観光客の減少に伴い、飲食店、土産物店などの売上げに影響が出ているものと思われます。また、小樽での滞在時間が減少しているという状況も確認されているようではありますが、そうであれば消費する客単価も当然に落ちていることと思います。直近の調査結果、これをお知らせください。

いつまでも小樽に年間800万人もの観光客が訪れてくれるとは思えません。上半期の減少という事態は、そのかげりが出始めてきた、いわゆる前兆ではないでしょうか。従前から言われている小樽観光のマンネリ化が影響してきているのではないのでしょうか。小樽観光協会は、ホテル応援ファンドや地元産品の見本市開催など新たな工夫を凝らして小樽観光の振興に尽力されておりますが、本市としても、このマンネリ傾向を打破するための施策を持つことが重要であります。市長の御意見をお聞かせください。

観光の2点目は、小樽の奥座敷と言われる朝里川温泉観光についてお尋ねいたします。

旧朝里川温泉センター跡地に本州資本の会社が進出し、リゾートホテルを建設するということについては、一部の新聞により報道がありました。この土地が第1種住居地域で延べ床面積が3,000平方メートルを超えるホテルは建築できないことから、建築基準法第48条第5項ただし書の規定による許可申請について、同条の第13項に基づく意見聴取会の開催が義務づけされております。先月の下旬、その聴取会が開催されたとお聞きしておりますが、その内容について利害関係者あるいは参考人の意見はどうであったのか、お聞かせください。

また、事前に地域、業者間のコンセンサスは得られていたのかなどについてもお知らせ願います。



また、意見聴取後の手続として、特定行政庁である小樽市の建築審査会の同意が必要となりますが、この手続は今後どのように進む予定なのでしょうか。あわせて施設の概要について、その規模や雇用予定従業員数、地元雇用の有無など報道された部分も含めて、施設に関する市の保有する情報をお知らせ願います。

関連しまして、同地に隣接する旧湯鹿里荘跡地の活用についてお尋ねいたします。

先般、経済産業省が創設しました中小企業地域資源活用プログラム、これに地元の酒造会社が開発する「みりん酢」製造が初認定を受けました。地域資源のブランド化を支援するこのプログラムの認定を受けたことにより、この事業が小樽ブランドとして本市の経済、観光に大きく貢献するものと期待しているところであります。同社は、今後、製造工場や体験施設をこの朝里の地で展開する構想を持っているところであります。この土地は、過去に老舗温泉旅館が進出を希望していながら先方の都合で白紙になった経緯もあります。隣接地に建設予定のさきの宿泊施設と相まって新たな観光拠点として地元の活性化にもつながることが大きく期待されます。当該地域は、平成17年に解散した観光クラスター研究会が情報物産館をはじめ各種体験型の施設の設置を目指した場所でもあり、実現すればクラスターが提言した施策が実を結ぶことになるわけであり、そうしたことも踏まえ、今後、朝里川温泉の地域観光振興に対する市の支援策について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、小樽市経済のもう一方の雄、港湾行政についてお尋ねいたします。

先月16日、小樽港将来ビジョン策定会議が開催され、小樽港の20年後の活用方法を示す長期構想が案から決定に至りました。5年後と20年後の港湾空間ゾーニングや石狩湾新港との連携など、懇談会委員の方々の御苦勞を評価いたしますが、基本理念や基本目標達成のための具体策を読み取れないのは私だけでしょうか。確かにビジョン実現に向けた取組の項では、それぞれの基本目標達成のために当面の対応や中・長期的な対応について示されておりますが、だれが何をいつまでにどうするという部分がよく見えません。例えば、基本目標の「物流の活性化」の中の「穀物基地としての機能強化」では、当面の方策として「積極的に関連企業の誘致を進める」、それから中・長期的な構想としては「荷役の効率化により機能強化を図っていく」となっており、抽象的表現にとどまっております。本ビジョンに対し、市民意見を募集されているようですが、それを見ますと、何点かの提言のほかは「具体策、解決策がない」などの厳しい評価も散見されます。このビジョンは、小樽港振興の戦略であります。その戦略を達成するために行う個別の行動群である戦術をどのようにお考えになっているのか、市長の御見解をお伺いいたします。

また、本ビジョンでは港勢の概要について、過去と現在の比較はされておりますが、将来の取扱貨物量、入港船舶数、乗降客数などの推計は見当たりません。このビジョン実現により将来の小樽港の港勢はどのようなのかは、極めて関心のあるところであります。推計されている数値がありましたら、お知らせ願います。

次は、まちづくりと景観についてお尋ねいたします。

まず、駅前再々開発についてお伺いいたします。12月5日、いわゆるサンピルの地鎮祭がとり行われ、いよいよ本格的な建築段階に入っていくものと承知しております。小樽駅前には本市の玄関口として極めて重要な場所であり、その大事な場所が数年間も空き家状態であったのが、ようやく新玄関口として装いを新たに再出発を図るわけであり、同ピルの完成により入居事業者による新たな商業活動も動き出します。

そこでお尋ねいたします。新築工事に取りかかることとなりますが、着工が少し遅れている状況とお聞きしております。その原因と今後の見通しについて状況をお知らせ願います。

続いて、景観について市長の御見解をお尋ねいたします。

ほぼ1年前の昨年11月1日、本市は景観法に基づく景観行政団体となりました。これにより歴史的なまち並みをはじめとする景観を保持するために、罰則規定などを盛り込んだ強制力を伴う景観条例を制定することが可能となりました。本年度中にも、そのための景観計画が策定されると聞いております。景観計画の主な特徴点などをお聞かせください。

これにより、本市の景観形成に適合しない建築物などのデザインや色彩などの意匠に変更命令を課せるほか、景観に影響を及ぼすような新築や改築を届出制から許可制にするとも伺っておりますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。質問の趣旨は、次に述べるとおりであります。

平成18年第2回定例会の一般質問で、出抜小路の観光施設が洋服量販店の新築により目隠しされた状況について、景観行政のあり方について質問いたしました。事前に景観に影響を与える施設がどこにどうできるかという情報を得るのは、我々を含め市民には困難であります。出抜小路のような例が再びないように、仮に景観を損なうようなおそれのある建築物の建築計画あるいは確認申請が出ようとするとき、市民にもその情報を提供し、意見を聞くような仕組みはつくれないのでしょうか。行政側から発信するのが難しければ、当事者にそうするような指導なり助言をすることは可能と思われませんが、いかがでしょうか。通常地区での高層マンションやビルの建築を抑制するつもりは毛頭ありませんが、観光小樽を代表するようなまち並み、公園、その他の地区にそうした建築物が建とうとするとき、制定を目指している新たな景観条例では、どのように規制ができるのでしょうか、御意見をお聞かせください。

次に、新市立病院について、我が党の考え方を交えながら御所見をお伺いいたします。

11月30日の某紙朝刊に「新市立病院の基本計画中断。山田市長が陳謝。町会長との連絡会議」との見出しが目に入りました。これを読んだ市民の中には、病院建設はストップし、それを市長が謝ったというような印象を持った方がいたと思います。早くつくれという声にこたえられず、大変申しわけなく思っているということであったと思いますが、陳謝という文言がそうした印象を与えたことなのではないかと思えます。ここで改めて、今回の基本設計中断も含め病院の建設方針について、市長の御意見をお聞かせ願います。

市長は財政再建を最重要課題として取り組んでいます。市民の中には病院を建設することで財政はさらにひっ迫すると考えている方がいるように思います。我が党は、二つの市立病院を統合して効率化を図る方が赤字は解消される、医師確保も現状の病院よりは可能性が高い、そこから導かれる結論は財政再建の道も今の病院のままでは立ち行かなくなるという考えであります。規模や機能、コストについて一考の余地はあると思われませんが、我が党は計画推進を後押しするものであります。ある方が小樽病院に見舞いに行ったところ、病室の暖房がききすぎて暑かったために看護師にその旨を訴えたそうであります。看護師は、施設設備の構造上うまく温度のコントロールができない状態と言ったそうであります。言葉は悪いかもしれませんが、体調が悪くて入院するというのに温度管理ができない、そんな病院に患者が本当に訪れるでしょうか。経営努力で患者を増やせというのは、しょせん無理な話なのであります。病院自体のさまざまな問題や、あるいは医療を取り巻く環境の著しい変化などにより計画当初には想定外だったこともあるかと思いますが、そうした壁を一つずつクリアして、何よりも患者のために、そして地域医療を守るためにまい進願いたいと思います。業務の早期の再開を期待するものであります。

基本設計一時中断の理由の一つに、新病院計画に深くかかわる国の公立病院改革ガイドラインの見極めがあるということでもあります。このガイドラインについて北海道新聞11月15日付け社説は、「効率で医療は守れるか」と題して次のように論評しております。「公立病院は民間では経営が成り立ちづらい不採算の医療を担ってきた。24時間対応の救急医療もそうだ。過疎地や離島を抱えるところもある」「赤

字体質には、それぞれ事情がある。効率を優先して全国一律の基準で線引きし、公立病院を再編・統合しようとするのは、かなり乱暴だ」、「絵にかいたもちになりかねない」などと、このガイドラインにはどちらかという否定的な見解でありました。このほかにも現職の医師のブログなどで、ガイドラインの経営統合や再編方針などについて、その甘さを指摘するものも見受けられます。本ガイドラインについて市長の御見解をお伺いいたします。

病院問題に引き続き、がん対策について御見解をお尋ねいたします。

平成16年のがん死者数は32万人と、2位の心疾患の16万人の倍であります。断トツの1位であります。新病院もがん診療を三本柱の一つに挙げております。

今年4月にがん対策基本法が施行され、それに基づき6月にはがん対策推進基本計画が閣議決定されました。本計画では、7項目の個別目標を挙げていますが、その中でがんの早期発見の項では、「がん検診の受診率を5年以内に50パーセント以上とする」としております。しかし、先日の報道によりますと、43の都道府県でこの目標達成が困難であるとの調査結果が出たそうであります。がん検診は、平成10年から市町村事業となり、地方交付税などで賄われていますが、来年4月施行の改正健康増進法では、市町村の努力義務に規定されるそうであります。一方、メタボリックシンドローム予防を中心とした特定健診は、高齢者医療法で市町村など医療保険者に義務づけられました。がん対策が生活習慣病に比べ法的に低く位置づけられているとの専門家の指摘もあります。医療技術は高度化しておりますが、がん死亡率を減少させるためには、がんを早く見つけることが近道なのであります。

そこでお尋ねいたしますが、まず本市のがん検診受診率をお知らせください。

次に、受診率向上に向けた対策について御所見をお伺いいたします。

また、来年4月から始まるメタボリックシンドローム予防を中心とした特定健康診断について、その概要をお知らせ願います。この特定健診ががん健診事業を圧迫するような事態となるのかについて御見解をお願いいたします。

次に、本市の防災対策に関連してお尋ねいたします。

災害は忘れたころにやってくる。昔からじゅ文のように何度も言われ続けていることですが、その対応は果たして万全でしょうか。防災計画の中でも、とりわけ災害発生を想定した非常招集訓練の重要性を指摘し、何点が質問いたします。

本市の地域防災計画では、津波警報発令時、それから地震では震度5弱以上の地震、その他重大な災害が発生したときに、災害対策本部を設置することと規定しております。災害対策本部の設置は、単に本部長以下の机を並べるというようなレベルではありません。災害情報がすべてここに集約され、指揮・命令が円滑になされるよう、電話機をはじめとする各種機材や災害資料の搬入など多くの作業が発生いたします。また、職員を非常招集した場合は、どの職員が参集したかの確認あるいは配置の指示、装備・資機材の割りつけや配布など極めて複雑多岐な対応を迫られるわけであります。本市の防災計画は非常にきめ細かく作成されており、備えはあると思います。しかし、憂いなしとなるには、訓練によって実際にそれを体験し、練度を高めることが肝要であります。そうしたことによって初めて緊急時の対応が可能になります。いくら机上で計画しても、行動が伴わなければ災害対策は機能いたしません。こうした本部設置訓練や非常招集の訓練を過去にされたことがあるのでしょうか。これらは深夜、早朝になされてこそ意義があります。当然時間外勤務となることから費用の問題も発生するかもしれませんが、だからといって訓練をしないということにはならないと思います。御見解をお伺いいたします。

次に、消防についてお聞きいたします。

まず、北海道が主導する北海道消防広域化推進計画の動きがあるように聞いておりますが、同計画の

素案の概要をお知らせいただき、それが本市にとってどのようなメリットがあるのか、又はないのか。課題はどのようなものがあるか、それらをどう整理するのか、時期はいつごろかなどについてお知らせ願います。広域化によって職員数はどうなるのでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

最後に、教育委員会に何点かお聞きいたします。

まず、いじめ、不登校の現状と対策がどのようになされているかお尋ねいたします。「広めよう いじめをなくす思いやり」教育委員会が募集したいじめ防止標語に入選した朝里小6年生の作品であります。一向になくならないいじめ、そしてそれに起因する不登校、昨年の滝川での不幸な事件以来、社会の関心が強まり、これまでどちらかという、できるだけ少なくとらえようといった傾向から、最近では、どんな小さなものでもまず把握しようという機運に変わってきたように感じております。これはいじめの定義を見直したことにもよることかとは思いますが、6月の報道では一昨年の9件が昨年は317件と35倍ほどに急増したということにも表れているように思います。これはいじめではなく、ちょっとしたからかいみたいなことというものが、実は本人には極めて深刻ないじめであるということがよく聞かれます。陰湿ないじめが一件でも減るように、教育委員会、学校現場の大いなる努力に期待するものであります。

そこでお尋ねいたします。市教委でいじめの実態調査を行っていると思いますが、その最新の状況、前年度と比較しての増減、その理由などについてお聞かせ願います。

また、11月をいじめ防止強化月間として防止対策を強化したと聞いておりますが、対策の内容と効果についてお知らせください。

また、いじめを解消した効果的事例があれば紹介願います。

こうしたいじめが原因で不登校になっている児童もいると思われれます。小樽市内小中学生の不登校の実態はいかがなのでしょう。また、不登校児童・生徒の学校への復帰率、これはいかがでしょうか。全道、全国に比例してどのような状況なのか、さらには今後の対策や課題などについてもお知らせ願います。

次は、学力低下対策であります。

12月4日のOECDの発表による国際学習到達度調査、略称PISAというそうですが、この結果は日本にとって深刻なものでありました。この調査は昨年実施され、日本からは小学校6年生から現在の学習指導要領で学んでいるゆとり世代の高校1年生約6,000人が、全国で185校だそうです。臨みました。その結果は、調査項目の全分野で前回結果を下回り、特に世界のトップグループであった数学的応用力と科学的応用力が大きく落ち込んだのであります。

児童の学力低下は、保護者はもちろんのこと、次世代を彼らに担う我々大人にとっても重要な問題です。ゆとり教育がすべて学力低下につながったとは申しませんが、次期学習指導要領を審議している中央教育審議会は、ゆとり教育が学力低下につながったことを反省していると聞いております。そのため、主要教科の授業時間を1割以上増やす一方、総合的な学習の時間を減らす中間報告をまとめて、来年1月には答申を出すとのこととあります。

あおばとプランでは、学力向上のための諸方策を講じていますが、本市の児童の学力の現状はどうか。また、これら向上方策について教育長の御見解をお知らせ願います。

最後に、教育課程の評価方法などについてお尋ねをいたします。

教育課程は、その編成、実施が本当に適切であったか評価されなければならないのは当然です。そのことによって、その教育課程が目指している教育目標がどの程度実現されたのかを認識し、今後の教育課程の改善などの資料とすることができるからであります。したがって、教育課程の評価とその改善は

連続した行動であり、編成・実施とともに学習効果を高めるために必要不可欠であります。

そこでお尋ねをいたしますが、本市では、だれがどのような方法でこの評価を行っているのでしょうか。教育長は、最終的には、その地域の教育課程について責任を持つべきと思います。したがって、その評価についても深い関心を持ち、有効な評価方法を示す必要があると考えます。教育委員会は、これまでどのような関与をしてきたのでしょうか。また、評価する上での着眼点、留意点についてお知らせください。

教育課程の評価は、思いつきや主観的な感想に基づくのではなく、客観的な資料の検討によって問題の所在を明らかにし、そこから改善の方向を探る必要があります。それら一連の作業は決して短時間ではできないはずで、日常的に、あるいは計画的に、組織的に検討が進められなければなりません。そうでなければ、正しい評価ができるとは思えません。また、管理職や一部の教職員のみの評価では、学校全体の向上が望めません。最終的な評価と改善方策の決定は、全教職員が一定の共通認識に立つことが求められますが、果たして本市の各学校ではそうした認識に達しているのでしょうか。教育委員会は、その辺をどのように検証しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、評価によって授業時数が編成時の配当数より少なかったことが報告された場合、教育委員会はどのような対応をされるのでしょうか。

学校の教育活動について、保護者や地域住民の方々に、その学校の教育課程がどのようにとらえられているか評価を求めることも重要なことであると思います。さらには、学校が決定した評価や改善点を地域に公表して、それに対する意見を求めることも必要ではないでしょうか、教育長の御所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保して、自民党を代表しての質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 横田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題について何点が御質問がありました。

まず、平成19年度の決算見込みであります。これまでも申し上げておきますとおり、普通交付税が予算額に対し約3億3,300万円の減額となったことに加え、市税におきまして、上半期の収納率が全体で昨年度より若干下回っている状況にあり、現在、予算額の確保に全力で取り組んでいるところであります。このため、税外収入の徴収を強化するなど、捕そくし得る歳入は可能な限り確保し、財源対策に努めることはもちろんのこと、歳出におきまして、予算の効率的な執行に努め、経費節減に全庁を挙げて取り組んでおります。いずれにいたしましても、本格的な降雪期をこれから迎えることもあり、不確定要素も多くありますので、現時点で決算見込みを推計するのは困難であります。年度内の残された期間、赤字額の圧縮に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画についてであります。まず平成21年度の計画上の累積赤字と地方債発行上の許可団体の関係についてであります。許可団体の判断基準は、市債の借入年度の前年度を基準として、その年度の赤字額が標準財政規模に占める割合により算定されることから、現状での標準財政規模が確保されれば、平成21年度には起債許可上の赤字額限度額を下回ることとなり、平成22年度からは協議団体へ移行できるのではないかと考えております。今年度の普通交付税が大幅に予算割れとなったことなどから、現在の財政健全化計画は来年度予算との整合性にも留意しながら見直しを行っていく予定であ

りますが、いずれにいたしましても、可能な限り早期に許可団体から協議団体への移行をできるよう努力していかねばならないと考えております。

次に、健全化計画における今後の交付税の試算などについてであります。今年度の普通交付税の予算割れが本市の財政運営にとって非常に厳しいものになっておりますことから、現在、税外収入を含む歳入の確保と執行経費の節減に鋭意努めているところであります。

また、交付税の今後の試算であります。当面は今月末に示される予定の地方交付税を含む来年度の地方財政対策の内容などに注目をしているところであり、それらを含め計画の見直し時点で捕そくし得る可能な限りの情報を基に、慎重に積算してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しの時期であります。歳入歳出とも計画策定時とはさまざまに状況の変化がありますので、ただいまも申し上げましたとおり、平成20年度予算との整合性にも留意しながら見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の人件費に関する考え方ですが、小樽市財政健全化計画を踏まえて人件費を総額抑制するため、職員数削減の観点から平成21年度までの事務職及び建築土木技術職員を不補充とし、平成22年度以降は現業職を除く退職者の半数程度を採用することを予定しています。一方、平成19年度から給与構造改革に基づく給料表の導入と独自削減を約5パーセント実施しております。しかしながら、今後の交付税の動向や財政状況には引き続き厳しいものがあると思われまますので、さらなる人件費抑制のための削減策が必要になることが予想されます。その場合には、病院事業会計のみならず、小樽市全体としての取組が必要と考えております。

次に、来年度の予算編成についてであります。私は第2回定例会の冒頭で「この4年間は財政再建の正念場であり、確固たる決意を持って山積する課題に真正面から取り組み、このまちを何とか元気に発展させたい」と申し上げました。したがって、財政再建を最優先課題とし、総人件費の抑制、組織・機構のスリム化、民間と行政の役割分担の見直しなどを行いながら、その一方で、現在の市民サービスを可能な限り守り、また安定した市民サービスが提供できるよう最大限努力してまいりたいと考えております。来年度の予算編成につきましては、現時点でまだ具体的な施策の選択には入っておりませんが、いずれにいたしましても、まずは市税や地方交付税など歳入の動向をしっかりと見極めた上で施策の緊急性や優先度を十分議論し、財政再建路線の枠の中で最大限の工夫に努めながら編成作業に当たってまいりたいと考えております。

次に、人口対策であります。人口減少は経済活動や地域社会の活力の低下を招くことから、本市では長年にわたり雇用、住宅、子育ての分野で対策を講じてまいりましたが、残念ながら減少に歯止めをかけるに至っておりません。ここ数年の状況は、自然動態では平成13年から15年までは600人台の減少でありましたが、16年以降800人を超える減少となり、また社会動態でも平成17年、18年ともに1,000人を超える減少となりました。この主な要因は平成16年から出生数が大きく下がったこと、社会減のうち9割が札幌市との転出入の差で占められていることにあると考えております。また、将来人口につきましては、小樽規模の自治体では毎年の自然動態、社会動態の変動により正確な予測が難しい面もありますが、国立社会保障・人口問題研究所が平成15年12月に行った推計では、平成32年の本市の人口を約12万5,000人としております。

次に、これまでの人口対策とその成果であります。雇用関連では企業誘致や若年労働者の地元定着事業など、子育て対策としては地域子育て支援センターの開設や町内会館を利用した親子交流の場「『げんき』がまちにやってくる」の実施、保育所の定員拡大と本年8月からは休日保育を実施してまいりました。こうした中、小樽公共職業安定所が所管する北後志の来春高卒予定者の管内内定者数が前年比で

50パーセント以上増加するといった雇用面での明るさも見られます。また、交通アクセスのよい地区のマンションでは、居住者の約4割が市外からの転入者といった結果も出ており、こういった状況を踏まえたまちづくりも有効と考えております。人口対策に特効薬はありませんが、さまざまな角度から総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、市外から本市へ通勤する職員であります。平成19年7月1日現在の市外に居住する職員数は128人であり、平成18年1月1日の138人に比べ10人の減少となっております。本年2月の広報おたるでも、市民の皆さんにお知らせしておりますが、職員に市内居住を義務づけることは法的に難しく、市外居住の理由の中にはやむを得ない理由が約8割を占めていること、さらにはなかなか確保が難しい医師や医療技術職員などの有資格者が市外居住者の半数を占めていることなどの実態があります。しかしながら、市の職員が市内に居住すべきであるという市民の皆様の声は十分理解できますので、強制力を伴うことはできませんが、引き続き職員に対し粘り強く市内居住を働きかけてまいりたいと思っております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、初めに道内客、日帰り客が減少した要因ではありますが、道内客についてはその7割が札幌を含む道央圏からのお客様であることから、その多くは日帰り客であると認識しております。道内客が減少する傾向は入り込み客数が伸びている旭川市においても同様の現象が見られていると聞いており、長期化する道内景気の低迷による全道的な旅行意欲の低下が最も大きな要因と考えられます。そうした中で、小樽に関しては人気の高い旭山動物園に道内客の足が向いたことのほか、天候に恵まれず海水浴客が激減したこと、集客効果のある観光施設のオープンがなかったこと、さらには道道1号小樽定山溪線の全面通行止めなどの要因が重なり、このたびのような結果になったものと考えております。

次に、今後の下半期の道内客、日帰り客の集客対策でありますけれども、下半期は北海道や小樽にとって、いわゆる観光の閑散期に当たりますので、今年で3回目の開催となった小樽ロングクリスマスや2月に開催される小樽雪あかりの路など、冬のイベントのバージョンアップや継続的な情報発信に努めるとともに、新たなイベントの創出を模索するなど、小樽観光協会や雪あかりの路実行委員会と一体となって積極的な集客対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、飲食店や土産物店への影響であります。平成15年度から16年度にかけて実施をしました観光基礎調査では、観光客の滞在時間は平均4.8時間、1人当たりの土産品購入費は、日帰り客が5,674円、宿泊客が6,805円となっております。今年度においては、滞在時間や客単価についての正式な調査は実施していませんが、市内の観光事業者や旅行会社などからの聞き取りによりますと、最近では特に団体パッケージツアー客の滞在時間が短くなる傾向が顕著であると聞いており、このため観光客が土産品の購入や飲食に費やす時間が減少し、回遊する範囲も限定されることから、客単価が落ち込む傾向が出ているものと考えております。

次に、マナー傾向の打破についてであります。このたびの入り込み客数の減少については、道内客の減少が主な要因となっており、このことはリピーターが減少している可能性が高いものと受け止めております。このため、今後においては、個人やグループ向けの新たな観光資源や観光ルートの発掘、提案のほか、いわゆる穴場情報の提供などリピーターを意識した小樽観光を目指していかねばならないものと考えており、私としましては、小樽観光プロジェクト推進会議からの今後の提案に期待するとともに、観光関連業界の意見を聞きながら、新たな観光施策を見いだしてまいりたいと考えております。

次に、朝里川温泉観光に関連しての御質問でありますけれども、まず旧朝里川温泉センター跡地のリ

ゾートホテル計画についてであります。11月29日開催の意見聴取会には、利害関係人22名のうち5名が、参考人3名のうち2名が出席されております。席上いずれの方々からも、当該ホテル計画に対して賛成である旨の意見が寄せられました。また、今回の意見聴取会の開催に向けて、事前に地域や業者間のコンセンサスを得られていたのかというお尋ねであります。申請者からは本年7月12日に参考人であり朝里川温泉町会と朝里川温泉組合に対して事業計画を説明し、おおむね理解を得られたとの報告を受けております。

次に、建築審査会の開催予定でありますけれども、当該ホテル計画のほかにも審査会に付すべき案件が生じ、今後、資料整理等に時間を要するため、今のところは来年2月上旬に開催する日程で準備を進めております。なお、この時期の開催であっても当該ホテル計画の事業スケジュールには特に支障がないとのことで確認をいたしております。

次に、施設の概要でありますけれども、提出されました建築基準法第48条第5項ただし書に基づく許可申請によりますと、まずホテルの構造、規模は鉄筋コンクリートづくり、地上3階、地下1階、延べ面積は5,925平方メートル、建物の最高の高さは13.55メートル、宿泊室数は30室となっております。申請者からは今後若干の見直し等があるものと聞いております。また、従業員数は30名から40名を予定しているとのことですが、新聞報道にありましたとおり、あくまで地元雇用を重視していく考えに変わりはないと聞いております。

次に、地元酒造会社の旧湯鹿里荘跡地活用計画であります。本年10月12日に経済産業省から同社による新商品「みりん酢」の開発が地域産業資源活用事業計画として認定を受けたことは、本市の新たな産業創出につながるものとして大きな期待を寄せているところであります。現在、小樽観光協会の商品開発委員会がプロジェクトチームを立ち上げ、平成17年3月に観光クラスター研究会小樽ゆらぎの里が提言した朝里川温泉地域観光振興プランを土台に、旧朝里川温泉センター跡地のホテル計画と一体となった旧湯鹿里荘跡地の活用について検討を進めており、この会議には担当部局の職員も参加させております。市といたしましても、旧湯鹿里荘跡地の開発等については、長年の懸案であり、このたびの計画は朝里川温泉地域の観光振興に寄与する効果的な取組ととらえておりますので、今後とも関係する方々との協議を十分に重ねながら、土地処分の方法なども含め事業が円滑に進むよう支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽港将来ビジョンについてであります。このたび策定しました小樽港将来ビジョンは、小樽港の現状や課題を踏まえつつ、将来的に小樽港をどのように活用し、地域経済の発展や市民生活に役立てるかといった大きな観点から、港湾空間のあるべき姿や施策の基本方針などを取りまとめたものであります。ビジョンという構想レベルの性格上、具体の計画を盛り込んでおりませんが、新たな総合計画策定の中でビジョンの理念を反映し、基本目標に掲げた「物流の活性化」「まちづくりとの連携」「石狩湾新港との連携」の達成に努めてまいりたいと考えております。

次に、将来の港勢についての推計であります。ビジョンの中では将来の取扱貨物量などの推計は行っておりませんが、小樽港を取り巻く環境は、背後圏の産業集積の変化や人口減少などにより、厳しいものが予想されます。しかしながら、小樽港の主要貨物であるフェリーや穀物類に関しましては、今後とも日本海側の拠点港としての地位を堅持するとともに、中国、ロシアなどの対岸諸国との貿易拡大やクルーズ客船の寄港増に向け、関係業界と連携を密にし、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりと景観についての御質問であります。初めに駅前再々開発の着工が遅れている原因と今後の見通しについてであります。一昨年末に発覚した耐震偽装事件の教訓を踏まえ、建築確認・



検査の厳格化を大きな柱とした改正建築基準法が本年6月20日に施行され、その後、新聞報道でもありますように、全国的に建築確認が遅れている状況にあります。当該事業におきましても、指定確認検査機関に提出しております建築確認が遅れていることから、当初11月中旬に本体工事に着手する予定でありましたが、1か月ほど遅れている状況であります。このことによりまして、これまで平成21年3月としておりました事業の完成時期につきましても、1階の商業施設が3月ころ、残る分譲マンション、ホテルなどが同年5月ごろとなり若干遅れる見込みとなっております。

次に、景観計画の特徴でありますけれども、景観計画に定められる行為の制限に関して、その基準に適合しない場合は、高さを除く形態、意匠については変更その他の必要な措置をとることを勧告できるほか、変更命令まで可能となることが特徴的なことであります。また、届出制と許可制についてであります。現在、策定中の景観計画では、建築物の高さや形態、意匠の変更などの行為は届出制となり、景観重要建造物や景観重要樹木の現状変更を行う場合及び都市計画に景観地区を定めた場合の行為については許可制となります。

次に、建築計画の市民への情報提供であります。建築計画につきましては、これまでも小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱により、商業地域、工業専用地域以外の地域において、近隣住民に周知を図るため、高さが10メートルを超える建物については、建築確認の申請をする日の30日前までに建築予定地の見やすいところに建物の用途、規模等の標識を設置することとしております。また、設置された場合には、広く市民にも周知するため、市のホームページでも同じ内容を公開しております。今後は、景観に関するデザインや高さなどの情報についてはどこまで事前に周知を図れるか、その仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、景観条例での高層建築物の規制についてであります。景観計画では高さや壁面の後退などについては変更命令の対象とはならないことから、制限する場合は都市計画の中に景観地区を定める必要があります。今後、景観地区の指定に向けて、地区内の土地所有者や住民など関係者との協議を行い、十分なコンセンサスの形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、新病院の建設方針についてであります。現在の老朽化した両市立病院の統合新築は、市民の健康と安心・安全な医療を守るためにもぜひとも必要と考えておりますし、また多くの市民の願いでもありますことから、その実現に向けて事業を進めてまいりました。そのため、今回その事業を一時的にはありましても中断せざるを得ないことは私としても大変残念なことと思っておりますので、町会長との連絡会議でその旨申し上げたところであります。今後の方針につきましては、先般の市立病院調査特別委員会でも報告いたしましたとおり、現在の両病院のままで運営していくことは困難でありますので、新病院建設を目指していることに変更はございません。しかし、今年度に入りまして、病院事業の収支状況が見込みを下回ったため、起債導入に向けて北海道へ提出しておりました不良債務解消計画について一般会計からの繰入れ増額で補てんするなどの見直しを余儀なくされたところでありますが、一方、一般会計においても地方交付税が見込みを下回るなど大変厳しい状況となっております。そのため、北海道においても、その計画の実効性を見極める必要があることから、起債許可の可否が年度末になる見込みとなり、土地取得については手続的に間に合わないことから、平成20年度に変更し、あわせて基本設計につきましても、委託業務を一時中断したところであります。これらの業務の再開に当たりましては、やはり本市の財政再建が第一でありますことから、今後の病院事業の収支状況や、全国的に自治体病院の経営が悪化している中、国の新たな経営健全化支援措置や平成20年度の地方交付税を含む地方財政対策の動向など、また年内に示されます公立病院改革ガイドラインで策定が求められます経営改善のための計画が、起債導入へどのような影響を与えるのかなどを総合的に踏まえての判断が必要である

と考えており、できるだけ早い時期に再開のめどを立てて、引き続き病院の統合新築に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革ガイドラインについてであります。総務省の公立病院改革懇談会は、去る11月12日に公立病院改革ガイドライン(案)をまとめ、総務省に提出いたしました。総務省としましては、年内には必要な財政支援措置を含めガイドラインを正式決定する予定と聞いております。公立病院は採算面から民間病院では提供が困難な医療を地域住民に提供するなど、それぞれの地域医療確保のために重要な役割を担ってきております。しかしながら、近年、病院勤務医の不足による診療体制の縮小や診療報酬の引下げ、また母体となる自治体の財政悪化など大変厳しい経営環境にある中で、これからも地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、それぞれの地域の実情に合わせた事業のあり方を見直して、あわせて経営改善を図ることは、避けて通れない課題であると考えております。このガイドラインは、公立病院改革に係るプランの策定に際しての技術的助言とされておりますので、これを尊重すべきと考えますが、具体的な財政支援措置がどのようなものが見えない中での評価は難しいものと思っております。いずれにいたしましても、ガイドラインは改革のためのアウトラインを示したものであり、自治体ごとに病院の置かれた状況に合わせて対応する必要があると思っております。年末に示される財政支援措置の内容などを見定めた上で、本市病院事業経営の効率化と不良債務解消に取り組み、市民の皆様によりよい医療を引き続き提供してまいりたいと考えております。

次に、がん検診の受診率でありますけれども、平成17年度、胃がん検診受診率は9.3パーセント、大腸がん16.7パーセント、肺がん13.5パーセント、子宮がん24.9パーセント、そして乳がんでは9.3パーセントとなっております。全国的にもがん検診の受診率は低い傾向にあり、本市における胃がん検診及び大腸がん検診につきましては、全国と同じ程度の受診率であります。子宮がん検診につきましては、全国の上回っております。

次に、がん検診の受診率向上に向けた対策であります。保健所では広報やホームページ、チラシの配布等により、受診の呼びかけや周知を図っております。このほか検診を受けやすい環境を整備するため、医療機関と連携し、基本健康審査とがん検診を一度に受けられるセット健診や日曜健診、早朝健診を実施し、時間がとれない方の便宜を図っております。

次に、特定健診の概要でありますけれども、これまでの健診は生活習慣病の早期発見と早期治療を目的に市町村が実施主体となって行ってまいりましたが、効果は十分得られておりませんでした。このため、平成20年度から始まる特定健診は、生活習慣病のより確実な減少と医療費の削減を目的に、住民の医療と深く関連のある各保険者に義務づけられることになりました。健診の重点がメタボリックシンドロームとその予備軍の確実な把握による生活習慣病発症の予防に置かれるため、健診結果に基づいた特定保健指導が大きな役割を果たすこととなります。さらに後期高齢者医療制度を支える予算の4割を占める各保険者からの負担金は、健診受診率、保健指導実施率等を含めた健診結果により決定されるため、従来の市町村の健診と比べ、各保険者の真摯な取組が必要となるものと思っております。

次に、特定健診が開始されることにより、がん検診事業が圧迫される事態となるかどうかということでもありますけれども、来年度から実施される特定健診は、各保険者に実施が義務づけられるのに対し、がん検診は従来どおり市町村の事業となっており、引き続き保健所が責任を持って実施していくこととなります。

次に、防災についての御質問であります。最初に災害対策本部設置や非常招集の訓練でありますけれども、阪神・淡路大震災の発生した翌年の平成8年1月17日に、職員非常参集訓練を実施しております。この訓練は、大震災発生時刻の午前5時46分に毛無山山ろく付近を震源とするマグニチュード7、

震度6の直下型地震が発生したとの想定で実施されたものであります。本部長である市長をはじめとする災害対策本部員や徒歩通勤可能な管理職など、約100名がそれぞれの自宅から市役所に参集し、災害対策本部を設置、参集時刻の確認、非常用電話の設置、想定被害状況の報告等を行ったものであります。

次に、訓練を実施すべきとの御質問であります。職員の防災に対する意識の高揚や訓練による実際の体験の必要性は感じております。地域防災計画で各部の業務分担が決められておりますので、その業務を再確認することや、非常時における連絡体制の確認のための連絡訓練、さらには災害が発生した場合の避難所開設訓練など、実践に即した形の訓練は必要なものと考えております。

最後に、消防広域化についてでありますけれども、御質問の北海道消防広域化推進計画は、全国的に小規模な消防本部が多いという現状と災害の大規模化や市民ニーズの多様化など、現在の消防需要に的確に対応するためには、広域化によるスケールメリットを生かすことが有効であることから、平成18年度に改正された消防組織法に基づいて都道府県が策定を進めているものであります。このたびの素案には、道内の広大な地理的条件や日常生活圏などを考慮し、本道における広域化の望ましい組合せとして、第2次保健医療福祉圏の21圏域を基本とするなどの内容が示されており、今後、市町村に対する意見照会やパブリックコメントなどを経て、今年度末には同計画を策定することとなっております。

次に、広域化のメリットでありますけれども、一般的には規模が大きくなれば消防体制の基盤が強化されることとなりますが、消防力の充実や行財政面の効果など、本市にとってどれだけのメリットがあるのかは、今後、慎重に検討・協議する必要があると考えています。課題としましては、管轄面積が広大になることから、本部機能の低下、施設・車両の整備、人事交流などの問題、また既に組合消防として広域的に運営している市町村においては、本部経費の一部を除き施設、車両、職員の経費をそれぞれの市町村で負担しているという、いわゆる自賄い方式で行われており、この自賄いの解消が大きな課題であります。職員数につきましても、各消防本部の本部機能が統合されることにより、人員削減になるものと期待しておりますが、このような課題につきましても、今後、広域化の組合せとあわせて検討・協議をしていくこととなります。実施時期につきましても、今年度中に策定される北海道消防広域化推進計画に基づいて、平成24年度までの5年以内をめどに行うものとされております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 横田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、いじめの実態についてであります。平成18年度文部科学省のいじめの状況調査では、本市のいじめの認知件数は、先ほど述べられていましたように317件であります。平成17年度の件数は9件でしたので、大幅な増加になっておりますが、これは全国的にいじめによる自殺が何件も発生したことから、平成18年度からいじめの定義が変更され、より児童・生徒の気持ちを重視し、広くいじめをとらえる調査になったことから、このような数値になったものと受け止めております。いじめ防止の必要性を強く認識し、小樽市教育委員会では本年度から、年2回の調査から学期ごとの年3回調査を実施して、いじめの早期発見とその指導に努めております。なお、直近の本年度の1学期におけるいじめの認知件数は169件でありました。

次に、いじめ防止強調月間についてであります。いじめは次世代を担う子供たちの基本的人権を脅かす絶対に許すことのできない問題であるとの認識の下、教育委員会ではこの11月をいじめ防止強調月間として、市内各小中学校や関係機関と強力な連携の下、いじめ防止の取組を一斉に行いました。教育委員会でこの間に実施した保護者や教師向けの教育講演会や研修会には、延べ365名の参加がありました。また、子供たちのいじめ防止標語については、2,703件もの応募があり、標語づくりを通して子供たち

が担任と一緒にいじめについて真剣に考えたことがうかがわれました。各学校におきましては、教職員、児童・生徒、保護者、学校評議員への呼びかけなど、これまで以上にきめ細かいいじめ防止運動を展開し、どちらかという取組の希薄だった児童会や生徒会みずからのいじめに対する活発な活動も見られました。

いじめを解消した事例としては、教職員の声かけ運動やアンケート調査、観察などによるきめ細かな実態の把握、小中学校との連携、担任と保護者が連携を図りながら個別指導や学級全体での指導を繰り返し行うなど、早期発見、早期対応に努めた事例の報告を複数受けております。

次に、不登校の現状とその対策についてであります。平成18年度、児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査では、本市の不登校児童・生徒は82名で、そのうちいじめを理由としている者は2名ありました。全児童・生徒における不登校児童・生徒の割合は、全国は1.17パーセント、全道は0.93パーセント、そして本市は0.87パーセントとなっており、全道、全国に比べて少ない状況にあります。一方、学校へ復帰できた児童・生徒は、本市では23.2パーセントで、全道より4.2ポイントほど下回っており、学校復帰に向けて一層取組を充実する必要があると考えます。

教育委員会としましては、これまでスクールカウンセラーの活用や相談窓口での適切な指導、援助はもとより、学校適応指導教室における指導の充実など、学業や生活面でのさまざまな手だてを講じてまいりました。しかしながら、いじめの要因は児童・生徒一人一人さまざまなことから、各学校においては家庭訪問や個別の相談など、よりきめ細かな対応に努め、学校への復帰がかなうよう、今後もあらゆる機会を通して指導してまいります。

次に、本市の児童の学力の現状についてであります。平成18年度、あおばとプランに基づき実施しました学習到達度調査の結果によりますと、全国の正答率と比較すると国語では、29問中、同程度の問題が22問、下回る問題が7問でありました。算数においては34問中、同程度の問題が16問、下回る問題が18問でありました。昨年度の調査結果では、全国の正答率を上回る問題が見られなかったことから、全国レベルには達していない状況にあります。こうした結果を踏まえまして、教育委員会では学力向上検討委員会を設置し、全市的な状況について分析し、学習指導上の課題や改善策を報告書にまとめ、全校全教員に配布するとともに、研究所員が各小中学校を訪問し、改善のポイントなどについて指導してまいりました。また、各学校においては、報告書を基に自校の課題を分析し、漢字や計算ドリルの学習に力を入れたり、算数の指導方法を工夫するなどしながら、学習指導の改善に取り組んでおります。

本年度実施しました全国学力・学習状況調査の本市の結果については、同様に学力向上検討委員会を設置して、現在、詳しく分析中であります。このたびの本道の結果については、報道等で承知しており、重く私としては受け止めているところであります。早急に分析結果をまとめ、市内全体の課題や改善の方向などについて、前回同様に各学校に説明するとともに、課題の多い学校に対しては、指導主事を派遣するなど改善に向けて指導、助言していきたいと考えております。

次に、教育課程の評価についてであります。各学校では、目指す学校の姿や児童・生徒の姿にどう近づくことができたのかといった視点から、毎年教育課程の改善、充実を図り、次の年の教育活動につなげていかなければなりません。そのため、各学校では校長を中心に教職員が各学期や年度末に教育課程や学習指導についてあらかじめ定めた項目に基づき評価を行うこととなります。その資料として、教育委員会では平成16年2月に学校の自己評価の手引を作成し、全教職員に配布するとともに、校長会議、教頭会議などを通して、教育課題、教育課程の改善について指導を重ねてまいりました。なお、各学校の教育課程については、法令に基づいて編成されなければならないものであり、市教委では年度初めに学校ごとに編成したものを十分精査し、不十分な場合には改善するよう指導しております。

次に、教職員の共通認識についてであります。教育委員会では指導主事の学校訪問や諸調査の実施などを通して、学校の運営状況についての実態を把握してございます。多くの学校では、年度の重点教育目標を設定し、その達成状況について自己評価するなどしながら、教職員の理解を図った学校運営が行われているものと認識しております。

また、授業時数の確保につきましては、これまでも最重要課題ととらえ、各学期末3回、そのほかに9月にも実施状況について調査し、不足している学校に対してその都度指導、助言するなど、授業時数が不足しないようきめ細かく対応しております。その結果、報告によりますと1年間を通して定められている時数が不足している学校はございません。今後も時数の確保にとどまらず、指導内容・方法が十分に吟味され、難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことをおもしろくなるような授業づくりに向けて研修会を通して指導を継続してまいります。

最後に、評価結果の公表についてであります。議員が御指摘のとおり、これまで以上に評価の客観性を高め、その結果を地域に公表するとともに、保護者や地域の方々の意見や要望などを聴取することは、公教育を進めていく上で大切なことと考えております。そのことが開かれた学校につながるものでもあります。平成18年度には、保護者や地域住民に対し評価を公表している学校は、小学校12校、中学校8校となっております。また、保護者にアンケートを実施している学校も、小学校13校、中学校7校あります。保護者にとって学校がどのような児童・生徒像を目指し、どのような特色を持った教育課程の下で教育活動を進めているのか、また、その進ちょく状況はどうなっているのかなど、期待を込めたまなざしで見守っているものと思います。こうしたことから、小樽市立学校教育推進計画あおばとプランの実現に向け、学校の教育活動の質が高まる学校評価の改善、充実に努めてまいります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 23番、横田久俊議員。

**23番(横田久俊議員)** 細部については委員会等でお尋ねいたします。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時18分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 高橋 克幸

議員 林下 孤芳

平成19年  
第4回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成19年12月11日

出席議員(28名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	工藤利典
総務部長	山崎範夫	総務部参事	吉川勝久
財政部長	貞原正夫	経済部長	安達栄次郎
市民部長	佃信雄	福祉部長	中町悌四郎
保健所長	外岡立人	環境部長	本間達郎
建設部長	嶋田和男	港湾部長	磯谷揚一
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	仲谷正人
教育部長	山岸康治	監査委員 事務局長	中塚茂
会計管理者	宮腰裕二	総務部 企画政策室長	大野博幸
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	堀江雄二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第11号並びに報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 平成19年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、行財政改革について伺います。

山田市政3期目のスタートの年となった本年は、まことに多難な幕あけとなりました。一般会計決算が16年度から18年度まで3か年連続赤字となり、19年度以降もその赤字幅の圧縮が至上命題となっております。一般会計ベースの収支試算においては、公債費負担適正化計画を含む形で策定され、北海道に提出された小樽市財政健全化計画を踏まえて、18年2月策定の財政再建推進プラン実施計画、別名集中改革プランの収支試算は、本年3月に見直されました。6月には、病院事業会計への繰入金について、資金収支計画が一部見直され、さらに去る11月には病院事業における本年度上半期の実績が不良債務解消計画の見込みに届かなかったことから、一般会計からの繰入金をさらに増やすことが必要となっております。このようなひっ迫した状況下、20年度決算から適用される地方財政健全化法による指標の基準値が、去る12月7日に示され、この値を当てはめた場合、本市は再生団体への転落は免れるとしても、早期健全化団体に指定される可能性があります。

そこでお伺いいたしますが、まず、財政健全化計画の期間は18年度から24年度までの7年間ですが、現時点でこの計画は有効なのか、計画そのもの見直しなどの必要はないのか、御見解をお示しく下さい。

その上で、歳入、歳出に分けた場合、歳入で大きな割合を占める市税収入については、特に減少幅の大きい個人市民税の落ち込みを、税制改正で一時的に増加した19年度から見て、毎年度2パーセント相当が減少すると見込まれておりますが、過去10年ほどの例を見ると、毎年度約4パーセントずつ減少しているのではないかと考えます。もう少し厳しい見方が必要かと考えますが、御所見を求めます。

歳入においてもう一方の大宗を占める地方交付税については、新型交付税の導入、頑張る地方応援プログラムの考え方など、19年度に国の算定方法が変わる影響なども含めて、計画どおり毎年度1パーセント減の枠内でおさまるのかどうか、御所見を求めます。

また、このたび19年度の特別交付税の12月交付額で、小樽市が前年度同期比20.9パーセント減との報道がありました。この理由と、3月交付分についてはどうなるのか、お知らせください。

次に、歳出について、その17パーセント程度を占める人件費については、総額で18年度の110億8,000万円から、20年度は100億1,000万円へ削減する計画であります。なお一層の削減努力が求められると考えますが、そのための具体的な方策についてお示しく下さい。

次に、財政健全化法との関連で、このほど示された各指標の基準値に、本市の平成18年度決算数値を当てはめた場合にはどうなるのか、また、今後の対策についてお示しく下さい。

次に、行財政改革の一環としての平成20年度組織・機構の見直しについて伺います。

今回の主な改正点は、経済部と港湾部を統合して産業港湾部とする、ただし石狩湾新港管理組合に関



する業務は総務部企画政策室へ移す・市民部の国保、年金、保険料徴収の各部門。福祉部の介護保険、福祉医療、後期高齢者医療の各部門をまとめて医療保険部を設置する。市民部と環境部を統合し、生活環境部とするなどであります。特に、市民生活に身近な保険、年金、医療を一つの窓口で対応できる体制は、これまでも市民からの要望が強かったもので、これを契機にぜひワンストップサービスの実現のために一層の努力を望むものであり、市長の御見解を求めます。

また、この改正による職員の減員数、財政効果額はどのように算定されているのか、お示してください。

また、財政再建推進プラン実施計画に示された定員管理の適正化計画との整合性及び人件費総額の抑制への寄与度についてお示してください。

さらに、今回先送りされたもので、市民税課と資産税課の統合、スポーツ、文化行政の市長部局への移管について、その基本的な考え方と実施の見通し、スケジュールなどをお示してください。

次に、質問を変えて、市立病院の統合新築の問題について伺います。

小樽病院の統合新築は、市長の1期目からの公約でもあり、基本設計、用地取得、実施設計、着工、開院へと粛々と歩を進めるべきところ、一般会計における赤字解消とともに、平成5年から11年までの病院事業会計における貸付金44億円が不適切な会計処理として指摘を受け、5か年でその解消を図らなければならないという大変な事態となったのであります。さらに今回、今年度上半期の入院・外来収益がほぼ昨年並みにとどまり、不良債務解消計画で見込む水準に届かなかつたため、起債申請をにらんだ道との協議の中で、用地取得にかかわる起債申請を19年度は見送るという決断をされたわけであります。今後、不良債務解消計画において、病院の経営努力で解消していく分と一般会計からの繰入れで補てんする分との割合を見直し、これまでの半々から四分六で一般会計の繰入れを増やすことになりました。まず、この一般会計からの繰入れの増額が財政健全化計画に与える影響についてお示してください。

今回、用地の購入を平成20年度に変更されたことに伴い、基本設計の委託業務を一時中断し、20年度の起債申請を見極めて再開することとなりました。この決断について、市長の基本的なお考えを伺います。設計の中断は計画の断念と受け取られかねないという危ぐもあると思いますが、病院の統合新築の必要性そのものについては、現在どのようなお考えをお持ちか、改めてお伺いいたします。

次に、基本設計の再開時期について、20年度とされていますが、再開の可能性について、また、条件となる起債許可の見通し及び国や道との協議の内容、また、起債許可の時期について、さらに再開が遅れることによる開院時期の遅れなどの影響についてお示してください。

設計業務を中断した場合、契約上はどのような取扱いになるのか、設計事務所との間で問題は生じないのか、また、これまでに終わった分はすべて無駄になってしまうのかなど、お示してください。

また、医療機器の購入については、予定どおり19年度に起債申請をするとのことですが、用地購入については見送り、機器購入については見送らない理由及び起債許可の見通し、また、許可されない場合はどうされるのか、お示してください。

19年度は医療機器、20年度は用地、いずれにしても起債許可に向けて一番のハードルは、今回見直し後の資金収支計画が道や国に受け入れられるかどうか、また、その実効性に大きく影響する本年度下半期の入院・外来収益の見通しについて、どのようなお考えをお持ちか、お示してください。

国は平成13年度末において不良債務を有し、かつ当該不良債務を同年度の医療収益で除して得た数値が0.1以上のもの等、すなわち赤字病院事業を経営する地方公共団体を対象として、第5次病院事業経営健全化支援措置が実施されましたが、新たな同様の措置がとられる見込みについてお示してください。

また、国の公立病院改革懇談会は、10月末、ガイドライン（素案）を公表しました。その中で、病床利用率が3年連続して70パーセント未満の病院は、19床以下の診療所などへの転換を求めるなど、厳し

い内容となっておりますが、この内容が起債許可に与える影響などについてお示しください。

この項の最後に、今回の変更についての市民への説明はどのような形でなされるのか、説明会などを開くことも検討すべきではないか、また、今後のいろいろな状況の変化によっては、再度新病院の規模の見直しや建設地の変更もあり得るのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

次に、小中学校の適正配置計画等、教育に関連して二、三伺いたいします。

学校適正配置について、我が党は人口減や少子化による児童数の減少という現状を踏まえ、未来の小樽を担う子供たちの教育条件、教育環境を守り充実させていくためには、適正配置が必要であり、児童・生徒、保護者、教職員をはじめ、地域などの関係諸団体の十分な理解の下でのスムーズな実施を求めるものであります。

まず、去る10月25日、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会から、教育長に対して答申された「市立小・中学校における学校規模及び学校配置の在り方について」で、適正配置の方法は、本市においては多くの学校が小規模であり、通学区域の調整のみによって将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、統廃合を軸として考えるのが妥当であるとの考え方が示されております。これまでの通学区域の見直しによる方法と具体的にどのような点が変わってくるのか、また、数校を廃校にして統合校とする場合、存続する学校、廃校になる学校などの差別感をなくし、校名をはじめ学校の建物の修繕なども含めて、新しい学校をつくるという観点に立つことが大事になると考えますが、教育長の御所見を伺います。

次に、適正配置のスケジュールについては、当初、在り方検討委員会の答申を受けて、教育委員会が学校適正配置計画案を策定するのが本年12月、計画決定が平成20年6月とされていたわけですが、そこから現状でもかなりずれ込んでいます。計画案策定の時期と計画決定の時期の見通し、また、その結果として、22年度年次計画スタートは変更されることはないのかについてお示しください。

また、案の策定までの間、案の策定から計画決定に至る期間、児童・生徒、保護者、教職員はもちろん、地域や同窓会、一般市民への説明はどのようにされるのか、パブリックコメントはもちろん、公式、非公式を問わず、徹底した意見交換、理解、納得を得られる場の確保が必要と考えますが、御所見を伺います。

学校適正配置は、学校の耐震化計画、大規模改修などのハード面の整備とも密接に関係しており、いつ発生するかわからない地震から児童・生徒の生命を守るという観点からも、また、雨、風、寒暑をしのごとくという最低限度の学習環境を確保する観点からも、災害時における地域の安全な避難場所の確保という観点からも、それらの整備計画の、さらにそのための財源計画のいわば前提として、待ったなしの状態であることも否めない事実であります。財源面も含めた学校耐震化や大規模改修の準備の現状と、学校適正配置の計画決定に至るまでの期間におけるその準備作業の進め方についてお示しください。

また、学校適正配置計画の内容によっては、市立病院の統合新築の用地の変更の可能性も出てくるものと考えますが、今回、用地取得の起債申請を先送りしたこともあり、タイミング的に非常に微妙な時期にかかってくると考えますが、学校適正配置計画の内容を見極めてから、病院の用地取得を進めるお考えはないのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、全国学力テストについて伺います。

全国の小学校6年生と中学校3年生、合計約225万人を対象に、この春実施された「全国学力・学習状況調査」、いわゆる全国学力テストの結果が去る10月24日公表されました。

まず、この調査の目的と、本市における実施学校数、受検児童・生徒数、その割合など、実施状況についてお示しください。

次に、今回公表された全国・全道の結果をどのように受け止めておられるのか、本市の児童・生徒の学力・学習状況について、今回の結果からどのようなことがわかったのか、今後この結果をどのように活用し、どのような対策をとる必要があるとお考えか、御所見を伺います。

さらに、本市における結果の公表について、学校名などが特定されないよう配慮した上で、市民全体が本市の教育の現状を認識するためには、できるだけ詳細に公表することが望ましいと考えますが、御見解を求めます。

この項の最後に、発達障害を持つ児童・生徒の特別支援教育と高等養護学校の増設について伺います。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、これまで人口に占める割合は高いにもかかわらず、制度の谷間で十分な対応がなされてこなかった自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など、通常、低年齢で発現する脳機能の障害である発達障害を持つ子供たちに、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行い、2次的な障害の発現を防止し、就業支援などを含めた生涯にわたる地域生活の支援等を行おうとするものであります。

まず、本市において把握されている発達障害児又は発達障害者の数、年齢別内訳、障害別内訳をお示しくください。

一方、教育現場においては、本年4月から特別支援教育が始まりましたが、小中学校の普通学級に在籍して支援が必要と思われる児童・生徒、特別支援学級に在籍する児童・生徒、養護学校等に在籍する児童・生徒の数をそれぞれお示しくください。

また、普通学級に在籍して特別支援教育を受ける場合、支援の必要のある児童・生徒の把握やその具体的な内容を検討するために、どのような体制がとられているのか、お示しくください。

さらに、言語聴覚士などの専門家やことばの教室などとの連携はどのようにされているのか、お示しくください。

教職員の一部で各学校内の特別支援教育の体制を整えるに当たって、コーディネーターを断るなどの非協力の動きがあると伝えられておりますが、本市の実情はどうか、お知らせください。

次に、特別支援学級に在籍する生徒の高校進学に当たって、高等養護学校の間口拡大を求める声が市内の保護者からも上がっています。市内の中学校を卒業して高等養護学校へ進学した生徒の数、その最近数年間の推移についてお示しくください。

また、高等養護学校への進学を希望しながら、希望がかなわず、普通高校へ進学したり、進学そのものをあきらめたケースなどはなかったか、お知らせください。

従来、普通高校への進学を希望していた軽度の障害を持つ生徒が、特別支援教育の延長として高等養護学校への進学を希望するようになったと言われております。そのため、札幌など都市部の高等養護学校は狭き門で、本市の保護者から、より遠くの学校へ行かざるを得ない場合が多く、子供の送り迎えなど、時間も費用もかさんでいるとの切実な声があります。北海道に対して、高等養護学校の増設や間口増はもちろん、市内あるいは近郊の普通高校に特別支援学級を設置することや高等養護学校を併設するなどの高等養護学校進学希望者の受皿拡充を強く求めるべきと考えますが、この問題に対する教育長の基本的小お考えと現在の道教委の対応について御見解を求めます。

次に、最近の原油高騰に対する対応についてお伺いいたします。

世界的な原油高による最近の灯油やガソリンの高騰は、市民生活、特に高齢者、障害のある人を抱える世帯、ひとり親世帯、所得の低い世帯などの暮らしを直撃しています。また、運送事業者や農林漁業者など、いろいろな業界においても大変な経営不安が広がってきております。

このような現状の中で、我が党は12月4日、2007年度補正予算編成に関する与党申入れの際、町村官

房長官に対し、「国民は困っている。特に寒冷地の住民は深刻だ」と、原油価格高騰に対する対策を強く要請しました。

また、福田首相は、4日午前の閣僚懇談会で、公明党などの要請を受けて、原油高騰が国民生活や中小企業の経営に深刻な影響をもたらしつつあるとして、大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に対策の取りまとめを指示し、さらに同日夜には、「特に中小企業や寒い地方の灯油の問題がある。与党でも議論している最中で、できるだけ早く結論を出して対応していきたい」と述べています。

また、道も、地域政策総合補助金における高齢者等の冬の生活支援事業の改正が行われるとのことで、既に発表されているとおりであります。

本市において、この原油高騰を受けて、市民生活や事業経営について影響を受けているのが現実であります。特に、社会的な弱者の方々は深刻な問題となってきたところでもあります。こうした中で、小樽市としての灯油高騰にかかわる生活支援をどのように考えているのでしょうか。基本的な認識についてお尋ねいたします。

また、道の支援対策との整合性を検討していく必要があると考えておりますが、検討課題としてどのようなことが考えられるのか、御見解をお示しください。

また、本日、政府は関係閣僚会議を開き、緊急対策を決定するとのことでもあります。この緊急対策を活用し、国と連携しながら整合性を図って社会的弱者の方々に支援を行うことが必要であると考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、認知症予防の観点から見た単身高齢者世帯への総合的な生活支援策の充実についてお伺いいたします。

まず、本市の65歳以上の単身世帯の数について、国勢調査の数字と住民基本台帳上の数字及び民生児童委員等の実態調査による数字をお示しください。

さらに、その数字のかい離する原因と実態に最も近い数字はどれなのか、お示しください。

また、年々高齢化が進む本市にあって、単身高齢者世帯の実態把握は喫緊の課題であり、中でも認知症の既往のある方の数とその割合、また、認知症の一般的な発症率と比較して、本市の現状の単身世帯における発症率に顕著な差異が認められるかなどについて把握することは、施策の基礎資料として必要なものであり、その調査方法等についてあらゆる角度から研究されることを求めます。

認知症の予防とは、認知症発症の危険因子を減らすことであります。認知症の8割前後はアルツハイマー病と脳血管障害が原因疾患となっています。したがって、この二つの疾患を予防することが、認知症の予防につながるようになります。脳血管障害の原因となるのは、脳こうそく、脳出血、くも膜下出血などで、これらの疾患の危険因子として運動不足、肥満、食塩の過剰な摂取、飲酒、喫煙などの生活習慣が挙げられます。また、アルツハイマー病では、食習慣では魚や野菜、果物を多く摂取している人の発症が少なく、運動習慣では週に3回以上、有酸素運動をする人は、しない人に比べて発症が半分になり、対人接触頻度が高く、ゲームや文章を書くなど、知的な生活習慣の人ほど発症の危険が少ないと言われております。したがって、認知症予防のための総合的な生活支援策としては、介護サービス以前の対応として、単身高齢者への定期的な声かけ、魚や野菜、果物をできるだけ多くし、食塩の摂取を抑えるなど、献立に配慮した配食サービス、運動や趣味、ゲームなどの対人接触の機会となる楽しい集まりを随時開催することなどが有効と考えます。また、軽度の認知症が疑われるケースについては、本人や家族からの相談に対応するため、成年後見制度や介護認定、施設入所などの仕組みや手続きをわかりやすく説明でき、法律や臨床心理などの専門知識を持った職員を配置した相談窓口として、地域包括支援センターが開設されておりますが、まだまだ市民に十分理解されているとは言えないのが現状でありま

す。

今後ますます高齢化が進む本市にあって、地域包括支援センター業務の周知も含めて、将来的にこのような仕組みや取組を強化していくことは、市の行う事業としてばかりでなく、ボランティアやNPO法人などが主体となるものなど、行政と市民との協働が最も必要な場面ではないかと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、安全・安心で住みよい地域づくりと観光振興についてお伺いいたします。

まず、このほど発表された平成19年上半期の観光入り込み客数が前年を大きく下回ったことについて、その原因と対策について御見解を求めます。

観光は今や本市の基幹産業として位置づけられており、市長も既にそのような認識を示しておられます。観光振興施策は単に観光客誘致のための施策にとどまらず、安全・安心で住みよい地域社会をつくるというような大きな政策理念と有機的に結びついた形で構築される必要があると考えます。昨年4月にスタートした小樽市観光基本計画では、観光振興とはまちづくりそのものであるとして、先人の意志を受け、引き継ぎ、市民主体で観光によるまちづくりを進める理念を「新・いいふりこき」と表現されているのであります。

そこでお伺いいたしますが、基本計画で観光振興の社会的効果としてとらえられている環境の保全など、安全・安心で住みよい地域づくりの取組はむしろ観光振興のために必要な施策、観光振興のための基本的な条件ととらえるべきものではないかと考えますが、市長の御見解を求めます。

具体的に二、三お聞きいたしますが、朝里川温泉方面における一部の中古車販売業者の営業行為について、早朝、夜間などの車両運搬用のトレーラーの長時間にわたる路上駐車や、中古車展示場における車両解体の騒音、廃油等の投棄による臭気や水質への影響など、温泉、ホテルの利用者や地域住民に不安や迷惑を及ぼすとの苦情が寄せられております。また、豊かな自然環境を阻害する要因になることが危ぐされております。これらの中古車販売業者に対する実態調査、また、行政的な指導等は行われているのか、お知らせください。

これにも関連しますが、最近、市内で外国人が運転する車が目につきます。必ずしもそれ自体が危険なこととは言えないと思いますが、本年6月、国道5号、張碓大曲付近で発生し、3人が死亡した悲惨な事故を教訓として、観光旅行者や市内に滞在する外国人への交通安全知識やマナーの啓発、普及などの活動は行われているのか、お伺いいたします。

最後に、文化芸術振興基本計画について伺います。

本計画は昨年3月制定され、7月から施行された小樽市文化芸術振興条例に基づいて策定されるもので、19年度中の完成を目指し、小樽市文化芸術審議会において協議が進められていると伺っておりますが、その主な内容と現在までの進ちょく状況、今後の予定などをお知らせください。

本計画は、20年度から10年間の文化芸術振興について、その基本を定める計画であります。現在、策定作業が進行している次期総合計画における位置づけと整合性、また、社会教育推進計画との関連についてはどのように整理されているのか、お示しください。

この計画は、条例第6条に定める三つの基本方針に基づいて、第7条第2項に掲げられている7項目について定められることになっています。特に、条例の第1号、第2号、第6号の各項目について、部分的に文言などが計画の素案において変更があったとの説明がありました。その経緯、理由などについて、できるだけ具体的にお示しください。

さらに、この計画に対する市民意見の反映については、具体的にどのような方法を考えておられるのか、お示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 斉藤陽一良議員にお答えいたします。

初めに、行財政改革についての御質問でございますけれども、まず、財政健全化計画の見直しについてでございますが、本年度の普通交付税が予定を大きく割り込んだことや病院事業会計への追加繰出しが必要になったことなど、歳入歳出とも今年3月の計画策定時とはさまざまな状況の変化が生じておりますので、今月末に示される予定の地方交付税を含む地方財政対策の内容を見極め、来年度予算との整合性にも留意しながら見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画上の個人市民税の試算でありますけれども、平成20年度以降の試算の考え方は、平成18年度、19年度については、定率減税の廃止や税源移譲に伴う収入額への影響が大きく、伸び率としては特殊な要因がありましたので、20年度以降については、12年度から17年度までの人口動向や納税義務者数が年平均約2パーセント減少となっていることなどを総合的に勘案し、現行制度が継続するという前提で見込んだものであります。

なお、今後の計画の見直しに当たりましては、来年度の税制改正の動向や今年度の決算見込みの状況などを見極めながら、必要な場合は見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、地方交付税の試算についてでありますけれども、20年度以降につきましては、普通交付税に算定される市債の元利償還金の今後の推移や昨年7月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針2006」などを総合的に勘案し、毎年度1パーセントの減額を見込んだところであります。また、平成18年度の普通交付税の算定において、国勢調査人口による減少の影響が3パーセント程度あったことから、次の国勢調査人口が算定に反映される平成23年度においても、3パーセントの減額を見込んだところであります。いずれにいたしましても、交付税の試算は大変難しいところがありますが、現状の大変厳しい地方の財政状況を踏まえ、ここに来て来年度の地方交付税についてさまざまに議論がなされておりますので、今後、年末に示されます予定の来年度の地方財政対策の中で、どの程度の総額が確保されるのか、注視しているところであり、今後の試算に当たりましてはそれらを踏まえ、必要に応じて見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、本年度の特別交付税についてであります。まず12月5日に交付されました12月交付分の対前年度の減少理由についてであります。新規項目の「頑張る地方応援プログラム」の取組に係る財政需要に対しまして、上限の3,000万円が算定されたものの、公債費の負担軽減を図るための項目が、12月算定から3月算定に移行したことにより約5,800万円が減額となったほか、昨年度措置されていた小児医療専用の病床に係る経費がなくなったことなどが主な理由であります。

また、3月分の見込みについてであります。公債費の負担軽減措置が12月から移行されるものと思っており、普通交付税措置分を超える除排雪経費も算定項目となっております。いずれにいたしましても今年度の特別交付税総額の伸び率が対前年度マイナス4.4パーセントとなっておりますので、本市においても大きな期待はできないものと思っております。

次に、人件費削減の具体的な方策でありますけれども、先ほども申し上げましたが、財政健全化計画の策定時と比較し、歳入歳出ともさまざまな状況の変化が生じたことなどから、この計画の見直しは必要と考えております。見直しに当たりましては、地方交付税をはじめとする今後の地方財政対策等を

総合的に踏まえた上で検討する必要があると考えており、現時点で具体的な人件費の削減を決定しているわけではありませんが、財政再建の取組の中でどのような対策が必要か、今後の予算編成作業の中で慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、いわゆる地方財政健全化法の各指標についてでありますけれども、現時点で総務省から示されている内容を基に、平成18年度決算数値で試算しますと、実質赤字比率が3.7パーセント、連結実質赤字比率が18.1パーセント、実質公債費比率が20.2パーセントとなり、連結実質赤字比率が今回公表された早期健全化団体の基準に該当します。

また、将来負担比率は算定方法の詳細が示されていないことから、現時点ではまだ試算しておりません。

次に、今後の対策についてでありますけれども、今回の試算では、連結赤字が早期健全化基準に該当することとなり、今後は予算編成段階から、従来に増して、企業会計などを含めた広範な角度からの収支の検討が必要と考えております。いずれにいたしましても、これまでも赤字の解消と財政の健全化を最優先課題として取り組んできておりますので、今後におきましても可能な限り早期にその目標を達成するよう、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ワンストップサービスの実現ということでありますけれども、市民の皆さんの利便性の向上を目指し、これまでも積極的に進めてまいりましたが、今回の医療保険部の新設はまさにその観点から設置するものであります。現在、ワンストップサービスの一環として、各サービスセンターにおいて税や福祉、教育に関する取次ぎ業務を行っておりますが、サービス内容については一定程度の限界があります。今後は、今回の医療保険部のように、類似業務の集約によって窓口の一元化を図るなど、さまざまな観点から市民サービスの向上に向けて検証・実践をしてまいりたいと考えております。

次に、組織・機構の見直しによる職員の削減数と財政効果などありますが、組織の見直しにあわせて人員配置の見直しも行っており、その増減も含めると、病院の医療技術者や消防職を除き、改編前と比較して全会計で約60名の削減を見込んでおります。

また、財政効果につきましては、職員削減による効果のほか、臨時職員や委託化による管理経費の減もあり、トータルで約5億円の削減を見込んでおります。一方、委託化や再任用等の雇用に伴い、2億2,000万円程度の経費が必要となりますので、差し引きしますと2億8,000万円程度の効果があるものと見込んでおります。今回の組織改編に当たりましては、財政再建推進プランの趣旨を踏まえ、組織のスリム化やグループ制導入による業務の平準化、部の統合、民間委託の推進など、あらゆる観点から見直しを図っており、効果としては人件費総額の抑制に十分寄与しているものと認識しております。

次に、今回、保留した組織の見直しでありますけれども、まず市民税課と資産税課の統合につきましては、税外未納対策の組織化とあわせてその効果や課題等を整理し、効率的で機能的な組織を生み出し、税体制の一体的な見直しを検討していきたいと考えております。

また、スポーツ・文化行政の市長部局への移管につきましては、教育委員会の考え方も聞きながら進める必要があることから、現在、教育委員や社会教育委員の皆さんに検討をお願いしております。今後はそれらの結果を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、実施につきましては、平成21年度以降ということ、特に時期は明示しておりませんが、可能なものから実施してまいりたいと考えております。

次に、病院問題についてでありますけれども、まず、今回の病院事業会計に対する一般会計からの繰入れの増額が、一般会計の財政健全化に与える影響についてであります。先ほど申し上げましたとおり、現在の一般会計の財政健全化計画におきましては、今回の増額は見込んでおりませんので、当然に

計画への影響は大きいものとなると思っております。しかしながら、健全化計画における他の歳入歳出にもさまざまに状況の変化がありますので、今後、病院事業会計の不良債務解消計画との整合性にも留意しながら、来年度の予算編成も踏まえて見直しをしまいたいと考えております。

次に、新病院の建設用地購入の20年度への変更と基本設計の委託業務の一時中断についての基本的な考え方ということでありますけれども、建設用地の購入については、起債導入を前提にして、北海道へ不良債務解消計画を提出していましたが、今年度上半期の入院・外来収益が計画を下回り、計画全体に影響がことから、病院の経営努力と一般会計からの繰入れ増額で補てんすることとして計画の見直しを行い、北海道としましては、計画の実効性を見極めた上で起債許可の判断をすることとしていることから、起債許可の可否が年度末になる見込みとなりました。そのため、建設用地の購入は手続的に間に合わず、平成20年度に変更せざるを得ない状況となりましたので、基本設計につきましても、平成19年度の委託業務を一時中断する必要があると判断したところであります。

また、両病院の統合新築の必要性についてであります。御承知のとおり、市立病院は施設・設備の老朽化、狭あい化が限界に達しており、また、二つに分かれていることで非効率的な経営を余儀なくされていることから、市民の健康と安心・安全な医療を引き続き提供するため、また、財政的な面からも、統合新築は必要であるとの認識に変わりはありません。

次に、基本設計の再開に関する御質問でありますけれども、まず再開の可能性についてですが、基本設計そのものは起債対象とはなりません。用地購入など新病院の建設事業に係る起債許可の見通しを立てることが再開の前提となります。

次に、その起債許可の見通しですが、そのためには不良債務解消計画を着実に履行していくことが必要でありますので、病院事業の収支改善に努めることにより、早期に見通しを立てていきたいと考えておりますし、また、病院事業経営健全化のための支援など、国の地方財政対策にも期待しているところであります。

次に、国や道との協議内容と起債許可の時期についてでありますけれども、従前から不良債務解消計画を策定し、その実効性が認められれば、起債は許可するという道の考え方は一貫しておりますので、計画の内容が実効性あるものかどうかといった協議を中心に行ってきたところであります。許可の時期につきましては、事業の推進のためには、平成20年度の早い時期での許可が望まれますが、今後の病院事業の収支や国の地方財政対策の動向によるものと考えております。

次に、再開の遅れによる開院時期への影響でありますけれども、基本設計を一定期間中断することになりますので、再開後も計画全体がある程度ずれ込むことになり、当初予定しておりました平成23年秋ごろの開院時期については、変更が生じるものと考えております。

次に、基本設計業務中断の契約上の取扱いですが、契約書の解除条項に基づき解除を行うもので、設計業者側の了解を得ているところであります。現在、既成部分の検査を行っており、これに相応する委託料の支払を行うこととなっております。

なお、既成部分につきましては、施設全体のゾーニングができ上がった状態で、再開後は引き続き残りの業務を行うことができると考えておりますので、無駄になることはありません。

次に、本年度の起債申請についてですけれども、用地購入について見送りした理由は、建設予定地はJR北海道の土地であり、手続的に間に合わないため、平成20年度に変更したものであります。医療機器については、適切な医療サービスを提供するために、計画的な更新と高度化は必要であり、起債を導入することにより、その元利償還に地方交付税が措置されますので、本年度起債申請をして整備することといたしました。本年度の起債許可の見通しについては、北海道は資金収支計画、とりわけ下半期の



入院・外来収益を注視するとしておりますので、その計画目標達成に向け、努力してまいりたいと考えております。

また、仮に医療機器の起債が不許可となった場合でも、先ほど申し上げましたとおり、医療機器の更新は必要でありますので、リース契約により整備したいと考えております。

次に、下半期の入院・外来収益の見通しでありますけれども、10月の入院・外来収益は見直し後の計画に対して1,790万円、2.5パーセント上回っており、11月に入っても患者数が入院では1日平均10人、2.5パーセント、外来では1日平均13人、1.6パーセント、それぞれ計画を上回っております。今後、12月から3月までの4か月間ありますが、入院・外来収益の目標達成に職員一丸となって努力してまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、北海道としては下半期の入院・外来収益の動向を踏まえ、計画の実効性を判断するという考え方であります。

次に、第5次病院事業経営健全化支援措置と同様の措置についてでありますけれども、病院事業が抱える不良債務の解消は、市町村財政の健全化に大きな影響を及ぼすことから、北海道市長会を通じて、第5次病院事業経営健全化支援措置と同様な支援措置を国へ要望しております。また、北海道としても同様に、道内自治体の重要課題として国に要請しているところであります。いずれにいたしましても、年末までには明らかになると思いますが、病院事業の不良債務の解消計画をより確実に実行していくためにも、国の財政支援に期待しているところであります。

次に、公立病院改革ガイドラインが起債許可に与える影響でありますけれども、このガイドラインは病院改革の実施に関する技術的な助言とされており、各自治体に対し、経営指標に係る数値目標を踏まえた改革プランを策定するよう促しております。本市においてもこれを尊重すべきと考えますが、総務省が財政支援措置を含め、指針を年末までに決定するというところでありますので、今後その内容を注視するとともに、現在進めている不良債務解消計画との関連について明らかにされておられませんので、北海道とも協議してまいりたいと考えております。

次に、今回の「建設用地取得の平成20年度への変更」と「基本設計の一時中断」の措置についての住民周知でありますけれども、先般の市立病院調査特別委員会で報告した以後、医師会など関係者への説明も行い、また、町会長との定例連絡会議では質問にお答えする形で説明したところであります。新聞各紙などでも報道されましたので、一定程度周知はされているとは思いますが、今後、市の広報誌にも変更内容を掲載するなど、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

また、説明会という御意見であります。現在、業務を一時中断して状況を見ている段階でありますので、その結果として方向性が出てくる段階ではそういった方法も検討してみたいと考えております。

次に、新病院の規模などの見直しについてであります。以前から申し上げてまいりましたとおり、現在の構想はコンクリートしたものではありませんので、状況の変化に応じ、必要な見直しは行っていくことには変わりございません。特に、医師確保の状況や患者の動向が変化してきておりますし、さらには国や北海道でも自治体病院の改革について指針などが示されてきていますので、それらの状況を見極めてまいりたいと考えております。

なお、建設地につきましては、何度も説明してきたとおり、現在計画を進めております築港地区以外にはないものと考えております。

次に、発達障害についての御質問でありますけれども、発達障害の定義がまだ新しく、また、専門機関による確定診断を受けた方がごく限られているため、本市全体の発達障害児及び発達障害者の実態をお示しする状況にはありません。

なお、本年12月1日現在で、心身の発達に何らかの障害を有し、市のこども発達支援センターなどを

利用している3歳から5歳までの児童95名のうち、約3割程度が高機能自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害とされます。

次に、原油高騰に対する対応でありますけれども、初めに社会的弱者の方々に対する生活支援についての基本的認識ですが、灯油価格は近年にない高値となっており、冬期間の市民生活に大きな影響があるものと認識しております。こうした状況を勘案しますと、何らかの支援が必要なものと考えております。

次に、道の支援対策との関係でありますけれども、北海道では灯油価格の高騰に対する対策として、高齢者等の冬の生活支援事業補助金の下限額の引下げや事業の追加募集を決定したと聞いておりますが、人口規模が10万人以上の場合、補助金交付額の上限が100万円となっており、本市がこの補助金を活用して実施するとしても、事業規模にもよりますが、補助金の割合があまりにも低いのではないかと考えております。

次に、国の緊急対策を活用しての支援でありますけれども、本日、関係閣僚会議で、国の緊急対策の骨格が決定すると聞いております。今後、この緊急対策の具体的な内容が示されるものと思いますので、国の制度の活用や道の補助金を活用することも考慮しながら、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、単身高齢者世帯への総合的な支援策の充実という御質問でありますけれども、まず、本市の65歳以上の単身高齢者数につきましては、平成17年国勢調査では8,288人、直近の11月末の住民基本台帳では1万3,021人、また、毎年5月に実施しております民生児童委員協議会の世帯状況調査の本年度の単身高齢者数は6,431人となっております。数字の乖離の原因といたしましては、まず住民基本台帳では、同居していても住民票は別という世帯や施設などに入所している単身高齢者などもある関係で、実態より多い数値となっているものと思います。また、民生児童委員協議会の調査では、転居してきた高齢者数のすべてを把握しきれないという部分もございますので、実態よりも低い数値となっているものであります。したがって、国勢調査の数値がより実態に近いものではないかと考えております。

次に、認知症予防における行政と市民の協働の必要性についてでありますけれども、平成18年度の介護保険制度の改革の中で、認知症予防は介護予防プログラムの一つとして位置づけられており、行政が行う事業ばかりではなく、地域住民の認知症への理解や認知症予防のための地域活動の育成や支援も有効であると考えられております。市といたしましても、杜のつどいに認知症予防教室を委託し、高齢者自身が相互に予防に取り組む教室を開催しているほか、市民の方を対象に、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」の養成なども行っております。また、このような認知症予防の取組については、市民とのパートナーシップが重要と考えており、地域住民へ助成金を交付する「地域住民グループ支援事業」なども活用しながら、引き続き市民と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、安心・安全で住みよい地域づくりと観光振興についての御質問でありますけれども、初めに観光入り込み客数の減少であります。このたびの減少については、道内客の減少が主な要因となっており、これは長期化する道内景気の低迷による全道的な旅行意欲の低下によるものと考えられます。そうした中で依然として続く旭山動物園の人気、天候不順による海水浴客の激減、道道1号小樽定山溪線全面通行止め、集客効果のある観光施設のオープンがなかったことなどの要因が重なり、このたびのような結果になったものと考えております。

今後の対策についてであります。個人やグループ向けの新たな観光ルートの提案のほか、いわゆる穴場情報の提供など、道内外からのリピーターを意識した小樽観光を目指していかなければならないも

のと考えており、今後の小樽観光プロジェクト推進会議からの提案に期待するとともに、観光業界の意見を聞きながら、新たな観光施策を見いだしてまいりたいと考えています。

次に、住みよいまちづくりと観光振興の関係ですが、観光基本計画の中では、観光振興を行うことが、まちづくりを担う市民の活動を通じ、結果として活力ある地域社会の実現に結びつくという社会的効果が期待されるとたわれております。御質問にあります安全・安心で住みよい地域づくりの取組は、観光振興のための基本的な条件ととらえるべきではないかという考え方につきましては、まちづくりや観光振興につながる大切な考え方であると受け止めております。

次に、朝里川温泉方面の中古車販売業者についての御質問でありますけれども、中古車を販売すること自体は、古物営業法の規定による北海道公安委員会からの許可が必要なこと以外、特に規制する法令はありませんが、単に中古車販売にとどまらず、解体行為を行う場合などは、自動車リサイクル法に基づく業の登録や許可が必要であり、屋外で解体作業を行うなど、同法に抵触する行為があった場合には、同法の所管自治体として随時指導しております。

また、騒音や悪臭などの公害関連につきましては、各種公害規制法に該当する施設や設備はありませんが、苦情があった場合には、現地調査の上、注意しているほか、長時間の路上駐車に関しましては、随時小樽警察署へ指導を要請しております。いずれにいたしましても、中古車販売業者の営業行為そのものを市として規制することは難しいところでありますが、朝里川温泉への入り口でもありますので、秩序ある営業活動が行われるよう、関係機関とも連携しながら指導してまいりたいと考えています。

最後に、外国人への交通安全知識やマナーの啓発・普及ですけれども、交通安全啓発については、小樽警察署や関係団体等とともに、官民一体となって実施しており、特に外国人だけを取り上げての啓発活動は行っておりません。しかしながら、今年6月の張碓におけるロシア人による悲惨な死亡事故があり、小樽警察署において、入港するロシア人船員や外国人を含む中古車販売業者に対し、ロシア語表記による交通事故防止のチラシを船舶代理店を経由し配布したと聞いておりますので、今後、小樽警察署や関係団体等とも連携し、対象者や内容、啓発方法等について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校適正配置の考え方についてであります。検討委員会の答申では、適正配置の方法は統廃合を軸とすることが妥当としております。あわせて、配置の考え方については、地区ごとにその状況を検討して、バランスに配慮した学校配置を行うようにといった提言でありました。それぞれの学校の適正規模化を検討する手法としては、隣接する通学区の調整による方法もありますが、新たな計画においては、児童・生徒数の推計からもより広い範囲で検討することが必要であろうと考えておりますので、学校の統合を前提とした学校配置の見直しとなるものと考えております。こうしたことを踏まえ、統合の際には、全市的に学校の配置を見直す学校再編という立場から、関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点を持って進めていくことが基本になるものと考えております。

次に、今後のスケジュールについてであります。在り方検討委員会の答申を受けて、現在検討を進めているところですが、小学校と中学校をあわせた全市的な見直しでありますことから、ある程度の時間を要するものと考えております。現地点では基本計画案の策定は来年度になる見通しであり、その後、必要な手順を踏んで、決定していくものであります。答申を踏まえ、基本計画決定後においても、具体的な実施計画の段階では、さらに地域の方々の共通理解を念頭に考えておりますので、スタートの時期については、全体的なスキームをつくっていく中で、目途として掲げております22年度が最善なのかど

うかも十分検討しながら、今後の基本計画素案の中で整理してまいります。

次に、保護者等への説明についてであります。学校の統合に当たっては、地域の方々や保護者の皆さんをはじめ、市民の共通理解が前提となりますので、説明を重ねることはもちろんですが、一方的な説明に終わることのないよう、いろいろな機会を通じて意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、学校の耐震化や大規模改修の現状についてであります。現在、これらの計画を進める上で必要な学校カルテの作成の作業が大詰めに入っております。今後の予定についてであります。学校カルテを踏まえ、財源面とハード面の整備について、庁内での関係課長などによる協議を重ね、学校適正配置計画との整合性も図りながら、耐震化及び大規模改修の計画策定などの準備を進めたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の目的と実施状況についてであります。本調査は、国の責務として果たすべき義務教育の機会均等と水準が確保されているかどうかをきめ細かく把握・分析し、その結果を検証するとともに、教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、みずからの教育活動の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的としております。調査は市内のすべての小学校6年生と中学校3年生を対象に行われ、調査を受けた児童・生徒数は2,060名で、全対象児童・生徒数の約96.5パーセントとなっております。

次に、本調査にかかわる全国・全道の結果の受止めと、本市の結果とその活用や対策についてであります。国が公表した調査結果を見ると、教科に関する調査においては、北海道の状況は全国的に見て、平均正答率は下位に位置している状況にあります。小樽市の状況については、全道とほぼ同様な傾向にあります。私はこの結果を真しに受け止め、子供たちが学んだことをしっかり身につけることができるよう、学校はもとより教育委員会や地域、保護者などが一体となって取組を進めていくことが大切であるとと考えております。現在、本市の状況については、詳細に分析中ですが、今後その結果を基に教育施策等の成果と課題を検証し、教育活動の改善・充実に努めてまいります。

また、各学校においては、本市の分析結果を踏まえつつ、自校の状況について実態に応じた分析を行い、学校改善に向けた具体的な取組を行うことが必要でありますし、課題の多く見られる学校については、指導主事を派遣するなどして、昨年度と同様によりきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、本調査にかかわる公表についてであります。議員の御指摘のとおり、本市の教育状況について広く市民に認識していただくことは大切なことであると考えております。本調査は子供の学力や学習環境、生活習慣等の状況を把握して、その改善を図ることを目的としているものであり、この調査の結果を基に、学校、家庭、地域が一体となって取り組まなければならないものと受け止めております。公表の内容については、実施要綱に示されているとおり、序列化や過度な競争にならないよう、十分な配慮が必要であります。教育委員会ではこれらのことを踏まえ、2学期中に学習指導の改善の方向や生活習慣の状況などを学校や保護者、関係者に公表できるよう、現在、学力向上検討委員会を組織して、結果について分析を進めているところでございます。

次に、特別支援教育の対象となっている児童・生徒の人数についてですが、市内の小中学校の普通学級に在籍し、支援が必要と思われる児童・生徒数は151人、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は94人で、養護学校等に通う児童・生徒数は45人です。

次に、特別支援教育を進めるための支援体制についてであります。まず、各学校では、校内委員会の設置やコーディネーターの指名を行い、学校全体で支援する体制を整えています。また、これとは別に、専門家チームから成る子供支援部会を設置し、所属する巡回相談員が学校からの要請に基づき、特

別支援教育に関する相談、助言、判断を行う体制をとっています。特別支援学級の一つでありますことばの教室については、普通学級に在籍する児童の通級教室として、校内委員会や子供支援部会と情報を密にしなが、保護者とも連携を図って教育活動を進めております。

次に、特別支援教育を進める上での体制についてですが、本年4月から、小樽市におきましても新しい制度がスタートし、子供支援部会を立ち上げ、巡回相談員を配置したほか、すべての学校において校内委員会が設置され、コーディネーターの指名も教員の協力を得ながら進めております。巡回相談員の派遣要請につきましては、これまでに24件あり、学校と巡回相談員が一体となって子供の教育ニーズに応じた取組を進めている状況にあります。

次に、高等養護学校への進学状況についてですが、平成15年度9人、平成16年度5人、平成17年度9人、平成18年度3人、平成19年度13人となっております。

また、希望どおりの進学であったかどうかの状況についてですが、実数は把握しておりませんが、学校から、なかなか希望どおり進学できないという話は聞いております。

次に、高等養護学校の間口についてですが、近年、高等養護学校への進学希望者は増加傾向にあり、自宅のある近隣の高等養護学校に進学することは難しい状況になっております。小樽市におきましても、本年、市内の中学校を卒業し、高等養護学校等に13人が進学しましたが、札幌、岩見沢、小平、雨竜など、親元から離れた学校へ進学している状況となっております。高校卒業後の将来を見据え、親や友人のいる生まれ育った環境の中で学ばせたいという親の切なる願いを強く感じております。本年9月に、平成20年度公立特別支援学校配置計画が示されました。これによると、道内では48名の定員増となっておりますが、近隣の札幌は16名の増にとどまり、親の願いとはまだほど遠い状況にあるものと感じております。子供たちの将来の不安を少しでも解消できるよう、市教委といたしましても、これからも道教委に対し、この現状を訴えていきたいと考えております。

次に、文化芸術振興基本計画についてであります、「豊かな郷土文化を礎にした『文化の香り高い街おたる』を創造する。」ことを基本的な目標として、文化芸術に触れる機会の拡充と人材の育成・支援、伝統文化の継承、学校教育の文化芸術活動の支援、文化芸術の国際交流などの交流促進、文化芸術関係施設の整備・充実、文化芸術活動に配慮した歴史的文化遗产の保全と活用、そのほか文化芸術振興に関することといった七つの柱を主な内容としております。

現在までの進ちょく状況についてであります、平成18年度の文化芸術振興条例制定以降、関係部による策定委員会でたたき台を作成し、文化芸術審議会の意見をいただきながら、11月の審議会を経て素案ができたところであります。今後の日程であります、今週から来年1月まで、この素案について広く市民から意見の募集を行い、その後、審議会からの意見をいただき、年度内に基本計画を策定する予定であります。

次に、次期総合計画における位置づけと整合性についてであります、文化芸術振興基本計画は、平成20年4月から30年3月までの10年を計画期間としております。次期総合計画も20年度からスタートする予定であります。また、社会教育推進計画については、平成20年度に策定し、スタートする予定であります。文化芸術振興基本計画と社会教育推進計画は、いずれも総合計画と整合性を持つ個別計画という位置づけになると考えております。

次に、文化芸術振興条例第7条第2項に掲げられている項目と計画素案の文言の相違についてであります、条例第7条第2項第2号では、青少年、高齢者、障害者等にかかわる文化芸術活動についてうたっております。この点に関して、文化芸術審議会から、ノーマライゼーションの観点から、これらの対象者に限らず、市民だれもが文化芸術の恩恵を受けるという表現が適切であるとの意見をいただいた

ため、計画の文言を「市民だれもが」としたところです。また、第6条には文化芸術に配慮したまちづくりの推進についてうたわれておりますが、審議会からまちづくりという言葉がこの基本計画にはそぐわないとの意見が出され、検討の結果、「文化芸術に配慮した歴史的文化遺産の保全と活用に関すること」としたところでございます。

次に、計画に対する市民意見の反映についての具体的な方法についてであります。今月14日から来年1月11日までの間、市民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを行います。この募集でいただいた意見につきましては、検討の上、審議会の意見もいただきながら、基本計画に反映させていく考えであります。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 10番、斉藤陽一良議員。

**10番(斉藤陽一良議員)** 1点だけ再質問させていただきます。

原油高に対する対応についてですが、報道によりますと、本日、政府では緊急の関係閣僚会議において、灯油などの生活支援について、自治体の福祉灯油等の取組について支援をするということを決めたということですが、先ほどの市長から何らかの支援が必要というふうに御答弁をいただいております。これは基本的にこういう取組を行っていくという理解でよろしいかどうか。

それから、その上で、国のいろいろな動き、道の動き等を把握して、早急に対象世帯の範囲あるいは世帯数、助成の額、必要な予算措置等、進めるべきというふうに考えますけれども、その辺の方向性である程度決まっている部分がありましたら、示していただきたいと思っております。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝鷹)** 今日、午前中に閣議があって、緊急対策がつくられたようですけれども、まだ正確な情報ではありませんけれども、聞いたところによりますと、特別交付税で措置するというようなことになってございまして、ですから、細かいものは国が決めていないので、あとは自治体が決めたというふうなことだと思います。したがって、方針としては支援をしていきたいと思っておりますが、対象範囲、金額、その他まだ内部調整が必要でありますので、まして財源がありませんので、どこまでできるかわかりませんが、できるだけ支援はしていきたいというふうに思っています。

**議長(見楚谷登志)** 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時16分**

**再開 午後 2時40分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

**16番(林下孤芳議員)** 第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問をいたします。

まず、財政問題についての課題と展望について、市長の見解をお伺いします。

毎年、国からの地方交付税が大幅に減額をされ、地方税が伸び悩む中で、小樽市の財政は厳しい状態が続いておりますが、今年度は単年度決算とはいえ、2億2,470万円余りの黒字決算となったことは、小樽市の大変な努力と市民の理解と協力のたまものであり、高く評価されるべきものと思われま

今、小樽市がこうした血のにじむ努力を続けているさなかに、総務省は地方財政健全化法を12月下旬にも閣議決定し、政省令が公布される予定と言われます。既に、小樽市に対しても、政省令の概要が説明されていると思いますが、12月8日付けの新聞報道で、「破たん新基準で赤平『第1号』の危機、財政再生団体、積丹町も、小樽市は早期健全化団体」など、大きな見出しで報じられました。道内では、再生団体は6自治体、早期健全化団体は小樽市をはじめ18団体と言われています。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率など、いずれかの数値が危険な自治体はほかにも数多くあると言われており、これは地方自治にとっても重大な危機であり、私は大変な怒りを持っています。新しい基準をつくっただけで、財政が健全化することはありません。2009年秋には財政の健全化が図られていなければならぬとすれば、道内のほとんどの自治体で、人件費のさらなる削減や行政サービスの切り捨てなどが一層進められることが懸念されます。残された時間も限られており、これまであらゆる経費の削減努力の経過からしても、選択の幅も極めて限られたものにならざるを得ないと思いますが、市長はこれまで小樽市の取り組んできた財政改善の取組を踏まえ、この地方財政健全化法に対し、どういう見解をお持ちなのか、また、今後どう対処しようとしているのか、お示しをいただきたいと思います。

また、各自治体の財政悪化の原因に共通する病院事業会計や箱物主流の観光会計などが除外されるのではないかと一部に報道されていますが、現在わかっていることがあれば、お知らせください。

国の財政が破たん状態にあると言われて長い時間が経過し、この間、三位一体の改革の名の下に進められてきた政策は、大都市や大企業には大きな成果をもたらすものであったかもしれませんが、地方にとっては自治体財政をますます悪化させ、地域経済を疲弊させ、地方から仕事と若者を奪い、格差の拡大をもたらすだけだと私は思っています。地方には過重な努力を求めながら政策を強行し、政府や中央省庁がどれだけの人件費や経費を削減してきたのか、国民には示されておりません。中央省庁ではわずか数パーセントの給与カットが1年間実施された記憶はありますが、今や完全復活し、地方の努力に見合った財政効果も見られておりません。政府の方針が変わるたびに、その都度、地方には膨大な作業と経費が回されてきましたが、政府の赤字は3兆円も増えたと言われています。会計検査院の指摘をはるかに上回る税金の無駄遣いが毎年のように次々と発覚し、調達予算が1兆3,000億円と言われる防衛省は、1兆円がほぼ特定商社との随意契約と言われ、昨年は談合事件を起こし、防衛施設局が解体されているにもかかわらず、2年連続で特捜部の捜索を受けております。ここでも膨大な税金の無駄遣いが繰り返し行われてきたことは、容易に想像することができます。国土交通省も、道路特定財源を一般財源化することを政府方針として承認しておきながら、10年間で、道路特定財源で68兆円をほぼ使いきって道路をつくると言い出し、地方の努力を全く無視して相変わらずの無駄遣いをしようとしています。こうした指摘をすれば、まだまだ際限はありませんが、こうした無駄遣いの数パーセントでも地方に使えば、医療や福祉や経済や雇用も改善できると思います。総務省は再生団体という殺し文句で無理やりにも地方の赤字を減らし、地方財政健全化法で強制しようとしています。そうした国の方針にただ追従しては、やがて地方の自治権すら奪われ、自治体の存続自体が危うくなる心配があります。

市長は、これまでも全国市長会で地方の厳しい現状を訴え、国が地方税の減額を強行したときには、赤字予算を組んで対抗し、全国的な話題になりましたが、まさに地方が自立するためには、中央から地方への財源を移譲することが最も重要であることを、今こそ地方が結束して声を発信すべきときだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、地方財政健全化法に関して、いわゆる健全化3指針がすべての監査対象になると言われ、これまで各会計ごとの監査報告がなされておりましたが、各監査の連結した報告が加わることになり、一定の行政評価も求められるのではないかと考えられます。監査委員の責任は大変重くなると思われま

政の健全化は市役所だけでなく、市民の協力と理解が必要であります。しかし、財政制度は専門性が高く、私たち市議会議員や市民に難しい面もあります。そうした意味で、監査体制の強化も求められると思います。

次に、新市立病院の建設計画について質問をいたします。

11月12日の市立病院調査特別委員会で建設用地の購入の起債申請を来年度に変更する、基本設計の委託業務を中断する、不良債務解消に向けた収支計画の見直しをすることが報告されました。11月14日には大きく新聞報道され、以来、今日まで多くの市民の皆様から問い合わせや御意見が寄せられております。特に、起債の申請はいつできるのか、新市立病院の建設は可能なのかといった具体的な内容を問う声も多くなっており、市民に不安が広がっていると感じております。私は、先ほど申し上げましたとおり、地方財政健全化法や、今、総務省が進めている公立病院改革ガイドラインによって、連結実質赤字比率の問題や病床の利用率、医業収入に対する給与比率、経常収支比率など、今まで以上に厳しい条件が課せられ、これに対する国の支援策がまだ示されていないために、具体的な起債申請や新病院の建設時期を、今、小樽市が見通すことは困難だと判断し、市民からの問い合わせにもそうした答えをしているところでございます。

市長が新市立病院の建設を公約に掲げ、市長就任以来、老朽化し、2か所に分散している病院を統合し、経営の効率化を図り、市民に安心の医療を引き続き保障する、この方針は市民からも支持を受け、この間、計画の実現に向け、さまざまな角度から検討され、今日の方針が確認をされ、国や道もこれまで理解を示してきたものと思います。

しかし、国の財政危機を発端に、1998年から国は医療制度改革に着手し、医療費や関連する予算の削減に向けたさまざまな動きが加速されてきました。その後も改革に聖域なしとして、福祉制度の見直しや国民生活に直結する予算が次々と削減をされ、しかも規制緩和、自由競争の推進、民間主導と効率優先の政策が国の主導で進められた結果、大都市以外の多くの地方では財源不足が生じ、政策の推進にも支障が生じることとなりました。特に、地方の公立病院では医師不足が深刻化し、夜も寝られず、休みもとれず、労働基準法も守れない勤務となって、医療事故の心配も指摘され、勤務医の独立の流れが加速したり、医師が医療の現場を離れるなど、社会問題化し、今日、医学部の定員増や勤務医の手当の増額に着手したと言われております。しかし、こうした対策がその効果を上げるには十数年も先になると指摘されております。地方の医師不足はまさに深刻な問題となって重くのしかかってくると思われま

す。介護保険制度も、民間企業最大手のコムスンが介護保険料を不正受給する事件が発覚し、営業停止により倒産、国が主導してきた民間主導制度の危うさを露呈するとともに、その影響と対策に全国の自治体が奔走させられました。今なお介護の現場では、低賃金と過酷な労働条件によって、介護士の職場離れが続いていると言われております。

障害者自立支援法も、当初から全く障害者の自立にはつながらず、実態を無視するものだと指摘されていたにもかかわらず、強行され、1年もたたぬ間に見直しをせざるを得ない結果となりました。

後期高齢者医療制度も、来年4月の実施を前に、国民の強い批判を受け、福田総理の指示で一部見直しが行われることになりましたが、今なお多くの市民の皆さんから、若いときには病院にもかかわらず医療保険を払い続けてきたのに、本当に医療が必要なときにこのような負担を求められては、病院にかかることもできない、年金生活者の実態を全く無視した制度で、生活が成り立たないとの訴えが続いています。

このように国の医療福祉政策は地域の実態や市民生活の影響を無視して進められてきた結果、今、その方針転換が求められ、その都度、小樽の行政や病院の計画にも深刻な影響を及ぼしてきたと思います。



公立病院改革ガイドラインは、厳しい数値目標を示す一方で、公立病院の使命として、過疎地での医療、周産期、緊急など不採算部門、特殊部門と明記されております。また、真に必要な公立病院は、良質な医療を継続して提供することが求められると指摘しております。効率優先を強く求めるばかりで、公立病院の抜本的な立て直しのためにも必要な財政的な支援は全く示されておりません。そうした中で使命だけを託されても、病院経営は成り立ちません。このガイドラインに基づく公立病院のイメージは、私には全く浮かんできませんが、市長はイメージされるものがあるのでしょうか。むしろ私には、厳しい数値目標は厳しい条件を課して、達成できなければ、地方には公立病院は必要ないと言っているのではないかと疑いたくなります。それでも、とりわけ医療や福祉の分野は、本来、国や地方公共団体が責任を持つべき使命があると思います。

私事で申しわけございませんが、2年前に私は事故に遭遇し、市立第二病院で胸に重傷を負っている疑いがあるとして診断をされ、急きょ札幌医科大学付属病院に転送され、2時間後に緊急の手術を受け、3日間生死の間をさまよいながらも、最新の技術、医療、設備、そして環境の中で生還をすることができました。その経験から、医療の大切さ、かけがえのないものであると身をもって経験し、その生還の感動の中で、私にできる恩返しを真剣に考えてきました。以来、市立病院の建設計画にも強い関心を持ってきました。そして、絶対に市立病院をなくしてはいけない、市民のためにも、小樽市の将来のためにも、この計画は一日でも早く推進すべきであると思いを強くしております。

今年に入っても、地域医療を取り上げる新聞記事に、岩内町で私と同じ重傷事故で4時間後にドクターヘリで札幌に搬送されたものの、病院で亡くなったと報じられ、もう少し早く診断ができれば死に至らずに済んだ事故であり、これが地域医療の現状だと、医師のコメントが今も脳裏から離れることはありません。

そうした思いは、病気や事故で病院にかかった経験のある人や家族の共通の思いでもあると思います。が、現状、国の方針に影響され追従しては、新市立病院の建設計画も進まず、本当に小樽の医療を守ることができるのか、心配しているのは私どもだけではないと思います。

先般、市が示した計画は、1病棟40床を休棟し、看護師20名を減らし、人件費10億円を削減するなど、オール小樽で取り組む方針が示されましたが、職員のモチベーションが維持されるのか心配でもありますが、国はガイドラインを盾に70パーセント未満の病床の利用率の関係や医業収入の落ち込みを指摘し、今度は基本設計や建築段階など、起債申請のたびに次々とハードルを高めてくるのではないかと思います。市長はこのガイドラインについてどう受け止めていますか。

新市立病院計画はあらゆる角度から長い時間をかけ検討され、今日の方針が決定され、推進の努力が続けられてきたと承知しておりますが、PFI方式についても、議事録から多くの議論経過があったことを知ることができましたが、これまで私が申し上げましたとおり、国の政策や医療を取り巻く環境、情勢の変化もあり、公立病院に対する支援ビジネスや新たな業態を組み合わせた病院システムなど、環境も大きく変化しております。公立病院として国の交付金や補助金の活用を前提とし、情勢の変化を踏まえた総合的な検討を試みる価値はあると思います。財政再建と新市立病院建設という課題をあえて混同し、議論が分散されてきたために、今、小樽市の医療や後志の拠点医療をどう守るかという視点に欠けていると思います。それは、小樽市内にはこれまで民間の大きな病院や市立病院があり、医療環境には恵まれてきたために、地域医療を大切にするという気風が育っていないからだだと思います。医療を取り巻く環境は大きく変化し、大きな病院でも順調な運営がいつまでも続くという保障はありませんし、札幌市内でも大きな病院が経営に行き詰まった例は現実に起きています。既に、道内の多くの地域では医師不足が深刻化し、自治体病院の再編の動きも明らかにされております。根室市では、地域住民が病

院の支援組織をつくり、利用を呼びかけたり、医師との交流会を開催するなどしております。地域医療を守るための活動は、既に全道的な広がりとなっています。そうした現実を踏まえれば、いかに厳しい条件があろうとも、計画を実現しなければならないと思います。新病院建設について、市長の決意を改めてお伺いしたいと思います。

次に、コミュニティバスの運行実現について質問をいたします。

少子高齢化が進む小樽市にとって、冬期間でも自由に移動する交通手段を希望する声は多く、市内の各方面から新規に路線バスの乗り入れや路線の延長を求める声は根強くあります。大都市やその周辺では公共交通機関の整備がされ、マイカーに頼らない生活が定着しておりますが、高齢化が進む多くの地域では、通院や買物などの交通の移動手段を確保するために、地域独自のコミュニティバスや乗り合いタクシーに知恵を絞っております。小樽市は市民の要望に対して、これまでどう対応し、また、全国の動向や道内での取組についてどう認識され、どのような調査研究をされてきたのか、お知らせください。

私は、市内各地域の皆さんから、冬場になるとタクシーも利用できず、日常の買物や病院にも行けなくなる、お年寄りがこのような滑る坂道をバス通りまで歩いていくには大変危険だ、自家用車に乗れなくなったら小樽に住むこともできなくなる、路線バスを延長してほしい、新規路線をつくってほしいといった切実な声を聞かされました。私も交通産業に長年携わってきた者として、こうした声に心を痛めながら、何とかこうした不便を解消し、市内のどこからでも自由に買物や通院、通園や通学、通勤に利用できる公共交通手段を確保できないものかと勉強してまいりました。しかし、バスやハイヤー、タクシー、そして運輸業界は規制緩和、自由競争で企業としての体力を失い、燃料費の高騰が追い打ちをかけ、企業努力も限界に達しているものと思われ、利用者の多様なニーズにこたえるだけの余力もなくなっているのが現実だと思います。よく市民の方から、宅配便のトラックは小さな荷物1個でも自宅まで届けてくれるのに、タクシーに乗って途中でおろされるのは納得がいかないという声を聞きますが、今、市内を走っている車両のほとんどが四輪駆動車なのに対して、タクシーは法人、個人合わせても数台あるのみで、とても市内全域の要望にこたえることはできません。

そうした現状から、人の移動が難しくなれば、経済活動の損失も大きく、人口の減少にもつながると思われます。他の自治体でも地域的なハンディを克服するために工夫をしております。広い地域に住民が点在しているところでは、乗り合いタクシーが多く、自治体の補助によって運行されている例が多くあります。また、学校の統廃合でスクールバスを運行している自治体も財政負担が重く、少子化の影響で継続的な運行が難しく、特定免許を申請し、乗り合いバスとしたところもありますが、運営は総じて厳しいようです。

小樽市は山坂の道が大きな障害となるものの、町会単位で住民がまとまっているところが多く、定員10名から15名程度の小さなバスで運行が可能な地域が多く、限りなくタクシーの利便性と乗り合いバスの低廉性をかねて、通園、通学の安全確保や高齢者の買物や通院の利用、通勤にマイカーを使用しない環境対策など、理想的な公共交通機関としてコミュニティバスは期待されると思います。町会単位でのニーズにこたえるきめ細かな運行によって、採算面も含めて、他の都市にはない利便性にすぐれたコミュニティバスの運行が可能であると考えられます。将来、市内各地域からコミュニティバスが運行されることになれば、新たなネットワークとして小樽市の発展にも貢献できると思いますし、基本的には主体となる町会が中心となって運行経路や行き先、時間帯、回数を決定し、無駄を省くための一般利用者の呼びかけなど条件を整備し、運行会社と協議し、運賃を決定すれば、採算性も克服できるものと思います。小樽市の役割はバス事業者やハイタク事業者に理解と協力を求め、安全性の維持や地域での負担など、コミュニティバスを運行するためのルールづくりや支援とふれあいバスの利用の承認で、コミュ

ニティバスの運行は可能だと思われませんが、市長の御見解をお示しください。

次に、福祉灯油についてお尋ねをいたします。

市民生活にとって欠かすことのできない灯油価格が急騰し、現在、道内一部地域では早くも1リットル100円を超え、小樽市内でも年内にも1リットル100円を超えることは確実と言われております。ガソリン価格の上昇も続いており、市民生活に深刻な影響を与えております。原油価格は投機的な要素に加え、環境保全の面からも値下げの要素がないと言われ、高騰にもかかわらず世界的な需要は根強く、さらに価格上昇の懸念も続いています。市民の皆さんからも、年金生活者で毎月1万円を超える灯油代の支出増には耐えられないと悲痛な訴えもあります。サラリーマンでも、年収がこの間26万円も減収になり、年収200万円以下で働いている人が30パーセントを超える中で、すべての市民が価格上昇の直撃を受けています。

対策として、福祉灯油を求める声や備蓄灯油の放出を求める声は大変多くなっています。福祉灯油は道が補助基準を緩和する方針を打ち出してから、ますます期待は大きくなっていると思われまして、本日、政府の緊急対策会議も開催されており、小樽市としても福祉灯油の実現の条件は整ったと思われませんが、市長の御見解を求めます。

また、備蓄灯油の放出については、国家備蓄は約70日分のほかに、石油会社などが備蓄する民間備蓄も相当量があると言われております。しかも、国家備蓄が始まって30年間、一度も放出した例がないと言われております。民間備蓄もアメリカのカトリーナ災害のときに放出した例があるのみと言われております。法的な放出条件は、輸入が停止したときという条件があり、価格高騰による市民生活の影響は対象外ということであります。今後の課題としては、市民生活への影響や経済への影響を緩和するために、弾力的な運用が可能な法改正や備蓄灯油の放出を国に要請していただきたいと思っております。

次に、バイオ燃料に対する取組について質問いたします。

私は、さきの第3回定例会の経済常任委員会でも、石油価格の高騰の情勢を踏まえて、今後の市民生活や経済活動への大きな影響を懸念し、バイオ燃料を生産するための取組を要請いたしましたが、残念ながらいまだ廃棄食用油の回収や企業誘致など、具体的な取組が見られません。

小樽市内には食品加工会社、市場、ホテルなどで大量の食用油が使われ、一般家庭でも使用されております。そして、ごみとして廃棄される食用油は相当量に達すると思われまして。そう考えますと、他の都市より資源として回収することが徹底されれば、相当量の確保ができると思われまして。廃棄食用油を原料とするバイオディーゼル燃料の製造は、大きなプラントも必要とせず、設備投資も安く済むことから、最近では工業高校などでも実証実験が行われ、成功例は数多く報告されています。小樽市内でも、バイオ技術では先進的な企業もあることから、技術の転用や応用は可能ではないかと思われまして。まずは、小樽市が資源として企業や市民に廃棄食用油の回収を呼びかける取組が第一歩であると思っております。

道内でも既に多くの市町村で取組が始まっていますが、先進地の京都市や福島県いわき市では、市内の旅館、飲食店、家庭から出された廃棄食用油でバイオディーゼル燃料を生産し、昨年の実績でも、京都市では1,500キロリットル、いわき市で500キロリットルが生産され、ごみ収集車や市内の路線バスの燃料として使用されています。

道内では、帯広市が早くから食用油の回収に取り組み、実験を重ね、現在は国の支援による実証プラントなども動きだし、エネルギー作物の研究とエタノール製造の技術を組み合わせ、最近の新聞報道によりますと、1リットル40円を目指して研究が進められていると言われております。

また、大阪では建築廃材から高いエネルギーのエタノールの開発に大手企業とタイアップし進めてきた結果、最近、実用化のめどがついたと報じられています。山形県の新庄市、沖縄県の伊江島、宮古島

など、多くの市や町がサトウキビや地元の特産品でバイオエタノールの生産がされています。最近の研究では、コストを下げるためにあらゆる廃棄物を原材料にバイオ技術を応用し、エタノールを生産する技術開発に意欲的な取組が進められています。

バイオ燃料の開発は、これまで環境対策としての位置づけが重視されてきましたが、原油価格が高騰している現在は、石油税を加えても十分に経済的に見合う生産が可能と判断されています。バイオエタノール分野では、飼料価格を基本とした場合の生産価格は、昨年1月のガソリン価格との比較で、バイオ燃料は1リットル90円で、規格外の小麦を使用しても1リットル98円とされています。現在の原油価格の高騰は当面続くことは確実で、バイオ燃料の生産コストは十分に採算ラインに乗り、企業活動にも今や成長産業と言えると思います。ブラジルではサトウキビを原材料に生産されているエタノールは、1,700万キロリットルを超える輸出産業に成長しているのはあまりにも有名な話ですが、アメリカはいまだレギュラーガソリンの価格が1リットル80円台と言われていますが、オレゴン州ではバイオ燃料精製工場の建設ラッシュが続き、経済構造にも変化が起き、雇用を生み出す原動力にもなっているとされています。これからも廃棄食用油の回収と生産はすぐにも小樽市で取り組むべき課題と考えますが、現状と課題についてお聞かせください。

また、廃棄物を利用したバイオ技術の応用はこれから発展する分野と考えられることから、企業誘致などに積極的な取組が必要だと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

以上、再質問を留保し、民主党・市民連合を代表しての質問といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、いわゆる地方財政健全化法についての御質問でありますけれども、まず、この法律に対する見解と今後の対処などについてでありますけれども、この法律の制定の背景には、これまでの制度の課題として、一つは財政再建団体の基準しかなく、早期是正の機能がないこと、二つ目として早期是正・再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であったこと、三つ目として普通会計を中心とした収支の指標のみで、他の会計を含めた負債等の財政状況に課題があっても対象とならないといった指摘があったと認識しております。このようなことから、財政情報の開示を徹底し、透明なルールの下に早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームが導入されたものと理解しております。

次に、今後の対処でありますけれども、先週7日に早期健全化基準などが公表され、現時点で総務省から示されている内容を基に、平成18年度決算数値で試算いたしますと、連結実質赤字比率が18.1パーセントで、現時点では早期健全化基準に該当することとなり、今後は予算編成段階から、従来にも増して、企業会計などを含めた広範な角度からの収支の検討が必要と考えております。いずれにいたしましても、これまでの赤字の解消と財政の健全化を最優先課題として取り組んできておりますので、今後におきましても可能な限り早期にその目標を達成するよう、全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方財政健全化法に基づく比率の算定上の除外項目でありますけれども、現在、把握しております内容では、各指標の算出において、一つの会計として除外されるものはありませんが、例えば連結実質赤字比率の関係では、公営企業の資金不足額の算定において、上下水道や地下鉄事業など、施設の

耐用年数が長く、初期投資がかかる事業で、料金収入が平年度化するまでに発生した赤字額のうち、一定の条件に該当するものを除外することとしております。なお、詳細は今後政省令で示されることとなっております。

次に、国から地方への財源の移譲と国への要望であります。これまでも地方税財源の充実確保の観点から、全国市長会などの地方六団体が結束して国へ要望しておりますが、今年も先月19日に平成20年度予算編成に地方側の意見を反映させるため、「地方分権改革推進全国大会」を開催し、「地方交付税の復元・増額、一般財源の確保による地域間格差の是正」「地方税源の充実強化と税制の原則を踏まえた偏在是正」など、政府へ要望を決議したところであります。私も上京の折は時間の許す限り関係省庁に立ち寄り、小樽市の厳しい財政状況を説明するとともに、北海道市長会を通じてさまざまな要望をしてきており、中には全国市長会としての重点要望事項の中に取り上げられたものもあります。いずれにいたしましても、この地方の疲弊している現状については、繰り返し国に対し伝えていかなければならないと思っており、今後とも北海道市長会や全国市長会などとも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革ガイドラインについてでありますけれども、総務省の公立病院改革懇談会は、去る11月12日に公立病院改革ガイドライン（案）をまとめ、総務省に提出いたしました。総務省としましては、年内には必要な財政支援措置を含め、ガイドラインを正式決定する予定と聞いております。公立病院は、採算面から民間病院では提供が困難な医療を地域住民に提供するなど、それぞれの地域医療確保のために重要な役割を担ってきております。しかしながら、近年の病院勤務医の不足による診療体制の縮小や診療報酬の引下げ、また、母体となる自治体の財政悪化など、大変厳しい経営環境にある中で、これからも地域住民が必要とする医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、それぞれの地域の実情に合わせた事業のあり方を見直し、あわせて経営改善を図ることは避けて通れない課題であると考えております。このガイドラインは、公立病院改革に係るプラン策定に際しての技術的助言とされておりますので、これを尊重すべきと考えておりますが、具体的な財政支援措置が今後どのようなのかまだ見えない中では、評価は難しいものと思っております。

次に、新市立病院の新築に向けた私の決意ということでありまして、御承知のとおり、全国的な医師不足、偏在化が深刻化しており、地域医療を守るためにも、北海道からは自治体病院等広域化・連携構想（素案）が出されておりますけれども、市立病院の統合新築は、市立小樽病院での総合的診療機能、第二病院での高度で専門的な診療機能を統合するものであり、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを行うためにも、市立病院は欠くことのできないものと考えております。したがって、老朽化が著しく、非効率的であることから、このまま継続していくことが困難であり、これ以上の財政負担を増やさないためにも、統合新築は必要であると考えております。そのため、一時的とはいえ、事業を中断せざるを得ないことは、私としても大変残念なことであります。今後とも患者様の視点に立った医療サービスの向上を図るとともに、入院・外来収益の改善を行い、できるだけ早い時期に業務の再開のめどを立てて、引き続き病院の統合新築に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、路線バスの市民要望への対応でありますけれども、市民からの要望はその都度バス事業者に伝えるとともに、市といたしましても必要な要望を行い、これまでオタモイ線や最上線などの築港地区への延長、山手中通線の新設、ニセコバスの長橋5丁目への停車などが実現しているところであります。

コミュニティバス等の全国の動向と道内の取組でありますけれども、コミュニティバスは平成7年、武蔵野市においてバスの便のない狭い道路の住宅地への乗り入れを行うなど、自治体が住民の足を確保するという観点から開始され、また、乗り合いタクシーは深夜や過疎地などで従来のバスなどを補う公

公共交通サービスとして、ともに急速に広がっております。一方、道内における取組でありますけれども、コミュニティバスは旭川市や千歳市などで、乗り合いタクシーは伊達市や帯広市において実現しており、知床では実証実験が行われるなど、導入に向けた動きは全道・全国的に広がっているものと認識しております。

また、これまでの調査研究でありますけれども、今のところ市民からはコミュニティバスや乗り合いタクシーに対する要望はありませんので、導入に向けた調査研究はしておりませんが、バス事業者とは市内のバス路線の延長や新設時などの要望に当たって、これらの手法も含め議論しているところであります。

次に、コミュニティバスの運行という御提言でありますけれども、お話のように通園、通学者の安全確保や高齢者の買物や通院の利便性など、さまざまな利点がありますけれども、一方でまた難しい問題も多くありますので、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

なお、当面は市民からの要望のあるバス路線の新設や延長などの実現に向け、バス事業者に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、灯油価格の高騰とバイオ燃料の取組の御質問でありますけれども、初めにいわゆる福祉灯油についての小樽市の取組であります。本日開かれた政府の関係閣僚会議における緊急対策も踏まえ、さらに北海道の地域政策総合補助金の活用なども考慮しながら、その実施に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、廃棄食用油の回収についてでありますけれども、現状としましては、ホテルやレストランなどの事業所から出る廃棄食用油については、産業廃棄物処理業者が廃棄物として回収し、異物を除去し精製した後に、重油の補助燃料としてリサイクルしている例があるほか、身近な例としましては、市内の幼稚園でも、園児の家庭から廃棄食用油を集め、市外のバイオディーゼル精製販売業者に渡し、精製後に通園バスの燃料に使用している例などがあります。

また、回収の課題についてでありますけれども、効率的な収集方法、安定した収集量の確保、地域住民の協力のほか、収集したものを確実にリサイクルできる企業の確保などの課題があるものと思っております。

次に、バイオ技術関連の企業誘致についてであります。環境の保護や国が推進している循環型社会構築などの観点から、廃棄物などの利用によるバイオ技術の応用は重要な課題であるものと認識しており、昨年施行した企業立地促進条例による優遇措置では、バイオマスなどの新エネルギー関連施設も対象の一つとして定めているところであります。このことから、今後、バイオ技術に関する情報や他都市の事例などを参考としながら、企業立地の可能性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 16番、林下孤芳議員。

**16番(林下孤芳議員)** 細部にわたる質問は、今後の委員会でやりたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時30分**

**再開 午後 3時50分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

( 6 番 成田祐樹議員登壇 ) ( 拍手 )

**6 番 ( 成田祐樹議員 )** 通告に従い、平成会の代表質問をいたします。

最初に、観光についてお尋ねします。

平成19年度上半期の観光入り込み客数が発表され、修学旅行や道外客に関してはほぼ現状維持で推移しておりますが、道内容、そして宿泊客数というものは減少しており、観光についても非常に今後危機感を持って取り組まねばならない状況にあると考えます。観光客入り込み数が減少した理由を分析できた分までお聞かせください。

現在の小樽市観光においては、明確なテーマを持って回るのではなく、運河やガラス店、歴史的建造物などを個々の人々がガイドブックを見ながら選んで回るといった自由型観光に当たると思います。もちろん、自由型観光にも気軽に時間を気にせず見ることができるといったメリットもありますが、逆にそれが小樽への滞在時間を短くしているのではないのでしょうか。ガイドブックでは、小樽の観光すべてを網羅しているとは言えず、ごく一部を回っているにすぎないと感じます。つまりは、目立った部分だけの切り売りをしているだけで一貫性がない、だから思い出が作りづらく、リピーターが増えないのではないのでしょうか。ここでしっかりと年代別、団体別などに分けて、テーマを提起する観光に切り替えてはどうでしょうか。20代、30代向けには、運河やスイーツに夜景を組み合わせる。50代には、歴史的建造物に裕次郎記念館や古きよき店とお酒を組み合わせる。言われてみれば当然と思うかもしれませんが、既存のガイドブックや観光会社のパンフレットに、そこまでテーマ提起をしたものが今まであったのでしょうか。道内外の各市を回るたびに、毎回、札幌や小樽なども書かれた旅行会社のパンフレットを手にしりましたが、残念ながら多くの団体客に共通する形のものしかありませんでした。今後、さらに細分化していくニーズにこたえるために、どのように観光スタイルを変えていくか、見解をお聞かせください。

その点をさらに質問します。先日、市と小樽商大の学生との話合いで、「大人の修学旅行」というテーマが出てきて、市長もこれなら取り組みそうだというお話をされていました。私も昨年、高校の同窓会を「10年ぶりの修学旅行」というテーマを決め1泊2日で行ったところ、非常に好評を得ることができ、また、知人にその話をしたところ、皆さん非常に興味を持っていらっしゃいました。修学旅行というからには、ある意味同年代の人が集まる可能性が高いわけで、先ほど述べた年代別テーマの観光づくりというのが必要になるのではないのでしょうか。また、先ほどのルートに加え、体験型施設を入れる、それこそガラスづくりであるとか、そういったものを加えて、さらに同窓会では宴会等が行われることが予想され、滞在時間の増加や宿泊への期待が増えるのではないのでしょうか。この「大人の修学旅行」についても、御見解をお聞かせください。

以上についても、旅行会社の取組を待つのではなく、市主導で進めるべきではないのでしょうか。旅行会社としては、新千歳空港や札幌から近い小樽に行くよりは、遠い旭川などまで足を伸ばしてくれた方が、旅行の日程としては長くなるわけです。当然そちらの方が利益は高くなるという可能性が高いわけで、そういった部分で旅行会社に頼るべきではないと考えます。これについても御見解をお聞かせください。

もちろんこの取組は個人旅行にも十分引用できるわけですから、これから市が目指す個人客と修学旅行客の獲得に積極的に結びつくと思います。

続いて、小樽市総合博物館についてお尋ねします。

小樽市総合博物館が開館してから5か月がたちます。市民の文化的知識の向上を促すとともに、観光の施設としても期待されているものですが、総合博物館開館後の入場者数の推移をお聞かせください。

10月に開館したさいたま市の鉄道博物館などをきっかけに、鉄道ブームが再燃しつつあります。全国各地に鉄道に関する施設を展示しているところはたくさんあると思いますが、積雪地にある鉄道記念施設としての個性を出すために、現在は行われていない冬期間の屋外展示車両の開放などが考えられます。今後、どのように差別化を図っていくのか、お聞かせください。

さいたま市の鉄道博物館では、展示車両内で家族連れがお弁当を食べるなどの姿が見え、幅広い年代の人に楽しんでいただいている姿が目につきました。小樽市総合博物館においては、展示車両内における飲食などの施設利用についての考えをお聞かせください。

また、ミュージアムショップ等で売られている商品について、これには小樽市独自のものが非常に少なく、お土産品として疑問を抱く部分があります。どのような基準で商品を選ばれたのか、お聞かせください。

続いて、市の食料品の売り込みについてお尋ねします。

最初に、小樽市における生産又は漁獲される生鮮食品の品目数と加工食品の品目数及び種別を聞かせてください。

また、そのうち商品に小樽の地名や産地表記のあるものはどのくらいあるのか、割合をお聞かせください。この質問の意図は、小樽市における食品の数に対して、実際に小樽というブランドをつけて売っているものがどれだけあるかという状況を把握したいためです。

この部分について、実際にそのブランドを売り出すために、前回も林下議員がおっしゃいましたが、シールを使うなどといった手法があるのではないのでしょうか。実際に小樽ブランドというものを売り込みたくても、小さな企業にとってはシールを使うといった方法が思いつかなかったり、若しくはその準備というものに時間がかかってしまったりすることが考えられます。前回では、審査といったものを経るなどの答弁をいただきましたが、この審査を経なければ小樽というブランドは使えないのでしょうか。それに関しては非常に疑問を抱きます。もし、審査を経て本当によい商品が必要なのであれば、そのシールは色を金色に変えるなど、差別化を図ればいいのであり、小樽というシールはどの会社が使っても、これは小樽にあるどの会社が使ってもいいものだとは私は考えます。気軽に小樽ブランドを使えるようにする必要があると思いますが、いま一度これについて御見解をお聞かせください。

それとともに、小樽ブランドを推進するための施策もあわせてお聞かせください。

続いて、食品偽装等についてお尋ねします。

ここ最近、連日のように食品偽装のニュースが取り上げられております。消費期限、材料、産地、衛生面と、その内訳も多岐にわたっており、さまざまな視点を持った注意が必要となっています。特に小樽市の場合は、生鮮食品の取扱いが多いこと、おすしやスイーツの販売店など食品を扱う店が多いことなどから、もし市内で万が一のことがあった場合、これは一企業だけではなく、市のイメージに多大な影響を及ぼすと考えられます。

あのミートホープの事件があった苫小牧市では、昨年後半に連続して8件の告発の電話があったとされています。小樽市において、今まで食品偽装等にかかわる告発等があれば、それに関してお聞かせください。

また、ネットなどを発端とする食品の風評被害が非常に多く起きています。つい先日も、吉野家やケンタッキーなどといった大手のファストフード店が、ネットでの書き込みを発端に、食品衛生にかかわる部分で大きく取り上げられ、イメージダウンとなってしまいました。特に、ケンタッキーの場合は、高校生がゴキブリを油で揚げたなどと冗談で書いたことが全国に影響を与えるという、いつどこから風評被害が生まれるかわからない状態にあります。これら大企業は企業の中での解決になると思いますが、



こと小樽市には中小企業が多く、一度このようなことがあると、倒産にまで追い込まれる可能性があります。中小企業を守るためにも、小樽市においてネット上での風評被害にどのように対応準備していくか、お聞かせください。

また、ミートホープを発端とする食品偽装等にかかわる事件は、農林水産省との連携のまずさが取り上げられた事件であります。告発の窓口として道の食品衛生課などではなく、最初に市の保健所に告発が来る可能性が十分あるわけです。その際、初期対応が非常に重要になってくると思われまます。今後、食品偽装に対しての対策委員会等を設け、さらなる食品安全への取組が必要かと思われまますが、それに対する御見解をお聞かせください。

続いて、市の休職職員のケア体制についてお尋ねします。

現在、小樽市における休職職員の人数、割合とその理由、内訳をお聞かせください。

休職の理由にはさまざまな理由がありますが、昨今はどの職場においても精神的な理由というものが増えていると聞きます。職場の職種のミスマッチングなど、個人的な理由もあると思ひます。精神的な理由でもいろいろあるかと思ひますが、私のところに1件ではなく2件、パワーハラスメントがあるという相談がありました。実際、今、市においてそのような実態があるのか、把握しているのか、お聞かせください。

現状では相談する窓口があっても、そこから解決するシステムが確立されておらず、相談したという行動だけが広まるという事態になりかねないから、できないのではないのでしょうか。つまり、上司からの報復行為を非常に恐れているわけです。パワーハラスメントを受けているのですから、そのような恐怖感を抱くのは極めて当然のものと思われまます。よって、第三者を交えた相談機関が必要なのではないのでしょうか。2,000人近くの大きな組織でありながら、休職職員のケア、復帰体制がしっかりと確立されなければ、これは職員にとっても、市にとっても、そして結果的にサービスを受ける市民にとっても不幸であると思ひます。職員の立場を守った相談、調査、解決方法をどう確立していくのか、お聞かせください。

新市立病院についてお尋ねします。

11月12日に、総務省から、公立病院改革のガイドライン（案）が公表されました。このガイドライン（案）によると、現計画の市立病院建設は実現が極めて厳しいものになるのではないのでしょうか。

まず、問題の1点目に、病院運営の赤字補てんに対して、一般会計からの繰出しを認めていないという点です。今までも膨大な額の繰出しをしており、今後も赤字債務解消というだけで、5年間で26億円というとても金銭を予定しているという状態です。ガイドラインでは、20年度以降は一般会計からの根拠のない繰出しを認めないという方針をとっており、ここから市の方針は大きく外れてしまひます。

2点目に、3年連続して病床利用率70パーセント未満の病院は、抜本的改革が必要と記されている点です。市立小樽病院においては、70パーセントに到達しそうなのは本年度だけであり、それ以前の利用率は65パーセント前後で推移しています。この部分においても、小樽市は到達していると言えない状態です。

3点目に、官民の病院が並立している場所においては、再編、ネットワーク化を進め、施設・設備などに要する経費を必要最小限に抑制するようにと記されている点です。市立小樽病院の目の前には協会病院もあり、市内にはほかにも済生会病院など、民間病院が多数あります。その点の連携を含めての話し合いが行われてきたとは到底思ひません。

以上の点を踏まえ、小樽市の現状とガイドライン（案）を照らし合わせると、国の方針とは大幅にず

れていると考えられます。今後、市立病院の建設について、このガイドラインを策定する国の方針に従うのか、それとも小樽市独自の方向性で進めていくのか、御見解をお示してください。

また、11月21日に基本設計の契約解除がなされました。契約解除した基本設計の委託業務分の請求額が一体どれくらいであるのか、現在わかり得る見込額を教えてください。細かい数字についてはまだ無理があるかと思いますが、しかしこれは中断というものが決まってから1か月近くたっているわけです。おおよそ何割といったものまではわかるはずなので、ぜひその辺をしっかりと教えていただきたいと思います。

もし今後も起債の見込みが立たずに、病院計画がとんざした場合、起債許可の見込みがないのに基本設計を実施したという責任問題が発生するのではないのでしょうか。御見解をお聞かせください。

最後に、私個人的な見解でお話をさせていただきます。ただでさえ厳しい財政の中で、この判断ミスはあまりに重いと考えます。この判断にかかわった市長をはじめとする市の幹部職員、そしてその表決を行った議員にも、この費用を返還する必要があるのではないのでしょうか。そうでなければ、ただの税金の無駄遣いであり、市民にとっても納得のいかないものだと思います。私は4月から市民の皆さんの負託を受けたため、病院の計画、設計にかかわる採決にかかわることはできませんでした。しかし、そうであっても、議員という責任の下から、みずからの歳費から返還する覚悟であります。今後の責任問題について、いま一度御見解をお示してください。

再質問を留保し、以上で質問を終了します。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、観光についての御質問でありますけれども、まず、平成19年度上半期の観光入り込み客数の減少の原因についてでありますけれども、このたびの減少につきましては、道内客の減少が主な要因となっており、これは長期化する道内景気の低迷による全道的な旅行意欲の低下によるものと考えております。そうした中で依然として続く旭山動物園の人気、天候不順による海水浴客の激減、道道1号小樽定山溪線全面通行止め、集客効果のある観光施設のオープンがなかったことなどの要因が重なったことによるものと考えております。

次に、今後の小樽観光についての考え方ということでありますけれども、現在は何といたしましても通過型観光でありますので、これをぜひ宿泊滞在型へ転換することが最重要課題であると認識しておりますが、現在、小樽観光プロジェクト推進会議でこういった問題について取り組んでおりますので、その成果に期待いたしております。

また、テーマ的型観光や大人の修学旅行、市主導による観光コースの設定など、何点かの御提案がありましたけれども、全国的にパッケージ型観光からパーソナル型観光にシフトしていることから、提案のありましたようなテーマを明確にした観光を推進することは意義のあることと考えております。特に、小樽商科大学の学生から提案されました「大人の修学旅行」につきましては、私も学生との懇談会に参加して聞いておりましたので、大変参考になりましたけれども、いわゆる40歳以上の男女による同期会を対象に、グループで歴史の探訪や景観のスケッチ体験、あるいはまた、旧手宮線への植樹など、ユニークなテーマで小樽を堪能するという画期的な企画であると受け止めております。今後、小樽観光プロジェクト推進会議に検討材料として提案をし、小樽観光協会などと連携しながら実現に努めてまいりたい

いと考えております。

また、市主導の観光コースとの組み合わせについてでございますけれども、これまでも市民からの公募による小樽観光コース来ぶらり百選を作成し、ホームページで公開しておりますし、また、教育旅行に関しては、10コースの学習プランをつくり、道内外の教育関係者やエージェンツに対し、キャンペーンを行ってきております。今年度につきましても、観光協会が中心となって、大都市圏のエージェンツを招へいし、テーマ別のモニターツアーを実施しております。市といたしましては、今後とも観光協会と連携をしながら、観光コースの提案に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内で生産される食料品の売り込みについての御質問でありますけれども、まず、市内で生産される生鮮食料品や加工食品の品目数についてでありますけれども、今年の1月から11月までに新おたる農協小樽事業所グリーンセンターに集荷された青果物は、雑穀類がスイートコーンなどの6品目、そ菜類がトマトなど30品目、果樹類はリンゴなど10品目、合計46品目となっております。このうち、集荷段階で出荷箱に小樽産と表記しているものは11品目あると聞いておりますが、小売段階での小樽の表記については、包装されるものやばら売りされるものなど形態が多岐にわたっているため、現時点では特に調査を行っておりません。

また、本市で水揚げされる水産物は、ホッケやスケトウダラなど約50品目となっておりますけれども、小売段階での表記については、青果物と同様に特に調査は行っておりません。

市内で生産される加工食品については、すべてを把握しておりませんが、小樽物産協会が全国各地の百貨店で開催される物産展に出品している品目数は約1,200品目あり、このうちパッケージに小樽を表記しているものは1割程度と聞いております。

次に、小樽ブランドのシールの製作と配布についてでありますけれども、小樽市においては、昭和45年から3年に一度、小樽市、小樽商工会議所、小樽物産協会、小樽観光協会の共催で、特にすぐれた観光土産品にブランドシールのちょう付を認める事業を行ってまいりましたが、回を重ねるごとに出品数が減ったことから、平成11年度をもって取りやめた経緯があります。しかし、小樽ブランドをアピールすることは重要なことと考えておりますので、小樽シールを含め、商品開発や販売に小樽の知名度を生かす方策について、小樽物産協会や小樽観光協会など関係団体と連携して検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽ブランドの推進の施策についてでありますけれども、知名度や伝統的な技術など、小樽の強みとなり得る特色ある地域資源を活用し、新商品の開発や商圏の拡大を図る企業や団体を支援することは、企業の競争力を高めるとともに、まちのイメージアップにもつながる有効な産業施策の一つであると考えております。このため、私は市政運営の五つの基本目標の一つとして、「技術力、観光知名度、港など、小樽の『強み』を生かした元気なまちづくり」を掲げ、全国各地で開催される物産展への参加や首都圏でのアンテナショップの開設、さらには東アジアマーケットリサーチ事業の推進などを通じて、小樽産品の販路拡大に取り組んでおります。市といたしましては、こうした取組を継続するとともに、経済産業省が今年度からスタートさせた域外市場に向けた新商品開発を支援する中小企業地域資源活用プログラムなど、国や北海道の施策とも連動を図りながら、小樽の強みを生かした新商品開発や市場開拓を支援してまいりたいと考えております。

次に、小樽市における食品の偽装表示等の通報件数と対応でありますけれども、平成16年度に総菜製造業で1件、平成19年度に菓子製造業で1件通報がございましたが、調査の結果、違反の事実はありませんでした。一般的に保健所への市民等からの通報が寄せられた場合、食品衛生監視員が当該施設等に立ち入り、通報内容に沿って調査を行います。賞味期限改ざんや原材料の虚偽表示の解明は非常に難しく、

違反が疑われる場合は、所管する農政事務所等関係機関に対応を求めることとしております。

次に、ネットによる風評被害対策でありますけれども、ネット上には多くの情報があり、その中には誤った情報や虚偽の情報も含まれます。小樽のように小規模自営業者の多い地域では、風評被害により経済的損失をこうむる場合も考えられます。保健所では、国及び道の関係機関と定期的に情報交換を開催しておりますが、その時々状況に対応した保健所からの正しい情報の発信が、風評被害の発生を防ぐことにつながるものと考えております。

次に、職員の休職とケアの体制についての御質問でありますけれども、まず、休職率とその理由についてでありますけれども、平成18年度の職員数は1,986名に対し、休職者数は7名、休職率は0.35パーセントとなっております。また、休職の理由につきましては、さまざまありますけれども、大別して身体の疾患によるものが4名、精神の疾患によるものが3名となっております。

次に、職員が休職に至る要因でありますけれども、短期間では治癒が難しい身体や精神の疾患により、長期の療養を余儀なくされたものであります。御質問にありますパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に起因した休職の事例については、承知しておりません。

次に、職員が悩みや苦情を相談する機関の設置等でありますけれども、職員が職場の人間関係や業務内容のミスマッチなどで悩みや苦情がある場合、一義的には職場の上司などが本人の相談に乗り、解決に努めております。また、公平委員会の中に苦情相談員として弁護士を指名しており、この中で職員がさまざまな相談ができる体制を整備しております。

次に、職員の健康不安につきましては、産業医を中心に、毎週金曜日に職員の健康全般について幅広く相談できる健康相談を実施しているほか、月1回保健所と第二病院の協力で、希望者を対象とした心と体の健康相談というメンタルヘルス相談を行うとともに、毎年一定年齢の職員を対象にしたメンタルヘルスセミナーを開催しております。

なお、休職後の職員の職場復帰に当たりましては、フルタイムでの勤務が難しい場合などに配慮して、半日勤務から始めるなど、各職場において医師の診断書等を勘案して、職場復帰する職員のケアに努めております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、まず、公立病院改革ガイドライン（案）についてでありますけれども、総務省の公立病院改革懇談会は去る11月12日に公立病院改革ガイドラインの案をまとめ、総務省に提出いたしました。総務省としては年内には必要な財政支援措置を含め、ガイドラインを正式決定する予定と聞いております。このガイドラインは公立病院改革に係るプラン策定に際しての技術的助言とされておりますので、これを尊重すべきと考えますが、それぞれの自治体病院ごとのその置かれた状況に違いがありますので、年末に示される財政支援措置の内容など見定めた上で、小樽市として判断してまいりたいと考えております。

次に、基本設計の解除契約に伴う請求がどれぐらいかということでございますけれども、基本設計は本年3月28日に委託契約を締結した後、これまでに建物の配置計画や平面計画など、新病院を設計する上で骨格となる部分の作業を進めてきたところであります。このたびの契約解除に伴い、市といたしましては、契約書の規定に基づき、これまで履行された業務についての検査を行い、それに相応する委託料を設計者に支払うこととなりますが、現在、設計者から提出された資料に基づき、業務の既成部分の確認とこれに対応する委託料を算定するための作業を進めているところであり、今後、確定した委託金額につきましては、でき次第議会にお示ししたいと考えております。

次に、基本設計を実施した責任ということですが、基本設計そのものは起債対象となっておりますが、新病院に係る一連の業務でありますので、昨年12月の病院調査特別委員会に報告し、御審議

いただきました不良債務解消計画などを踏まえ、昨年の第4回定例会に債務負担の予算を計上し、御可決いただくなど、手順を踏んで進めてきたところであります。今年度に入り、病院事業の収支や地方交付税の動向など、状況が大きく変わってきたため、基本設計業務を一時中断せざるを得なくなったことは大変残念であります。統合新築についての方針には変わりはありませんので、今後の病院事業の収支状況や国の地方財政対策などの動向を見極めながら、再開に向け努力してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 成田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市総合博物館の利用者数についてであります。7月14日の開館から11月末日までの利用者は、8月をピークとして、本館で8万397人、運河館で1万4,302人です。

なお、運河館は、昨年と比較しますと約4,500人の減となっております。

次に、同様な施設との大きな違いについてであります。小樽の総合博物館は、北海道の開拓と近代化に大きく貢献したアメリカ式鉄道の資料が中心であります。また、現在修復中の機関車庫3号をはじめとする重要文化財を活用し、日本で唯一のアメリカの蒸気機関車の動態展示をするなど、ほかの施設にはないユニークな博物館でもあります。こうした総合博物館ならではの特徴をPRしながら、ほかの施設との違いをアピールしていきたいと考えております。

次に、展示列車の利用についてであります。7月の開館以来、休憩車両として6車両を用意し、その中で弁当をいただいたり、休息をしていただく場として利用いただいております。今後もさらに利用を高める工夫もしていきたいと考えております。

なお、多くの来館者の希望でもあります敷地内でのレストランについて、現在、出店を公募しており、新年度からの開店を目指しているところであります。

次に、ミュージアムショップの取扱商品についてであります。ショップ経営にすぐれた民間のノウハウを導入するため、公募によって出店者を決めました。その際、取り扱う商品について、博物館として意見を店に伝えており、徐々にではありますが、小樽の特色が感じられる商品もそろえております。今後もオリジナルグッズの開発なども含め、共同で商品の個性化を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 再質問したいと思います。

1点目が、休職職員のケア体制についてなのですが、先ほどこの相談窓口というのを多数お示しいただいたと思うのですが、相談した後どのように働きかけていくかといったその実際の活動の部分が全く見えません。特に、例えばパワーハラスメントがあるのであれば、上司への働きかけになりますね。こういった対策をとっていくのか、窓口だけあって、相談だけをしてそれで終わりというのが非常に怖いというふうに、悩まれている方はおっしゃっているわけなのです。その部分の体制を、しっかり結果が出るまでの取組というのを、どのようにしていくかということをもう一度しっかりお示してください。

次に、市立病院について、三つお伺いします。

今、ガイドラインのお話をおっしゃっていましたが、これは小樽市独自ではなく、国の方針に原則従っていくという方向性でよろしいのですか。それをお聞かせください。

次、2点目ですが、検査等でまだ見込額が出ていないそうですが、なぜまだこれだけ時間がかかって出ていないのかということと、いつごろわかるのかという点が非常に気になります。そして、現在であ

っても、全く5割か8割かもわからないといったような、それほどあいまいなものなのですか。それほど久米設計には状態がまだわからない、市としても実際どこまでできたかまだ判断しかねるというような中途半端なものなのか、その辺をもう一度お聞かせください。

最後、3点目に、責任問題についてなのですが、これは病院における国の状況等が大きく変わったということはよくわかります。ただ、これも全く突拍子もなく起こったわけではなく、当然今までもそういった議論が皆さんここにいる議員の方とともどもなされてきたと思います。そういった兆候があったわけなので、それに関して早めに察知できなかったという部分に関しての理由をお聞かせいただきたい。また継続してこの契約が続く、要は病院建設が続くという確証はないわけですね。そういう言いきれぬ確証がないのであれば、当然、病院ができなかった場合の責任といったようなことも考えなければならぬのではないですか。その辺をもう一度お聞かせください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 私から答弁した以外のものは担当部長から答弁させますけれども、一つは国の方針といいますが、ガイドラインですね。これはまだ総務省から出ておりませんから、懇談会の方からの案は出しましたけれども、正式なものがまだ出ていませんので、そういったものを見て、それから先ほども答弁したように、その国の方のガイドラインの中に財政支援措置というのがあるのかどうか、そんなものも見ながら、ガイドラインのポイントは私も見えていますけれども、全部が全部参考にするのか、どういう部分がどうなるのか、まだはっきりわかりませんので、そういったものを見て判断をしていきたいというふうに思っています

それから、責任問題ということでございますけれども、病院をやめたわけではありませんので、引き続きやるということは、先ほどから何回も言っておりますとおり、これはどうしてもやらなければならない事業です。それで何回も説明してありますとおり、ガイドラインなり、それから財政の支援策とか、いろんなものを見ながら、再度再開をしたいというふうに言っておりますので、そういった問題にはならないというふうに私は思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 総務部参事。

**総務部参事（吉川勝久）** 成田議員の再質問にお答えいたします。

基本設計を中断したことにより、要するに支払の見込額が出ていないのかというお話でしたけれども、久米設計の話にもありましたけれども、形としては例えば久米設計が今まで幾らかかりましたということを出してきて、うちが払う、まずそういう仕組みではないということです。というのは、小樽市としては、基本設計の全体工程というものを設計している。その中に工程ごとに業務内容がある、その業務内容についてどれだけのボリュームがあるのということがまず一つあります。今回、まず基本設計を中断したときに、久米設計側としては、今までの成果品というものをまとめる作業というのがあります。例えば適正かどうかわかりませんが、道路工事をやるのに、半分やったら半分のでき高というのは非常にわかりやすいわけですが、基本設計というのはそういう性質のものではありませんので、まずその作業があります。そして、出されてきたいわゆる成果品、今できたものを、では小樽市の設計したその全体工程の中で、どの部分がどれだけ終わっているのかというのをチェックしていかなければならない。そして、その分が全体においてどのくらいの比率を金額的に占めるのかというのを、今、計算しているところです。やはりこれは小樽市にとっても重要ですが、久米設計にとっても非常に

重要な案件ですので、喫緊に例えば何パーセントと、そういうようなことで申し上げる段階でございせんけれども、もう近々結果が出ると思いますので、先ほど答弁申し上げましたとおり、でき次第、報告させていただきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 総務部長。

**総務部長(山崎範夫)** パワーハラスメントの関係での御質問がありましたので答弁いたします。

先ほど答弁をいたしました、現在、小樽市職員の苦情の処理に関する規則というのがありまして、その中で苦情相談員という方を、実は今は弁護士にお願いをしている。実態はあまり相談がありませんので、実際は動いておりませんが、仮に今お話がありましたようなパワーハラスメント的な相談があった場合には、ある意味、第三者機能的な意味を持って苦情相談員をつくっておりますので、その弁護士にお願いして相談を受けるという形になるかと思っております。ただ、我々総務課がある意味では窓口になりますので、総務課の私の部下がなったらまずいですけれども、それ以外の各部で人間関係という大変デリケートな問題でありますので、そこの上司という形でパワーハラスメントということになれば、我々が間に入って相談を受けて、弁護士につないで、ある意味では慎重に、その辺はそれぞれ本人の状況を十分に配慮しながら対応したいというふうに考えています。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 6番、成田祐樹議員。

**6番(成田祐樹議員)** 1点だけ簡単に再々質問をいたします。

先ほど、市長は、病院計画は続けなければならないというふうにおっしゃいましたが、これはもう100パーセントできるという、そういった自信のもとなのですか。絶対これはできるのだという確証を持って発言をされているのか。私はそうではなくなった場合のことを伺って、責任問題というのを聞いたのです。では、この責任をとる必要がない、必ずできるというふうに断言できるのか、お聞かせください。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

**市長(山田勝麿)** 従来から何回も説明していますとおり、このままの病院の状況でいいのかという問題がどうしてもあります。老朽化して、二つがある、非効率の病院。このままでいつまでもできるのかという問題がありますから。そしてまた、地域の医療を守るために、市立病院の役割というものもあるわけですから、これは時期は若干遅くなるかもしれませんが、やっつけていかなければならない事業だというふうに私は思っています。

**議長(見楚谷登志)** 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 4時29分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 菊地 葉子

議員 濱本 進



平成19年  
第4回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成19年12月12日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	工	藤
総	務	部	長	山	崎	範	夫	総	務	部	参
財	政	部	長	貞	原	正	夫	経	済	部	長
市	民	部	長	佃		信	雄	福	祉	部	長
保	健	所	長	外	岡	立	人	環	境	部	長
建	設	部	長	嶋	田	和	男	港	湾	部	長
小	樽	病	院	小	軽	米	文	仁	消	防	長
事	務	局	長						仲	谷	正
教	育	部	長	山	岸	康	治	監	査	委	員
会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二	監	事	務
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	大
											野
											博
											幸
											堀
											江
											雄
											二

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智恵議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第11号並びに報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

2番（千葉美幸議員） 公明党の千葉美幸です。本年の4月、選挙におきまして、議員に初当選をさせていただきました。本会議場での質問は、今日が初めてであります。ふなれではありますが、市長並びに理事者の皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

小樽市は、観光で全国にその名が知られ、年間750万人以上の観光客が訪れる市となっております。しかし、その陰で少子高齢化が進み、人口の流出に歯止めがかかっていないのが現実であります。日本では、人口は減っているのに、世帯数は増えるという核家族化の傾向も強く、小樽もその例外ではありません。海と山に囲まれた景色の中で、ゆっくりと過ぎる時間を感じることができる小樽を、観光だけでなく、だれもが暮らしたい住みよいまちになるよう、私も小樽市のために議員としての使命を全うしたいと思っております。

初めに、子育て支援策についてお伺いをいたします。

厚生労働省の人口動態統計を見ますと、日本の1年間に生まれてくる子供の数は、1970年代前半およそ200万人でしたが、最近では110万人に減少しております。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、これには親となる世代の人口規模の縮小や20歳代の女性の出産が大幅に減ったことが主な原因と考えられています。平成17年度の少子化社会白書によりますと、1990年から10年間で出生率が上昇している自治体は152団体で、その地域では若年既婚者層の転入と定住化が進んでいる傾向があると指摘をしています。小樽市においてはいかがでしょうか。少子高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない小樽市として、この少子化社会白書の傾向を踏まえ、どのような取組が必要か、過去5年間の出生数の推移、また母親の年齢階級別出生数の動向をお答えいただき、市長のお考えをお聞きします。

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成17年度から10年間で計画期間として集中的に少子化対策への取組を推進することになりました。小樽市におきましても、小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～を策定し、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画と位置づけ、年度ごとに実施状況を点検しているところであります。

そこで、お聞きいたします。

前期計画も3年度目後半に入り、19年度において新規に行われた事業についての事業内容と事業費についてお知らせください。

また、現時点での利用者数と利用者からこの事業に対する意見や要望があればお聞かせください。

さらに、17年度、18年度に実施した事業が今年度に入って後退するようなことはなかったのか、また保護者の意見から改善すべき実施内容や小樽市独自の取組を考える必要はないのかなど、お聞かせください。

母親の皆さんは妊娠中、期待と不安を胸に自分自身を励ましながら子供の誕生を待ちます。その間約

10か月、見えない子供の成長や母体の健康管理は妊婦健康診査によって行われております。妊婦健康診査は厚生労働省によると、1度の妊娠につき14回の受診が望ましいとされ、公明党の提案などを受け、自治体に5回程度の公費負担を要請しております。この公費負担は、少子化対策事業拡充に充てる地方交付税で賄われておりますが、国の2007年度予算における配分額が06年度の330億円から700億円に倍増されております。妊産婦の経済的負担を軽減するためにも、拡充が必要と考えますが、現在の小樽市の無料健診は2回となっており、全国市区町村の平均2.8回を下回っている現状です。無料健診回数拡充に対しての市長の御見解を求めます。

また、無料健診受診表は小樽市内の病院のみに使用が限られていることから、小樽市の住民でありながら、市外の実家などで出産を迎える方が無料健診を受診することができない不公平が生じております。これは助成額の上限を定め、受診表に領収書を添付申請することで給付の対象にできないか、お考えをお聞きます。

次に、産後母親支援についてお伺いをいたします。

核家族化が進み、近隣とのコミュニケーションがとりづらい中、子育てについてだれにも相談できず不安に陥り、赤ちゃんがいる母親自体がうつ病になる確率が1割を超えたとの報道もあります。お産直後の母体は、ホルモンのバランスが崩れやすい上、3か月未満の赤ちゃんを連れての外出は難しく、家にこもりがちになります。子育ての精神的、肉体的負担は想像以上に大きく、産後うつ病が育児放棄や虐待につながる可能性もささやかれております。この現状を踏まえ、自治体によっては、近くに育児や家事を手伝ってくれる人がいない母親に、産前産後の支援ヘルパー制度や育児支援家庭訪問事業などの取組をされ、本来子育て支援サービスが必要でありながら支援を求めることができない母親の救済に乗り出しております。私は、新生児や乳児がいるすべての家庭を訪問し、早い段階で家庭と地域社会をつなぐことで、母親の不安を取り除き、乳児のいる家庭の孤立化を防ぐことが重要であると考えます。市長のお考えをお聞きいたします。

さらに、小樽市として行っている妊産婦訪問指導事業では、どのような母親が指導を受けることができ、どのような支援になっているのか、具体的にお答えください。

また、ファミリーサポートセンター事業について、小樽市では前期事業計画の中で「ニーズや民間が行っている同種事業の調査」とあります。このサポートセンター事業の事業内容及び現在の調査進捗よく状況をお聞かせください。

さらに、実施年度の見通しが立っているのかもお答えください。

さまざまな子育てに対する施策充実を行うことで、人口減に歯止めをかけ、近隣都市で働いている子育て世代の方が小樽に移住してくる可能性は考えられないでしょうか。

ある妊娠中の母親から声をいただきました。出産までの3か月間入院することになり、2歳の子供を市内に住んでいる実家に預けることになりました。実家の母親はひとり暮らしで、自営業を営んでおります。仕事をしながら孫の面倒を見るのは体力的に非常に厳しく、せめて通っているA保育所に送迎をすれば日中は仕事ができます。しかし、A保育所と実家の距離は車で片道30分。車のない中では到底無理です。実家の母親としては、すぐ近くにあるB保育所に何とか預けられないかとの御相談でした。このように2世代にわたり家族のために働き、子育てに悩む女性に対して、経済的負担を最小限にとどめ、支援することはできないのでしょうか。生みやすい、育てやすい環境をつくるのが行政の仕事でもあると思いますが、市長の御見解を求めます。

この項の質問の最後に、子供の健康診査についてお伺いいたします。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っ

ております。小樽市では対象年齢は4か月、10か月、1歳半、3歳となっており、その後は就学前になります。ここ数年、法律で定められた健診のほかに5歳児健診を行う自治体が少しずつ増えております。3歳児健診では見落としがちなADHDと呼ばれる注意欠陥多動性障害やLDと呼ばれる学習障害、アスペルガー症候群などの軽度の発達障害の疑いを5歳児健診で気づき、早期に発見することで適切な支援や療育を行えば、症状が好転したり、軽くすることができると思います。長野県駒ヶ根市は集団遊びを通して5歳児健診を行っており、参加した母親から「興味がわからない遊びには全く参加しようとしないう我が子は意志の強い元気な子と今まで思っていました。この健診で団体行動が苦手だと知り、専門スタッフに相談しながら、月1回の訓練に通い、落ち着きも出てきた」との意見があります。また、幼稚園の担任が5歳児の日ごろの勝手な行動や成長するごとに集団に入れず、1人で遊んでいる姿を園長に相談。保護者とともに市で行っている発達相談を受診し、療育機関へとつなげ、保護者が納得のいく説明、対応方法を教えていただき、アスペルガー症候群との診断を受け止めることができたとの報告もあります。

最近では、精神遅滞、自閉症や注意欠陥多動性障害、また学習障害などの子供たちが小児科外来を受診することも多いとお聞きします。幼児期のうちに保護者や保育士などが子供の特性に気づき、適切な支援策を講じることが何よりも大切で、5歳児健診の導入と事後相談体制も必要度が高いことがわかってきました。母親が少なからず心配していたこと、不安を抱いていたことに対応する健診等相談体制を強化することが重要と考えます。この5歳児健診について市長の御見解を求めます。

さらに、子供の発達上の問題は、未来を見据えた協力支援体制が不可欠と考えますが、現在小樽市では就学前の子供の発達上の問題が保護者、保育所、幼稚園などから学校にどのような形で連絡、連携がとられているのか、お聞かせ願います。

次に、小樽市民会館についてお聞きをいたします。

昭和38年にしゅん工された市民会館は、小さな会議をはじめ、大ホールで行われるコンサートや演奏会、講演会などに使用されておりますが、ここ5年間の施設利用者数は毎年どのくらいになっているか、使用目的を含めてお答えください。

また、本年4月より指定管理者制度により管理・運営をされておりますが、施設利用者数増加に対する対策提案はあるのでしょうか、自主事業の展開など、実施済みの事業や予定されている事業があればお聞かせください。

また、顧客満足度などのアンケート調査などは、今後行われるのでしょうか。

市民の幅広いニーズにこたえるためにも、利用者の声は大切であります。行われた事業に対する反応や職員の対応、必要なサービス、料金等のアンケートの実施を求めます。公の施設を管理・運営し、良好なサービスを提供しているか確認するためにも必要と考えます。市長の御見解をお示しください。

小樽市では、小樽市文化芸術振興条例が昨年公布され、文化芸術の振興に当たり、市民が多様な文化芸術に触れ参加できる市民会館は、施設としての大きな役割を果たすことと思います。利用者にとっての不便を最小限にとどめ、だれもが集える会館でなければなりません。市民会館利用者から寄せられる苦情はないのでしょうか。あれば苦情の内容と対応策についてお聞かせください。

障害者の方にとって、階段は大きなバリアですが、正面玄関に高齢者や車いすの方が利用できるスロープが設置されております。ホール内の座席には、車いす用のスペースは確保されておりますか。また、身体障害者用トイレの整備はどのようになっていますか、お答え願います。

次に、市税の口座振替についてお伺いいたします。

現在、小樽市では市税の口座振替を行っていますが、口座振替契約の税目ごとの割合とそのうち資金

不足の理由で振替不能になる割合は何パーセントになるのか、平成18年度ベースでお答えください。

市税の口座振替は、忙しい方や不在がちな方に大変便利なサービスでありますし、安心、簡単ということで推進をされております。自治体として税金の収納率アップのため、口座振替推進に対して毎年どのような取組をされているのか、お答えください。

また、振替不能分に対しては再振替を行っていないのが現状ですが、再振替が行われていない理由と、これから行う予定はないのか、お示してください。

固定資産税や市民税は納期が4期にわたり、毎月ではないため、入金を忘れてしまい、結局、口座振替不能通知書で支払をしたとの声をよくお聞きます。再振替日を設定することは市民サービスの向上や口座振替推進にもつながると考えますし、納税通知書に記載がある納期について口座振替納税者用には振替日の記載を大きく表示したり、通知書の表示場所を工夫することも必要と考えます。お考えをお聞きます。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

介護保険制度は、国の制度として各市町村で運営をしており、介護を必要とする人がその人の持つ能力に応じた自立した日常生活を営めるようにすることや、国民の共同連帯の理念に基づき、保健医療の向上と福祉の増進を図ることが目的であります。要介護状態にある方の介護サービス利用の費用は、被保険者から徴収する保険料や国、都道府県、市町村で負担する制度であります。この介護保険制度が健全に運用されるよう、財源の有効利用に関して極めて厳しい姿勢で臨まなければなりません。中でも事業所の介護報酬不正受給は許されるものではなく、適切に運用されることが不可欠であります。厚生労働省の調べで2000年度から5年間に、架空水増し請求などにより指定を取り消された事業所は全国で313事業所、不正受給返還金42億5,000万円のうち、2005年11月1日現在で27億円以上ものお金が未返還であることが判明しました。小樽市でも本年6月介護報酬を不正受給した事業者に対して、確定金額の返還を求めたところでありますが、先般の新聞報道によりますと、不正があった利用者65人分、1,783件、総額605万1,000円と確定し、同社に返還を求めたとあります。不正受給は市民の皆さんの信頼を裏切る悪質な行為であり、介護を必要とされている方々のため適正な営業を営み、日夜努力されている介護事業者、また介護の現場で働く皆さんにとっても信頼を大きく傷つけた事件です。市民の方から真相を詳しく知りたいとの声もあります。

そこで、お聞きいたします。

介護報酬不正返還額605万1,000円の不正受給の具体的なサービス内容と件数、さらに金額の内訳をお答え願います。

また、9月時点での報道では734万円の返還を求めたとのことから、減額となった理由とその内容についてお聞かせ願います。

また、返還はいつ、どのような形で、小樽市や利用者へ返還されるのか、お示してください。

さらに、不正防止については、本会議や委員会等で議論をされておりますが、研修会や訪問指導の実施は進んでいるのでしょうか、お答え願います。

介護保険制度は、改正後、事務処理などにも複雑な要素を含んでおり、介護事業者への適切な指導や監査は都道府県任せではならないと考えるところであります。今般、小樽市の「平成20年度組織・機構の見直しについて」では、医療保険部が新設され、介護事業所指導担当主幹を置くことになっております。主な業務と役割をお聞かせ願います。

また、介護給付の適正化に当たって、小樽市としてどのような事業推進計画があるのか、お聞かせ願います。

さらに、介護保険者の被保険者で介護サービスを受けている方に対して、自分の利用したサービス内容や回数等に間違いがないか確認するため、介護保険給付費通知書を送付するお考えはないでしょうか。

この通知書の導入で、利用者から寄せられる意見を基に、悪質な業者のチェック機能が増すと考えますが、市長の御見解をお聞かせ願います。

最後に、在宅医療廃棄物についてお伺いをいたします。

厚生労働省の調べによりますと、在宅医療件数は2003年71万件で、10年前の2.6倍、現在はこれをさらに上回っていると見られます。在宅医療の拡大に伴い、医療ごみが急増し、環境省は本年2月、自治体に処理状況などの調査を行いました。その内容も含め、9月の厚生常任委員会で質問させていただいたところです。小樽市では、感染性のある注射針、血のついた医療系廃棄物、点滴ラインの針の部分、注射の筒関係は、病院や薬局に戻してほしいというお知らせを行っているということでありました。このお知らせは病院や薬局から患者に現状ではどのように周知徹底されているのでしょうか、お答えください。

また、小樽市では医師会等との協議・調整の上、回収処理が行われているのか、お示してください。

在宅医療廃棄物は、医師等の訪問を伴わない在宅自己療養で発生するもののほかに、医療機関からの往診や訪問診療時に発生するもの、訪問看護ステーションから看護師等が患者宅に出向き発生するものなどが考えられます。これら訪問時の廃棄物については、医療機関や訪問看護ステーションがすべて回収しているのでしょうか。

また、薬局から院外処方せんに基づいて供給し、発生する廃棄物の種類と処理はどのようになっておりますか。小樽市の現状をお聞かせください。

在宅医療がこれからも拡大する中で、小樽市では在宅医療廃棄物の取扱いに対して、分別自体に不明な点が多いと思われる。患者や患者の御家族の皆さんが適切で安全な取扱いができ、収集や回収する側も安全に取扱いができるよう、分別リーフレットの作成は早急に取組が必要と考えます。市長の御見解をお聞きいたします。

再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

最初に、子育て支援策についての御質問でありますけれども、小樽市の若年既婚者の状況につきましては、国勢調査によりますと、20歳から34歳の男女合わせた既婚者数は、平成7年が9,149人、平成17年では6,870人と2,279人の減少となっております。

次に、過去5年間の出生数は、平成14年が945人、15年935人、16年821人、17年756人、昨年18年は802人となっております。また、母親の年齢・階級別出生数の動向ですが、平成15年以前は25歳から29歳での出生数が最多でありましたが、16年に30歳から34歳での出生数とほぼ同数となり、平成17年からは30歳から34歳の出生数が最多となっております。こうした動向は、少子化社会白書でも全国的な傾向と指摘をしております。少子化が続く中であって、若年既婚者層の定着を図るためには、子供を産み育てやすい環境づくりを進めることが重要であり、これまで地域子育て支援センターの開設や保育所の定員拡大、休日保育の実施など、子育て支援策に取り組んでまいりましたが、人口対策としてはこれらに加え若年層の雇用確保など、総合的に取り組むことが必要と考えております。

次に、小樽市次世代育成支援行動計画における平成19年度の新規事業でありますけれども、本年8月から保育サービスの充実を図るため、日曜日、祝日にも保育を必要とする認可保育所の利用者のニーズに対応する休日保育事業を実施したところであります。事業費につきましては187万円で、事業開始からの利用児童数は延べ131人となっており、利用者からの意見や要望は現在のところ直接寄せられておりませんが、今後、利用者の皆様にアンケート調査を実施しながら要望などにこたえてまいりたいと考えております。

また、計画が3年目を迎え、19年度の事業において事業の後退や改善、見直しなどが行われたかとの御質問でありますけれども、現在、事業は実施している途中でありますので、19年度の事業が終了後、事業の評価や計画全体の点検や見直しを行う予定であります。

次に、妊婦健康診査についてでありますけれども、国におきましては、少子化対策の一環として妊娠期間中の母体と胎児の健康保持を図るとともに、経済的負担を軽減するため、本年度から交付税による所要の財源措置を行い、自治体での公費負担による妊婦健診の回数を増やすよう指導を行っています。本市では現在妊娠の前期と後期に分けて2回の公費負担による妊婦健診を行っております。しかし、国の指導を踏まえ、さらに道内他都市の実施状況も参考としながら、来年度以降、公費による妊婦健診の回数を増やす方向で検討を進めているところであります。

また、里帰り出産などにより、小樽市外の医療機関で妊婦健診を受けた場合の公費負担につきましては、札幌市をはじめ道内の政令保健所設置市では行っていない状況にありますので、本市におきましても当面公費負担での対応は考えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、乳幼児のいる家庭の孤立化についてのお尋ねでありますけれども、本市では子育て中の親子が気軽に集い、育児の悩みなどを相談できる地域子育て支援センター「げんき」や「風の子」、「わくわく広場」、「あそびの広場」など、子育て親子の交流などを促進する事業の拡充を図ってきたところであります。しかし、外出が困難な出産後間もない家庭では、地域子育て支援センターなどの利用は難しいと思われるので、直接家庭訪問し、さまざまな不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報などを提供し、母親の育児不安等を軽減することが、乳幼児の健全な育成環境の確保や児童虐待の防止の観点からも有効であると考えております。

次に、妊産婦訪問指導の対象者についてであります。妊娠中毒症などを発症していたり、その既往のある妊婦、20歳未満の若年妊婦や35歳以上の高年初妊婦、さらに医療機関より依頼があった妊産婦などについて訪問指導を行っております。支援内容といたしましては、妊娠期間中の注意事項に関する助言、出産や育児に関する相談や指導、産後の健康管理、乳児健診や予防接種など多岐にわたって支援しております。

次に、ファミリーサポートセンター事業についてであります。事業の内容は子供を預けたい人と預かってくれる人がそれぞれ会員登録して、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする事業であります。現在のところ市内において類似した活動を行っている団体が1か所ありますが、市の事業として実施するかどうか、今後ニーズ調査を実施するとともに、他都市の状況などを調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、子供を産みやすい、育てやすい環境づくりについては、妊娠、出産から子供の成長に応じつつ、総合的に子育て支援策を講じるとともに、仕事と子育ての両立支援の推進や男性を含めた働き方の見直しが必要であると考えております。行政だけでなく、社会全体ですべての子供と子供を産み育てようとする家庭を支える必要があり、保健、医療、福祉、労働、教育など、子供に関するあらゆる分野において、国、道、市町村、事業者、さらには関係団体や地域など、それぞれの役割と相互の連携を図りなが



ら、子育て支援策の充実を図っていかなければならないものと考えております。

次に、5歳児健診についてでありますけれども、小樽市におきましては、3歳児健診で精神発達や心理面で何らかの問題を指摘された幼児や養育環境などに問題のある母子に対しまして、その後も心理相談員や保健師により個別相談を含め、さまざまな場において支援をしておりますので、改めて5歳児健診は行っておりません。しかしながら、保健所におきましては、乳幼児総合相談の場を設け、年齢に関係なく医師や保健師、心理相談員による健康相談と支援を行っております。5歳児健診につきましては、近年その重要性が認識されてきておりますので、今後、国における考え方などを参考に、5歳児健診の意義について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民会館についてでありますけれども、市民会館の5年間の利用者数であります。平成14年度はホールで7万3,887人、集会室2万2,677人、平成15年度はホール6万3,497人、集会室2万1,174人、平成16年度はホール5万4,663人、集会室2万2,576人、17年度はホール5万6,517人、集会室2万6,550人、18年度はホール4万7,115人、集会室2万2,970人となっております。

また、使用目的であります。ホールについてはおおむね各年度とも演奏会や演劇、民間やボランティア団体による各種大会の順で利用されており、集会室については文化スポーツ団体の会議や免許更新時講習会のほか、ホール利用者の控室としても利用されております。

次に、指定管理者による利用者増対策であります。指定管理者は幼児から大人まで楽しめる各種自主事業の実施のほか、ホームページの立ち上げや市民会館の案内用パンフレットの充実など、さまざまな対策を講じております。指定管理者が実施した自主事業としましては、7月に市内の幼稚園、保育所の園児と保護者を対象とした母と幼児の交通安全パラエティショーを実施したほか、10月には「寺内タケシコンサート」、11月には自衛隊による音楽会を開催しており、今後は小樽、後志の吹奏楽の団体を集めた音楽祭を開催する予定と聞いております。

次に、顧客満足度などのアンケート調査であります。指定管理者以外の団体が使用した場合には実施できませんが、指定管理者がみずから行う自主事業の場合には、市民の皆さんの満足度やニーズなどを把握することは必要なことと考えておりますので、催し物によってアンケート内容は多少異なりますが、毎回満足度や料金設定などの項目のほか、今後希望する講演やアーティストなどについても調査を行っております。また、施設利用に当たっての御意見、御要望をお寄せいただくためのポストを設置しているところであります。

次に、市民会館に対する苦情についてでありますけれども、利用者からはトイレが汚いことや駐車場が少ない、またホール内が適温でないといった苦情がありました。トイレにつきましては、ホール使用時には使用頻度が高く汚れるため、清掃回数を増やすなどの対応をしているところであります。駐車場につきましては、駐車台数が少ないことから、自家用車での来場の自粛をお願いするとともに、公共の交通機関の利用を周知しております。このような状況から、市といたしましても、バス路線の確保や市役所の駐車場も利用できるよう配慮しているところであります。また、ホール内の温度管理については、ホールが広いことと階段状になっていること、冷房についてはファンの音もあり、ホール内の複数の温度計をチェックしながら演奏などに影響が出ないように、適正な温度管理に努めているところであります。

次に、ホール内の車いす用のスペースであります。ステージ両そでの座席を取り外して車いすが利用できるスペースとして、合わせて14台分確保しております。また、身体障害者用トイレは設置してありませんが、男女洋式トイレには手すりを取りつけており、介護が必要なときは申出により、職員が対応することとしております。

次に、市税の口座振替についての御質問でありますけれども、まず18年度における税目ごとの口座振

替利用の割合であります。納税義務者数に対して個人市民税普通徴収で23.6パーセント、固定資産・都市計画税で39.3パーセント、軽自動車税で6.4パーセントとなっております。また、口座不落の割合であります。個人市民税普通徴収で4.8パーセント、固定資産・都市計画税で3.1パーセント、軽自動車税で6パーセントとなっております。

次に、口座振替推進の取組であります。口座振替は納期内に納入が図られることや経費の節減など、その効果は大きいことから、これまで利用者の増加を図るため、納税通知書に口座振替依頼書を添付するほか、金融機関に勧誘業務の委託を行うとともに、広報おたるやFMおたるを通じて加入の呼びかけを行うなど、口座振替への加入促進に努めているところであります。

次に、口座不落分の再振替についてであります。地方税法の規定により、納期限までに完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状を発送しなければなりません。口座不落の再振替を行う場合、金融機関への振替データ発送業務や引き落とし後の事務処理などに再度一定の日数を必要とすることから、法で定める督促状の発送期限を超えることとなり、一方で振替コストの増加にもつながりますので、現状においては再振替の実施は困難と考えております。なお、納税通知書の振替日の記載については、納税通知書のスペース等の関係もあり、振替日のみ標記を大きくすることは難しい状況にありますので、今後とも広報おたるやFMおたるを通じて、市税の納期限の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度についての御質問でありますけれども、初めに不正受給した介護報酬の返還額605万1,000円の具体的なサービス内容と件数、金額であります。架空請求、ケアプランがなかったものその他過誤請求で1,783件、加算金を含め550万6,000円、これに利用者65人への自己負担分の返還額54万5,000円を加算すると605万1,000円になります。

次に、9月に報道されたものとの差であります。小樽市の1回目の書類審査時点では1,854件、734万6,000円でありましたが、その後、事業者側から見直しの申出があり、後志支庁とも協議の上、再度精査したところ、最終的に1,783件、返還額605万1,000円となったものであります。

次に、返還時期と方法であります。11月をめどに利用者への返還を優先するよう指導し、小樽市への納期限は平成20年1月4日までに一括返済することとしております。

次に、不正防止のための研修会等については、6月中に訪問介護事業所及び介護支援専門員のそれぞれの連絡協議会主催の研修会が行われ、後志支庁主催の集団指導も開催されております。小樽市も保険者として10月にケアマネジャー研修会を、12月7日にはグループホーム等の地域密着型サービス事業者の集団指導を実施しております。なお、訪問指導については、訪問介護事業所などは後志支庁が、グループホーム等は小樽市が行っており、19年度中には15事業所で指導を行う予定になっております。

次に、新設される医療保険部の介護事業所指導担当主幹の主な業務と役割であります。現在も福祉部に介護事業所指導担当主幹を配置しています。主な業務は、一つはグループホーム等地域密着型サービス事業所の指定及び運営指導、監査に関すること、二つ目が後志支庁と連携して行う訪問介護事業所等の運営指導、監査に関すること、三つ目が介護支援専門員の研修などありますが、新しい部署においても担当業務とその役割は現在と変わりありません。

次に、介護給付の適正化事業推進計画の有無などについてであります。現在、小樽市の適正化計画はありませんが、厚生労働省から平成19年6月29日付けで介護給付適正化計画に関する指針が示されており、この指針により、平成19年度中に都道府県が介護給付適正化計画を策定し、それに基づき各市町村保険者が平成20年度から22年度までの3年間で適正化事業を実施することになっております。この指針では、保険者が行う適正化事業として、介護給付費通知の送付等による介護事業所のサービス提供体

制及び介護報酬請求の適正化などが挙げられており、当市においても介護給付費通知書の導入など、費用対効果を検証の上、取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、在宅医療廃棄物に関する御質問でありますけれども、初めに病院や調剤薬局などの周知についてであります。各医療機関では注射針、注射筒などの返却方法について文書又は口頭で、危険防止のため、かたい容器に入れるなどして戻すよう周知していると聞いております。また、調剤薬局では、このように医療機関から周知がされており、また実態としても大半は処方せんを出した医療機関に出されているほか、調剤薬局でも持ち込まれたものは受け取り、独自に処理していることから、改めて返却方法についての説明はしていないと聞いております。このことから、市といたしましては、回収についての問題は特になくとも考えますが、在宅医療患者が増えていることから、調剤薬局に対しても、今後、周知の協力についてをお願いをしてみたいと考えております。

次に、医師会などとの協議についてであります。市としましては在宅医療廃棄物については、家庭から出される注射針など、感染性のおそれのあるものは有害ごみとして収集せず、医師会などに協力をお願いして医療機関などに戻すこととしているところであります。なお、本市では市外の医療機関に通院しているなどの理由で医療機関などに注射針などを戻すことが難しい場合には、市に相談があったものについては個別に対応し、収集しているところであります。

次に、在宅患者を訪問する医療機関などの廃棄物の取扱いであります。基本的には感染性のおそれのある注射針や注射筒などは医療機関などが持ち帰ることになっております。それ以外の脱脂綿、ガーゼ、点滴バッグ、カテーテルなどで感染性のおそれのないものについては、各家庭からごみや資源物として出すことができますが、一部の医療機関などでは、これらの廃棄物についても回収していると聞いております。また、調剤薬局から渡される処方せんに基づく医薬品や糖尿病治療用インシュリン注射器の針などのうち、感染性のおそれのある注射針などは、処方した医療機関や調剤薬局に戻されておりますが、薬瓶や薬品の包装材などの廃棄物については、各家庭からごみや資源物として出されているところであります。

次に、分別リーフレットの作成についてであります。各家庭に配布しております家庭ごみ資源物の分け方、出し方においても注射針などの処理方法については記載しておりますが、近年、在宅医療廃棄物の種類が多岐にわたってきていることから、市といたしましては、さらに市民にわかりやすい、より具体的な分別方法を周知することが必要と考え、現在、庁内関係部局が集まり、協議しながら在宅医療廃棄物の分別リーフレットの作成に向け、作業を進めているところであります。今後は医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションとも調整を図りながら、分別リーフレットを作成し、在宅医療廃棄物の適正処理を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 譲)** 千葉議員の御質問にお答えいたします。

子供たちの発達上の問題についての協力支援体制についてであります。小樽市では毎年小学校に入学予定の心身に障害を持つ子供を対象に、就学相談面接を行っております。就学相談面接では、専門の担当者が子供と保護者の両方を面談し、子供の日常の生活の様子や入学に当たっての保護者の希望などを聞いたり、簡単な検査も行っております。この相談内容をもとに、医師や専門家で構成される就学指導委員会で協議を行い、望ましい就学先や支援の内容を検討することになります。その際必要に応じて就園していた幼稚園や保育所から集団生活での活動の状況など、情報の提供を受けるなどしながら連携を図っております。教育委員会ではこうした結果を踏まえて、保護者と協議を重ね、望ましい就学先に

ついて決定し、個人の情報を就学先に引き継いでいるところであります。

**議長（見楚谷登志）** 千葉議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

**20番（新谷とし議員）** 初めに、小中学校適正配置問題について伺います。

教育委員会は小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申を受け、全市的に学校統廃合の計画を進めていますが、10月31日の学校適正配置等調査特別委員会の質疑の中で、計画案の公表は年度をまたぐこと、進め方としては地域や保護者との懇談会などを重ね、地区を決め、年次的に進めることなどが示されました。基本計画案作成は当初の計画より遅れているようですが、発表のめどと懇談会などの期間など、予定をお示してください。

この間、検討委員会の中間報告に対して市民意見を募集していますが、意見が6通のみだったということは、募集期間、周知方法、各学校での意見交換などが不十分であったということではありませんか、御見解を求めます。

さらに、答申に対して市民意見を聞くべきと思いますが、いかがですか。

次に、学校規模について伺います。

教育委員会から提出された資料には、小規模校に関する他都市の検討内容でメリット・デメリットを挙げています。しかし、小樽市の場合はどうなのかわかりません。私は以前の統廃合案のときにも、小樽市としての問題は何か、研究したものを示すべきだと述べてきました。統廃合を進める理由を他市の例だけ参考にしているのは、説得力はありません。小樽市としての問題はどんな研究をしてきたのか、お聞きします。

中間報告に対して寄せられた意見では、とりわけ複式校の保護者や地域から、小規模校で学ぶ子供たちが生き生きと活動し、豊かな人間関係を保ち、人間的な成長が促されていること、恵まれた自然環境の中で特色ある教育が行われていること、地域と学校の良い関係、さらにはこのような教育関係を好み、移住してきた人は、廃校になったらあきらめきれないなど、存続要望が強く打ち出されています。答申で言われているような閉鎖的な人間関係や人格の基礎を形づくる上での問題点は出されておられません。「むしろ小規模校では、子供は必ず何らかの役割を果たす必要があり、濃密な人間関係の中で、問題があってもそこから逃げず、関係を修復したりすることを求められるので、人間的な成長が促されている」「今日の学校現場の課題となっているいじめ、不登校などの解決は、かえって小規模校に期待するものが大きい」「不登校の生徒を受け入れた中学校では、教員方と一人一人の生徒がかかわってくれて現在通学できている」など、複式小規模校を評価する意見がほとんどでした。そもそも複式小規模校の学校規模を問題にしながら、検討委員会委員に小規模校関係者を入れず、しかも保護者、地域の人たちの意見も聞かずに進め、豊倉小学校や張碓小学校などで存続が切望されているのに、答申に反映されず、保護者、地域の怒りを買っているのは最も民主的であるべき検討委員会に十分な時間を保障せず、短期間で結論を出させた教育委員会の姿勢に問題があります。教育委員会は検討委員会になぜ意見を聞くよう助言しなかったのですか。

複式学級や小規模校の教育効果を問題にするのであれば、例えば尾道市立土堂小学校のような特色ある教育を行って児童数が増え、廃校の危機を脱した学校もあり、例えば朝里小学校の通学区域の変更で、豊倉小学校の児童の数を増やすことも可能で、知恵と工夫で解決できることはあります。複式の学校では立派な教育が行われていますと前教育長はたびたび発言されておりましたが、そのとおりだと思います。

す。答申では複式学級は解消を図るべきであると述べていますが、教育委員会は寄せられた保護者や地域の意見をどう取り入れ、整合性を図るのですか。みんなの意見をよく聞くという教育のお手本を示し、保護者や地域で存続要望の強い学校は廃校の対象とすべきではありません、お答えください。

次に、通学距離との関連でお聞きします。

答申では、小学校4キロメートル、中学校6キロメートル以内を念頭に起きつつ、児童・生徒が疲労を感じない程度の距離、交通安全と防犯の両面の安全に対する最大限の配慮が必要と述べています。既に学校間の距離が4キロメートル、6キロメートルを超えている学校は廃校の対象外とするのですか。

特別支援学級は17年度から19年度の推移を見ると、小学校、中学校とも人数、学級数が増えています。統廃合により通学距離が長くなると、子供たちに負担がかかります。保護者から意見は聞いたのですか。

すべての子供たちにかかわる問題として、通学距離が長くなると、特に下校時が心配です。現在、小学校2キロメートル、中学校3キロメートル以上はバス定期代の助成、またスクールバスの運行も行われています。平成11年の中学校適正配置実施計画では、通学距離はおおむね3キロメートル以内、16年10月の小学校適正配置実施計画（案）ではおおむね2キロメートル以内とされていました。通学距離については、前小学校適正配置計画案の説明会で、保護者、地域住民から安全について大変心配する声が上がリ、このように設定されたものです。答申にもあるように、山坂の多い小樽の道路事情、また犯罪が増えている社会情勢を考えるなら、小学生2キロメートル、中学生3キロメートル以内を基本に据えるべきではありませんか。

次は、学級規模についてです。

答申では現在の30人前後を維持することが望ましいことから、学校配置の検討の際は、結果としてこの程度の学級規模が実現できるような努力と工夫、配慮が必要であると述べています。少人数学級のよさは実証済みと思いますが、学級規模は何人にするお考えですか。

次に、学校規模と教員配置数についてです。

WHOが世界各地から学校規模と教育効果ということを研究した論文を集めて、多面的に分析していますが、どこも規模は100人以下が望ましいと報告されています。11月30日に発表されたOECDが昨年実施した学習到達度調査、理科の応用力で第1位になったフィンランドは、学校規模は100人以下、1学級に25人です。さらに、1クラスに教員が2人も配置されています。教育効果は一人一人に目が行き届く人数と教員の数、また指導方法などによるものではありませんか。

中間報告に対して、高校の教員としての経験から、子供の数が増えれば増えるほど指導が難しくなる。小さい学校を大きな学校に統合するとしたら、逆に教育環境を悪い方向に向けていくことになるという意見が寄せられていましたが、教育経験者としての実感だと思います。現在、文部科学省が行っている小規模校ほど少ないという教員配置数のあり方を改めさせ、複式学級でも手厚く教員配置をするよう、国や北海道に強く働きかけるべきです。いかがですか。

次に、放課後児童クラブの問題です。

19年度の登録児童数は、全体で534人、22小学校で466人、この3年間で開設の学校、児童数とも増えています。働く保護者が増えていること、その間子供たちがさまざまな被害に遭わないように、安心の居場所として利用が増えていると聞きますが、統廃合により定員を超え、入れなくなった場合は、どのような手だてを講じるのですか。

最後に、保護者や地域住民の意見、子供の意見表明権を尊重し、統廃合を強行することは絶対にしないよう、強く求めるものです。お答えください。

次に、石油高騰問題に関連して伺います。

石油元売最大手の新日本石油をはじめ、元売各社が12月1日から卸価格を前月比1リットル当たり6.7円から7円引き上げ、ガソリンは1リットル155円から159円、コープさっぽろも灯油価格を17円引き上げ、小樽では1リットル97円、現在は100円にも達するという情勢です。クリーニング店ではドライ溶剤、洗剤、材料などの値上がり、飲食店でも材料の値上がり、個人タクシー運送業者はガソリンの値上がりで厳しい経営を余儀なくされ、北海道の調査では企業の約80パーセントが収益を圧迫していると回答しています。全日本建設交通一般労働組合がトラック事業者に対してアンケート調査を行った結果、43パーセントの企業が赤字経営、4パーセントは廃業も考えていると報告されています。小樽市でも同様の事態が進んでいますが、中小企業者と地域経済への影響をどのように把握していますか。中小企業を支援するため、無利子貸付けなど、金融対策を講じていただきたいと思います。いかがですか。

今の原油高は、投機資金の原油市場への過度な投資が原因の一つと言われています。政府に対して産油国とも連携して、原油高への国際的歯止め策や投機に対する国際的な規制強化の努力など申し入れるよう求めます。

一方で、石油卸売メーカーの2007年度9月の中間決算は売上げが過去最高となり、最大手の新日本石油は経常利益1,571億円、対前年比21パーセント増と膨大な利益を上げています。元売各社に対しても適正価格を指導すること、緊急対策としてガソリン税や軽油取引税の引下げ、中小企業支援などを求めるよう要望します。以上の点についてもお答えください。

市民生活もますます厳しさが増えています。この冬の灯油代は標準的な家庭で4万6,000円の新たな負担と言われていますが、12月にさらに値上がりし、一体幾らの負担になるのか、市民は戦々恐々です。昼は暖房をとめ、長崎屋、図書館などに出かけ、早寝遅起き、グループをつくり回り番で友人の家で暖をとるなどの努力をしているものの、それにも限界があります。わずかな年金が灯油代に取られ、病院代がなくなってしまった人もいます。着るものはもちろん、食べるものも節約しても、寒い冬を乗り切るには負担が大きすぎます。ましてや今冬はインフルエンザが流行していますから、必要以上の節約は命取りになりかねません。高齢者や母子家庭など低所得者を対象に福祉灯油の復活が進み、50市町村で計画していることが報道されています。北広島市は27年ぶりに復活、灯油は必需品、弱者への支援策は市の責任でもあるとして、1世帯1万円の灯油代の助成で1,060万円の補正予算を市議会に提出したという記事を市長もごらんになったと思います。北海道も実施したい自治体を追加するとしています。また、国の方でも基本方針が出ていますから、この制度の活用を含めて、ぜひ実施して社会的弱者へ支援するよう、市長の決断を求めます。お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 市長。

(山田勝麿市長登壇)

**市長(山田勝麿)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

石油高騰問題についての御質問でありますけれども、初めに石油高騰による中小企業と地域経済の影響についてでありますけれども、市では毎月灯油やガソリンの小売価格を調査するとともに、価格の動向を見ながら、関係機関や企業から情報を収集しております。昨今の原油価格は、近年では例を見ない水準で上昇し、燃料としての重油やガソリンの価格だけではなく、製造業で用いられるポリエチレンなどの原材料や包装資材、また漁業では漁網やロープなどの石油製品の価格が上昇しており、市内の事業所にとっても、厳しい状況にあると認識しております。景気の回復が進まない中、原油価格の高騰によ

る石油製品の価格上昇は、コストの増加によって企業の経営を圧迫するばかりではなく、家計消費を冷え込ませることとなり、本市経済にとって大きな影響があるものと考えております。

次に、石油価格の高騰に対する中小企業への金融対策についてでありますけれども、原油高対策については、国が昨日の原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議において、中小企業の資金繰り対策などを盛り込んだ六つの基本方針を決定し、具体的な支援策を年内に決定することとしております。また、北海道は制度融資に係る借入金の返済条件変更などの措置を講じ、中小企業者の負担軽減を図ることとしております。市といたしましては、こうした国や北海道の動向を見ながら、対応について検討してまいりたいと思っております。

次に、石油価格高騰に伴っての政府に対しての要望でありますけれども、去る11月6日に北海道市長会を通じ、北海道に対し原油価格高騰に伴う影響対策について要望しており、それを受けまして、北海道では石油製品の安定供給及び価格の安定、価格などの監視体制の強化と迅速な情報提供などの6項目について国の関係省庁、関係団体に要望を行ったと報告を受けており、また各政党、消費者団体等においても国に対し原油高騰に対する種々の緊急対策の提言、要望もなされているところであります。国が昨日示した基本方針には、御提言の国際原油市場の安定化への働きかけや石油製品の価格監視強化、安定供給の確保などの内容も含まれており、必要な対策を迅速に進めるとのことですので、それらの状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の実施についてでありますけれども、国はこの冬の灯油価格の急激な高騰による国民生活への影響を憂慮し、昨日の閣僚会議において生活困窮者に対する灯油購入費助成など、地方公共団体が自主的に行う原油価格高騰対策に要する経費について特別交付税措置を講ずることを決定したところであります。本市におきましても、国が決定したこの支援策の具体的な内容を見極めながら、昨日も申し上げましたが、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、基本計画案の作成についてであります。市立学校規模・配置の在り方検討委員会の答申を受けて、現在検討を進めているところですが、小学校と中学校を合わせた全市的な見直しでありますことから、ある程度の時間を要するものと考えております。現時点では、基本計画案の公表は来年度になる見通しであります。また、公表した段階で説明会を開催し、市民の皆さんの意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

次に、検討委員会中間報告に対する市民意見募集の周知方法についてであります。中間報告は小樽市のホームページに全文掲載をしたほか、各サービスセンター、学校、幼稚園、保育所などに置かせていただきました。また、広報おたるを通じて、意見募集の案内をするとともに、小中学校、学齢前の幼稚園、保育所を通じて、全家庭にお知らせのチラシを配布いたしました。さらに報道機関各社に報道依頼をし、記事として新聞等に載せていただいたところであります。

募集期間は6月20日から7月31日までの42日間でありました。こうしたことから、意見募集に関する周知の方法については、特に課題が残ったとは考えておりません。

次に、検討委員会答申に対する市民意見についてであります。今回検討委員会では昨年7月に私から諮問した事項に関して、市民意見を踏まえ、答申としてまとめていただいたものであります。今後、基本計画案の段階で教育委員会として皆様の意見を聞いてまいりたいと考えております。

次に、小規模校のメリット・デメリットについてであります。学校の規模による特徴は、教育活動

のさまざまな場面で異なると思いますが、他都市の例で挙げられている特徴は、本市においても共通であると考えます。今回の検討委員会の答申でも幾つかの観点から考察をしていただいておりますので、それらも踏まえながら、改めて整理をしていく予定であります。

次に、検討委員会に対する小規模校関係者の意見聴取についてであります。検討委員会の委員の中には小規模校関係者が複数おり、意見を述べられたと聞いております。それらを踏まえて、検討委員会で最終的に決めていただいたものであります。

次に、検討委員会中間報告の際に寄せられた市民意見との整合性についてであります。これからの小樽市の学校規模のあり方にかかわって、複式学級や小規模校に対する意見が幾つかありました。計画策定に当たっては、検討委員会からの答申を尊重していくこととなりますが、その中でも地域や保護者の皆さんの共通の理解が必要であると再三触れられております。そのためにも関係する皆さんに十分な理解をいただく努力を続けていかなければならないものと考えております。

次に、学校間の距離と廃止対象外とのかかわりについてであります。通学上の安全や児童への負担などを考慮して、通学区域の検討を行っていきたいと考えており、現段階で4キロメートル、6キロメートルなど具体的な学校間の距離のみに着目した検討は考えておりません。

次に、特別支援学級にかかわる通学距離についてですが、現在も通学先、支援方法等を決める際には、保護者と協議の上、決定しておりますことから、今後もこれまでどおり、十分協議の上、進める考えであります。

次に、通学距離についてであります。学校の統合を行う場合、通学区域が広がるため、通学距離も長くなることが予想されます。通学上の安全を十分に配慮した上での新たな通学区域の設定が求められ、通学距離の延伸に伴う道路状況などの課題も含め、検討してまいります。

次に、学級規模についてであります。今回の答申においては、現状の30人前後を維持することが望ましいとしており、教育委員会としましては、国の動向を踏まえながら、現状の学級規模が実現できるような工夫が必要であると考えております。

次に、教育効果についてであります。学校における子供たちの教育効果を考える場合、学級の人数や教員の配置、指導方法などは重要な要素であると思います。しかし、それだけに限らず、教育効果を上げるには、家庭、地域の教育力や学校運営のあり方、教員の指導力、個々の子供たちの興味、関心、意欲や人間関係など、多様な要素が絡み合っているものと理解しております。教育効果を高めるため、子供たちが一体感のある充実した活動を展開し、豊かな学校生活を送るために、さまざまな観点から検討していかなければならないものと考えております。

次に、教員配置数のあり方についてであります。現行の制度の中では、教職員数は学校規模によりその定数が定められており、その際には複式学級にあっては1学級として算定され、教員1名が配置されています。これまでも少人数指導など個に応じた多様な教育を推進していることから、各学校からの希望も踏まえ、教職員の配置定数の改善やチーム・ティーチングの加配について、北海道都市教育長会を通じて国や道へ要請しておりますが、今後もこうした働きかけを行ってまいります。

次に、放課後児童クラブについてであります。クラブの部屋は、現在、余裕教室などを利用して開設しております。教室利用状況は学校によって異なっておりますことから、今後適正配置の具体的な案を作成する中で、定員を超過しないようにそれぞれの学校の状況に応じ、開設場所の検討を進めてまいります。

最後に、保護者等の意見の尊重についてであります。学校の統合に当たっては、地域の方々や保護者の皆さんをはじめ、市民の共通理解が前提となるわけでありまして、必要な説明を重ねることはも



ちろんですが、パブリックコメントなどいろいろな機会を通じて、意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再質問します。

お答えいただいた順に質問いたします。

初めに、市長にですけれども、福祉灯油のことです。昨日の本会議でも今の答弁にありましたように、検討するということでした。そして、政府の方から基本方針が示されたものは、先ほどお答えしていただいたように、地方公共団体の自主的な取組に要する経費について特別交付税の措置を講じるということですが、ここが肝心なのではないかと思うのです。自主的な取組です。ですから、予算も報道によれば、500億円から600億円と報じられております。検討しているうちに予算がもらえないといったことがないように、早急に取り組んで手を挙げていただきたい、このように思います。

それで、今定例会が終了する前に、この予算が提案されるのか、1月から支給できるのか、この辺についてお答えください。

それから、教育委員会にお聞きします。

計画の策定ですが、時間を要する。計画案は平成20年度ということで、昨日の斉藤陽一良議員の代表質問だったと思いますが、実施時期は22年度が最善かどうかはこれから検討していくということでしたが、先ほどの答弁からはかりますと、説明にこれだけ2年から3年かけると、そういうことでよろしいのですか。意見聴取ですね。

それから、中間報告や市民意見を聞く問題として、一例を挙げますけれども、沖縄県那覇市の取組なのですが、適正配置問題を審議会に諮問して、審議会は広く公開することを原則として、市内の各公民館で審議会を開催し、そこで参加者から意見要望を聞いております。さらに、五つのブロックに分けて分科会を2回行い、市内全小中学校の保護者へのアンケートを実施して広く意見要望を聞いています。あわせて24回の会議を開き、答申を行っております。

小樽市の場合は、会議は11回ですね。しかも、保護者には中間報告そのものの資料は配っておりません。先ほど周知方法に問題はないというふうにおっしゃいましたけれども、どのように周知したかという、この保護者の皆様へという、こういうのをいただきましたけれども、これには中間報告は市役所やサービスセンターなどに置いてあるから意見を出してくださいというものです。本人、保護者自身のもとには、そのものが行っていないわけです。これは非常に不親切であり、一方的だと思います。保護者全員に配布して、アンケートをもらう。このくらいしてもよかったのではないかと思います。こういうことで十分な民意が反映されていない。不十分さがあると思いますが、この点についていかがですか。

それから、学級規模、保護者や地域の皆さんの意見を聞くということで、共通理解をしてもらうということを先ほど答弁していただきましたけれども、それは当然だと思うのですが、現在寄せられている特に複式が多いのですけれども、保護者や地域の存続要望が強い学校を、廃校の対象とするのかしないのか、その辺はどうですか。

それから、学級規模に関してなのですが、12学級から18学級までが適正の規模、こういうふう一般的に言われています。法律、それから規則でもそういうふうに書かれておりますけれども、なぜこのような数字になったか、その歴史的な背景を見ますと、これは1953年から55年にかけて大規模な市町村合併が行われて、全国で1万あった自治体が3,000まで減少しました。国は市町村合併によって行財政の合理化を目指すことを名目に、地域の大规模な再編成を行ったのです。このことに伴って、中央教

育審議会は学校統廃合の基本方針と基準の答申を出して、それに基づいて文部事務次官通達、公立小中学校の統合方策についてにおける望ましい学校の基準、12から18学級というものが出され、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートルを限度とするとしました。これを受けて、1958年に学校教育法施行規則で12から18学級が標準とされたものです。つまり、この適正規模というのは、子供の実態や教育学的な見地からのものではなく、自治体の効率性から導き出された数字だと思えます。小規模校は人間関係が固定されるだとか、社会性が身につけにくいなど、全国どこでも判を押したように同じことを言っておりますけれども、複式を含む小規模校の保護者、地域住民は、そうではなくてよい教育が行われていると言っているのですから、こうした実践から学んで、この12から18学級にこだわらず、保護者や地域の意見を尊重して、複式だから廃校する、これは強行しないようにぜひお願いしたいと思います。この点はいかがでしょうか。

それから、学級規模なのですけれども、現状の人数を維持したいということですが、少ないところもありますし、いつも私は資料を見て思うのですけれども、特に緑小学校です。ここはいつも40人学級があるのです。現状といえますと、やはり40人学級が基本ですから、これは40人でいくのか、あるいは35人にするのか、30人にするのか、この辺についてどうお考えでしょうか。

以上の点についてお伺いします。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 福祉灯油の関係でございますけれども、一つは国が市町村の自主的事業に対する特別交付税の措置という話で、一部の新聞報道で12月議会だという話が載っていましたが、確認しましたら、そういう限定はないということですので、いずれにしても早くしなければならぬと思っていますけれども、ただ、措置がどの程度されるのか。1割なのか、2割なのか、それをもう少し見定めたいというふうに思っています。したがって、そういったものを見ながら、我々としても支給範囲だとか、支給額の問題もありますので、そういったものを見ながら、早期に取り組みたいというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

最初に、今回の小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の位置づけでございますが、これまで多くの市民、また議員の皆さんから学校の適正配置のあり方についてたくさんの方の意見をいただくようにということでございましたので、私としてはこの在り方検討委員会に今後の小樽の教育のあり方について諮問したところでございます。その結果が、今回の答申になってきたものでございますから、この答申を私たちとしては十分踏まえながら、これからどういうふうな案をつくっていくかという、そういう押さえをまずしていただければと思います。

そういう前提に立ちまして、何点が答弁をさせていただきたいというふうに思います。

その一つは、平成22年度からというのはたくさんの方の意見を聞いて延びる可能性もあるのかという御意見でございましたが、それも一つでございます。また、何度か話してございますが、学校の耐震化でありますとか、大規模改修ですとか、もろもろの要素がございますので、そういうのも全部ひっくるめまして、今半年から1年近く作業が遅れてございますので、それも含めまして22年度スタートをどうするかというも含めて、これから教育委員会で検討して、また議員の皆さんや市民に公表してまいり

たいというふうに考えてございます。

次に、学級規模ですとか、学校の定数等の教室の数等についてでございますが、冒頭に触れましたように、今回の検討委員会で望ましい姿を提示していただきましたので、それらも踏まえまして、教育委員会としての思いを案の中に入れていく予定でございます。また、小規模校、複式校につきましても、市民の皆さんの声ですとか、審議会、検討委員会の意見も含めまして、教育委員会としてどういうふうにしていくかというので、今後、案の段階でまた皆さんから貴重な御意見をいただいてまいりたいと思います。

残りにつきましては、教育部長の方から答弁いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育部長。

**教育部長(山岸康治)** 中間報告の配布といいましょうか、周知の方法でございますけれども、全家庭に配るという方法もあるかと思えますけれども、とりあえず先ほど答弁しましたとおり、各家庭、保護者、子供がいる家庭について学校を通して周知文を全部送らせていただいて、そこにも書いてございますとおり、各学校に部数を多く用意してございます。それから、各PTAの方にも部数をそれぞれ、例えば単位PTAに5部ですとか、各学校には教員の数にもよりますけれども、ある程度規模に応じてそれぞれ一定の数を配布させていただいたり、それから各サービスセンターですとか、あるいは保育所ですとか、あらゆるところにそういう形で配布させていただいていますし、そういうチラシを見ていただいて、私どものほうに御連絡いただければ、当然そういうものもお配りするという形で進めておりますので、そういう部分で十分行き渡っているといいましょうか、というふうに思っているわけでございます。

それから、審議会、沖縄の例を挙げてお話しいたしましたが、全国で今いろいろな形でこの適正配置が取り組まれているわけでございますけれども、そのやり方も地域によって非常に違いがございます。そういう意味で、審議会の役割あるいは私どものような委員会での役割、どこまでそこをお願いをするかというようなこともございますが、いずれにいたしましても、十分市民の方々の御意見を聞くということが一番大きなところでございますので、そういう立場で私どもこれからも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 答弁漏れが一つございましたので、答弁いたします。

1学級の定数について御質問がございましたが、国の動向もございまして、人数については現段階では何人という確定は教育委員会としてもまだ検討はしてございませんので、それも含めまして、案を出すときに提示してまいりたいというふうに考えてございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

**20番(新谷とし議員)** 再々質問を行います。

市長に、しつこいようですけれども、福祉灯油のことなのですが、国の動向を見たいということですが、ちょっとわかりませんが、新聞報道では、財政的負担が増えるので二の足を踏む自治体もある、こんなふうに報道されておりましたけれども、国のこの支援が少なくても、それに上乗せしてやるかどうか、ぜひやっていただきたい。そして、いろいろなあらゆる手だてを講じて実施していただきたい。このことをお願いしますが、この点についていかがでしょうか。

それから、教育委員会にですけれども、複式の学校は廃校するののかということについて答弁がなかったと思うのですが、どうですか。

複式学級をなくしていくということと、それから複式の学校を廃校するということはまた違うことだと思うのですが、この意見要望としては、残してほしいということがあるわけですが、この複式校は廃校にするのですか、しないのですか。この辺についてお答えください。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 実施する方向で検討するという事で何回も申し上げておりますし、問題はただ国の財政措置が、満額来るのか、5割来るのか、それがまるっきり見えませんから、そういったものの情報も収集しながら、早期に決めたいと、そういうことでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど冒頭にも申しましたように、答申を受けまして、小樽市教育委員会として小規模校並びに複式校をどういうふうにするべきかという検討を今これからするところでございますので、現段階で複式校をどういうふうにするという回答はお待ちいただければというふうに思っております。

**議長（見楚谷登志）** 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

**休憩 午後 2時26分**

**再開 午後 2時50分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

**19番（佐々木勝利議員）** 初めに、財政問題と「決算カード」、小樽版財政白書づくりについて伺います。

普通会計決算カードの本市の2006年度決算によりますと、歳入総額が620億2,006万6,000円、歳出総額が632億403万6,000円となり、実質単年度収支が2億2,470万4,000円の黒字となりましたが、実質収支は11億8,401万円の赤字となりました。累積赤字を抱え、3年連続の赤字決算となりました。

そこで伺います。

赤字の決算となったその要因について詳しく御説明願います。

次に、本年6月に成立したいわゆる地方公共団体財政健全化法で導入される実質赤字比率や連結実質赤字比率など、四つの財政指標は、2008年度決算から適用されることになりました。これまでの財政再建団体は、普通会計の赤字額のみ一つの指標を基準に判断がなされていましたが、今回の新たな財政健全化法はこの四つの指標を基準にこれまでの財政再建団体に当たる財政再生団体、その前段の早期健全化団体を設定しております。この四つの指標の基準については先日公表されました。

そこで伺いますが、本市の2006年度の決算で試算すると、どのような状況にあるのか、やや流動的なこともあるというふうに聞いておりますが、お示しください。

また、その指数をどう分析されているのか、御見解をお聞かせください。

次に、3年連続の赤字決算、実質公債費比率も起債許可団体の基準の18パーセント以上ということであり、非常に厳しい財政状況にあることは現実であります。3月に財政再建推進プラン実施計画の取組をさらに進めた財政健全化計画を策定し実施している中、新たな財政健全化法が2008年度の決算から適用されることとなりますが、今後この決算を踏まえてどのような考え方で2008年度の予算編成をしていくつもりなのか、御見解を伺います。

次に、普通会計決算カードについて伺います。

普通会計決算カードは、普通会計の歳入内訳や性質別と目的別の歳出の内訳、各種財政指数、病院事業や水道事業などの公営企業、国保事業や老人保健事業などの特別会計の収支額や市税の徴収率などが掲載され、市の財政全体が集約されており、内容を知る、そしてそれを活用することによって、市民が市の財布の中身を詳しく知るツール、手段となることが考えられます。これまで当初予算や決算は、その都度予算書や、また予算説明書、決算書やその決算説明書、財政の概要などの資料が作成されるとともに、広報おたるにもその概要が掲載されますが、必ずしも市民にはわかりやすいものになっているとは思えません。

そこで、決算資料、それから決算カードなどを基に、市民にわかりやすい小樽市版の財政白書が必要ではないかと考えます。イメージとしては、市はこれまでも出前講座の資料をつくって出しておりますのでそれなども、一つの参考にはなるのではないかというふうに思っております。

そこでお伺いします。

この作成に取り組む考え方についてお聞かせください。

次に、外国人観光客の現状と今後について伺います。

平成19年度上期の小樽市観光入込客数の概要が示されました。それによりますと、観光入込客数全体について道内客、日帰り客が大幅に減少し、前年を大きく下回る結果となりました。そのような中、微々ではありますが、外国人宿泊客数が昨年に比べて168人増の1万7,981人、延べ人数においても1,534人増の2万716人と伸ばしたということがわかりました。

そこで伺います。

外国人宿泊客数の内訳を含めて、その実績についてお示してください。

北海道を訪れる台湾からの観光客がこの5年間で倍増し、今では外国人観光客の半数を占める最大のお客様になったと道の発表からもなっています。実数については調べるのが難しい面もあるのかもしれませんが、そういう結果になっているということでもあります。中身を見ますと、人気の源は北海道の気候や自然、それから食べ物にあると考えます。また、新しい動きとして、今年9月からは道路交通法の改正によりまして、台湾の免許があれば車を運転できるようになったということが大きな部分にあるのではないかと、そのことによってレンタカーの利用が増えてきたと、そういうこともあわせて観光客増につながった、そういうようなことも考えられると思います。

そこで伺います。

小樽市の台湾へのこれまでの観光誘致の施策と今後の取組についてお考えを示してください。

また、外国人観光客の勧誘作戦についてできるだけ詳しくお聞かせください。

次は、「子ども議会」の開催についてです。

このことについては、今年の第3回定例会の総務常任委員会において一定の議論をさせていただきました。新しい総合計画の策定にかかわって地域懇談会、市民意向のアンケート調査など、政策決定における市民参加をどのように進めていくかについて議論いたしました。その中で私は、子供は将来のまちづくりには欠かせない協働のパートナーと考えている立場から、子供の意見や考えを出し合う場、その

必要性を考えて、この機会に「子ども議会」の開催を提案いたしました。そのときの議論では、市長から子供の目から見て小樽市をどうしていくのか、そのような部分についての意見を聞くのは大切だという観点から、関係者と具体化に向けて協議をしていると。そして、子供の意見を総合計画に反映していく考えを表明しました。

そこで伺います。

その後の経過と取組について御説明をお願いいたします。

今日は昼から市内の小学校1校が学習の一環として傍聴に来ていました。子供は見ています。関心が高まっています。

そこで、「児童の権利に関する条約」、いわゆる子どもの権利条約に定める、児童が自己の表現を表明する権利を確保するために、これまで実施してきた「子ども会議」を子供たちに議会の仕事や仕組みなどを理解してもらうためにも、本会議場を使った「子ども議会」として開催することを提案しますが、市長の御見解を伺います。

最後に、学校現場の実情と改善策について伺います。

今、学校現場は多忙な毎日の中であって、子供たちからも教職員からも元気の源であるゆとりが消失しています。学校が子供たちに学ぶ楽しさを体感させ、将来展望を描ける力を養う場所になっているのだろうか。十分とは言えない教育環境の中で、子供たちの学習意欲の減退、目標の喪失感という危機的な状況が現場では語られています。学校が学校として機能していくためには、豊かな教育環境の下でこれまで積み上げてきた教育活動の豊富な実践と蓄積を最大限に生かせる環境が必要と考えます。しかし、今日、政治主導の市場原理の手法で競争と効率を求める教育改革が推し進められ、地域間格差、教育格差が拡大しているのではないのでしょうか。

そこで、小樽の学校現場の現実を検証、点検する観点から、大きく4項目に絞って項目ごとに何点が伺います。

最初は、今、学校現場が求めているものは何かについてです。学校の教育計画である教育課程の編成の問題です。教育課程の編成は、学校で行われます。

そこで伺いますが、教育実践の内容や方法に関しては、その実践に当たる教職員の判断と選択が尊重されるべきではないかと考えます。いかがですか。

二つ目は、教育委員会の果たす役割です。子供自身が多くの経験によって、主体的に学習する意欲を高めるために、時間的、空間的、精神的など、さまざまなゆとりが必要です。教育行政はそのための教育条件整備を行うべきと考えます。そして、教育委員会の任務は一義的には学校をつくり、教職員を配置し、必要な予算を整えることが大切であって、学校の教職員を鑄型にはめ、い縮させることのない対応が求められていると思います。ですから、学校に対しては行きすぎた関与や指導はあってはなりません。真に学校から信頼される教育行政の推進こそが大切であると考えます。御見解を伺います。

次の項、二つ目は、教職員の超過勤務多忙化の実態です。

教職員の職務は多忙化の一途であり、心身ともに疲弊した教職員が多いこと、事実2006年の文部科学省の教員勤務実態調査の休日勤務まで含めると、小学校、中学校では、1か月当たり40時間を超える学校での残業と20時間を超える自宅への持ち帰り仕事があることが明らかになりました。このような超過勤務の実態は、今年9月27日の札幌高裁判決でも認定されました。このような実態の放置は、行き届いたきめ細かな教育実践を奪い、直接的に子供の学習権を侵害することにつながり、早急に解決、解消されなければならない問題と受け止めています。

そこで伺います。

小樽市立学校での教職員の超過勤務の実態についてどのように把握しているか。早急な超過勤務解消のための具体策についてどのように考えているか、お聞かせください。

次の項、三つ目は、教育条件整備、教育予算に関連してです。

まず、修学旅行の引率教員旅費について、かつては旅費として支給されていた施設入場料や拝観料を、今はみずからの引率旅費から支払っているのが実態と聞きます。道立学校においては、その部分は既に別個に予算措置済みとなっています。

そこで伺いますが、この経費については昨年12月、道教委より予算措置についての特段の配慮を求める通知が出されていると聞きますが、この取扱いと今後の対策についてお聞かせください。

次に、学校図書館の図書整備についてです。

学級規模により整備すべき図書数の標準は、文部科学省から図書館図書標準として示されています。それによりますと、18学級規模の小学校では、1万360冊となっています。一番新しい市の平成19年3月末の押さえでは、小樽市内の小中学校でのこの学校図書館図書標準を達しているのは、小学校2校、中学校5校となったというふうに聞きますが、状況はお寒い限りではないでしょうか。

そして、ここには私の方で持っている北海道教職員組合の2007年度版の教育費実態調査報告書によって、以下質問していきます。

図書費の予算措置状況、地方交付税での措置で見ますと、小樽市の図書購入費は、児童・生徒1人当たり751円となっており、全道平均を大きく下回る下位グループであり、図書整備に力を入れていないのではないかと見られがちです。今後どのように整備していく考えなのか、伺います。

次に、全道自治体予算に占める教育費の現状を見ますと、小樽市の学校建築費を除く教育費の割合は、3.3パーセント、2007年の調べです。下位の6番目、昨年度は3パーセントで下位の5番目と低い調査結果となっております。子供を抱えている市民が暮らしてよかったと思えるまちづくりのためにも、さらなる予算措置を求めますが、いかがでしょうか。

また、保護者負担の実態を調べてみますと、学校徴収金調査では2006年度児童・生徒1人当たりの年額で小学校が1年生46,127円、2年生4万3,931円、3年生4万6,413円、4年生4万7,548円、5年生で5万1,487円、6年生は6万7,351円。中学生になりますと、1年生7万2,415円、2年生7万6,614円、3年生になりますと、12万772円という状況であります。これを見ますと、保護者負担が多いのが明らかであります。しかも、ここで問題なのは、授業で使用する個人の教材を購入しても、代金が集まらないという状況が生まれます。このような場合、担任が自費で負担しているという状況もあることを報告しておきたいというふうに思います。保護者負担軽減を図る手だては考えられないものか、お伺いします。

次に、教室の暖房状況についてですが、現にインフルエンザが流行の中、寒さに震えている状況が見られ、中にはジャンパー、オーバーを着ての授業もあると聞きますが、このような状況に対して、市教委はどのような対応をしているのか。言うまでもなく、子供は国の宝です。寒さに震えることのないよう、学校環境整備の方策をお聞かせください。

次に、教職員の駐車料金の問題です。

こんな言葉が聞かれます。チョークや黒板消しの購入にも自腹を切れというのと同じ状態になるのではないかという声もある中で、道内には例を見ない教育現場でも駐車使用料を徴収していますが、導入の理由の一つとして、財政再建もあると承知しています。しかし、本来は私は徴収すべきではないと考えています。徴収するにしても、この収入を特定財源として教育環境整備に充てるべきと考えますが、御見解を求めます。

最後の項、四つ目の部分は、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストについてです。

私は、真の学力とは文部科学省が進めるテストによる受験学力ではなく、生徒の生活、社会で使える力と認識しています。今年実施された全国学力調査は、いろいろな問題点が懸念される中で実施されました。この調査の問題点や懸念されることについては、事前に提起しておきましたが、改めて一つは費用対効果の問題です。77億円をかけてしつ皆調査をする必要があったのかどうか。それでも実施したわけですが、これからはその分があれば急がれる教育上の整備に充てるべきでなかったのか。また、競争序列化につながる懸念です。点数を上げるための人権侵害や不正行為が、現に広島県や足立区で表面化いたしました。また、個人情報保護の問題です。全国の子供のさまざまな個人情報が民間に集まるという仕組みと仕掛けです。個人のプライバシーの問題が出ております。そして、学校教育がゆがめられている懸念です。学校は教育課程の変更を余儀なくされたり、教育の評価が点数学力に特化されることになるということです。

そこで伺いますが、実例として愛知県犬山市は、市独自の判断でこの調査に不参加を表明しました。小樽市も今後のこの調査への参加については、十分慎重に協議して判断すべきと考えるところですが、いかがですか。

また、市独自の学習到達度調査についても現場に混乱と不安を招いたこともあり、今後は実施すべきではないと考えますが、御見解を求めます。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についての御質問でありますけれども、まず平成18年度の赤字決算の要因についてありますが、当初予算では退職者の不補充や職員給与費のさらなる削減による人件費の抑制のほか、委託業務の見直しによる管理経費の圧縮など、歳出面の削減に努めたものの、なお財源に不足を来すこととなり、企業会計や基金からの借入れなどにより、収支を均衡させるという大変厳しい状況でありました。加えて年度途中で平成17年度決算の確定に伴い、累積赤字約14億900万円を引き継ぐこととなったため、徹底的な経費の節減と事務の効率化に取り組んだほか、遊休資産の売却や退職手当債の導入などを行い、単年度の収支で約2億2,000万円の改善を図ったところでありますが、前年度からの累積赤字の影響額が大変に大きく、結果として3年連続の赤字決算となったところであります。

次に、いわゆる地方財政健全化法の各指標についてでありますけれども、現時点で総務省から示されている内容を基に平成18年度決算数値で試算しますと、実質赤字比率が3.7パーセント、連結実質赤字比率が18.1パーセント、実質公債費比率が20.2パーセントとなり、連結実質赤字比率が今回公表された早期健全化団体の基準に該当いたします。また、将来負担比率は算定方法の詳細が示されていないことから、現時点ではまだ試算しておりません。

次に、その分析であります。今回の資産では連結赤字が早期健全化基準に該当することとなり、今後は予算編成段階から従来に増して企業会計などを含めた広範な角度からの収支の検討が必要と考えておりますが、いずれにいたしましても、今後とも赤字の解消と財政の健全化を最優先課題として全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算編成であります。基本的には今後とも財政再建を最優先課題として、総人件費の抑制、組織・機構のスリム化、民間と行政の役割分担の見直しなどを行いながら、その一方で現在の



市民サービスを可能な限り守り、また安定した市民サービスが提供できるよう、最大限努力してまいりたいと考えております。来年度の予算編成につきましては、現時点でまだ具体的な施策の選択には入っておりませんが、まずは歳入の動向をしっかりと見極めた上で、施策の緊急性や優先度を十分議論をし、財政再建路線の枠の中で最大限の工夫に努めながら、編成作業に当たってまいりたいと考えております。

次に、小樽版財政白書の作成というお話でございますが、これまでも本市の財政状況につきましては、予算や決算の内容を含め、その都度広報おたるなどで、できるだけ市民の皆さんにわかりやすい公表に努めるとともに、他都市の財政指標との比較がわかるような資料につきましても、インターネットを通じて公表してきております。今後とも市民への説明責任はますます重要になると認識しておりますが、今回成立いたしましたいわゆる地方財政健全化法によりますと、今後、早期健全化等に該当する団体は、その健全化計画などの実施状況を決算の内容とともに住民に公表していくこととなっております。現時点ではまだ詳細は不明であります。いずれにいたしましても、これまでと違った形での財務状況の開示が求められてくるものと思われまので、今後それらの様式などが示された段階で、御提言の趣旨も踏まえて決算関係資料の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客についての御質問であります。初めに外国人宿泊客の実績であります。本市が統計を取り始めた平成9年度と18年度の比較で申し上げますと、年間の宿泊延べ数は平成9年度で2,911人に対し、平成18年度は4万3,110人で約15倍に増加しています。国別の比較では、台湾が150人から1万3,847人の92.3倍に、香港が74人から1万2,689人の171.5倍に、韓国が190人から9,122人の48倍に、中国が184人から1,226人の6.7倍に、ロシア人が1,038人から2,057人の2倍に、その他が1,275人から4,169人の3.3倍に、それぞれ増加しております。

次に、台湾観光客の誘致策でありますけれども、小樽側からの誘致活動としましては、平成11年度に小樽観光誘致促進協議会が本市初の海外キャンペーンとして第10回海外旅遊博覧会・台湾に出店したのをはじめ、翌平成12年度には第8回台北国際旅行博に参加するとともに、平成17年度には本市単独のプロモーション、小樽観光キャンペーンin台湾を実施し、いずれも好評を得たところであります。今年度は小樽観光協会が既に本日から16日まで第15回台北国際旅行博に参加し、小樽の魅力をPRしております。

次に、台湾からの取材等については、平成17年度の北海道ロケ地めぐりツアー・台湾エージェンツ招へい事業への参加をはじめ、台湾の雑誌や新聞社等への取材協力、台湾行政機関の視察への対応などを行ってまいりました。今後につきましては、台湾からの宿泊客数が頭打ちの傾向にあることから、小樽観光協会と一体となって、各種旅行博覧会や大手エージェンツの招へい事業への参加など、効果的な台湾からの観光客誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の外国人観光客の誘致策であります。本市としましては、北海道や小樽への関心の高い台湾や香港、韓国、中国など、東アジア圏を中心としたプロモーション活動を重点的に行うことが効果的であると考えております。そのため、これらの国々の旅行者の動向を注視しながら、国際観光振興機構がビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として行うエージェンツ商談会や訪日教育旅行関係者招へい事業などに参加するとともに、海外への小樽観光物産展などを通じて、小樽観光の魅力を広くPRしてまいりたいと考えております。

次に、「子ども議会」についての御質問でありますけれども、初めに子供の意見聴取に当たった経過と取組であります。新しい総合計画の策定に当たっては、将来の小樽を担う世代の意見に耳を傾け、計画に反映させていくことも大変重要であると考えております。毎年開催している「おたる子ども会議」の中で、今回は私たちが望む未来の小樽をテーマに、「10年後の小樽がどのようなまちであつたらよい

か、あるいは小樽をこんなまちにしてほしい、してみたい」などの意見を聞いたところであります。会議には市内の中学校14校の生徒会から28人の生徒に参加いただき、「ごみのポイ捨てを減らすために小樽市全体で協力が必要である」「きれいなまち小樽を目指してほしい」との意見、また「体の不自由な人たちやお年寄りが安心して安全に暮らせるまちになってほしい」、さらに「小樽に働く場所を増やし、小樽で働いていてよかったと思えるようなまちになってほしい」など多くの発言があり、いずれもこれからの小樽のまちづくりにとって大切な話でありますので、計画づくりに役立てていきたいと考えております。

次に、「子ども議会」についてであります。小樽市においては、これまで「子どもの権利条約」に定める、児童が自己の意見を自由に表明する権利を確保するため、毎年度応募による児童の自由な意見発表の場として、学校関係者や保護者、子供たちを加えながら、「おたる子ども議会」を開催してきているところであります。御提言の「子ども議会」につきましては、将来を担う子供たちに自由に自己の意見を表明する場として現在開催している「おたる子ども議会」は、条約の趣旨に合っているものではないかと考えているところであります。なお、場所につきましては、議場の使用も含めまして検討してまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育実践の内容や方法についてであります。学校教育においては、全国的に一定の水準を確保し、全国どこの学校においても、同じ水準の教育を受ける機会を国民に保障することが要請されます。このため、国において教育課程の基準として、学習指導要領を定めております。このことから、学校における教育活動は、法令に従って行うことが原則であり、学校に認められる裁量もその中で進められることとなります。しかしながら、学習指導要領は各教科等の目標や内容を簡潔に示したものであり、学校や地域の実態に応じて指導計画をどのように策定するか、児童・生徒一人一人の能力と適性に応じた指導をいかに進めていくかについては、校長を中心にした各学校の創意工夫にかかっております。

次に、学校に対する指導についてであります。教育委員会の任務は法令に示されていますとおり、教職員の任免、服務監督などの人的管理や校舎設備の維持・保管などの物的管理のみならず、教育課程や学習指導など、学校の教育活動についての運営管理など、学校の設置目的を達成するために必要な一切の行為を指します。小樽の子供たちの健やかな成長を目指して、まず法令に基づいて各学校の教育課程を編成・実施するよう、指導・助言することは教育委員会の責務であります。指導・助言の下、どのような学校運営を行うかは、学校の責任者である校長の判断にゆだねられており、学校の主体性は尊重されております。本年度、市教委指導室に学校経営や校内研究などについて相談に来られた校長、教頭は、これまで延べ450名を数え、また一般の教員も延べ20名ほど訪れております。指導室と協同体制で校内研究を推進し、公開研究を実施するなど、一体となって授業の改善に取り組む学校も増えております。教育委員会と学校は一体のものであり、それぞれの機能と役割を十分生かして、市民の負託にこたえ、信頼される学校運営を行うよう努めていかなければならないと考えております。

次に、教職員の超過勤務についてですが、市内の実態については把握しておりません。文部科学省が行っている教員勤務実態調査では、平成18年7月、4週間の全国の勤務実態として、勤務日では1日当たりの平均残業時間が2時間9分、持ち帰り時間が35分、休日では1日当たりの平均残業時間が1時間12分、持ち帰り時間が2時間1分との調査結果を示しております。時間外勤務・業務の縮減は、教職員の健康及び福祉の増進の面からいっても極めて重要であり、これまで北海道教育委員会も時間外縮減推

進委員会を設置するなどして、その取組を進めているところであり、小樽市においても同様に勤務時間内で効率的な仕事がなされるよう、指導してまいります。

次に、修学旅行の引率教員旅費についてであります。旅費は給与負担法により、北海道の負担となっており、従前は入館料等もこの中に含まれておりました。しかし、平成16年度から、これらの経費が旅費から除かれ、その際それぞれの学校設置者で予算措置するよう要請されたところであります。全道の状況を見ましても、大半が予算措置されておらず、今の財政状況からも市町村負担は難しいため、引き続き道教委に対し、要望していきたいと考えております。

次に、学校図書館の整備についてであります。各小中学校におきましては、毎年一定額の新しい本を購入するなどしながら、その整備に努めているところであります。寄贈の多い一部の小中学校を除き、国が示す学校規模に応じた学校図書標準までには至っておりませんが、蔵書数は年々増加しており、標準冊数に近づきつつあります。今後も厳しい財政状況にありますが、児童・生徒が学校図書館を有効に活用できるよう、可能な限り図書の充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、教育費予算についてであります。一般会計に占める教育費の割合は、道内主要都市の中で小樽は確かに高くはありませんが、平成19年度の本市の当初予算で見ますと、一般会計全体が前年度に比べて90.8パーセントと大幅な減少となっており、教育費については99.9パーセントと、ほぼ前年度並みの予算を計上しているところであります。今後も引き続き、各事業ごとにメリハリのある予算計上に努めるとともに、市民から暮らしてよかったと思えるまちづくりに向け、効率的な予算執行に努力してまいりたいと考えております。

次に、教材費の保護者負担の軽減についてであります。個人が購入する教材については、各学校において特色ある教育活動を進める上からも、使用頻度を考えながら、必要最小限の範囲内にとどめ、保護者から費用を負担していただいているところであります。今後、学校で備品として使用する教材についても、学校間で相互に融通し合うなどしながら、個人の負担が極力軽減されるよう指導してまいります。

次に、教室の暖房についてであります。校舎の老朽化も考慮しながら、これまでも児童・生徒の教育活動に支障が出ないよう、室温を一定にしたり、暖房器具の更新など、配慮してまいりました。御心配されているボイラーやストーブなど暖房設備の故障など、学校から報告があった場合には、速やかに調査し、解消に努めるようにしており、今後も支障が出ないよう、子供たちの健康に配慮した対応をしてまいりたいと考えております。

次に、駐車料金収入の特定財源化についてであります。駐車場の有料化については、小樽市の財政健全化や公有財産の適正管理などを目的として、本年7月から導入したところであります。学校関係者の利用者から、その料金を教育環境の整備に充当していただきたいとの要望があることも十分承知しております。本年度につきましては、環境整備充実に向け、情報通信ネットワーク整備事業費を補正予算計上したところであり、今後とも必要性、緊急性を見極め、市長部局に伝えてまいります。

最後に、全国学力・学習状況調査についてであります。本調査は学校のランクづけや順位を争うことが本来の目的ではなく、教育委員会や学校が全国的な状況との関係において、みずからの教育活動の成果と課題を把握し、その改善を図ることを大きな目的としているものであります。本市におきましては、この調査があおばとプランで示している学習状況の把握と指導の改善の観点と重なるものであり、本市の子供たちにとってわかりやすく理解のできる授業を目指す貴重な資料となるものと受け止めております。また、平成18年度に実施した学習到達度調査では、学習指導要領の拘束性を強めること、学校の序列化につながることで、学校間や子供同士の競争が激化することなどの理由や懸念から、調査業務に

対する非協力的な場面もありましたが、議員の御指摘にある混乱を招くようなことはなかったものと認識しております。なお、あおばとプランに示している学習到達度調査は、来年度も4月22日、全国学力・学習状況調査を予定していることから、小樽市独自のものは考えておりません。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 1点だけに絞って、細かいことは委員会の方で質問したいと思います。

先ほど教育長の方で父母負担軽減にかかわって、融通し合うものは融通して、できるだけ個人負担を少なくしていきたいと、こういうことですが、各学校で融通し合うものとは、例えば私の方で経験なのだけでも、今けん盤ハーモニカやピアノとか、個人で必要なものというのは使い回しできないものがあるわけです。だから、そういうふうにしても個人で持たなければならぬ部分というのは、使い回しをしていくのではなくて、必要なものは学校の教材費の補充という部分に向けるというのは、それは話はわかります。その辺のところをもう少し、学校回しと個人負担を軽減するところがちよっとわからないので、そこを説明してください。

**議長(見楚谷登志)** 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 教育長。

**教育長(菊 讓)** 再質問にお答えいたします。

今、議員のおっしゃったそのような教材につきましては、個人使用でありますので、そういうのを回してという、そういう考えではなくて、あくまでも私が先ほど申し上げましたのは、各学校の特色を生かしながら、必要最低限のもので父母負担を極力抑えていきたいというのが私たちの思いでございますし、また学校もその努力をさせていただいていると思います。なお、後段に言いました学校で備品として使用する教材ということにつきましては、例えばプロジェクターですとか、そういう高額のものでございます。そういうものにつきましては、各学校でそれぞれ備えとなりますと、41校でございますので、膨大な費用になりますので、そういう備品教材につきましては、それぞれ使う時期等ローテーションを組みながらというふうを考えているところでございます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 19番、佐々木勝利議員。

**19番(佐々木勝利議員)** 本来であれば、全体にかかわって再質問したいという点がありますけれども、細かい点になりますので、委員会の方に譲りたいと思います。

**議長(見楚谷登志)** 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 3番、鈴木喜明議員。

(3番 鈴木喜明議員登壇)(拍手)

**3番(鈴木喜明議員)** 平成19年第4回定例会において一般質問をさせていただきます。

先般11月29日、町会長と市の定例連絡会議の中で、新市立病院の移転新築の基本計画を一時中断すること、今後の総務省の公立病院改革ガイドラインや地方交付税の行方を見定めた上でできるだけ早い再開を目指しているとのコメントが発表されました。我々市議会議員には、先立つこと11月12日の市立病院調査特別委員会の中で正式に同様のコメントをいただきました。

新市立病院の移転新築につきましては、当選以来、市側の丁寧な熱意に満ちた説明と小樽、後志を取り巻く医療事情にかんがみて、その必要性につきましては理解しております。また、統合を速やかに行

うことで、財政効果も期待するところです。

しかし、このたび本市としては新病院の土地購入に係る起債の申請手続を新年度に見送り、情勢を見極めるという手順をとりました。このことは冷静に状況を判断したと評価される一方で、病院建設は当然行われるであろうとする市民の皆様には大変不安を与えたことは否めません。

ここで11月12日に発表された総務省の公立病院改革ガイドライン案を見ますと、第2章、公立病院改革プランの策定の項目の経営の効率化、経営形態の見直し、第3章、公立病院改革プランの実施状況の点検、評価、公表の項目では、遅くとも2年後の時点で数値目標の達成が困難と認められたときには、プランを全面改訂、第4章、財政支援措置については別途検討し、年末までに決定と一段とハードルが高く設定された感があります。

私の市民からの聞き取りの中で、今一番憂いておりますのが、小樽市を取り巻く医療事情、まさにこの新市立病院建設問題と市の財政問題であります。山田市長並びに関係各位には、このたび示されました不良債務解消計画を確実に実施していただきたいと思いますが、今後の新病院の建設業務再開の見通しと一般会計との関連性も含め、お示ください。

また、蛇足と言われるかもしれませんが、限られた時間の中で起債の許可が数パーセントでも危ぶまれる今、本市の担当部署の中にプロジェクトチームをつくり、状況の変化に速やかに対処できるよう手配しておくべきではないでしょうか。ちまたで言われる後退的措置ではなく、あくまでも前向きな姿勢の中で危機管理の一環として結局は使わずに済んだ、そこまで市は考えていると市民の安心感も広がると考えますが、御所見をお伺いいたします。

次の質問ですが、11月30日に今年度上期4月から9月の観光入込客数が昨年度より35万人少ない1404万人になったとの発表がありました。旭川市に抜かれ、道内3位になったとのこと。小樽経済のけん引的産業としての観光産業の低迷は、これからの小樽市の展望の要素としては大変憂うべき事態であります。特にこれから小樽で就職を望む若者の不安感は、はかり知れないものがあります。

ここでお願いですが、観光産業へのご入力は大いに望みますが、今、本市の経済部、港湾部が企画、実行しております小樽港を利用した東アジア全般に対するアプローチをより一層、予算措置も含め進めていただきたい。ぜひとも小樽市民が活路を見いだせる主幹産業の創設の足がかりをつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

新市立病院について御質問がございましたけれども、まず初めに新病院の建設業務再開の見通しであります。今年度予定しておりました建設用地の購入は、起債導入を前提に北海道へ不良債務解消計画を提出いたしました。今年度上半期の入院外来収益が計画を下回ったことから、収益の減収分につきましては、病院の経営努力と一般会計からの繰入金増額で補てんすることとしまして、不良債務解消計画の見直しを行い、北海道においてもその計画の実効性を見極めた上で起債許可の判断をすることとなっております。そのため、建設用地の購入は起債許可の可否が年度末になる状況では、手続的に間に合わないため、平成20年度に変更し、あわせて基本設計につきましても、平成19年度の業務を一時中断したところであります。これらの業務の再開に当たりましては、年内に示されます公立病院改革ガイドラ

インで策定が求められます経営改善のための計画が起債導入へどのような影響を与えるのか、さらには全国的に自治体病院の経営が悪化している中で、国の新たな経営健全化支援措置や平成20年度の地方交付税を含む地方財政対策を見定める必要があると考えております。いずれにいたしましても、今年度下半期の病院の入院外来収益の状況や国の動き、さらには年度末に予定されている医療機器購入に係る起債許可等の状況を総合的に踏まえての判断が必要であると考えておりました、できるだけ早い時期に再開のめどを立てて、引き続き病院の統合新築に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

次に、状況変化への対処ということでありませけれども、これだけ病院を取り巻く環境や小樽市全体を取り巻く情勢が目まぐるしく変化している中では、当然さまざまな状況を想定して対応していくことが必要なことと考えておりますし、行ってきているところであります。起債の問題に關しまして申し上げますと、今回医療機器の更新のための起債の申請をして判断を待っているところでありますが、仮に許可にならなかった場合においても、来年度以降の病院運営、また市全体の財政運営に起きましても、起債の導入は必要であります。そのためには、現在の不良債務はぜひとも解消していかなければなりませんので、今後も必要な手だてをとっていききたいと考えております。

また、現在の両市立病院につきましても、老朽化や非効率性から現状のまま継続していくことは困難でありますので、地域医療を守る上でも統合新築は避けて通れる問題ではありません。

また、病院問題についてのプロジェクトチームをつくるべきとの御提案であります。従前から私をトップにし、関係部局長で構成する病院問題検討会議を設置しておりました。取り組んでおりますけれども、今後も必要に応じ、随時開催をして現病院の収支の状況や医師確保を含めた医療を取り巻く情勢、さらには国の自治体病院に対する施策の動向など、状況の変化に対処していきたいと考えております。

次に、東アジアに対するアプローチの推進と主幹産業の創出ということでありませますが、市といたしましては、この間、港湾振興の観点から中国でのポートセールス事業を、また物産の販路拡大を通じた産業振興の観点からは、台湾や香港での東アジア・マーケットリサーチ事業を展開するとともに、ロシアについては情報収集を通じた市場調査を行っているところであります。私も10月には市場調査をかねて姉妹都市のナホトカとウラジオストクを、11月にはポートセールス事業で上海と大連を訪問し、来年1月には東アジア・マーケットリサーチ事業を推進するため、台湾を訪問したいと考えております。

こうした国や地域は、いずれも経済が好調で日本商品、特に道産品に対する評価が高まっており、一方、本市にとっては港湾や定期航路といった社会資本や食品加工、寒冷地技術などの地域資源を活用できるといったメリットがあることから、本市とのビジネス拡大の可能性を強く感じているところであります。今後も関係機関との連携を図り、市場調査や商談会への参加など、積極的に推進しながら、市内企業が海外との取引を行いやすい環境整備に努めるとともに、新たなビジネスや産業の創出によって市内経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 3番、鈴木喜明議員。

**3番(鈴木喜明議員)** それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの病院の件でございますけれども、そうしますと、直近で来ますのは、公立病院改革ガイドラインがまず正式に決まって、それから交付税措置が見えてからということによろしいのでしょうか。

それともう一点、東アジアについてですけれども、最終的に市長としてのお考え、この東アジアに対するアプローチが最終的にどういったものになればいいという何かプランがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

**市長（山田勝麿）** 病院問題ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、一つは年末に示されま  
す総務省からのガイドライン、これでどういう中身になるのか、現在素案しかありませんけれども、確  
定したものの、その中で特に言われております財政支援措置について総務省において別途検討して年末ま  
でに検討すると、ここのところが非常に重要でございまして、このあたりをよく見たいと思いますし、  
もう一つは来年度以降のいわゆる地方交付税がどうなっていくのか、これも年末に示されます地方財政  
対策、これがどのように示されるのか、一般会計との関係もありますから、そういったものも十分見極  
めて対応していきたいと、このように思っています。

それから、東アジア経済の関係で、これまでも民間の方々を中心にあってそれぞれ行っているわけ  
ですけれども、やはり市場としては最大のマーケットだというふうに思っております、ですから、今ま  
での定期コンテナ航路の2便化あるいはまた上海、香港や台湾での物産展、こういったことで小樽の商  
品に対する期待とありますが、こういったものが非常に高いわけですから、ぜひこれはもう1回きり  
では効果がありませんので、やはり何回も行って、小樽の商品をPRし、そして実際に試食をしま  
ったり、そういうことをしながら、小樽の商品に対する魅力とありますが、こんなものを感じていただ  
いて、どんどん販路を拡大していきたいと、こんなふうに思っているところであります。なお、1月にま  
た台湾へ、3回目になります東アジア経済研究会が行かれますので、それについても私としても行  
ってまいりたいと思いますし、特に10月には台中の彰化県の県長はじめ、議会の議長など大勢が小樽へ参  
りまして、非常に交流も深まりましたので、ぜひまたそういった皆さん方とも交流を深めながらのそ  
ういう販路拡大、そういったものを進めてまいりたいと、こう思っています。

**議長（見楚谷登志）** 鈴木議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

**13番（佐藤禎洋議員）** 今回初めて一般質問をさせていただきます。自由民主党新人の佐藤禎洋で  
す。山田市長を支え、市政を担う一人として、今後ますます職務を全うしたいと考えておりますので、  
よろしく願いいたします。

それでは、市長、教育長並びに関係理事者に質問させていただきます。

初めに、歯周疾患検診についてお伺いします。

平成15年度より健康増進法が施行され、健康増進法は健康日本21の法的基盤を整備して、市町村にお  
ける地方計画策定を推進するねらいがあります。健康保険法等改正とあわせて、医療保険改革関連法案  
としてということは、疾病予防と健康づくりを通じて、将来の医療費負担を軽減するための取組とし  
ても意味があるのです。結核にかわり脳卒中が死因の1位となったのは昭和26年、成人病対策が制定され  
たのが昭和32年、その翌年には脳卒中、がん、心臓病などの慢性疾患が死因の上位となりました。昭和  
55年には脳卒中、がん、心臓病だけで死因の6割を占めるに至りました。そして、平成8年には脳卒中、  
がん、心臓病などを生活習慣病と呼ぶことが決まりました。生活習慣の改善で予防可能であり、予防す  
ることで医療費の増加に歯止めをかける。そこからの健康日本21運動の展開の必要性であります。

一方、生活習慣病の医療費においては、厚生労働省の平成11年度国民医療費によると、歯科医療費と  
他生活習慣病の関連は、歯科疾患が2兆5,444億円で、がん、脳血管疾患等の生活習慣病よりも医療費が

かかっているということは、一般的には意外性があると思われませんが、いかに有病者が多い疾病であるかということが理解されます。

歯科領域での健康結果を評価するものの一つの基準は、残存歯数であると思います。予防歯科医療とはある面では歯の喪失の予防であり、もう一方ではそしゃく障害による健康障害の予防を意味します。北海道での歯の健康と医療費の関係を見てみると、70歳で自分の歯が20歯残っている人のことをいわゆる7020達成者と言いますが、7020達成者と比べて未達成者は平均して1.3倍、ほとんど歯のない人では1.6倍も医療費負担が多い結果が得られました。このことは継続的に受診して予防措置を含む適切な歯科医療を受けて歯の喪失を防ぐことが、全身の健康の維持増進に大いに寄与することを示しており、結論として歯科の予防措置が経済的に貢献していると主張できるものであります。

本年8月29日、福田政権で再び厚生労働大臣になった舩添大臣は、就任に当たっての専門誌記者クラブとの会見で、今後の医療制度では病気ではなく、予防をスローガンに改革を進める考えを示しました。平成20年度の医療制度改革への取組の発言の中で、「例えば介護にしても予防にも給付するようになってきた。予防的なものも保険で見られるような形にしていくことがいいと思う。保険で点数が何点というところまでは細かくないが、考え方としては、例えば虫歯になったら保険で見ることができると、虫歯になる前は見てくれないという発想を若干変えたい」と。

健康増進法第17条に位置づけられる健康増進事業の具体的な事業に歯周疾患検診があります。そのような中で、健康増進事業実施者歯科保健支援モデル事業や老人保健法に基づく歯周疾患検診などの国庫補助事業が有効に活用されるよう働きかけをし、その際、財政状況の厳しい中で国庫補助に対する自治体負担分が課題となる場合がありますが、健康増進に係る地方交付税の算定基礎の追加、いわゆるヘルスアッププランを自治体負担のねん出理由として有効に組み合わせたり、既存の事業を包括的に見直し、事業効果の低いもの、実態の現状に合わなくなっている事業などは思い切って整理することも既に検討されてきたことと思われまます。

現在小樽市では歯周疾患検診は行われておりませんが、多くの自治体では歯科医院を実施指定医療機関として、料金、受診対象者はさまざまな違いはありますが、実施されているのも事実であります。歯周疾患検診については、健康増進法に基づき、市町村の衛生担当部局が行う努力義務ではありますが、さきに述べたように、歯科の予防措置が将来の医療費負担を軽減するという観点からも、小樽市独自の歯周疾患検診として受益者負担、実施機関、受診対象者の検討も含めた上で実施していただきたい。このことについて市長の御見解をお聞かせください。

次に、平成21年度以降に予定されている公設青果地方卸売市場の民営化について質問いたします。

公設卸売市場は戦後の混乱の中、公共資本により全国的に整備され、食糧を配給するという、いわば供給側の主導でできた制度であります。卸売市場法は昭和44年に制定されましたが、内容は昭和12年の市場法とほとんど同じであります。約40年を経て流通機構は大きく変化しております。食品の安心・安全が常識となり、需要側である消費者主導型となり、卸売市場も大きく変わらざるを得なくなりました。日本社会全体の規制緩和が卸売市場に及ぶのは必至であり、時間の問題となっております。

そこで、大きな改革を見据えて、市場関係者が少しでも優位な立場で将来が築けるように考えたのが、民営化という路線であります。日本の卸売市場の課題は、取引のルールが全面的に法律で定められていますが、行政は責任をとれないという現実。開設者が場内業者を指導・監督するという世界に類を見ない特殊な市場制度。信頼関係の全くない監視体制の慣例が今日まで続いている。平成21年からの委託手数料の自由化。開設者が市場経営者である自覚がないにもかかわらず、利益が出るように運営しなくてはならない。地方卸売市場の開設者は3から4割が赤字経営となり、危機的状況となっている。小



売市場の厳しい構造変化として、生鮮食料品ではスーパーのシェアが60から70パーセントとなり、小売店の減少に拍車がかかっている。商社がシェアを伸ばし、輸入品が急速に増大している。生鮮食料品の卸売市場の経由率が年間10パーセント前後低下している。卸売市場が産地の生産者に役立つ確な情報を伝えていない。代金決済機能が時代に即した機能的なものになっていない。場内業者の意識改革の立ちおくれのため、時代の変化に対応できる経営体制の整備が進んでいないなどが挙げられます。

さて、小樽市においては、平成21年度以降の組織・機構の見直しで、公設青果地方卸売市場の民営化について検討されていますが、公設青果地方卸売市場は小樽市民にとっても、もちろんそこにかかわっている人にとっても必要なものであります。

そこで、お聞きします。

公設青果地方卸売市場の現状と課題は、また民営化における市の権限などのかかり方は、さらに公設青果地方卸売市場運営委員会の今後のあり方は、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、食育について質問いたします。

小樽市学校教育推進計画あおばとプランの主な取組に、食に関する指導の充実があります。食育とは、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。食育基本法においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置づけられています。単なる料理教育ではなく、食に対する心構え、栄養学や伝統的な食文化についての総合的な教育です。食生活が変化してきた主な理由は、塾通いやテレビの深夜番組などの影響により、夜遅くまで起きるようになった結果、朝は食事をとらなったり、朝食の内容が不十分になったこと、残業や子供の塾通いなど、家族のライフスタイルの変化の一方で、コンビニエンスストア等の普及により、24時間いつでも自分の食べたいときに自分の好きな食べ物だけ食べられるようになったことなどにより、家族で食事を食べる機会が減少し、一人で食事を食べる孤食や家族が同じ食卓で別のもを食べる個食が増加してきたことなどが挙げられ、平成16年度北海道PTA連合会の調べによると、小中学校の朝食の欠食状況は「食べないことがある」「ほとんど食べない」の回答を合わせると、小学校では22.5パーセント、中学校では25.7パーセント、朝食を一人で食べる割合は、小学校で23.7パーセント、中学校では36.3パーセントという統計が発表されています。さらに、食育が必要になってきた原因のもう一つに、昨今のBSEや食品の表示といった問題に端を発した食の安全・安心があります。このため、みずから食について考え、判断する力をつけるための食育が必要不可欠となっているのが現実です。

文部科学省は給食を従来の栄養改善から食育に転換する方針を固めたことは、御承知のことと思います。学校における指導体制の充実において、公立小中学校の栄養教諭については、平成19年9月現在で東京都と静岡県を除く45道府県において、986名が配置されています。食に関する指導は、給食の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、肥満、食物アレルギーや偏食などの個々の問題に適切に対応するために、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、学級担任、教科担任、養護教諭、学校医と連携しつつ、保護者との面談等を重ねながら積極的にきめ細かな指導・助言を行っていかねばなりません。

平成19年3月の食に関する意識調査によると、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加してみたいと回答した者の割合は3割であります。参加してみたい活動としては、生活習慣病予防などのための料理教室が最も高く、以下食生活の改善に関する活動、郷土料理、伝統料理等の食文化継承活動、食品の安全や表示に関する活動と続き、また全国約19万人の食生活改善推進委員が親子の食育教室をはじめ、スポーツ少年団を対象とした出前食育講座など地域に根差した食育活動を展開しています。

そこで、教育長にお聞きいたします。

小樽市における小中学校の朝食の欠食状況と朝食を一人で食べる割合は。また、栄養教諭の配置とその業務内容はどのような状態になっているのか、さらに食育の推進にかかわって、小樽市の小中学校ではどのような取組が行われているのか、お聞かせください。

次に、幼稚園教育について質問いたします。

幼児期は遊びを中心とする集団生活の中で、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。幼児期の生活環境はその後の心身の発達に著しい影響を及ぼすことから、この時期に幼児の発達の特性を踏まえ、人や自然などのかかわりの中で、生きる力や思いやりの心をはぐくむなど、成長発達に必要なさまざまな経験を積み重ねることが求められています。

しかしながら、少子化や核家族化、都市化の進行、女性の社会進出に伴う出生率の低下など、幼児を取り巻く環境の変化によって、子供同士の触れ合いが希薄になり、集団行動の楽しさや厳しさを味わえなくなったりして、自然との触れ合いなどの体験的な活動も少なくなっていることなどから、近年多くの家庭において子育てに対する不安や悩みを抱える状況が顕在化しており、集団保育を通じ、体験的活動を実践している幼稚園に対する市民の関心や期待が高まっています。

国においては、近年の幼児を取り巻く環境の変化や保護者と地域社会のニーズの多様化などに対応するために、平成10年12月に幼稚園教育要領を改定し、さらに最近の幼児教育に関する動向を踏まえ、新たな振興策、幼児教育振興プログラムを策定しました。このプログラムには、幼稚園運営の一層の弾力化、遊びを通じた生きる力の基礎づくりや教育活動及び教育環境の充実、子育て支援機能を活用した親と子の育ちの場としての役割、幼稚園教育と小学校教育の円滑な移行と連携などが盛り込まれています。

小樽市には17園の私立幼稚園があり、うち1園が休園していますが、1,351人が通園しています。私立幼稚園は、幼稚園教育を提供する主体として建学の精神と理念の下、保護者の多様なニーズに的確にこたえていく必要があります。具体的には、満3歳児教育を含めた質の高い幼稚園教育の提供、保護者への教育や教育相談などの子育て支援機能の充実に努めるとともに、同じ年齢層の子供の保育を担っている保育所との連携や小学校をはじめとする教育機関との連携、地域住民や地域施設との連携などを通じ、幼児教育の核としての役割を担う機関として、その役割を果たしていくことが必要です。

また、私立幼稚園は、公の教育を担う教育機関として、市民の信頼にこたえる質の高い教育の実践に今まで以上に努めることが必要です。そのためには、私立幼稚園が実践する幼稚園教育の内容に関して、外部から客観的な評価を受け、その結果を公表することにより、みずから実践する教育内容などを常に点検するとともに、教育内容と保護者負担のバランスのとれた幼稚園経営にも配慮し、保護者が安心して子供を就園させることができるような環境づくりを推進し、研修などを充実させながら積極的にその役割を果たしていくことが求められています。幼稚園教育が生涯にわたる人間形成の基礎に培われる重要な時期に行われることを考えれば、幼稚園教育の重要性を認識し、必要な幼稚園関連予算の確保を図るなど、単なる削減につながるようなことがないようにすることも重要なことでもあります。

北海道教育委員会では、本年9月、北海道教育ビジョンに掲げる基本理念等に基づき、個別具体的な教育施策を体系的に整理した平成20年度以降の新しい教育計画として、(仮称)北海道教育推進計画(原案)を発表いたしました。その施策の対応方向として、幼稚園、保育所等と小学校との連携、幼児の各時期の発達や地域の実情に応じた教育が行われるよう、幼稚園等教員の研修などを通じて教育課程を充実するという幼稚園教育の充実がうたわれております。また、第2回定例会の総務常任委員会で、新あおばとプランについては北海道教育委員会の北海道教育ビジョンと軌を一にするという御答弁をいただきました。札幌市においては、(仮称)札幌市幼児教育振興計画の策定に当たり、平成16年8月に札幌

市教育長から幼児教育の現状と課題を踏まえた今後のあり方と幼児教育における幼稚園等のあり方について諮問を受け、札幌市幼児教育市民会議を立ち上げ、答申が出されました。

小樽市の幼稚園教育の取組の現状と今後小樽市として幼稚園等教員の研修等を含めた幼稚園教育の振興に向けた計画の策定は考えているのでしょうか。教育長の御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了させていただきます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、歯周疾患検診の実施についてでありますけれども、歯茎の病気の有無を判定する歯周疾患検診は、老人保健法において生活習慣病予防対策の一つとして位置づけられ、実施することが推奨されております。しかしながら、歯周疾患は既に中高年に多く発症していることから、検診により措置の必要性を判定するよりも、定期的に予防措置を受けていくことが合理的でかつ効果的であると考えられています。このため本市では、歯周疾患予防対策として、現在、歯科健康相談や健康教育を行っていますが、検診は実施しておりません。全国的に歯周疾患検診の実施状況を見ますと、大都市では当検診の実施率は高いものの、受診率は極めて低く、現行の検診は市民の要望に沿っていないものと思われまます。歯周疾患は全身疾患と関係が深いことから、今後も歯科医師会等と連携、協力を図りながら、有効な予防対策を検討してまいりたいと思います。

次に、公設青果地方卸売市場についての御質問でありますけれども、初めに青果市場の現状と課題についてでありますけれども、近年、市場外流通の拡大や消費生活の変化など、市場を取り巻く環境が大きく変化してきており、その影響もあって市場への取扱量が年々減少し、小売店が大幅に減少するとともに、仲卸人、卸人の経営が厳しい状況になっているものと考えております。また、消費者の食の安心・安全に対する関心の高まりから、品質管理への取組がより一層重要となっているとともに、運営面では電子商取引などIT化や生産者が卸売業者に支払う手数料の自由化への対応などが課題となっております。

次に、青果市場を民営化した場合の市のかかわりについてでありますけれども、青果市場の民営化につきましては、平成14年度の財政健全化緊急対策の一環として検討することとしたものであります。しかし、近年における市場をめぐる環境の変化は大きく、民営化への移行に向けては、取扱量の減少や手数料自由化に対応した安定経営の見通しなど、多くの課題があることから、さらに検討が必要であると考えております。市といたしましては、今後、事業者側の意見を十分に聞きながら、これらの課題の整理と民営化に向けた協議を進めてまいりますが、民営化移行後においても生鮮食品の安全で安心な供給と取引の公平性、透明性が図られるよう、関係者に働きかけていくことが必要と考えております。

次に、市場運営委員会のあり方についてでありますけれども、運営委員会は小樽市公設青果地方卸売市場条例に基づき、市場の円滑な運営を図るために設置されており、委員は業界関係者や生産者代表、消費者代表、学識経験者、市議会議員等で構成されております。運営委員会においては取引の公平性や消費者の食の安全に対する考え方、生産者の実情などについて貴重な御意見をいただきながら、審議が進められていると聞いており、今後におきましても、市場を取り巻く環境の変化を踏まえながら、公正円滑な市場運営に向けた御審議をお願いしたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 教育長。

**教育長（菊 讓）** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒の朝食の状況についてであります。それぞれの家庭の事情もありますことから、これまで全市的な調査は実施しておりませんでした。しかしながら、今回の全国学力・学習状況調査によりますと、朝食を毎日食べている割合は、全国では小学校6年生で86.3パーセント、中学校3年生では80.6パーセントとなっております。朝食を摂取することの重要性につきましては、各家庭に配布している給食だよりや学校だよりを通して紹介しておりますが、今後も重ねて給食時間などで児童が望ましい食習慣と体づくりの指導を行うほか、家庭科や総合的な学習の時間においても、指導をしてみたいと思います。

次に、栄養教諭についてであります。共同調理場に道費栄養職員5名を配置しており、学校給食の献立作成などの栄養管理、調理員の指導、給食用物資の選定、検収などの業務に専念しております。5名とも栄養教諭の資格を得ておりますが、業務量のかかりから、学校へ配置し、その専門性を生かした指導・助言を行うことは、現時点では難しい状況にあります。しかしながら、PTAの保護者を対象とする試食会や学校での学習会、児童・生徒の調理場見学などの機会を通して、食育に関する活動を行っているところであります。また、おおむね月1回程度開催している給食担当者会議などにおいて、各学校の教員とともに、児童・生徒の状況把握や意見交換なども行っており、その内容を子供の指導に生かしてもらうようお願いしているところであります。

次に、食育に関する学校での取組についてであります。未来を担う児童・生徒が生涯を通じて健康な生活を送るためには、児童・生徒一人一人が望ましい食生活や食に関する自己管理能力を身につけることが重要であります。学校では家庭科において外部講師を招いて、食品の流通についての講話や間食についての指導、総合的な学習の時間では、例えば病院を訪問しての病人食にかかわる調査など、各教科等においては調和のとれた食事のとり方や食生活と心身の発達、発育などに関して指導を行っております。教育委員会では食に関する指導の一層の充実を図るため、議員からお話がありましたように、あおばとプランの健康教育の充実の中に食に関する指導を掲げ、例えば道立教育研究所から講師を招いて研修会を開催するとともに、研究資料を作成配布するなど、教師の指導力の向上に努めているところでございます。

最後に、小樽市における幼稚園教育の取組についてであります。幼児期における教育は、子供の基本的な生活習慣や社会性、道徳性の芽生えをはぐくみ、好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、生き方や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で、重要な役割を担っています。市内の各私立幼稚園では、独自の教育理念に基づき、特色のある教育活動が行われており、そこでの教育方針や指導方法などについて教育委員会として指導・助言することは難しいものと考えております。しかしながら、小樽市次世代育成支援行動計画において、幼児教育の充実を位置づけしておりますことから、今後、幼稚園教育の充実に向け、関係部局と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 13番、佐藤禎洋議員。

**13番（佐藤禎洋議員）** 詳しくは、委員会の方で質問させていただきたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 佐藤議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 4時24分**

**再開 午後 4時50分**

**議長（見楚谷登志）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 一般質問をさせていただきます。

今年の冬は、石油製品の高騰が続いております。

初めに、寒冷地に住む小樽市民がこれからの厳寒期を温かく過ごすために必要な灯油の問題について考えるものです。

原油価格の高騰は現在の推移を考えますと、一時的なものとの見方はとても考えられず、今後も値上がりないし高値安定の状況であると思われます。小樽市民の世帯の収入は、地域経済の沈滞がますます進む中で、現状維持か下降気味であり、このような大幅な価格高騰は市民の台所を直撃するものと思われます。

まず、本市職員の生活を守るための寒冷地手当があるものと思いますが、このたびの灯油価格の高騰に対し、どのような対応ができることとなっておりますか。

また、本市職員は正規職員、嘱託員、臨時職員等さまざまな雇用形態を持っております。正規職員以外の職員には、どのような生活防衛のための対応をされておりますか、お伺いします。

最近の新聞紙上に道内各市町村の福祉灯油の復活が話題となっております。この福祉灯油は高齢者世帯や母子世帯など生活弱者の灯油代負担を軽減するため、道が第1次石油危機の昭和49年に単年度の助成措置として講じたものが始まりとされております。平成10年からは道が設ける地域政策総合補助金に内包される形で再スタート、道と市町村が半額ずつ補助する仕組みであります。市町村単独で助成する場合もあるようです。

本市におきましては、過去にこの福祉灯油の助成制度は、どのような方針でいつごろから始まり、どのような財政負担をしてきましたか、お伺いします。

生活弱者に対する行政の配慮はとても重要なことであり、厳寒期の暖房は市民生活の場でひとしく行われるものであります。世帯収入の多寡により灯油価格が上下するのではなく、所得の少ない世帯ほど大きな負担となることは明白であります。このような状況を踏まえ、本市はどのような対策を講じるか、福祉灯油の問題も含め、お伺いいたします。

また、現在、生活保護費の削減が話題となっておりますが、保護費の中での暖房費は、このような灯油価格の上昇にどのように対応しておりますか、お伺いいたします。

次に、現在、薬害被害者による国及び製薬会社への訴訟となっております血液製剤フィブリノゲンにつきましては、適切な対応をとれなかった国いわゆる厚生労働省担当部署役職員、製薬会社、そしてこの血液製剤についてのチェック等を行ってきた関係審議会メンバーについて未必の故意としての殺人罪の適用が必要と思っております。被害者の皆様は全くかしのない中で命を失った者、また今後失う者がおり、この問題にかかわった者はすべて業務としてかかわった社会的責任があるのであります。今後、司法が和解勧告で金銭及び医療行為の補償だけで終息となりますことは、これからも同様の問題を発生させる温床をつくることになると大きな危ぐを持っているものです。

私は、この問題についても、市民の生命を守らなければならない行政の責任として、これからの取組は非常に重要と考えております。先般、C型肝炎の発症源の一つの原因が血液製剤と認定されてから、北海道では数少ない地方自治体に設置されている政令市保健所である小樽市保健所は、血液製剤の問題についてどのように取組をしてきましたか、お尋ねします。

今後、血液製剤による被害者の救済は、国の下部機関である市町村がしっかりと対応すること、そしてその費用は国を通して製薬会社が負担することが必要と思います。本市市民の命を守るためにも、薬害被害者への情報を本人に適時適切に提供できるか、また認識してもらえるか、HCVによる肝炎の発症の予防、慢性肝炎、急性肝炎、肝硬変、肝がん等有病者への専門機関として適切な相談業務の確立が必要と思われますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

次に、平成20年4月より始まります後期高齢者医療制度につきまして考えますとき、今までの医療制度の中では、種々の保険制度の加入条件により、高齢者の医療保険料の負担が異なる中、高齢者は保険料の軽減をされてきたものと考えております。

しかし、このたびの保険制度の改正により、後期高齢者すべての方々から保険事業に必要な費用を保険料（一部は他の保険事業者からの後期高齢者支援金及び公費負担があり）として徴収することとなりました。この制度の問題は、低所得者層に確実に負担が発生することです。生活保護世帯に限りなく近い世帯を中心に、健康保険料、介護保険料、そして医療費等の自己負担分が発生することとなり、このような形が正常とはとても思われないと考えております。このことについての行政責任者としての市長の御見解をお尋ねいたします。

この保険制度は、都道府県単位となり、規模の拡大による効率的部分もあるとは思われますが、医療費の抜本的見直しなしに保険加入者の負担部分だけを欠いていくことが真の医療制度の改革なのか疑問を感じます。今後の医療費増大は、現在の診療報酬制度の中での予想を含めてのことです。新しい制度では、対象となる高齢者の方々に対して、医療の給付や医療費の通知などのサービスを行うと言われておりますが、後期高齢者へ医療費の通知をされても、どのくらいの方がその内容をしっかりと確認できるか疑問です。医療費の内容の確認は、保険事業者が本人のために責任を持って行うことが必要と思われます。このことにより、医療費が大幅に下がる可能性が十分にあるものと考えております。医療費の適正化を進める最低限の取組と思われます。このようなさまざまな危ぐの部分につきまして、どのように進めていくことを考えていますか、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、社会福祉事業の2種事業としての保育所は、戦後制定された児童福祉法の中に位置づけられ、戦後、家庭で子育ての時間をとれない国民に対し、国の責任において市町村単位で保育に欠ける乳幼児を国の予算措置の中で行うことでスタートしたものです。公的な施設としての市町村立の保育所を積極的につくりましたが、自治体の財政の投入が保育需要に追いつけなかったこともあり、民間の地域福祉を考えておられた皆様が公的な部分の補完をするために、個人の資金や土地などを活用して、保育事業をされておりました。時代の変遷の中で、昭和50年度に入り、国は「ポストの数ほど保育所を」をスローガンとしたものでもありませんが、公立施設はもとより、民間では社会福祉法人を設立し、保育所を建設、そして運営させ、その当時は生活保護費と同じく運営費の10分の8は国が負担するという大変重要な施策の一つとしての位置づけで進んでまいりました。そもそも保育所の運営費は、公立施設も民間の認可施設も同額の運営費を国が義務的経費、保育所負担金として地方自治体に渡しておりました。公立施設は施設運営のための運営費の範囲内で、職員の処遇及び児童の処遇を行っておりませんので、経費が収入を大幅に超過していることは皆さんも御存じのとおりであります。民間の認可施設は常に適切な運営を社会的に要求されており、収入の範囲の中で適切な職員の処遇及び児童の処遇を進めているものと考えております。

このたび、老朽度が高く緊急に建替えが必要であるため民間移譲をする真栄保育所は、12月1日現在の入所児童は80名定員で74名であります。各年齢の中で5歳児20名、4歳児19名の39名の児童がおり、入所児童に占める割合もおよそ53パーセントになっております。このような状況を考えますと、平成19

年度、20年度の2年間の卒園児により、保育所の入所児童数は大幅に減少することが非常に高いと考えられます。このたびの民間移譲の条件は、現施設の運営を平成20年4月より行うこと。職員の配置については、児童福祉施設最低基準に規定する職員数及び特別保育事業の実施に必要な職員を配置することとし、施設長は施設長として3年以上の経験を有するか又は保育実務15年以上、そして3年以上の主任保育士等として施設長を補佐した経験者、主任保育士は10年以上の実務経験者を、保育士の3分の1以上は5年以上の保育経験を有することなどがあります。そして、平成20年中に新施設の建設、平成21年4月1日に移転し、開園することとなっております。

厚生労働省は民間保育施設の運営は厳格に使用目的を示し、職員処遇と児童処遇以外に使用することを禁じてまいりましたが、さまざまな規制緩和の中で適正な運営を行っていることを条件に、施設の建替え等、建設費の借入金の返済資金に充当してもよいこととなりました。しかし、公立施設運営費の7割弱の運営収入しかない中での資金ねん出は、大変負担となることが懸念されます。真栄保育所が民間となった場合の運営費は、12月1日時点の入所児童を基礎として試算しますと、年間運営費は6,220万円程度、そして特別保育事業として障害者保育補助金として170万円の収入が予想される中、通常の1日11時間の開所時間を維持することを前提とした中での必要職員数は、施設長1名、主任保育士1名、保育士11名、特別事業担当保育士1名、調理員2名、うち1名はパート。用務員1名、パート事務員1名の総員18名、うち2名はパートとなります。

運営費収入の8割4,980万円と本市の特別保育事業費補助金170万円の5,150万円で職員処遇をすることになります。しかし、先ほども申しましたとおり、現在の保育所入所児童数は、今後2年間で39名が卒園し、大幅な入所児童の減少により、運営費の減少が予想されるところであります。

新保育所はおよそ850坪の敷地の整備を含め1億4,000万円程度の建設費と見ますと、国より4,800万円、市より2,400万円の補助金の交付を受け、残りの6,800万円の借入れとなった場合、本市に対し借地用として建設敷地の固定資産評価額相当の7パーセント、年額で240万円を10年間支払うこと。この借地料はその後無償となるとの説明があります。そして、借入金金利も施設の負担となるため、元利金の支払は20年償還で計算いたしますと、毎年420万円ほどとなると予想された上、旧園舎の取壊しも施設移譲先法人負担となるとのこと。毎年の負担が660万円の計算となり、このような負担は普通の保育園の運営では考えられないと思われまます。このことにつきまして、道内の他市におきまして、新築を条件とした公立施設の民間移譲等が行われておりますが、建設費や借入金に対する市の助成や土地の貸付けについて各市の状況はどのように把握されておりますか、お知らせください。

そして、本市との比較をいただき、今後もこの移譲の条件で、民間移譲に取り組んでいられるのか、お尋ねいたします。

本市の出生数は確実に減少傾向となっており、今後の全市的な保育所の統廃合、そして老朽施設の建替えが必要となってきており、これまでの民間の保育事業者が保育所という社会資源を適正に運営してきましたが、この流れをどのように今後につなげるか、社会福祉事業の執行者として民間保育所に対する市長のお考えをお尋ねいたします。

再質問は、委員会等で行いますので、よろしいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝麿市長登壇）

**市長（山田勝麿）** 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、灯油価格の高騰により職員への寒冷地手当にどのように対応できるかというお尋ねでありますけれども、寒冷地手当は積雪寒冷の度合いの厳しい地域に勤務する職員に対して、冬期間の燃料費、除雪費、家屋修理費、一時期に増高する生計費を補てんすることを目的に支給されている手当であり、その改正は人事院勧告などに基づいて行われております。また、臨時・嘱託職員については、寒冷地手当は支給しておりません。いずれにいたしましても、昨今の灯油価格の高騰は、正規職員、臨時・嘱託職員であるとを問わず、少なからず生活への影響が懸念されますけれども、特に現在対策は考えておりません。

次に、過去に実施した福祉灯油の助成制度についてでありますけれども、福祉灯油購入助成事業として、購入券を交付することにより、冬期間における灯油の経費の一部を助成するというもので、昭和50年度から昭和63年度にかけて実施していたものであります。最終年度の昭和63年度は一定の条件の母子家庭、老人世帯、独居老人世帯、重度障害者世帯が対象で合計1,749世帯となっており、財政負担につきましては、市の単独事業で300万円ほどとなっております。

次に、灯油価格高騰に対する対策でありますけれども、以前に実施していました福祉灯油購入助成事業にかわりまして、平成元年度から冬期支度金の一部として、ふれあい見舞金を実施しております。現在の灯油価格の高騰を勘案した場合、何らかの支援が必要と考えますので、国が決定した支援策の詳細などを見極めながら、助成を実施できるように検討を進めていきたいと考えております。

次に、生活保護費における暖房費であります。冬期間の特別な需要に対し、冬季加算として11月から3月までの間、世帯の人数に応じて支給しております。なお、支給額は国の基準により定額となっており、灯油の価格に応じて金額が変わるという仕組みにはなっておりません。また、今回の灯油価格の上昇に伴い、国が冬季加算の基準額の見直しをするという動きは、現在までのところ聞いておりません。

次に、血液製剤の問題に対する保健所での取組でありますけれども、平成6年以前のフィブリノゲンの製剤にはC型肝炎ウイルス混入の危険性があったことから、厚生労働省はこの製剤の納入先医療機関名を平成16年12月に公表いたしました。そして、製剤の投与を受けた可能性のある方にC型肝炎ウイルス検査を受けるよう呼びかけを行いました。こうした国の動きを受け、当保健所におきましても、C型肝炎だけではなく、他のウイルス肝炎に対する問い合わせにも応じる相談窓口を整備し、過去に1度も肝炎検査を受けていない市民には、広報等により検査を受けるよう呼びかけ、フィブリノゲン製剤や輸血等により肝炎に感染した市民の早期発見に努めているところであります。

次に、薬害被害者への相談業務の確立でありますけれども、保健所の相談窓口には医師と保健師を配置して、薬害被害に対する情報の提供を行う体制を強化しております。なお、薬害被害者又はその疑いのある方からの相談につきましては、当保健所だけでは個人情報の収集など、非常に困難な問題があるため、国や道と連携して対応を進めてまいりたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、初めに低所得者の保険料負担についてであります。新しい制度に加入する方のおよそ8割は国民健康保険に加入している方であり、現在も保険料を負担しております。残りの約2割の方は被用者保険からの加入者で、このうち被扶養者であった方はこれまで保険料を負担しておりませんでした。新たに保険料を負担することとなるため、激変緩和措置として2年間保険料を軽減する措置が講じられることとなっております。また、所得の少ない世帯の方については、現在の国民健康保険制度と同様に、保険料の均等割額を7割、5割、2割軽減する措置が講じられることとなっております。したがって、現在も保険料を負担している国民健康保険の加入者との負担の公平や低所得世帯に対する軽減措置が図られていること、財政運営の安定化を図る必要など、総合的に勘案いたしますと、被保険者の方々全員に負担能力に応じて公平に保険料を



負担していただくことはやむを得ないものと考えております。なお、北海道後期高齢者医療広域連合議会としては、保険料負担が急増する被保険者の激変緩和措置と適切な低所得者対策を講ずるよう意見書を全会一致で採択し、総理大臣など関係大臣に送付したところであります。

次に、医療制度の改革や医療費適正化への取組であります。平成18年の健康保険法の一部改正により、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、新たな高齢者医療制度の創設や医療費適正化の総合的な推進、診療報酬体系の見直しなどが決められております。また、後期高齢者医療制度の運営は、道内のすべての市町村が加入する広域連合が行うことにより、事業規模の広域化を通じ、効率的で安定した財政運営を目指していくこととしております。その中で医療費適正化事業は運営上の重要な柱として位置づけられており、広域連合では医療費通知を年3回とし、レセプト点検を実施することで医療費の適正化が図られるものと考えております。

次に、公立保育所の民間移譲についての御質問でありますけれども、まず新築を条件とした公立保育所の民間移譲に当たっての建設費や借入金に対する市の助成についてであります。道内主要都市6市の状況を見ますと、建設に対し独自の助成をしているのが2市、借入金の償還に対しての助成については元利償還に対して助成しているのが1市、元金償還に対し助成しているのが1市、利子に対し助成しているのが2市という状況であります。また、土地の貸付状況については、有償貸付が1市、無償貸付が5市となっております。

本市の移譲の条件ですが、大変厳しい財政状況の中で、建設費や借入金に対する独自の助成はできない状況であり、土地についても10年間は有償貸付としており、他市と比較しても移譲先法人にとりましては、かなりの負担を伴う条件となっております。この条件で移譲先法人を募集しましたところ、1法人の応募があり、現在、移譲先法人選定委員会で選定中であります。今後の民間移譲の取組につきましては、今回の真栄保育所は近隣に土地が確保できましたので、新築・移転を条件といたしましたが、今後につきましては、その時々々の状況を踏まえながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、民間保育所に関する考え方ではありますが、市内の認可保育所20か所のうち民間保育所は13か所あり、入所児童も全体の3分の2程度は民間保育所に入所している状況にありますので、本市の保育行政に十分貢献しているものと考えております。今後も多様化する保育ニーズへの対応や子育て支援を充実させるため、その役割はますます重要になってくるものと考えておりますので、市といたしましても民間保育所と連携を深めながら、保育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

**議長（見楚谷登志）** 吹田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 平成19年度の除雪計画についてお尋ねします。

住宅に関する市民の要求やまちづくりでの市民要望で大きな関心事に除雪の問題があります。このまちで冬場を快適に過ごすためには、避けて通ることのできない課題です。除雪時の置き雪問題の解決は特に市民要求の強いもので、今年度試行という形で対策に踏み出す姿勢は評価するものです。しかし、さきの第3回定例会で我が党が指摘した問題が先送りされたまま計画が進行中です。置き雪対策対象路線での除雪出動降雪基準を15センチメートルから20センチメートルへと変更するとの計画です。財政再建団体となった夕張市は、除雪出動の降雪基準を10センチメートルから15センチメートルに変更したと聞いています。小樽市は試行とはいえ、夕張市よりも厳しい基準を設定したのでは、市民サービス向上どころか除雪水準の引下げです。除雪弱者への置き雪処理作業が対象路線すべての住民に歓迎されてこそ、

除雪体制の充実と言えるのではないのでしょうか。この点で市長の御見解をお尋ねします。

今年の降雪は例年並みとの予報。雪対策課長は8月30日の記者会見の席上、5センチメートルの水準引下げで出勤回数は一、二回少なくなるとの見通しを述べています。平成18年度の降雪については、15センチメートル以上の降雪日が8日間、20センチメートル以上が4日間です。除雪出勤の降雪基準から見ても、一、二回の回数減で済むのか、この点でも除雪出勤が少なくなって、水準引下げにならないのか、お尋ねしたいと思います。

また、除雪出勤基準を5センチメートル見直したことによる費用対効果は幾らになるのでしょうか。

今年度置き雪対策費で141万円を見積もっていますが、出勤回数が減ることで財政的にはそれ以上の効果が出るのではないのでしょうか。1路線だけ取り残されて除雪されることにならないよう、5センチメートルの基準引下げはしないよう、再考を求めます。市長の御見解をお示してください。

対象については、1ステーション1路線28間口、65歳以上で身体に障害を持ち、除雪が困難とされる世帯について町会との協議で選定することとしています。町会には大変苦慮する作業ではないかと危ぐするところです。除雪対象世帯は順調に決まりましたか、お尋ねします。

また、今年度の計画、除雪弱者に対する置き雪対策は市民の皆さんにおおむねどのようにとらえられているのか、説明会で出された要望の大筋もあわせてお示してください。

灯油、ガソリンなど石油製品が異常な値上がりをしています。ガソリンなどの高騰による業務委託内容の見直しは想定されているのでしょうか。

こうしたガソリンなどの値上げで、さらに除雪出勤を見合わせるなど、水準の引下げにならないよう、予算措置の見通しについてお尋ねします。

次に、道路整備の問題でお尋ねします。

生活道路の整備については、側溝、歩道、路肩保守など多様にわたって市民要望の大きいところです。この数年、道路整備に要する普通建設事業費は削減の一途をたどっています。最近は陥没道路も部分舗装での対応が主となっています。私どもへの相談でも、生活道路の改修に関するものが少なくありません。市民から寄せられる道路整備についての苦情や要望はどのような状況になっていますか、お答えください。

市の財政計画上、建設事業費はさらなる圧縮傾向です。寄せられた要望などを解消していく計画はどうなっていますか。

道路改修工事はおおむね地元業者への発注ですから、地元経済の回復と市民生活改善が同時に図れるところにしっかりと財源を手だてしてほしいと考えるものです。

具体的に町名で要望を申し上げます。若竹町34番地から桜5丁目に抜ける市道文治沢道路線は、朝夕の通勤時間帯、抜け道として利用される道路です。一部素掘り側溝となっていますから、車が交差できない、落ち葉が側溝に詰まり雨水が道路にあふれ出すなど、改善の要望が上がっています。災害時の抜け道としても整備した方がよいとの声もあります。ふたつき側溝を整備し、車の通行をスムーズにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険についてお尋ねします。

平成18年度介護保険事業特別会計について第3回定例会決算特別委員会で我が党は剰余金についていただきました。第3期介護保険事業計画では、平成18年から20年までの保険給付費が推計され、この推計に基づいて保険料が設定されています。第1号被保険者の見込み数以上の増加、激変緩和措置対象者がこちらは見込み数よりも少なかったなど、こうした理由で3億7,330万円の繰越金が生じています。第3期介護保険事業計画を実施するに当たっては、平成18年度の保険料改定で約9パーセントの引上げが実

施され、さらには税制改悪の影響で保険料区分が変わり、保険料が高くなるなど予算計上でおよそ8,700万円の市民負担増となりました。それにもかかわらず、介護保険の剰余金では、この値上げが全く必要のないものだったということになりませんか。市民への説明がつきません。

介護保険料の剰余金は、市民に還元すべきです。計画年次の途中ではありますが、来年度の予算編成に当たっては、保険料の見直しをすべきではありませんか、お伺いします。

第3期介護保険事業計画で、政府は予防介護を目玉に要介護から要支援への移行を強行してきました。それにもかかわらず、予防介護の利用でも不用額が出ています。効果的な利用がされていない証拠です。予防介護事業に力を注ぐ観点で、地域支援事業のメニューを拡大してはいかがでしょうか。

枝幸町ではパークゴルフ利用負担軽減を介護保険利用券補助対象にしていますが、小樽市としてもそういったことは考えられないでしょうか、お伺いします。

次年度は第4期介護保険事業計画の策定に入るわけですが、高齢者人口の予測には平成17年の国勢調査のデータを用いたとしても、なおかい離が生じると思います。必要以上の負担を負わせることにならないよう、自治体の年度ごとの人口動態で調整するなど、基礎データを実態に近づけるべきではないでしょうか、お答えください。

再質問を留保して、質問とします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** 菊地議員の御質問にお答えいたします。

まず、除雪問題についての御質問でありますけれども、初めに、置き雪対象路線の除雪出動基準を見直すことは、市民サービスの低下につながるという御指摘でありますけれども、この置き雪対策の目的は、高齢者や除雪弱者の救済を目的としている事業でありまして、また対象路線内においては、当然交通の確保を行うことから、サービスの低下にはならないものと考えております。

次に、見直しによる除雪回数の減少は、水準の引下げという御指摘ですけれども、先ほどお話ししたとおり、円滑な交通確保を前提とした試行でありまして、その影響につきましては検証してまいりたいと考えております。

次に、見直しによる費用対効果についてでありますけれども、実施する路線が少ないことや降雪状況によっても変化することから、試行の中で検証してまいりたいと考えています。

次に、見直しによる財政効果や見直しの中止ということではありますが、試算では除雪回数を減らしても置き雪対策費用に満たないものと予測しております。また、この試行期間においても交通の確保を行ってまいりたいと考えておりますが、見直しによる影響につきましては、今後の除雪体制のデータとして使用してまいりたいと考えております。

次に、置き雪処理対象世帯の決定状況であります。現在、町会と協議中のステーションもありますが、12月中旬には対象路線の決定をしたいと考えております。

次に、市民の皆さんがどのようにとらえているのか、また説明会で出された要望であります。置き雪処理の試行は非常によいとの意見がある一方で、町会で対象世帯を決めかねることや、現在、町会の人たちがボランティアで独居老人宅の除雪を行っているので、必要がない。さらに通常除雪の充実など、さまざまな意見が出されました。

次に、石油製品の値上がりによる業務委託内容の見直しを想定しているかという御質問であります。

れども、現在のところ委託内容の変更は考えておりません。

次に、道路整備についての御質問でありますけれども、初めに市民からの道路整備に対する苦情、要望であります。多くが道路や側溝の小規模な破損などの維持補修に対するもので、昨年度の1年間で約2,200件があります。

次に、寄せられた要望を解消していく計画でありますけれども、多くの苦情や要望である道路や側溝の小規模な維持補修につきましては、業者委託や直営作業により速やかに対応しております。また、中には維持補修で対応できない大規模なものについては、臨時市道整備事業に位置づけをした中で、年次的に整備計画を策定して対応することにしております。

次に、市道文治沢道路線の側溝整備についてであります。既に現地調査を終えておまして、その必要性も認識していることから、できる限り早い年次での改良工事の実施を考えていきたいと思っております。

次に、介護保険制度に関する御質問でありますけれども、初めに18年度の剰余金で来年度の保険料を見直すべきではないかとの御指摘がありますが、平成18年度決算で生じた繰越金3億7,330万円のうち、1億7,057万4,000円につきましては、国庫負担金、道負担金、支払基金交付金等が超過交付されたものであり、返還しなければならないものであります。1億9,863万6,000円が純粋な剰余金であり、これを介護給付費準備基金に積み立てたところであります。現在、国から貸付けを受けた財政安定化基金の返済のため、この基金の中から平成20年度まで、毎年約1億727万2,000円を取り崩し、その償還に充てているところであります。3年間の計画期間中での保険料率の変更は、財政運営上支障が生じると見込まれる場合を除き、できないこととなっておりますので、平成20年度中に策定作業を行う第4期介護保険事業計画において、その内容や平成20年度から24年度までに進められます療養病床の再編の動きなども見極める中で、検討していきたいと考えております。

次に、地域支援事業の内容拡大でありますけれども、高齢化率の高い当市におきましては、特に介護予防給付のメニューの充実は今後ますます重要になってくるものと考えております。高齢者が参加しやすいメニューにつきましては、他市町村で効果が上がっている事例なども参考に、今後、事業内容を検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業計画における高齢者人口の推計方法の改善であります。当市では国から示された手法として、出生・死亡・移動の人口変動要因を考慮して推計しますコーホート要因法によって算定しております。第3期計画では平成7年度と12年度の国勢調査のデータに基づくこととされたため、平成18年度の実態との乖離が大きく生じたものと思われ。第4期計画では平成12年度と17年度の国勢調査データを使用できるため、より精度の高い推計になるかと考えております。なお、さらに精度を上げるため、当市の近年の人口動態の推移を取り入れることなどについては、今後、検討してまいりたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** 再質問させていただきます。

市長は除雪水準の引下げにはならないとおっしゃいましたけれども、15センチメートルであれ、20センチメートルであれ歩行や車両の通行に支障があるからこそ除雪するわけですけれども、その1ステーション1路線ですね。周りが全部きれいになって、その1路線だけ除雪されないまま残るということは、あり得ないというふうに解釈していいのですか。そこは聞いておきたいと思えます。

それから、第3回定例会の建設常任委員会で、古沢委員が金額の問題でも指摘しました。この141万円

にあと18万円上乗せしたら、これまでと同じ回数除雪出動ができるのではないかというふうに質問しています。この金額の見積りが合っているのか間違っているのかということも理事者の皆さんからは答弁がそのときはなかったと思うのですが、こういう予算上の、あと18万円を上乗せしたら、これまでと同じように除雪出動ができるのではないかといった指摘に対して、そういったことは検討されたのですか、お尋ねしたいと思います。

道路整備の問題では、ぜひ早い時期にさせていただきたいという要望を述べておきます。

それと、介護保険です。先ほど市長は見直し時期以外の保険料の引下げについてはできないことになっているとおっしゃっていましたが、実際に埼玉県鳩ヶ谷市では、昨年12月の議会で保険料の引下げを決めています。一つの自治体、全国的にも非常に珍しいと言われてはいますが、実際こういうふうに行っているところもあるわけですし、そういうところがなぜできたのかということについてもぜひ調査して、実態を調べて、これからの参考にさせていただきたいと思います。

それから、介護保険事業特別会計で予防介護の不用額が出ているとか、結局第3期の見直し時期に保険料を上げる必要があったのか、こういった議論が議会でされているのは、小樽市だけではないのです。実は全国で結構あちこちの議会でされています。そういう意味では、介護保険の制度そのものの大枠を決めるのが国のあり方だとはいえ、国の主導でされてきた結果、そういうことが全国のあちこちの自治体でこういう実態があるのかというふうには思うのですけれども、高齢者の人口予測とか、そういうことでもコンピュータのソフト、入力、基礎データとか、そういうのが全国どこでも一律のものが使われているのか、その地域の実態に合わせたオリジナリティのあるソフトをつくらなければならないのかということについて、もし情報がありましたら教えていただきたいと思います。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 建設部長。

**建設部長（嶋田和男）** 菊地議員の再質問にお答えをします。

1点目は、水準を下げて1ステーション1路線なので、他の路線がやっけていて1路線残るというお話ですけれども、昨年の、要は水準を下げるという意味をもうちょっと説明いたしますと、実績ベースの話としますと、まず対象路線は2種路線であることをまず定義します。その中で、実際に9時から翌日9時までの降雪記録、これは公式記録でいくと、去年は15センチメートル以上で8日間あります。そのうち4日間が20センチメートルを超えているというデータなのです。それに対して、対象路線で6ステーションの平均ですけれども、除雪に入ったのは14.8回、約15回入っています。実際にその除雪というのは、一つは24時間降雪で基準を超えたら出ますし、また48時間で必要があれば出るし、さらには温度が上がって圧雪路盤が壊れそうだというおそれがあれば、雪が降らなくても入るといような、要は道路状況を勘案して入っていきます。そういった回数とか温度とか地理的な条件等々を考えると、一、二回の減があっても通行には支障がないという答弁をさせてもらいました。ですから、1路線が、いや、もう全く走れないかという、そういう話には決してならないと思っていますが、あくまでもテストケースでありますので、この試行の中でその辺は再度検証したいという答弁をしました。

2点目の141万円プラス18万円で水準を落とさなくていいのではないかと質問だったと思いますけれども、まず141万円の根拠というのは、1ステーションで20間口をやっけて、合計6ステーションで160万円ぐらいでしょうか。それをやった場合の人工の費用の額が141万円なのです。では、プラス18万円で除雪費、要は1回分か2回分落とした分が18万円で済むかというお話だと思うのですけれども、18万円ではかなわないと思っています。ただ、具体的にそれが置き雪の水準の1回か2回分がいくらになるか

については、先ほど市長から答弁申し上げましたように、降雪の状況とかそういった対象路線が少ないものですから、試算上はなかなか難しい。ただ、141万円には届かないだろうというふうには考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 福祉部長。

**福祉部長(中町悌四郎)** 介護保険についての再質問にお答えいたします。

保険料の引下げということなのですが、この介護保険制度の3か年度の計画期間内の保険料については、上がったりがったりということは、保険加入者の皆さんにも混乱を招くと、そういうことでもありますので、基本的にはこの3か年の基準の保険料を決めた場合、この3か年はこの保険料でいくということで、基本的にはこの3期の計画、平成18年度、19年度、20年度ですから、当然初年度に比べると2年度目には給付額も増えていくとか、3年目もそういうことがありますけれども、そういったことで初年度に基本的にそういった繰越金が出た場合には、それを基金に積み立てて、そして次年度以降に備えていくということがこの介護保険の制度の仕組みとなっているわけなのです。ですから、この繰越金が出た場合には基金に積み立てる。そして、例外的にこの保険料を変更するという部分があるのですけれども、この保険料で賄えなくなったときにどうするかということは、先ほど市長からも答弁しましたように、財政安定化基金、ここからの借入れで、かつて小樽市もこういった事態になりまして、基金からの借入れもしたわけなのですが、それでも財政運営ができないと。そういった借入れをしても3か年の財政運営ができないと、にっちもさっちもいかないと、そういうときにはやむを得ない例外的に保険料を値上げしてもいいという、そういった例外的なことは許されているということは承知しているわけです。ただ、その場合にも一度つくった介護保険事業計画、これを全部変える手続とかそういった必要な手続があるということを私どもは聞いておりますので、先ほどお話がありました埼玉県鳩ヶ谷市ですか、議会の議決だけでそれが事足りるのかどうかというのは、私どもは承知していませんけれども、私どもが承知しているのは、かなり計画を変えていかなければならない。1回つくったものを全部変えなければならぬ。そういった手続が道なり国の承認を得ていかなければならない。そういうふう聞いております。

それから、介護予防なのですが、これもこの制度改正があって、予防介護、それから新予防給付というものが平成18年度からスタートしたということもあります。そういった制度改正があったスタートですので、こういった中で給付も見込みよりも下回ったということもありますけれども、先ほど枝幸町のお話もありましたけれども、今後どういったメニューが本当の予防介護につながるかということは、いろいろな事例、私たちも十分調べてまいらなければならないというふうに思います。

それから、最後の人口予測基礎データという部分でありますけれども、これはたまたまこの第3期計画は、かなり年数が経過した国勢調査の人口を採用しなければならなかったということもありますけれども、このときも若干このままではいけないということで、ある程度の直近の補正はやっているのですけれども、それでもかい離が生じているということは事実ですので、今度の4期計画のときには、どのような補正が可能なのか、その辺は道なり国なりにも聞きながら、なるべくこの実態とかい離しない保険料の見込みになるように考えていきたいというふうに思っています。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 7番、菊地葉子議員。

**7番(菊地葉子議員)** 再々質問させていただきます。

建設部長からお答えいただきました。でも、先ほどのそういう事情で除雪されるというふうになるの

でしたら、わざわざ5センチメートルの基準をつける必要はなかったのではないかというふうに思います。

それと、それでも実際この計画でやられるわけですから、回りが入って、ここの路線が実際には入らなかったというようなことがあったとしたら、逆に路線上に住む住民の方からは一体どういうことなのかといった苦情がいっぱい寄せられるということも想定されます。そういうことで職員の皆さんがまた大変な手間がとられるということがあるのではないかとということも危ぐされるわけなのですから、そういうことのないように、またそういう苦情がたくさん寄せられたときには、計画途中で速やかにそれを解消していくという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

そういう要望を申し述べて、再々質問といたします。

**議長（見楚谷登志）** 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 建設部長。

**建設部長（嶋田和男）** 菊地議員の再々質問にお答えをします。

基準を下げる必要はないだろうというお話ですけれども、あくまでもこの目的というのは、高齢者や除雪弱者の救済ということを目的にしまして、その中でやはりそういう路線と市内路線との公平感というものもあって、提案をしています。経過として、今の対象路線については円滑な交通を確保するという条件をクリアしていきますので、確かに若干差が出てその辺については御理解いただかなければならないと、こういうふうに思っています。

**議長（見楚谷登志）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第6号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。成田祐樹議員、高橋克幸議員、斉藤陽一良議員、佐藤禎洋議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、北野義紀議員、横田久俊議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第7号ないし第9号及び第11号は総務常任委員会に、議案第10号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月13日から12月20日まで8日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時44分

---

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 秋元 智憲

議員 斎藤 博行



平成19年  
第4回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成19年12月21日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉				
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊					讓				
水	道	局	長	工	藤	利	典	総	務	部	長	山	崎	範	夫			
総	務	部	参	事	吉	川	勝	久	財	政	部	長	貞	原	正	夫		
経	済	部	長	安	達	栄	次	郎	市	民	部	長	佃		信	雄		
福	祉	部	長	中	町	悌	四	郎	保	健	所	長	外	岡	立	人		
環	境	部	長	本	間	達	郎	建	設	部	長	嶋	田	和	男			
港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	小	樽	病	院	長	小	軽	米	文	仁	
消	防	長	仲	谷	正	人	教	育	部	長	山	岸	康	治				
監	査	委	員	中	塚	茂	会	計	管	理	者	宮	腰	裕	二			
総	務	部	長	大	野	博	幸	総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦
企	画	政	策	室	長	堀	江	雄	二									
財	政	部	財	政	課	長												

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	松原美千子

事務局次長	三浦波人
議事係長	佐藤正樹
書記	相澤幸
書記	島谷和大
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、大竹秀文議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第11号並びに報告第1号並びに平成19年第3回定例会議案第5号ないし第21号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

9番（高橋克幸議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本年6月に成立したいわゆる「地方財政健全化法」に基づき、総務省が財政再生基準を示したが、それを超えるとされる自治体には、旧産炭地を除き、公立病院あるいは港湾を有しているという共通点を挙げるができる。後志二次医療圏の基幹病院である市立小樽病院は、北海道の自治体病院等広域化・連携構想案でも地域の拠点医療機関として位置づけられており、港湾に関しても、本市は、道や国に成りかわり、重要港湾の管理者としての役割を担ってきている。しかし、このような自治体ほど国から財政破たんのイエローカードを突きつけられており、今後、国に対し、全国一律ではなく、それぞれの実情に応じた財政支援をするように要望すべきと思うがどうか。

財政が厳しい中、今年度の地方交付税は、予算に比べ3億3,000万円もの落ち込みとなり、市は、その穴埋めとして、保育料など税外収入の未収金を徴収して充てる考えという。既に、平成16年度から対策を強化し、未収金額は減少傾向にあるとはいうものの、18年度末でいまだに13億円以上も残っているが、今後、具体的にどのように解消するつもりなのか。

中でも、保育料は年々滞納額が増加しているが、これは全国的な傾向として、支払能力がありながら払わない親が増えていることが原因と考えられる。これら未収金は、いずれも当然納入すべきものであり、適切に徴収するようさらに努めてほしいと思うがどうか。

市は、本年6月に示した病院会計の資金収支計画について、今年度上半期の医業収益の落ち込みにより、一般会計から5億円の追加繰入れや人件費削減を柱とする見直しを行ったが、今後も計画が達成できない場合は、さらに一般会計からの繰入れを行うつもりなのか。

そもそも1年もたたずに計画を見直す事態となったのは、医業収益の見込みに甘さがあったのではないか。

見直し計画では、人件費について、10億7,000万円もの削減をするという。これによると、病棟閉鎖による看護師の削減で約5億円の効果額を見込み、残りを病院職員のみならず、市職員すべての人件費を対象に削減するというが、一般職員分と病院職員分それぞれの削減額を幾らと見込んでいるのか。

市は、地方公営企業法における全部適用を検討しているが、これは病院経営の最高責任者である管理者の下で自主的な運営をすることで、一般職員の給与等には影響させずに、病院職員の人件費を独自に削減するためではないのか。

また、病院職員の人件費を削減することで退職する看護師の増加が懸念されるが、その場合、医業収益を確保するために取り入れている「7対1看護体制」を維持することが困難になると思うがどうか。

現在、医療機器の更新に当たり、購入費の一部が交付税で措置されることから、起債について道と協

議中とのことである。これが認められない場合、リース契約により更新するとしている。起債が認められた場合、交付税は幾ら措置されるのか。

これから厳冬期を迎えるに当たり、原油価格の高騰による灯油をはじめとする石油製品の値上げは、市民生活に大きな影響を及ぼしている。そのため、道内では緊急に生活弱者である低所得者や高齢者などの世帯を対象として、灯油購入費の一部を助成する「福祉灯油」を実施する市町村が増えており、本市においてもこの制度を早期に実施するよう強く要望するがどうか。

国も、「福祉灯油」を実施する自治体に対し、特別交付税で措置するなど、原油高の緊急対策を決定した。市は、「福祉灯油」の実施については、今後、国から示される財政支援策などの具体的な内容を見極める必要があるとしているが、いつからどのように実施するつもりなのか。

市は、土地や建物について、市民から年に数件の寄付を受けているが、中にはせっかく申出があっても、利用しづらい土地であるなどの理由で断るケースもあると聞く。本市は、自然や景観にすぐれ、都市の人気アンケートでも高い評価を受けており、例えば急坂の上の土地であれば、その眺望を売りにして、首都圏からの移住者向けに家庭菜園つき宅地を開発し、分譲することもできるのではないかと。

市は、あらゆる活用策を模索し、寄付を申し出た人の善意に積極的にこたえてほしいと思うがどうか。

本市の携帯版ホームページ「ノスタルジック小樽」へのアクセス数は、携帯電話3社で月に6万件を超えていると推定され、「小樽」をキーワードに検索したときも、常にトップに表示されるなど、想像を超える人気の高さがうかがえる。これだけ閲覧者が多いのであれば、広告媒体としての価値は十分にあるので、広告の掲載を検討すべきと思うがどうか。

携帯版では、「遊ぶ・泊まる・食べる」として、市内の土産店や飲食店などの情報を見ることができ、掲載されている店舗は限られており、ホームページ上で特に募集もしていない中で、掲載を希望する事業者が現れた場合には、どのように対応するのか。

また、掲載項目は、ごみの収集といった市民向けのものと、観光客向けのものとが混然としており、区分を明確にした方が利用者にとって親切なのではないか。

携帯版ホームページについては、アクセス数は多いものの、中身についてはまだまだ不十分で活用しきれていない部分があるので、改善に努めるとともに内容の充実を図り、費用をかけずに収入増や宣伝効果を上げるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

市は来年度、組織・機構の再編を行い、石狩湾新港の所管を総務部に移行させる意向である。母体協議については、政策判断を要する問題が多く、市長直轄の部署で進める必要があるというが、石狩湾新港と小樽港についての議論の場が、総務・経済両常任委員会に分かれてしまうのではないかと。

市内港湾関係業者の多くが両港で事業を展開している現状にあり、今後はそれぞれが連携を図り、関係を強化することで、さらに相互に発展していくものと思われる。港湾は小樽の経済活動を支える重要な役割を担っていることから、今後も両港を一体としてとらえ、議論し、政策を講じていくべきと考えるがどうか。

本市では、人口の減少に歯止めがかからず、深刻な問題となっている。市はこれまでも、庁内関係部局による「人口対策会議」を開催し、雇用、子育ての観点から分析、検討を行い、その結果を踏まえ、具体的な対策を図ってきたというが、結果として何ら効果が表れていないのではないかと。

今後も人口の増加を見込めない中で、人口減少率を抑えるために何らかの方策を図る必要があると思うが、そのための庁内対策チームを設け、早期に対応すべきではないかと。

また、人口が減少している一方で、交通アクセスのよい地区のマンションなどでは、市外からの転入者が増えているという実態もある。今後の対策を検討する上で、参考にしてはどうか。

現在、少子化が進んでいる原因の一つに、経済的に苦しいため、将来に希望を持たず、子供を産むことにためらいを感じているということが考えられる。今後の少子化対策としては、妊娠期から育児期を通じての子育てをめぐる環境の一層の充実が求められており、経済的な支援も含め、出産や育児に関する不安や悩みなどを解消するための総合的な相談窓口の設置をぜひ検討すべきではないか。

災害はいつ起こるかわからないため、危険に対する意識はどうしても低くなりがちであるが、非常時に備え常に準備をしておくことは自治体の重要な責務であり、非常招集訓練については、その効果を上げるためにも、ぜひ日時を予告しないで行うべきと思うがどうか。

災害対策本部には、無線機がないと聞く。携帯電話が普及したとはいえ、通信設備に被害が及ぶと電話は一切使用できなくなり、その点、無線機は一度に複数の者が情報を聞くことができるなど、一番活用しやすいツールになると思うが、市の認識はどうか。

また、災害時の対応として、アマチュア無線の団体などに協力を依頼している自治体もあるとのことであり、本市もぜひ具体策を検討してほしいと思うがどうか。

当初、任意で指定管理者を決定した市有施設について、契約期間満了に伴い再指定をする場合、新たに公募により業者を選定する考えはあるのか。

来年度から契約管財課で担当するとのことであり、指定管理者が管理・運営している施設に対する市民からの苦情や要望の処理は、対応が可能と思うが、一方でこれらの施設で働く従業員からの苦情は、把握しにくいのが現状であり、労働者の身分や権利を守るためにも、指定管理者となっている企業の従業員を対象とした総合的な相談窓口を別に設置すべきではないか。

最近、全国的に従業員に対する賃金不払いなどが原因で指定を取り消される企業が増えてきており、労働条件の低下を招かないためにも、業者を選定する際の公募や契約の要件に、賃金の単価基準を設定すべきと思うがどうか。

今年4月に実施された全国学力テストの結果が文部科学省から公表され、北海道の小学校6年生は全国で46位、また、中学校3年生は44位と、どちらも非常に厳しい結果であった。本市における児童・生徒の学力・学習状況はまだ分析中とのことだが、今回のテストで実施された科目ごとの基礎や応用の設問に係る個別の結果は、北海道とほぼ同様の傾向にあるととらえてよいのか。

全国学力テストと同時に、各学校長に対して行った自校の状況等に関する学校質問紙調査の結果によると、全国と比較し、道内の小中学校長は自校の児童・生徒を非常に高く評価していることや、夏休みなど長期休業中における学習サポートなどといった学力向上に向けた取組が大変立ち遅れている傾向が明らかとなったが、本市の状況はどうか。

現代の子供たちには食生活の乱れや肥満傾向が見られ、食に関する正しい知識と食習慣を身につける「食育」の推進が求められている。特に学校において、栄養教諭がその専門性を生かして、子供たちと保護者にきめ細かく指導を行うことは大切であると思うがどうか。

本市に配置されている5名の栄養教諭は、給食調理場の業務を担当していると聞くが、今後、調理場業務の民営化に伴い、学校現場での食育に力を割くことができるのではないか。

また、総合学習などの時間で、「食」に関することをテーマとして取り上げてもらうよう促すことはできないのか。

本市では、朝食を毎日食べている子供の割合は80パーセントほどで、全道と同様の傾向にあるとのことであるが、子供が毎日朝食をきちんと取るためには家庭の理解と努力が不可欠であり、「給食だより」などで周知するだけでは十分とは言えないのではないか。

市教委はPTAとも連携し、子供たちの生活状況や健康について十分把握し、その向上を図るための

取組に努めてもらいたいと思うがどうか。

市民のための医療体制とは、市内でほぼすべての医療を完結できることにあると考えるが、そのためには市立病院を含めた市内の医療機関が官民の壁を取り払い、連携・補完し合う中で、市立病院として求められる機能を担っていくという方針で新病院に向けて取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、建設場所を築港地区に決定する以前、量徳小学校を含む現在地と築港の2か所を候補としていたが、仮に量徳小学校に新病院を建設し、現在地を駐車場にするとした場合、現在の建物の解体費用は起債対象となるのか。

また、市教委は、量徳小学校を廃校するとして「小学校適正配置計画案」を取り下げた経緯があるが、このことは、今までの統廃合についての議論はすべて白紙に戻し、新たな枠組みの中でゼロから検討を始めるものと認識してよいのか。

国は、平成14年度に母子及びか婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、児童扶養手当受給者が就労により自立できることを目標に掲げた。本市でも、就労経験が少ない母子家庭の母親が就労に必要な資格や免許を取得するための支援など、母子家庭自立支援給付金支給事業を実施し、就労に向けた支援を行っているというが、利用者はどの程度いるのか。

中でも、「常用雇用転換奨励給付金」制度は、安定した生計が営めるよう、期限付雇用から常用の正職員への雇用形態の転換を企業側に促す目的で創設したもののだが、企業側がこの制度をよく知らないため、これまで十分に活用されていない。自立した生活には、経済的な安定が不可欠であり、市はもっと積極的に企業側に制度の周知を図るべきではないか。

厚生労働省は、平成17年度から、母子家庭の自立・就労支援を目的とした「母子自立支援プログラム」制度を実施している。これは、ハローワークなどと自治体が一体となって就業までのサポートをするものであり、関係機関の連絡調整が円滑に行われ、対象者の個別メニューによるきめ細かな対応が可能であることなどから、本市でも導入を検討してはどうか。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月のスタートを目前にして、いまだ市民から仕組みがわからないなどの問い合わせが多く、説明不足の感が否めない。市は、出前講座などで説明を行っており、今後も希望があれば引き続き実施する考えというが、要請があったときだけ説明するという姿勢ではなく、町会ごとに説明会を開くなど、もっと積極的に周知を図るべきではないか。

現在の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は、被爆者や障害者と同様に資格証は発行されないが、新制度に移行すると、保険料を1年間滞納した場合は資格証が発行され、さらに半年間滞納すると医療給付が受けられなくなるという。これは高齢者にとって命にかかわる問題であり、本市でもそうしたケースの発生が危ぐされるのではないか。

また、保険料には減免措置があるものの、低所得者が多い本市にとっては、それだけでは不十分である。例えば、介護保険の場合、訪問介護利用者については、利用者の世帯全員が市民税非課税で、利用者が自己負担分を支払うことで世帯の収入が生活保護水準を下回る場合などは助成を行っており、これに準じた方法で、本市独自の負担軽減策を検討すべきと思うがどうか。

このほどスタートした町会活動支援員制度は、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、市の幹部職員を町会に配置し、町会活動の支援や市に対する要望の窓口とするもので、今回約3分の1の町会に1名ずつ配置されたとのことであるが、人手の必要なイベントの手伝いなど、複数の支援を要請された場合でも対応が可能なのか。

町会からの要望は多岐にわたると思うが、住民の個人的な問題を相談された場合、市職員という立場

上の制約もあり、どこまで立ち入ることができると考えているのか。

また、町会から、幹部職員に相談したのだからと過度な期待を持たれ、それが解決に至らなかった場合に、制度そのものへの不信感が生まれてしまう可能性があるのではないかと。

今後、制度が普及していくかどうかは、今回、配置された支援員個々の取り組む姿勢にかかっており、そのためには常に町会とコミュニケーションを図っていくことが大切である。市は、こうした状況を踏まえ、制度の今後の方向性をどう考えているのか。

缶等の資源物収集体制について、市は、本年度の収集量を昨年度と同程度と見込んでいるにもかかわらず、収集車両を増やしたのはなぜか。

今後、資源物の収集量が増えた場合、これを処理するための費用も増加すると予想されるが、収集体制を見直すなど経費の抑制に努めるべきではないか。

また、例年、冬期間にごみ収集車の事故が頻発しているが、市は事故原因をどう分析し、再発防止対策を講じてきたのか。

特に、急坂や狭い道路における収集作業を安全、確実に行うために、冬期間は作業員を増員すべきと思うがどうか。

冬期間の通学路は、除雪によって歩道の両わきに雪が高く積まれることなどにより道幅が狭くなり、子供たちは大変危険な状況になるが、雪捨てに関して地域住民や近隣施設へのアドバイスなどは行っているのか。

地域によっては近辺に雪捨て場がなく、側溝に投雪せざるを得ない場合もあると思うが、そのため側溝が雪に埋もれて見えず、子供が落ちる事故も想定されることから、住民への注意を喚起するなど、何らかの対策を図る必要があるのではないかと。

雪に関するトラブルを処理するのは大変なこととは思いますが、市民から苦情があった場合は適切に対応してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

**22番（北野義紀議員）** 日本共産党を代表し、予算特別委員長報告の議案第1号補正予算案に反対の討論を行います。

議案第1号で、後期高齢者医療制度施行基準事業費に280万円の補正予算が計上されています。代表質問で問題点を指摘したのをはじめ、我が党は、これまで何回かにわたって後期高齢者医療制度について、高齢者に対する世界でも例のない差別医療の持込みであるとか、保険料として北海道の場合、平均年間8万6,280円を年金から天引きし、無年金など収入のないお年寄りからも同居している家族に支払わせるとか、医療費がかさめば2年に1回の保険料の値上げとなるシステムになっていることなど、許せない内容を指摘し、その撤回を求めてまいりました。

国民の強い反対の前に、政府は一部先送りを決めましたが、その内容は、これまで子供の扶養家族と

なって健康保険料を払っていないお年寄り、来年4月から9月までの半年間は保険料を免除、その後の半年間は残りの保険料の9割を減額するというだけで、1年後には現行法どおりの負担です。この程度の延期では、人生で最も医療費がかかる世代とそれを支える家族の願いにこたえることにはなりません。

補正予算案はこの制度を促進するもので、賛成するわけにはいきません。後期高齢者医療制度はあくまでも撤回することを政府に強く求めるべきです。

次に、行政改革の一環としての組織・機構の見直しについてです。

市の行政運営は、市民本位を基本に無駄を省き、かつ効率的でなければなりません。この立場から見ると、石狩湾新港の母体協議に関する事務をはじめ、石狩湾新港の事務を総務部の企画政策室に統合することは、果たして効率的な運営になるのか、また、議会審議の上で効率的なのか、甚だ疑問です。

これまで石狩湾新港地域開発事業については、背後地の開発利用は総務部、企業誘致は経済部、石狩湾新港は港湾部がそれぞれ所管してきました。本市議会は、平成11年の市議会議員選挙までは、石狩湾新港特別委員会で審議がなされてきました。それ以降は、経済常任委員会で審議が行われてきています。それを今度は石狩湾新港の事務を総務部の企画政策室に統合するというのですから、石狩湾新港の所管は当然総務部となります。しかし、小樽市は港湾都市であり、小樽市の港湾業者は既に石狩湾新港で業務を行っており、本港も石狩湾新港も小樽の経済と切っても切れない関係にあり、小樽市経済を前提に共通問題として取り組まなければなりません。また、港湾整備や貨物量の動向、入港船舶数などは、両港の財政問題であり、本市財政にとっても切り離して考えることはできません。これを無理やり切り離すという致命的欠陥を生ずることになります。さらに、議会審議の点から見ると、石狩湾新港を総務部で取り扱うことになれば、総務、経済二つの常任委員会で港湾問題を同時に審議しなければならなくなります。港湾のことをよくわかる担当理事者を総務常任委員会に配置するといいますが、これまでどおり経済常任委員会で審議すれば、こんなことをしなくてもよいわけです。

石狩湾新港を総合的に審議すれば、都合が悪いものだから切り離す、そして二つの常任委員会で同時に審議となって、都合が悪くなれば、それは総務常任委員会でやってくださいとか、それは経済常任委員会でやってくださいとか、こう言って逃げることは目に見えています。こんな見え透いた行政改革に名をかりた組織・機構の見直しであり、議会審議をさらに狭めるもので、この点からも認められないことを申し上げておきます。

次に、今議会で大きな問題となったのは、新市立病院計画の一時中断と基本設計の契約解除に関する事です。

この最大の原因は、政府の自治体病院つぶしの中でも新たな最も高いハードルである不良債務の5か年間での解消計画が、初年度で破たんしたことです。

我が党は、昨年12月1日の不良債務解消計画が公表された以降、現在の病院の患者数の動向、医師確保の現実等から、医業収益で不良債務解消計画の病院責任分22億円を生み出せるのか、無理ではないのかという根本的な問題を提起してきました。不幸にして、我が党の指摘が的中しました。また、医業収益が確保されないときは、不良債務解消は一般会計の責任で行うという問題点なども、我が党の指摘で明らかにされてきました。

この11月12日の市立病院調査特別委員会で明らかにされた新病院建設計画の一時中断と契約解除についても、議会に対する説明資料では、基本設計の契約解除という最も肝心なことを欠落させていたことは論外で、議会に陳謝したのは当然でした。また、より根本的な問題として見直された資金収支計画が果たして実現が可能なのか、また破たんするのではないかと、我が党は議会審議に当たって一番心配し、



重視した点でした。この観点から、予算特別委員会で質疑を行いました。

11月12日の見直しされた資金収支計画では、不良債務の解消の財源は、病棟閉鎖による40の病床数の削減による看護師20人の人件費の削減で約4億8,000万円、オール小樽での病院職員の人件費削減が5億円、一般会計からの新たな追加として5億円、合計15億円でした。また、6月の見直しのときの人件費削減5億5,000万円も含めれば、病院の人件費削減は10億7,000万円にも上ります。だから、私は10億7,000万円に対応する病院職員以外の人件費の削減額は幾らかと聞いても、頑として答えようとしません。後日、削減額は26億4,000万円との答弁の補足を行いました。ところが、オール小樽で10億7,000万円が確保されないときは、その差額は病院の独自努力で生み出さなければなりません。その場合、人件費以外の財源をどうやって用意するのか、この問題で質問すると、いかに少ない人数で病院経営をしていくか、病院独自の合理化だとか、経費の節減で不用額の増とか、果ては一般会計からのさらなる支援を相談したいなどと、その説明が次から次へと現時点で考えて実現可能だろうかと頭をかきげたくなるものばかりでした。疑問を呈するのは、これらのことは本来行っておいてしかるべきものばかりだからです。

この間の病院事業会計への一般会計からの繰出しは、地方交付税で措置されている分を除いても、毎年数億円の繰入れです。この病院事業会計の実態で、先ほど説明した差額分が用意できるのか、心配する方が当然ではないですか。財政部も、5億円の新たな追加のほかに、さらなる支援などは相談を受けていないという答弁でしたから、これには驚きました。このこと自体、資金収支計画の見直しが財政当局と十分相談して打ち出されたものではなかったことは明らかで、財政部も最後は相談があれば新たな繰出しについて検討するとなりましたが、しっかりした資金収支計画の見直しでなかったことだけは明白となりました。質疑を通じて見直された資金収支計画が果たして実現可能なのか、またも破たんすることはしないのかの心配は解消されませんでした。

私が注目しているのは、目前の不良債権解消の財源を生み出すためだけに目を奪われ、さらなる病床の削減も検討しているのではないかと、そうであれば医業収益を上げる土台を崩し、際限なく病院の規模を小さくして、道から言われているように、新病院の規模はその時点での採算が合う規模ということに照らせば、新病院建設の起債申請のとき、築港地区の用地などは必要ない規模になってしまうのではないかとことです。

さらに、平成21年度から予定している地方公営企業法の全部適用です。ここで市長が考えているのは、当面の病院の不良債務解消の財源として、病院職員の人件費をそのほかの市の職員と連動させることなく削減できるという伝家の宝刀を手にして、いざというときはこれで何とかしようと考えているのではないかと問題です。

なぜ病院計画をめぐって、こういう問題が次から次へ起こってくるのか、財源の確たる裏づけがないにもかかわらず、病院建設を急ぐからです。我が党はこの困難の根底には、市長の判断の誤りとともに、政府の自治体病院つぶし、社会保障費削減路線が根本にあることを指摘しています。政府は、今になって自治体病院の赤字や不良債務を悪者扱いにしていますが、つい平成14年度までは、病院事業経営健全化計画措置ということで条件はつけられていますが、自治体病院の不良債務解消に一般会計から繰り出した場合、その5割を特別交付税で措置していました。このことは、自治体病院の赤字は全国的に一般的傾向であり、それが不良債務に転嫁することもあり得るから、政府も5回にわたり特別交付税で地方を支援していたのではなかったでしょうか。それを突然、不良債務を理由に5か年間での解消を起債の条件にすることを打ち出してきたことは、総医療費抑制の立場から、自治体病院つぶしに新たに乗り出してきたとしか考えられません。

問題は、こういうときにどのようにして病院建替えを進めるかは、市民の協力と支持、地元医師会や

医療関係団体との合意で進めなければなりません。この大事な基本路線を市長が踏み外していることが、病院建設で市民からさまざまな批判を呼んでいる大きな要因です。建設場所の問題、新病院の規模と医師不足の中での適切な医師数の計画などは、その代表的な例です。これに加え、政府の地方財政削減による一般会計のかつてない困難が重なっていることです。

新市立病院建設計画を白紙に戻して、病院建替えを取り巻く客観的条件を正確に把握し、財政難を勘案しながら、その規模も含め再検討し、抜本的な見直しを行うことが求められています。市長の言うように、白紙に戻したら病院がなくなってしまうかのようなおどかしで、意見を述べる市民に対してそれならどうすればいいのだとの開き直りでは、市民はもとより関係者の協力を得ることはできないことを申し上げ、討論いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

**24番（成田晃司議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成18年度の決算審査及び定期監査を終えて、監査委員はどのような所見を持っているのか。

定期監査において、前年度に指摘されながら、同じ誤りを指摘されている事項がある。本来は、直ちに是正されるべきものと考えますが、指摘した内容を各職員に周知・徹底させるため、どのような策を講じているのか。

市が補助金などを交付している財政援助団体への監査については、18年度は2団体しか実施していないが、市からの交付額が100万円以上の団体だけでも60団体以上あり、仮にこれらの団体をすべて監査するとすれば、相当な人員が必要である。しかし、補助金などの使途が適切かどうかは、何年かに一度はチェックすべきであり、例えば実地監査までは行わなくとも、監査の目を行き届かせるような手法を検討してはどうか。

いわゆる「地方財政健全化法」により、19年度決算からは新たに「健全化判断比率」の審査を実施することから、事務量の増加も考慮しながら、適切な監査の執行に今後も努めてほしいと思うがどうか。

都道府県、政令指定都市等で義務づけられている包括外部監査は、行財政運営や事務がルールに基づいて行われたかどうかを確かめる内部監査とは異なり、特定の事業に絞って深く監査を行い、問題点やその原因、改善すべき事項を指摘するものである。現在、議論されている病院事業会計の貸付金についても、かねてから議会の場では、実質的に赤字分に相当するのではないかと指摘に、市側が異を唱え

ていたが、これも包括外部監査により実態が明らかにできるのではないか。

また、監査委員は、現在、小樽市で実施している内部監査の問題点について、どのように考えているのか。将来的には、包括外部監査を取り入れていく考えはあるのか。

本市の財政状況については、現在、義務的経費が50パーセントを超え、実質公債費比率も20.2パーセントと、各指標の数値からも非常に厳しい状況にあることが確認できる。今回で3年連続の赤字決算となったことに対して、市はどのような見解を持っているのか。

また、今後、財政運営にどう取り組む考えなのか。

18年度決算については、3年連続の赤字で、非常に厳しい状況であるが、市は、財政健全化に向けて全庁挙げて取り組むと決意を新たにしている。しかし、今年度の地方交付税は予算より3億3,000万円も落ち込んでおり、これでは事務・事業の見直しや職員給与の削減などに取り組んで「財政再建推進プラン」の目標額を上回る56億円もの財政効果を生み出した努力が、まるで水の泡ではないか。

病院事業会計の収支計画では、44億円の不良債務を5年間で解消するとしているが、入院・外来患者の落ち込みがとまらず、今年度は既に計画よりも収益が3億円から3億5,000万円落ち込む見通しである。小樽病院では、内科の専門医が不在であるため、医師が患者に他の病院を紹介していると耳にする。これでは収益が向上するはずがなく、このまま病院の経営が改善できなければ、一般会計からの繰出金を追加せざるを得ないのではないか。

これまで財政再建は市民と職員の犠牲の下に進められてきており、今後、さらに負担を強いることになると危ぐするが、これらのマイナス要素を踏まえ、再建に向けた具体策をどう考えているのか。

小樽ベイシティ開発の市税滞納額は約17億円と言われているが、施設内のテナントが埋まらなければ、再建の展望は開けない。市は、財政難の中、この施設が抱える問題解決のため、どのような対応策を考えているのか。

石狩湾新港管理組合は、来年度の予算要求に「北防波堤」の延長と「防波堤（島外）」の新設で、約150億円もの事業を盛り込む考えと聞く。これは、国の基準に従って静穏度不足を解消するために必要な事業というが、14メートルバースには供用開始から8月末までで21隻が接岸し、荷役作業を行っているものの、何ら支障はなかったとのことである。各母体の財政が厳しい今、このような必要性に乏しい事業に、市は断固として反対の態度をとるべきと思うがどうか。

性質別経費の各項目を見ると、人件費は数年前から減少傾向にあるが、扶助費は増加傾向となっており、市は、この内容をどう分析しているのか。

財政状況は依然として厳しく、市長は、みずからカットしている給料の削減率をさらに高めて、財政再建への強い決意を示している。一方、職員数については、保健所や市立病院を抱えているといった事情があるとはいえ、市民1,000人当たりの人数は他都市よりも多く、これまで退職者不補充により削減してきているという。職員が少なくなっても、個々の能力をもっと発揮することで、大きな効果を上げられるものと期待できることから、引き続きその姿勢で行政運営に臨んでほしいと思うがどうか。

市は、一般会計の単年度収支で不足する約2億円を他会計や各種の基金から繰り入れているが、そもそも基金は条例で運用目的が限定されており、直近で基金を使う予定がないからといって、一般会計の不足分を基金から借り入れる形で運用するという財源措置が適切と言えるのか。

特に、社会福祉事業資金基金からも借り入れているが、同基金は「社会福祉事業に資すること」を目的としており、利用者から要望の多い「リフトカー運行事業」の運行時間の延長や福祉除雪の置き雪対策に充てるなど、市民サービスを低下させない目的で活用することが基金本来の目的に合致しているのではないか。

市は、新たな歳入の確保策として、市の封筒や「広報おたる」に広告を掲載しており、18年度から広告媒体を増やしたことで、前年度に比べ約120万円の収入増となった。今後、さらに広告を増やす考えはあるのか。

また、資産ストックの有効活用の一環として、旧青少年科学館などの土地や建物を売却し、18年度は約9,300万円の収入となったが、今後、さらに遊休地等の売却を検討しているものがあるのか。また、売却による収入をどの程度見込んでいるのか。

本市ホームページによるバナー広告枠数は、「小樽市ホームページ広告掲載要綱」により、最大7枠と定められており、現在すべて埋まっているが、これ以上の掲載要望はないのか。

バナー広告掲載料は1か月2万円で、平成18年度の収入は約140万円もあり、もし継続的な需要が見込めるのであれば、値上げしてもよいと思うが、市はどのように考えているのか。

また、広告はトップページにしか掲載されていないが、他のページのあいているスペースを安い料金で提供し、少しでも多く掲載することができるよう検討してほしいと思うがどうか。

和歌山県の北山村では、役場のホームページに特産物などの商品を掲載し、直接販売をしていると聞く。本市においても、特産品などの販売を促進するための仮想ショッピングモールを市のホームページ上に立ち上げてはどうか。

現在、事務執行状況説明書には、市が交付している補助金や助成金については、記載されていないものがある。少なくとも、決算特別委員会で審査するに当たって、事業報告書又は交付先の団体名など、補助金の使途が明らかとなるような資料が添付されてしかるべきと思うがどうか。

現在のように、各部局の判断で記載するのではなく、例えば補助金額を基準にするなど、一定のルールに基づいて交付先、その効果等について記載すべきと考えるがどうか。

明治以来、本市をはじめほとんどの自治体が一般会計の収支状況を単式簿記により示してきたが、国はこれまでの自治体会計制度を改め、民間企業で一般的に用いられている複式簿記への見直しを検討している。例えば、建物を建設したとき、単式簿記の場合には、支出額には当該年度の決算のみが計上されるが、複式簿記の場合には、後年度にわたり減価償却費として計上されるために、当該施設の管理・運営の経費が把握しやすいという利点がある。市が所有する建物などの多くは、今後も処分することなく、そのまま市有財産として存続していくものと考えられることから、土地・建物など現在の資産を次世代に引き継ぎ有効活用を図るためにも、資産価値が明確になる複式簿記による市財政の財務諸表、いわゆるバランスシートを用いた会計手法の導入を検討すべきと思うがどうか。

昨年度より、東京都では財務諸表を格段に早く作成することができる複式簿記システムを導入しており、全国の自治体に対し同システムを無償で配布するというが、当市においても同システムを試行することをぜひ検討してはどうか。

小樽市教育研究会補助金は80万円であり、研究会運営の一部として活用していると聞く。その一つに、教職員を参加対象とした研究部会があり、年5回、通常の授業日の午後2時40分から開催しているとのことだが、授業時数が減少するなど、児童・生徒に対する影響はないのか。

中学校体育連盟補助金として540万円を交付しているが、この補助金の使途は大部分が中体連の大会運営費であり、本来的には教育委員会の事業として考えるべきではないのか。

大会の運営には、最低でも現在の補助金額を確保する必要があり、過去4年間は同額で推移しているが、今後、削減は考えられるのか。

小中学校の給水設備改修事業費は、平成18年度決算で約400万円の不用額が生じている。市教委は、平成17年度中に各校で実施した赤水調査の結果を基に、特に状況が悪い学校を選んで工事をしたとのこと

であるが、赤水に悩まされている学校はほかにもあり、学校における給水設備改修の必要性をどのように認識しているのか。

今後、改修については、いわゆる「学校カルテ」の中で整理されている工事施行履歴等の情報を踏まえた上で取り組んでいくことになるのか。

平成18年度の青果物卸売市場事業特別会計における一般会計からの繰入金は、17年度に比べ1,000万円以上も増加しており、樽一小樽中央青果に対する卸売市場使用料の減免措置が大きく影響していると聞くが、具体的にはどのような内容なのか。

樽一の問題に限らず、同じ市場内で銀行取引を停止された仲卸業者もあるなど、市場関係業者の経営状況は厳しさを増しており、小売店の営業や市場内の運営などへも影響があると思うが、市は今後の見通しについてどのように認識しているのか。

現在、市場関係業者は大変苦しい経営を迫られており、市は積極的に経営や融資の相談に乗るなど、できる限りの支援をしてほしいと思うがどうか。

平成18年度国民健康保険事業特別会計で生じた約6億円の不用額のうち、約78パーセントが保険給付費から生じており、そのほとんどが医療費や給付費などに当たる療養諸費による不用額とのことである。この原因としては、医療制度の改悪や公的年金等所得控除の見直しによる保険料の値上がりなどで、なかなか病院にかかれぬという状況があると考えられるが、市はその辺をどのように認識しているのか。

療養諸費は、保険料を算定する際の影響が大きく、過去の数値を参考に予算を見積もっているというが、毎年多額の不用額を生じており、結果的には繰上償還の財源にするため、意図的に過大な算定をしているとしか思えないがどうか。

国民健康保険制度については、多くの自治体が厳しい財政運営を強いられており、市民負担を軽減するためにも、国庫補助率を45パーセントに復元するよう国に要望してほしいと思うがどうか。

平成18年度における保育料の収入未済額や調定額に対する未納割合は、17年度と比較すると大幅に増えているが、その原因の一つに、本市は、これまで子育て支援策の一環として、政策的に保育料を据え置いてきたため、国の定める基準である「保育所徴収基準額表」とのかい離が大きくなり、これを是正し増収を図る目的で、16年度から3年間で段階的に値上げをしてきたことが考えられる。

ところが、結果的に18年度の納入額は17年度より低くなっており、今後、子育て支援策を一層推進するとともに、収納率を向上させるためには、本市の経済状況をしっかりと勘案した上で、保護者の支払能力に応じた保育料に改めることが、最も重要なことではないか。

市は、夜間急病センターについて、小樽市医師会を指定管理者として、5年間にわたり管理運営を任せ、その費用として年間1億2,100万円を上限として支払うという協定を交わしている。

しかし、平成18年度の患者数は当初見込みの1万人を下回り、結果的に850万円もの追加負担を余儀なくされているが、当初の患者数を過大に算定しすぎたのではないか。

また、人的配置や同センターの運営体制など、あり方そのものを検討し、見直すべきと考えるが、市は、今後、小樽市医師会と具体的にどのような話し合いを進めていくつもりなのか。

もし、協定の内容を変更できないのであれば、収支改善を図るため、総収入の約81パーセントを占めている人件費について検討する必要があると思われるがどうか。

今後は市立小樽病院に救急部を新設し、市内医療機関の医師の協力を得ながら、輪番制により本市の救急体制を確立することを改めて検討する必要があると思うがどうか。

集団資源回収は、現在、307もの団体で実施しており、18年度決算では、これらの団体に対して2,742万円の奨励金を支出している。現在、本市の奨励金は1キログラム当たり5円と、道内他都市より高く

設定しており、仮に奨励金が他都市並みに減額になったとしても、資源回収に対する市民の意識に変化はないと思われることから、集団資源回収に取り組んでいる市民団体に本市の厳しい財政状況を説明し、理解を得た上で、奨励金単価の引下げを行ってはどうか。

昨年度、手宮保育所とさくら学園の屋上防水工事を行っているが、市は、下地調整工事を含む工事内容全般をどのように検討し、設計金額を積算したのか。

業者の選定は指名競争入札で行われたとのことだが、落札率はどちらの工事も予定価格の約98パーセントと非常に高く、大いに疑問を感じる部分もあるが、市は入札方法についてどのように認識しているのか。

財政状況が大変厳しいときでもあり、少しでも落札価格の低下に結びつくような取組を検討してほしいと思うがどうか。

国は、今年度から総合的な児童の放課後対策として、従来の「地域子ども教室」と「放課後児童クラブ」を統合し、「放課後子ども教室推進事業」を実施しているが、本市では、事業の実施方法や補助金など、具体的な内容が不透明であるとして、従来そのまま実施している。この事業は、主に大都市圏における地域教育力の向上を主眼としているものであり、小樽とは事情が異なるというが、以前から「スポーツ少年団」などさまざまな地域での活動が行われており、国が実施する事業をきっかけとして、これらの活動をより充実することが重要なのではないか。

一方、「放課後児童クラブ」については、今回の国の方針により、補助金の算定基準が変更されることであり、現状のまま運営していくことは困難になると危惧するがどうか。

市教委は、新事業で、国が示す基準では、開催日数が多すぎることやボランティア人員の確保といった面で、本市の実態にそぐわないとの姿勢であるが、今後、事業内容の詳細が明確になったとしても実施しない方針なのか。

美術館には小樽にゆかりのある画家の作品が数多く収蔵されているが、傷みがひどいものも多い。

これらの作品は小樽の大切な文化財であり、将来に向け計画的に修復し、維持管理をしていくという姿勢が大切ではないか。

本市の厳しい財政状況では、今後、新たに作品を購入することは当分の間できないと考えられるため、現在、収蔵している地元根差した作家の作品を定期的に展示するなど、市民の関心を引くような企画を立案し、集客につなげてはどうか。

近代美術の権威である酒井忠康氏を講師に招いて開催した一般向けの美術講座には、130名もの参加者があり、市民の関心の高さがうかがえる。今後、美術講座については、広く市民に「文化都市小樽」を感じ、学んでもらうために、年齢階層別に講座を開くなど、参加対象者を絞り込み、講座の目的を明確化した上で行ってはどうか。

また、この講座は、絵画等の美術品に対する感覚を磨く力を養うことを目的として、講師が一方的に話をするのではなく、講師と参加者が対話しながら進行するギャラリートークの手法により行ってはどうか。

国民健康保険の資格証で病院にかかる場合、いったん医療費を全額自己負担しなければならないため、病院にかからなくなるなどの問題が生じており、この交付を少なくする努力が必要と思うが、本市は交付目標数を定めているのか。

また、国民健康保険料の納付相談のため窓口を訪問した際、高圧的な態度をとる職員もいるやに聞くが、相談者が納付しようとする気持ちになるような指導を心がけ、じっくりと話を聞くことができるベテランの職員を配置するなどの工夫も必要ではないか。

国民健康保険の医療費通知は、国の指導に基づき、増加する医療費の適正化を図る目的で長年にわたって行われており、被保険者に対し、受診回数やかかった医療費の額などを年6回通知している。これに係る経費は800万円余りとなっているが、市民には「通知回数が多すぎて無駄ではないか」との声があることから、単に医療費の額だけを通知することには疑問を感じるがどうか。

一方、医療機関では領収書を発行しており、実際に受診した時点で、かかった医療内容や投薬が適正であるかを確認できるような仕組みづくりにこそ力を入れるべきと思うがどうか。

交付税措置上のペナルティがあるため、通知回数を減らせないのであれば、むしろ通知書に予防医療に関する啓発文を盛り込むなど、もっと医療費の適正化に効果的で市民に役立つものとなるよう改善してほしいと思うがどうか。

来年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、老人保健事業特別会計は廃止されることになるのか。

後期高齢者医療制度では、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で老人保健法の障害認定を受けている者も移行対象になると聞かすが、その中で重度心身障害者医療助成制度の適用を受けてきた者には、どのような影響が生じるのか。

また、保険料を年金から天引きするようになるとのことでもあり、一般の方より医療を受ける機会の多い障害者にとって、医療の抑制につながる可能性があると思うが、市の認識はどうか。

制度の変更により、障害者に新たな負担をかぶせるような仕組みは見直していく必要があり、市は、後期高齢者医療制度に移行しなくても、重度心身障害者医療助成制度を受けることができるよう、国に対して改善方を要望していくべきではないか。

「在宅虚弱高齢者緊急通報システム」は、健康に不安を抱える単身高齢者が、例えば心臓発作の時など即座に通報できる仕組みで、一種の命綱としての役目を果たすものと思うが、利用状況はどうか。

市内には約8,000人の単身高齢者がおり、孤独死の問題は身近なものとして感じるが、仮に衰弱して体が動けなくなっても、死に至る前に発見することで一命を取りとめることができるのではないか。

東京都千代田区では、見守ることが必要な高齢者世帯を調査の上、台帳化し、新聞や郵便、ごみ収集など、頻りに訪問するあらゆる業者が連絡会を組織し、協力し合って安否の確認をするという試みがあると聞く。単身高齢者に何らかの接点を持つ者それぞれが常に気にかけることこそ、孤独死の防止に重要であることから、本市においても同様の取組を検討すべきと思うがどうか。

ケースワーカーについては、国が生活保護世帯数に対する配置基準を定めており、本市は43名とのことであるが、実際には1割ほどが不足したままである。市は、生活保護の新規の認定や廃止などについて適正に行っているというが、基準を下回ったままの人数では業務に全く影響がないとは言えないのではないか。

また、ケースワーカーを指導する立場にある査察指導員は、国の基準に照らして実際の配置はどのような状況なのか。

職員を削減している中で、ケースワーカーだけに十分な人員を確保することは困難であるというが、国が求める「適正な保護行政の推進」と、そのために必要とされる「適正な職員配置」との関連を一体どのように考えているのか。

生活保護受給者の中には、自立を目指し就職活動をしなくてもなかなか就職先が見つからず、苦労している者もあり、市が配置している専門の就業指導員を通じて、引き続き一人でも多く就職先が見つかるよう努力してほしいと思うがどうか。

また、仕事につくために必要な技術等を身につけるために支給される生活保護の技能習得費を活用し

て、技能を習得した受給者について、就職状況の追跡調査を行う必要があるのではないかと。

金銭管理がルーズなため、支給された保護費を翌月の支給日前に使い果たしてしまう受給者もいるが、ケースワーカーがその使い道を聞いて無駄がないか確認したり、家計簿をつけさせるなどして、金銭管理について積極的に指導していくべきと思うがどうか。

夜間急病センターの患者数の動向を見ると、平成16年度まで1万人程度と横ばいで推移してきたが、平成17年度以降は減少傾向にあるにもかかわらず、重症の患者が多く、他の医療機関への2次搬送率も高まっているのが現状である。このことは、近年、医療費の自己負担額の増加により、初期に受診することができず、深刻な病状になってから同センターを訪れる傾向が強まっているためとは考えられないか。

冬道の滑り止め対策として砂を散布後に除雪や排雪が行われるなど、それぞれの時間帯の調整がうまくいっていない路線もあると聞かすが、市はその辺をどのように認識しているのか。

ロードヒーティングについては、必要な箇所の整備がほぼ終了したとのことだが、改修時期が来ている古い路線もかなりあるように見受けられ、設備の更新は検討しているのか。

本市は、雪捨場に適した土地が少ないため、やむを得ず小樽港内に雪を捨てているが、この点を解消するため、庁内で議論などは行っているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成19年第3回定例会議案第5号ないし第14号、第16号及び第18号ないし第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

次に、その他の案件につきましては、採決の結果、全会一致でいずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表し、平成19年第3回定例会議案第5号ないし第14号、第16号及び第18号ないし第21号について不認定の討論をし、主な点について述べます。

平成18年度小樽市一般会計は、前年度と比較すると2億2,000万円改善されたとはいえ、歳入において他会計や基金から借入れをし、赤字予算を回避したもので、結果としては11億8,000万円の収支不足を生じ、3年連続の赤字決算になりました。

日本共産党は、三位一体改革による国の責任後退と地方財政の削減で、市財政が極めて厳しい状況の中で、市の一層の無駄な支出を抑え、市民の暮らしを守るという立場から、予算修正案を提案しました。予算修正案の内容は、介護保険料の引上げに対する市独自の低所得者保険料負担助成事業に約7,100万円、障害者自立支援制度への移行に伴う低所得者への利用料負担助成事業に2,000万円を予算化し、定数削減で大議論になった議員定数については、市民の声を反映するため、議員数は確保したまま、議員4人分の歳費に当たる3,900万円の議員報酬削減を提案しました。不要不急の事業、石狩湾新港管理組合負担金の見直しも求めて、この方向で予算規模では約10億円の縮減、借入金では約4億9,000万円を圧縮する内容でした。

市民生活の問題では、例えば普通建設事業費は、市長が就任した平成11年度決算で73億3,200万円、一般会計に占める構成比率は9.6パーセントでしたが、18年度決算では14億7,362万7,000円で2.4パーセントです。生活道路などへの予算は、4分の1に圧縮されました。障害者自立支援法により、障害者に1



割の利用料負担が始まり、市の一般財源からの持ち出しは約2億円も減少しました。しかし、新たな負担を強いられた障害者に対する市独自の負担軽減等は、わずか1,627万円にすぎません。小樽駅前の第3ビル周辺地区再開発事業のための小樽市室内水泳プールの廃止に対し、プール存続を求める市民から、陳情件数2,242件とともに陳情署名が約3万6,000筆も寄せられました。市長は、陳情の声を一度も直接聞くこともせず、プール新設の計画も示さないままでした。石狩湾新港の中央地区3工区埋立地は、10年たっても売却できず、元金65億円の一括償還ができないため、さらに10年先送りとなりました。このため、新たな利息が10年間で13億円加算され、16億7,000万円の金利負担になり、石狩湾新港管理組合負担金として小樽市財政への圧迫に拍車をかける結果となりました。

以上、市民生活を圧迫し、市民要望にこたえることのなかった一般会計決算は、不認定です。

議案第9号小樽市国民健康保険事業特別会計決算認定についてです。

平成17年度末、実質累積収支不足額約28億386万円に対し、18年度決算では17億4,151万円に大幅改善を図りました。国民健康保険料決定の主要基準である保険給付費は、過去の給付費を参考にして決定するといいますが、17年度決算では不用額約8億4,400万円、16年度、約6億5,780万円、15年度、約6億4,550万円です。18年度は約225億4,120万円の予算で、決算では約6億288万円の不用額を生じ、そのうち約4億6,800万円は保険給付費です。高い保険料設定と多額の不用額を生じさせる結果を繰り返しており、問題です。

議案第14号小樽市介護保険事業特別会計決算認定についてです。

18年度は介護保険料を9.1パーセントの値上げを実行し、3年間の保険料は基準額では全道主要都市で一番高くなりました。決算では3億7,330万円の剰余金を出し、約1億9,800万円を介護給付費準備基金へ積み立てました。市民へのサービス給付は居宅介護サービス、施設サービスともに予算を大幅に下回り、不用額は約3億3,800万円にもなります。保険料設定では第1号被保険者数を実際より低くし、税制改正に伴う対象者の見込み増で過大な保険料へ、サービス給付の低下で多額の不用額を出したことは認められません。

議案第16号小樽市産業廃棄物処分事業特別会計決算認定についてです。

桃内一般廃棄物最終処分場の2期工事は、1期工事で建設された調整池や浸出水処理施設では、2期工事の埋立てで出る浸出水が処理できず、改めて追加工事を2億円の費用で実施するもので、市の負担となりました。本来、国の基準に従って実施した工事の不備であり、全額自治体負担は納得できません。国に負担を求めるべきです。

議案第18号小樽市病院事業決算認定については、市立第二病院において治療の一環である病院給食の民間委託が含まれており、認められません。

18年度の事業のうち、オタモイ市営住宅2号棟の建設着手や障害者デイサービスの利用料免除などの事業は、評価します。

以上を指摘しつつ、他の議案については、消費税転嫁、受益者負担増のため、不認定といたします。

(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決します。

まず、平成19年第3回定例会議案第5号ないし第14号、第16号及び第18号ないし第21号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

**25番(前田清貴議員)** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第7号について、市は来年度から組織・機構を見直し、経済部と港湾部を統合し、産業港湾部を新設するという。港湾とつながりのある運輸・倉庫関連業者とこれまであまり関連がなかった他業種との幅広い交流を図り、経済活動の活発化を促すという面があることは理解できるが、港湾部が室になることで、港湾機能の低下を招くおそれはないのか。

また、市は、石狩湾新港の所管を総務部企画政策室に移行するというが、これに伴い、議会における小樽港と石狩湾新港との機能分担や取扱貨物量の比較などの議論が制約されてしまうのではないかと。

議案第8号について、年金の受給開始年齢が65歳まで順次引き上げられることに伴い、雇用と年金の連携を図ることを目的として、国の制度に準じた形で市職員の再任用制度を平成14年度に導入したが、財政状況等を考慮し、翌年度から凍結していた。民間では義務化されている高齢者の雇用情勢や社会環境の変化を踏まえ、来年度から再開することとなったが、給料月額が制度が導入された当初の約半額となっている。職員組合がこの内容を受け入れるに当たり、何か条件が付されているのか。

小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」は本年度、計画の最終年に当たるため、市はこれまでの10年間を振り返り、報告書としてまとめたが、今後の課題を明確にするためにも、将来人口の目標が予測を大きく割り込んだ理由などをはじめ、計画や事業に対する分析や検証も行うべきではないかと。

新たな総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されるが、本年4月に市長選挙が行われたため、計画そのものの着手を遅らせた経緯もあり、具体的な事業を定める「実施計画」については、直ちに策定作業を開始するべきと考えるがどうか。

また、同計画の策定に当たり、市民の参加を求め、懇談会やアンケートなどを行い、意見を集めたが、これを計画にどう反映するつもりなのか。

地方財政健全化法が成立したことにより、平成20年度決算からは、自治体の財政状況のすべてを把握する目的で新たな四つの健全化判断指標が導入されることとなった。これによると、今まで対象としていなかった特別会計や企業会計、第三セクターの不良債務なども審査の対象となることから、金融機関からの借入条件が厳しくなるなど、財源の確保が困難になるのではないかと。

また、今後、他会計におけるさらなるコスト削減の努力が求められるため、来年度の予算編成に当たっては、一般会計からの繰出しについて、どのような考えで臨むつもりなのか。

市は、来年度も財政健全化計画に基づく一般会計の収支計画に取り組むというが、今年度、地方交付税が見込みよりも約3億3,000万円減少したことで、この収支計画において財源が不足する結果となっており、この分をどう補うつもりなのか。

平成18年度に消防組織法が改正され、道はこのたび国が策定した基本指針に基づき、北海道消防広域

化推進計画の素案を策定した。この素案によると、北海道における広域化は、他府県と比較し地理的に広範囲となり、本部機能の低下や人事交流など課題も多く見られるため、本市は慎重に検討や協議を重ねる必要があると考えるがどうか。

また、広域化と並行して、消防無線のデジタル化を図るための協議が進められているが、導入には多額の設備投資が必要であることや、中継局を使用しない状態で比較すると、アナログ無線より通話距離が短くなる等、むしろデメリットの方が多いのではないかと考えるがどうか。

市は、平成18年3月に制定された「小樽市文化芸術振興条例」に基づく「小樽市文化芸術振興基本計画」の素案を公表したが、その基本方針の特に重要な項目として、市内の歴史的文化遺産等の保全と活用が挙げられている。しかし、歴史的建造物などの保全・改修等には多額の費用がかかることが想定されるが、市はこの計画を達成するに当たり、財政措置をどのように考えているのか。

校外学習等助成事業費は、校外学習と総合的な学習の二つの事業に要する経費が含まれているが、総合的な学習においては、講師への謝礼や施設利用などに係る経費を要することからも、ここ数年の予算額は非常に少ないと思うがどうか。

総合的な学習の内容を充実させるためには、予算措置や学習、指導体制等の条件整備を図った上で、教育活動を推進していくべきと考えるがどうか。

また、就学援助は、学校生活が円滑に行われることを目的として、経済的な理由から就学が困難であると認められる児童・生徒に対して、市が学用品費等を助成する制度である。就学援助費については、本市の財政状況からして財源が限られてはいるが、そのような中であっても、就学困難な児童・生徒には今後も引き続き手厚く行っていくよう要望するがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第11号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第7号並びに陳情第3号、第4号及び第186号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号については否決、議案第11号については可決、陳情第3号、第4号及び第186号については採択の討論をします。

議案第7号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案です。

今度の組織・機構の見直しは、市民サービスの向上及び業務量に見合ったスリムで効率的な行政運営を目的として提案されています。市民へのわかりやすさの観点から、医療と保険分野の組織一元化を図るために新たに設置された医療保険部については、高齢者相手の業務が多くなります。さまざまな制度の紹介も含め、新設された部が市民にとって喜ばれる部署として充実されることを望みます。

問題は、港湾部と経済部を統合して産業港湾部とすること、同時に石狩湾新港の母体協議に関する業務は、総務部企画政策室へ編入するとの提案がされたことです。

我が党は、良好な小樽港を衰退に導く石狩湾新港の建設推進は不要不急の無駄な大型開発公共事業であり、地方の財政悪化の原因であると指摘してきました。その指摘は今や明白であり、鉄鋼、石炭、金

属といった貨物はことごとく石狩湾新港へ奪われています。機能分担さえ守れば共存可能との言いわけは、通用しません。しかし、今後とも小樽市の港湾、経済情勢の推進のためには、両港の機能分担、背後地の開発、企業誘致やポートセールスなどといった常に連携して既存施設の活用に向けた取組が必要であり、産業港湾部において所管することがより効率的です。密接にかかわる港湾行政の所管を2か所に分けることは、石狩湾新港の開発行為への小樽市議会でのチェック機能を弱めることにもつながるものであります。

さらには、今度の組織・機構の見直しには、要所要所に業務の民間化ありきです。学校給食、清掃業務、市民の生活、子供の健康や食の安全にかかわる分野でのサービス低下につながることで、賛同できるものではありません。

議案第11号は、我が党提案の非核港湾条例案です。29回目の提案となりました。

原水爆禁止2007年の世界大会では、国連と各国政府に、核兵器全面禁止条約の協議開始要請文を送付しました。2000年核不拡散条約再検討会議での明確な約束、国連ミレニアム宣言など、核兵器廃絶に向けたこれらの誓約が誠実に実行されること、2010年の核不拡散再検討会議に向けて、すべての政府が一致して核兵器全面禁止の緊急性を確認し、その条約の締結に向けて協議に踏み出すよう訴えたものです。スペイン首相、メキシコはエスピノサ外務大臣、ブラジル、パーレーン、イギリスなどから、核兵器の脅威に対する唯一の保障は完全な廃絶しかないことを含めた協議開始に賛同する返事が戻っています。こうした核兵器廃絶、平和への方向に向けた世界の動きに呼応して、世界に開かれた国際観光都市小樽市として、非核港湾行政の推進に関する基本原則を定めましようとするのが条例の趣旨です。

アメリカ艦船寄港の打診を受けるたびに、港湾管理者である市長の悩みが深まります。市民、議会の意思として非核港湾条例が制定されていれば、市長も不要な苦渋の選択を迫られることもなくなるのです。各会派の皆さんの賛同を心から呼びかけるものです。

陳情は、いずれも室内水泳プール早期建設を切望するものです。

小樽市総合計画21世紀プランでは、だれもが日常生活の中でスポーツ、レクリエーションに親しめるよう、子供から高齢者まで市民ぐるみの健康増進運動を推進し、スポーツ、レクリエーション設備の整備・拡充を図り、温水プールの改修を進めてきました。中心市街地の利便性もあり、幼児から中高年齢層まで、水泳学習、病後や障害者のリハビリテーション、競技会などに、年間5万人の利用者が有効に利用してきた公共施設です。

しかし、小樽駅前第3ビル周辺地区開発事業にかかわって、プール利用者の存続の声を聞き入れることなく、室内水泳プールを閉鎖してしまいました。国も小樽市も今後、ますます健康づくりへの市民参加を促していますが、現実が高島小学校温水プールへは通えずに、病後のリハビリテーションに支障を来している人も少なくありません。だれもが安心して利用できる市営室内プールの建設を望む市民の声にしっかりとこたえていきたいものです。

各会派の皆さんの賛同を心より呼びかけて、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**16番（林下孤芳議員）** 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対し、議案第11号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論を行います。

昨年から今年にかけて、小樽港、石狩湾新港、室蘭港などに、アメリカ海軍でも重要な任務を持つと言われるイージス艦や空母が相次いで入港しています。

2004年10月、アメリカ海軍は日本海のみ사일防衛と称して多くの艦船を常駐させ、有事を想定した作戦行動が行われていると新聞報道されています。そうした艦船が友好親善を目的に入港しているとのアメリカ海軍の説明に、納得している市民はいるはずがありません。小樽港に限らず、日本海に面した民間港に相次いでアメリカ海軍の艦船が入港を強行しているのは、港の機能の調査や接岸訓練が目的と言われ、最大の目的は日本のあらゆる港にいつでも自由に入港する権利の確立にあると言われています。また、入港のたびに補給される膨大な物資も、アメリカ海軍が支払うことなく国に請求し、支払を受けていること自体も理解をされることはありません。

沖縄に駐在するアメリカ軍を自国のグアムへ移転するために、日本が負担する費用の総額は3兆円、宿舍の建設は、アメリカ軍のホームページでは1戸当たり2,000万円と公表されているのに、日本は1戸当たり8,000万円負担しています。今年の思いやり予算では、光熱費分として253億円もの大金がつけられています。このように日米の同盟関係は一方的に税金を注ぎ込み、主権を無視されたものになっています。

こうした現状から、日本の国是でもある非核三原則も守られているのかという不信と不満が高まるのは当然であります。核兵器を搭載しているという通告がないから搭載していないという見解は、全く無責任と言わざるを得ないものであり、我が国の主権を放棄するものであります。

沖縄県をはじめとして港湾管理権を持つ自治体では、多くの首長や市民が民間港の使用自粛を訴えています。小樽市は核兵器廃絶平和都市宣言をして二十数年も経過し、平和な商業港としてさらに発展させていくことが市長や私たちの義務と責任だと思います。

議案第11号小樽市非核港湾条例案は、子供たちの将来のためにも大切な条例であり、皆さんにも改めて議案に賛同していただくことを訴えて、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

**4番（吹田友三郎議員）** 議案第11号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論いたします。

このたびの議案第11号小樽市非核港湾条例案について、平成会として棄権をさせていただきます。

なお、棄権の態度表明は、自席にて行わせていただきます。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第11号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第7号並びに陳情第3号、第4号及び第186号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時50分**

**再開 午後 3時15分**

**議長(見楚谷登志)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

**5番(大橋一弘議員)** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、平成15年から16年にかけて、観光基礎調査を実施し、観光客の来訪目的や消費額に関するアンケート調査や、その消費による経済波及効果についての推計を行ったとのことである。この間の観光客の動向の変化や宿泊滞在型観光を目指した取組の効果についても検証するため、再度調査をすべきではないか。

観光基本計画において、官民協働で観光のまちづくりを進めるため設置するとしていた小樽観光プロジェクト推進会議が8月に発足し、4か月が経過した。現在は観光都市宣言に向けた文案の取りまとめ作業の最中と聞くと、会議の今後の方向性はどうか。

本市の今年度上期の観光入込客数は、前年を大きく下回り、旭山動物園の人気が高い旭川市に抜かれたとのことであるが、市はばん回を図るための具体的な方策を考えているのか。

最近スイーツの人気が高く、市内でも例えば堺町通りの洋菓子店では土産を買う観光客が列をなしている。本市には歴史のある菓子も多く、さまざまな小樽の菓子を一堂に集め、土産として買うだけでなく、そこで一服しながら味わえるような施設をつくることで、本市観光の魅力をさらに高められると思うが、ぜひ検討してほしいか。

また、外国人宿泊客数については、前年並みを維持しているが、日帰りの外国人観光客数は把握できないという。しかし、実際に運河周辺などへ行くと、東アジア圏の観光客が非常に多く見られ、そうしたデータを把握する必要性を感じることから、旅行代理店を通じて外国人観光客の動きを押さえるなど、調査する手法を研究してほしいと思うか。

近年、ワーキングプアと呼ばれ、働いても賃金が低いために生活保護基準以下の暮らしを余儀なくされている貧困層が増加しており、大きな社会問題となっている。これは、日雇いや非正規雇用の増加が根底にあり、非常に難しい問題であるが、市はどう認識しているのか。

日本はアメリカに比べ対策が遅れているとも言われているが、国の施策を待つだけでなく、市としても可能な限り雇用対策などの解決策に努めてほしいと思うか。

平成21年度以降の組織・機構の見直しの中に、農業委員会の廃止があるが、どのような理由で項目に挙げたのか。

行政は農地の転用についての事務は担えても、農業の経営については全くの素人と言っても過言ではなく、仮に廃止するのであれば、小樽の農業に対する将来展望を示すことが必要な条件となるのではないか。

今や日本の食糧自給率は40パーセントを切っているが、将来にわたって国民の食糧を確保するためにも、農業を守っていくことが課題となっており、長期的な視点で農業政策を講じなければ、取り返しがつかないことになるのではないかと。

本市は小規模で都市近郊型の農業が多く、手作業に頼る部分が多いことから、これを発展させることで人出が必要になり、ひいては人口増に結びつく可能性もあるが、本市の農業について一体どのような展望を持っているのか。

忍路漁港については、市内でも比較的若い漁業者が多く、将来の発展が期待される地域であると感じる。このたび地元が要望していた漁港の整備について、現在、道が計画を策定中とのことであるが、市はこの事業の費用対効果をどう考えているのか。

事業費は概算で4億円から5億円程度であり、そのうち地元負担は4,000万円から5,000万円程度と見込まれると聞くと、国や道が整備に前向きな場合でも、市は財政事情を理由にして後ろ向きの対応をするつもりなのか。

この事業により得られるさまざまな効果について、結果的に税収増に結びつくかなど、長期的な視点で検討すべきと思うがどうか。

市は、公設青果地方卸売市場の民営化について検討中と聞く。これは国の市場取引の規制緩和の考え方によるもので、民営化による弾力的な経営が可能となるなどの利点が多いというが、本来の公設市場として果たすべき役割については、どのように考えているのか。

市場外流通が増加する中で、地産地消の推進や食の安全を守るためには、利益優先になるおそれのある民営化はすべきでないと思うがどうか。

今回の石狩湾新港港湾計画の一部変更案は、北防波堤の延伸など150億円もの新規事業を盛り込むものであり、これは新たな負担となって市財政を圧迫するのではないかと。

石狩湾新港は、例えば防砂対策や港内のしゅんせつ費用の総額が100億円近くになるなど多額の費用が投じられているが、本市の母体負担金と新港地域からの市税収入の差は、これまでの合計で負担金の方が29億円も上回っており、石狩湾新港建設は必要のないものだったと思うがどうか。

一方、小樽港は防砂対策も不要とのことであり、今後、さらに利用促進を図ることこそが本市にとって重要なのではないかと。

市は、来年度から石狩湾新港の担当部署を企画政策室に移し、新港に関する議論は総務常任委員会の所管となるというが、こうした港湾に関する議論については、両港を切り離して行えるものではなく、今後も経常委員会で審議できるようにすべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第256号は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第257号について、本市が今定例会中に福祉灯油の実施を決断してくれたことは歓迎するが、支給対象世帯に生活保護世帯は含まれていない。その理由として、生活保護世帯には11月から3月までの間、通常の支給分に灯油代も含めた冬期加算分を加えて支給しているためとしているが、今年の灯油価格の高騰は全く予期せぬものであり、今後、日常生活に支障が生ずるおそれも十分考えられることから、生活保護世帯も対象とするよう再検討してほしいと思うがどうか。

また、市内の認可外保育所も灯油価格の高騰によって大変苦しい経営を強いられており、助成を求める声が上がっているが、市はその辺についてどのように認識しているのか。

本市の財政状況が大変厳しいのは理解するが、これしかできないと枠を狭めるのではなく、道や国に意見や要望をもっと上げていくべきではないか。

冬期特別生活支援事業として、福祉灯油を財政状況が大変厳しい折にもかかわらず、市長の英断により実施することになったが、助成は今回限りで認識してよいのか。

助成金は民生委員が対象世帯を訪問して支給することを検討しているとのことだが、その際に、福祉灯油の助成に至った背景や経緯などを説明する文書を添付することが必要と思うがどうか。

道からの補助金100万円を含めた事業費の合計は2,244万円にもなり、国からの特別交付税措置に期待したいが、国が12月25日に開催を予定している第2回緊急対策閣僚会議を経て各自治体に通知されるまで、交付金額が幾らになるのかは全く見当がつかないのか。

市は、平成20年3月末をもって、軽費老人ホーム「福寿荘」の入居者の募集を停止する予定とのことだが、現在、36名の入居者がいるにもかかわらず、なぜこの時期に募集を停止しなければならないのか。

事前に入居者などに施設の老朽化の問題を含めて十分な説明を行い、一定の方向性を示した上で意見や要望を聞き、計画を進めていくのが物事の道理であり、今後の見通しを何も示さず、一方的に募集停止の説明をするのは、いたずらに入居者の不安をあおるだけではないか。

募集停止ありきで行う今回のようなやり方は、決して認められるものではなく、ぜひ再検討してほしいと思うがどうか。

本市では、子育て親子の交流などを促進する目的で、地域子育て支援センター「げんき」などを設置し、支援の拡充を図っているが、出産後間もない親子は外出が非常に難しいため、利用しにくいなどの理由から、利用者が限られているのが現状である。通常、妊婦の不安や負担は出産前より出産後に増すと言われており、核家族化がますます進み、近所づき合いも薄れている中、育児の悩みを相談することができず「産後うつ病」になる確率も高まっており、小樽の子育て支援策として、新生児や乳児がいるすべての家庭を対象とした訪問事業に早急に取り組むべきと思うがどうか。

厚生労働省では、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん」事業を創設しており、本市の子育て支援策をより充実したものにするためにも、事業の実施を検討してほしいと思うがどうか。

国民健康保険料の滞納は全国的な問題であり、本市もかなり深刻な事態になっていると聞く。国は、国民健康保険料の収納率が低い自治体に対し、制裁措置として普通調整交付金の削減を行っているが、本市は直近5か年間で、どれくらいのペナルティーを受けているのか。

また、累積収支不足額は幾らになっているのか。

保険年金課では滞納対策窓口を設置し、納付相談に応じているが、窓口を訪れた市民から納付相談に応じてもらえない、当初定めた金額より低いとの理由で受け取ってもらえないなど、職員の対応の悪さ



についてさまざまな苦情を耳にする。このようなやり方は本来の納付相談とは言い難く、納付計画を改めて相談し直すなど、もう少し丁寧な対応を心がけるべきではないか。

滞納者に対し、再三催告しても納入に応じず未納になっている場合は、「特別呼出」や「差押予告」などの文書が本人あてに送付されるが、最終的には現場窓口の判断で送付し、件数も把握していないとのことであり、滞納改善に全く役立っていないのではないか。

本年4月に設けられた限度額適用認定証は、滞納者には発行しないと聞かすが、本市においてこれまで認定申請に対して発行しなかったことはあるのか。

最近、全国的に高齢者が運転する車による交通死亡事故の報道を目にする。運転免許の更新に年齢制限はないものの、高齢になるに従い、身体的な衰えも顕著になり、運転に適さない状態になることもあると思うが、市はこのような高齢のドライバーに対してどのような対策を行っているのか。

精神状態に何らかの問題が見られるものの、病院での治療を受けるまでもない程度の方がいる家族から、日常生活に不安があるなどの理由で、治療や対処方法などについて保健所が相談を受けることはあるのか。

以前は、どこにどのような人が住んでいるかは比較的容易に把握できたが、現在は個人情報保護の関係などで把握しづらい部分がある。障害を持った方々が地域社会の中で健全な生活を営むことができるようにサポートすることは、行政の重要な役割であり、地域とも連携して、さまざまな問題が起こらないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

本市では、団体の資源回収活動に対し、回収量に応じた奨励金を交付しているが、その助成額を下げる予定と聞く。市の財政負担が減るのはよいことだが、協力してくれている団体には、美しい環境づくりに貢献してきたという意識もあると考えられ、そのような気持ちを失わせないためにも、減額の実施時期をきちんと周知し、協力団体の理解をしっかりと得ながら進めてほしいと思うがどうか。

また、廃食用油は精製するとバイオディーゼル燃料に使用できるとのことであり、原油価格の高騰が続く中、本市でも代替燃料として再利用の検討をすべきと思うがどうか。

市立小樽病院や第二病院で勤務する医師の中には、治療を受けるため道内各地から患者が集まってくるほど優秀な方がいると聞く。そうした方には、患者のみならず、その医師を慕うほかの医師もついてくるという話も耳にするため、今後、より一層、優秀な人材を育てる環境づくりに努力すべきと思うがどうか。

医師は、技術力だけではなく、人間性も評価されることから、このような評判が全道に広まっていくのは大変喜ばしいことであり、病院運営に自信を持って物事に取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号及び第252号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情は採択と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

**8番（中島麗子議員）** 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第258号、継続審査中の陳情第250号、第251号及び第252号について、いずれも採択の討論を行います。

陳情第258号は、生活保護基準の引下げをやめるよう、政府、厚生労働省に要請を求める陳情です。

厚生労働省は、厚生労働省社会援護局長の私的検討会である生活扶助基準に関する検討会の報告を基に、生活保護基準の引下げの方向を明らかにしました。1984年以来、生活保護基準は一般国民の消費水準の60パーセント程度とされてきました。ところが、検討会では、低所得世帯の消費実態を踏まえた見直しを行うと、低所得層との比較を問題にしました。夫婦と子供1人の低所得世帯の場合、1,627円、60歳以上単身世帯は8,378円、それぞれ低所得世帯の生活扶助に相当する支出額より扶助基準が高いとしています。

しかし、同志社大学の教授らの調査結果では、生活保護基準以下の生活者のうち、実際に生活保護を受給している割合は捕そく率といますが、16.3パーセントから19.7パーセントと推計し、一般世帯に対する安全網としてほとんど機能していないと指摘しています。外国では、イギリスが8割、アメリカが6割ほどの捕そく率で、イギリスのハリー・ポッターの著者、J.K.ローリングさんも生活保護を受けながらこの作品を書いたことは、あまりにも有名です。

だれもが生活に困ったときに受けられる制度です。同じ低所得者生活で生活保護基準よりさらに低い額に合わせて引き下げるとは、貧困を拡大し、格差拡大につながるものです。

また、生活保護基準の引下げは、生活保護世帯だけでなく、国民全体に重要な影響を及ぼします。今国会で成立した最低賃金法の改正にも、生活保護基準を下回らないことが盛り込まれましたが、収入が少ない世帯の負担軽減のさまざまな支援策と連動しています。就学援助費や特定目的住宅入居基準、介護保険の保険料や利用料、公立高校の授業料減免、障害者自立支援法の利用料等のほか、生活保護基準額で決定される市民税非課税基準は、各種減免制度の基準になっています。生活保護基準を引き下げると、所得減と負担増で苦しむ一般世帯の家計を直撃することになり、国民生活への多大なマイナス影響は避けられません。

日本弁護士連合会は、安易かつ拙速な生活保護基準の引下げに反対する声明を発表し、生活保護基準が憲法第25条の示す国民生存保障の基準を決する重要な基準であるとし、市民生活全体に大きな影響を与えると述べています。

今回の生活保護基準引下げの根拠となった報告を提出した生活扶助基準に関する検討会の委員5人全員で、報告書の内容は、生活扶助の引下げを求めたものではなく、慎重にあるべきだとする文書を出しています。

陳情の願意は妥当、採択を主張します。

厚生常任委員会では、自民党は国会で審議中のため継続審査としていますが、市民の陳情に対してこたえず、国の動向で判断するのであれば、市民の負託を受けた議員としての役割を果たしたことになるのでしょうか。

公明党は、今日の政府の判断では平成20年度は見送りが確認されている、来年度予算に生活保護基準引下げ反対の陳情の趣旨は満たしているとして、陳情採択の必要性はないとしながら、健康で文化的な生活を保障する生活保護制度は、生存の権利にかかわる問題を包含しているとして、政府の動向をしっかりと見守る立場で継続を主張しました。

現在の生活保護制度を生存権の問題として認めるなら、生活保護基準引下げには明確に反対し、陳情

趣旨に賛成して採択すべきです。

既に政府は来年度の実施はしないといいますが、この変化をつくったのは、全国の議会から送られた陳情や請願、意見書、要望、全国生活と健康を守る会をはじめとした多くの市民の運動です。ともにこの運動にこたえて、生活保護基準の引下げ反対に参加されることを求め、強く採択を呼びかけます。

この問題の最後に、市長に要求いたします。低所得者に対する福祉灯油の実施を求める陳情第257号は、全会一致で採択になりました。生活保護世帯には冬季加算が支給されていますが、灯油高騰の影響は低所得者層と同様、深刻です。ぜひとも生活保護世帯にも福祉灯油を支給するよう要望します。

陳情第250号及び第251号は、いずれも小樽市独自の障害者施策の充実を求めるものです。

障害者自立支援法が実施されて1年半、定率1割の応益負担は予想を超える深刻な影響をもたらしています。厚生労働省の調査でも、利用者負担増を理由に施設利用を中止した人は1,625人になります。福田内閣は世論と障害者の運動に押され、障害者自立支援法の抜本的見直しを検討するとの方針を打ち出しています。野党が多数を占める参議院では、民主党が障害者自立支援法の改正案を提出しています。所得保障が充実するまでの当分の間、福祉サービスの利用者負担を所得に応じた応能負担に戻すというものです。応益負担廃止に必要な財源は年510億円、米軍再編予算3兆円の60分の1にすぎません。

我が党は、障害者自立支援法の根本の問題である応益負担制度の廃止を一貫して求めてきました。障害者自立支援法の見直しが高まる中、市に対して障害者の社会参加、支援の充実を求める陳情の願意は妥当であり、採択を主張します。

陳情第252号は、KDDIがリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請についてです。

今回、さらに陳情署名数が226名追加され、合計574名になり、地域住民の運動が続いています。電磁波は約20センチの距離で心臓のペースメーカーを狂わせるおそれがあると言われ、飛行機内や病院内では使用禁止です。最近、携帯電話が使用できる飛行機の開発が話題になっていますが、健康被害を心配する住民の不安にこたえないまま強行実施をすると、さらに大きなトラブルになりかねません。陳情は市が業者に働きかけることを求めるものであり、安心・安全のまちづくりのためにもこたえていく必要があります。

陳情の願意は妥当であり、採択を求め、各会派の皆さんの賛同を呼びかけて、討論を終わります。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇)(拍手)

**2番(千葉美幸議員)** 公明党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第258号「生活保護基準の引下げ反対要請方について」に対して継続審査を主張する討論を行います。

厚生労働省は、厚労省社会援護局長の私的検討会である生活保護基準に関する検討会を設置し、議論を行ってまいりました。その中で、所得の低い層と生活保護基準との比較が主な検討課題として議論されてきたと承知をしております。

一方、この問題に対する今日の政府の判断は、生活保護費引下げは、平成20年度は見送りとの方向性が確認されているところでございます。政府は、生活保護費のうち、食費や光熱費などの基礎的な生活費となる生活扶助の基準額には慎重な意見があり、生活保護費全体の総額は維持するとの見通しが示されております。

したがって、この陳情第258号は、来年度予算に生活保護基準の引下げをやめるよう要請することが趣

旨であり、現在の政府の動きからして、陳情の趣旨は満たしていると思われます。

しかし、我が党は、健康で文化的な生活を保障する生活保護費は生存の権利と福祉の根幹にかかわる問題を包含しているとの基本的な立場は不動でございます。

したがいまして、この生活保護行政にかかわる今後の政府の動向をしっかりと見守るとの意味を含めまして、この陳情第258号を継続審査とすることにいたしましたので、議員皆様の御賛同をお願いしまして、討論とさせていただきます。(拍手)

**議長(見楚谷登志)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号について、一括採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号及び第252号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 10番、斉藤陽一良議員。

(10番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

**10番(斉藤陽一良議員)** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、継続審査中の陳情第245号及び第255号に関する質疑といたしましては、これまでの議論の中で、市はラブホテルの建築規制について何らかの必要性があるとのスタンスで研究、検討していくとのことであったが、現時点での調査を踏まえ、その方向性に変わりはないのか。また、他都市へのアンケート調査などは年明けにも結果をまとめていくとのことだが、制定に向けた今後のスケジュールはどのように考えているのか。

ラブホテルの建築を規制する条例等の制定については、第3回定例会において「全道建築行政連絡会

議の議論経過を待つ」との答弁もされていたが、その経過はどのようなものであったか。

また、調査中である他都市の条例のうち、市として参考に取り入れるものはあったのか。法令に抵触するようなものはなかったか。

ラブホテルの建築場所の規制は、未成年者などを近づけないようにするためにも必要と思われるが、条例自体の違法性が建築主側から訴えられ、敗訴した例もあると聞くので、制定に当たっては慎重に取り組んでほしいと思うがどうか。

次に、その他の質問といたしましては、除雪弱者への置き雪対策を試行する対象路線は、除雪ステーションごとに町会の合意が得られた1地域を指定するが、六つのステーションのうち一つで合意が得られなかったとのことである。これは、第2種路線において、これまで積雪深15センチメートルで除雪出動することになっていたところを、試行に当たって20センチメートルとすることに住民が不公平感を抱いた結果ではないか。

試行については、この冬も検証を重ねながら進めていきたいとのことだが、除雪水準を変えずに置き雪処理はできないのか。

20センチメートルにこだわるのは、2年間の試行で成果が得られた場合、それを受けて最終的に第2種路線の除雪水準を全面的に引き下げるための布石としたいからではないか。

市営住宅の空き室情報は、本年10月から電話やホームページで24時間確認できるようになり、平日に情報収集ができないなどといった市民の不満が解消されることになった。このサービスは市民にとって待望の施策と考えられるため、より多くの利用がなされるよう、さらに周知に努めてほしいと思うがどうか。

また、公営住宅への暴力団関係者の新規入居制限については、国土交通省から通知が出されているが、全国で4割の住宅が実施していないとされ、小樽市もその一つと聞く。現在、小樽市の市営住宅に暴力団関係者が入居している事実はないとのことだが、道営住宅では来年4月から制限が実施されることから、市営住宅入居者の安全確保のためにも、市としても実施することを強く望むがどうか。

市営住宅に申し込む際、特定目的住宅用の窓口となる市役所と、一般住宅用の窓口となる指定管理者の事務所とは離れているため、併願の申込者は不便を強いられている。現在、窓口の一本化に向け、さまざまな方法を検討しているものの、実現には時間を要するとのことであるが、申込者の利便を考えたとき、一日も早い改善が望まれるがどうか。

また、5年以上入居し、2年間続けて収入基準を超過した高額所得者への明渡し要請や、家族が減り、少人数になっても大きな間取りの居室に住み続けているような、いわゆるミスマッチ世帯に対して、住み替えなどの取組を行っているが、容易には進まないとのことである。市は、真に入居が必要な困窮世帯に支障が出ないよう、今後も引き続き対策を講じてほしいと思うがどうか。

小樽市の景観条例における建築物の色指定は、特別景観形成地区内の小樽駅前及び中央通地区で、色彩の尺度となるマンセル値による基準色が示されている以外は、具体的な数値を用いた基準は定められていない。埼玉県戸田市では、明確な色彩ガイドラインを策定し、建設業者や建築主に示しており、大手外食チェーンの店舗では、実際に看板などの色調を派手なものからやわらかな色合いに変更したという事例もある。小樽市においても「けばけばしくない」「周りとの調和が保たれる」といった基準で企業に対して協力を依頼し、景観地区内の色調を守ってきた経緯があり、これまで色に関する住民からの苦情も聞かれないとのことだが、これからは明確なガイドラインを定め、落ち着いた景観形成に生かしてはどうか。

小樽地方合同庁舎は、新庁舎の実施設計が行われており、庁舎整備事業地域連携懇談会には、港湾部

とともに建設部も参加し、景観等に配慮するよう要望しているとのことだが、その内容は型どおりのものになっているのではないか。

当該地区は、海側、陸側の両面から見ても、小樽市の景観にとって重要な地域である。実際に建設されてから、景観になじまない建物ができ上がったということがないよう、建築素材などを含め、細部にわたって国に強く要望すべきと思うがどうか。

現在、特別景観形成地区では一部を除き、建築物の高さ制限がされているが、地区外には制限がなく、地価も下がっていることから、比較的マンションを建設しやすい状況にある。小樽の人口が減少していく中、将来的にはマンションの需要が減り、老朽化しても建て替えられずに廃きょのようになっていくことが懸念される。他都市では高さ制限の対象を市街地のほぼ全域としている例もあるので、これらを参考に、景観地区以外であっても一定の高さを超えないよう、今から誘導していくことが必要ではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号及び第246号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情はいずれも採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

**21番（古沢勝則議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、継続審査中の陳情第1号及び第246号は採択の討論を行います。

陳情第1号は、沿線市民の生活にとって唯一の生活道路である市道潮栄線の一部ロードヒーティングの敷設を求めるものであります。

冬場を安全・安心に暮らしたい、このように願う陳情の願意は極めて切実であります。

陳情第246号は、市道桜18号線の道路幅員を拡大整備することを求めるものであります。

建設常任委員会における現地調査において、地形、道路幅員、形状などから、大変困難な案件であることは承知しています。しかし、現地調査の際、同行された陳情者自身が、市道基準の整備でなくてもいい、現状の幅員を少しでも広げてほしいと述べていました。幅員が狭くても、この道路は市が管理責任を持つ市道であります。この陳情の願意にこたえるのも、また、市の責任ではないでしょうか。

以上であります。この際一言だけ申し添えておきます。前回のことであります。ラブホテルの規制を求めた陳情に対して、自民党、公明党の皆さんは賛成の立場をとりませんでした。市長や担当部長まで陳情の趣旨に理解を示し、規制に向けた前向きな検討、研究を約束したにもかかわらず、採択を主張しません。しかし、今定例会での質疑を通して、今度は自民党、公明党の皆さんも賛成、採択へと転じられました。大いに歓迎であります。言論の場、議論の場として議会も捨てたものではない、このように受け止めたのは私一人でしょうか。

本件陳情案件についても、議員各位が市民の側に沿った見識を發揮され、ぜひ賛同されるように期待をして、討論といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号及び第246号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(見楚谷登志)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 24番、成田晃司議員。

(24番 成田晃司議員登壇)(拍手)

**24番(成田晃司議員)** 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、このほど新病院建設に係る基本設計業務を中断し、契約を解除したが、委託業務のうち、地質調査などを除いた基本設計については、既に51パーセントが完了したとのことである。これは想像していた以上に多いと感じるが、具体的にはどのような作業まで完了したのか。

今後は、中断した業務をいつ再開できるかが最大の関心となるが、まずは医療機器購入に係る起債許可の動向を見極める必要があるとのことであり、見直しについてはどう考えているのか。

現段階では、国の地方財政対策や自治体病院に対する経営健全化支援措置などが明らかにされておらず、病院の収支計画の実効性に影響を与える財政健全化計画がどうなるかが不透明であることから、具体的な情報が判明次第、議会に示してほしいと思うがどうか。

市は、新病院に係る基本設計業務の委託契約解除に伴い、これまでの業務履行部分を地質調査等も含む契約額全体の43パーセントと算定し、委託業者への支払額を約2,500万円としたが、これは想像していたよりも多い額である。委託業者からは契約に基づき業務実績報告書が提出されているものの、途中経過であるため、現段階では公表できず、情報公開請求にも応じない考えというが、議会として金額の妥当性を検証できないことは問題であり、報告書を示すべきではないのか。

市は、医療機器の購入に当たり、起債導入の裏づけとなる病院事業会計の収支計画を本年6月に引き続き今回再度見直したが、今後の見直しはどうか。

起債が許可されない場合はリースで対応する考えというが、計画達成についての成否を道は具体的にはどのように判断するのか。

この新たな収支計画には、入院・外来収益に前回の見直し以降の実績値をそのまま入れたものであり、起債許可を得るためのつじつま合わせの計画との感が否めない。今後、実績との大幅な乖離が生じた場合、さらに見直す考えなのか。

総務省の公立病院改革懇談会によるガイドライン案は、経営効率化のため病床利用率などの数値目標を示した改革プランの策定を求めているが、市立小樽病院は許可病床数と実病床数の差が300床以上あり、仮にこれを削減せざるを得なくなった場合は、2億円近くの交付税が算定されなくなるという心配はないのか。

市は、このほど新病院建設用地の購入を平成20年度に先送りし、基本設計については委託業務を一時

中断したが、できれば来年にも再開したい考えとしている。このガイドライン案に加え、道は広域化・連携構想素案を示しており、これらの方針を全く考慮せず新病院建設を進めることはできないのではないかと。

国や道の地域医療に対する新たな考え方からすれば、北後志における市立病院のあり方について議論を始める必要があると思うが、一体どのような枠組みで取り組む考えなのか。

こうした流れの中で、市は、今こそ腰を据えて、管内の自治体や医療関係者との協議を深め、市民が納得できる適正な規模の市立病院づくりを目指してほしいと思うがどうか。

市は、平成21年度から市立小樽病院に地方公営企業法を全部適用し、管理者を置く考えであるが、起債導入に向けた収支計画では、当該年度の経営努力による不良債務解消額は4億円以上となっており、管理者の選定に当たっては、これほどまでに厳しい経営改善の達成を条件にするつもりなのか。

仮に、医療機器の起債が3月に許可されなかった場合、単にリース契約に変更すればよいというのではなく、道が経営状況を見定めた上で判断した結果である以上、深刻に受け止めなければならないのではないかと。

また、その際は20年度に、改めて収支計画の修正が必要となるが、管理者の選定作業と時期が重なり、人選が非常に困難になると思われるが、市の認識はどうか。

病院事業会計は、一般会計からの繰入金が付加税措置分だけでは足りず、さらに上乗せしているのが現状である。本来、交付税は不採算部門などへ補てんすることで収支均衡を図ろうとするものであり、これまで収支不足の生じる原因をどう分析し、どのような対策を講じてきたのか。

例えば、企業であれば自社ビルを売却し賃貸することで、不良債務の解消に充てることはよく見られる手法であり、公立病院といえども、こうした柔軟な発想で新たな経営改善策を検討すべきではないかと。

今回の基本設計業務の中断と建設用地購入の先送りは、新病院の実現性について市民に大きな不安を与えていることから、市は、早期に新病院建設に向けた作業を再開できるよう、さらに努めてほしいと思うがどうか。

昨年、厚生労働省が策定した新医師確保総合対策によると、大学の医学部における地域枠の拡充を推進するほか、医師不足の深刻な地域に対し、新年度から医学部の定員増を認め、国立大学でも90名の増加になるとのことである。現在、本市は、主に北海道大学や札幌医科大学の協力を得て医師の確保に努めているが、いつまでもそのような状況が続くとは限らず、今後は本市と交流のある地域との連携や人脈を活用するなど、多様な医師の確保対策を図る必要があるのではないかと。

本市も、臨床研修医の受入れ態勢や給与をはじめとする待遇改善を念頭に置きつつ、新市立病院の特色を積極的にアピールしていく必要があると思うがどうか。

また、医師の退職による患者離れも懸念されるが、医師の定着化を図るため、どのような取組をしているのか。

東京都日野市では、公金を支払う際の市民の利便を図る目的で、本年12月3日より、クレジットカードで市税等が納付できる「クレジットカード収納」の実証実験を開始したと聞く。現在、国民の80パーセント以上がクレジットカードを所有していると言われており、本市の両病院においても、カード決済を取り入れることで、会計の待ち時間の短縮や現金を所持しなくても支払ができるなど、市民サービスの向上が期待できることから、積極的に導入を検討してはどうか。などであります。

なお、閉会中の11月12日に開催されました当委員会におきましては、新病院建設に対する方針について、病院事業の資金収支計画の見直しについて、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

また、本定例会中の12月20日に開催されました当委員会につきましては、秘密会とした上で、市立小



樽病院統合新築工事基本設計業務実績報告書の閲覧を行いました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきましては、採決の結果、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第12号ないし第16号」を一括議題とし、議案第16号につきましては、提案説明を省略し、議案第12号ないし第15号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 市長。

（山田勝磨市長登壇）

**市長（山田勝磨）** ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第12号工事請負契約につきましては、廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事の請負契約を契約金額7億9,275万円をもって岩田地崎・久保・近藤・山吹共同企業体と締結するものであります。

議案第13号平成19年度小樽市一般会計補正予算につきましては、灯油価格の高騰が生活困窮世帯の冬の生活に与える影響を勘案し、この冬に係る特別の措置として、灯油購入経費の一部を助成するための所要の経費を補正するものであります。これに対応する財源といたしましては、道支出金及び諸収入を計上いたしました。

議案第14号小樽市公平委員会委員の選任につきましては、菊池正平氏の任期が平成19年12月31日をもって満了となりますので、新たに小笠原眞結美氏を選任するものであります。

議案第15号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、泉幸子氏、山崎忠顯氏、加納萬壽美氏の任期が平成20年3月31日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長（見楚谷登志）** これより一括採決をいたします。

議案第12号、第13号及び第16号については可決と、議案第14号及び第15号については同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第18号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第18号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第5号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

**7番（菊地葉子議員）** 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第4号について提案説明をします。意見書案第1号はJR不採用事件問題の早期解決を求めるものです。

国鉄の分割民営化が実施され、20年経過しました。問題解決を見ることなく、既に46名の方が亡くなっています。これ以上の長期化は許されないものです。ILOの解決に向けて真剣に検討するよう要請するとの勧告も、7度目です。問題解決に向けて、関係者との話し合いを早期に開始するよう求めるものです。

意見書案第2号は新テロ特措法制定ではなく、アフガン問題の政治的解決への転換を求めるものです。

夏の参議院選挙で国民が審判を下した結果として、テロ対策特別措置法は11月2日に効力を失ったのです。アルカイダなどアフガニスタンを拠点とするテロ勢力の海上移動や活動の資金となる麻薬、武器の取締りを行う多国籍軍への補給、これがインド洋での海上自衛隊の給油活動の建前です。対テロ報復戦争の一環として多国籍軍の活動が始まった2001年以降、14万回以上の無線照会、1万1,000回以上の立入検査にもかかわらず、明確なアルカイダ関係者は一人も拘束されていないというアフガニスタンの現実が示すように、こうした活動はテロ根絶に役立っていないことは明らかです。

この間、アフガニスタン上院は駐留外国軍に対して掃討作戦の中止を、カルザイ大統領にはタリバンとの直接和平交渉の開始を求める動議を採択しました。カルザイ大統領自身、同時多発テロ6周年に当たる9月11日、タリバンやその他の反対勢力とのあらゆる話し合いに応じる用意があると表明し、政治的解決へ機運が大きく高まっています。

政府・与党は新テロ対策特別措置法の成立に固執するのではなく、政治的解決に向け、外交努力をすべきです。そうした努力こそ、国民世論に沿ったものです。

意見書案第3号は、沖縄戦「集団自決」教科書検定意見の撤回と是正を求めるものです。

9月29日、教科書検定意見撤回を求める県民大会が宜野湾海浜公園で開かれ、11万6,000人が参加しました。大会実行委員長のあいさつを紹介したいと思います。

国は戦後62年間、集団自決が日本軍による強制誘導によって起きたと認めながら、なぜ、今、否定するのか、教科書検定審議会は沖縄戦争体験者の聞き取り調査や平和祈念資料館など、戦争の悲惨さを確認する必要があるが、その形跡すらない。公正中立を装いつつ、シナリオどおりに修正を求めたものであり、検定意見は審議を隠れみのにした文部科学省の自作自演としか思えない。史実は史実として正しく伝え、悲惨な戦争を再び起こさせないことが私たち県民の責務。集団自決体験者で今まで決して口にする事のなかった方々が、次々と口を開き、沖縄戦の史実を変えようとする事に怒りを大きくし、さきの県民大会に結集していったといえます。

政府は検定意見の撤回と記述の回復をみずからの責任で行うよう求めるものです。

意見書案第4号は後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度改悪の凍結・再検討を求めるものです。

2006年6月に成立した医療制度改革関連法案は、第一に高齢者の医療費抑制をねらったものであり、その具体策は今度の後期高齢者医療制度をはじめとした療養病床の食費、部屋代の大幅値上げ、高額療養費や人工透析の患者負担増です。後期高齢者医療制度は75歳以上すべての高齢者が別立て医療保険に加入、保険料は年金からの天引き、滞納者からは保険証を取り上げ、制度の内容が明らかになるにつれ、ひどすぎる、敗戦から62年、あの時代に青少年期を過ごし、高度成長期を支えてきた年代をいじめるものだとの声が上がっています。

何より問題なのは、こうした医療制度改悪の内容が当事者の多くに知らされないまま施行されようとしていることです。内容の再検討を含め、来年4月の施行を凍結することを求めるものです。

以上、各会派の皆さんの賛成を呼びかけて、提案説明といたします。（拍手）

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 13番、佐藤禎洋議員。

（13番 佐藤禎洋議員登壇）（拍手）

**13番（佐藤禎洋議員）** 提出者を代表して、意見書案第5号北海道新幹線の建設促進を求める意見書案について、提案の趣旨説明を行います。

北海道新幹線は、我が国的高速交通体系の骨格を形成する上で、極めて重要な国家的プロジェクトであります。新幹線整備は、人と物の流れを飛躍的に拡大することにつながり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために欠かすことのできない社会資本であります。

平成17年5月に一部区間となる新青森 - 新函館間の着工が実現し、平成27年度末の開業を目指して、現在、渡島当別トンネルの掘削など、建設工事が順調に進められています。しかし、北海道新幹線の効果を最大限に発揮させるためには、札幌までの延伸が不可欠であることは言うまでもありません。

国におきましては、今年5月31日に与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームが発足し、新函館 - 札幌間を含む未着工区間の整備計画の見直しを開始されたところであります。

また、道内選出国會議員でつくる北海道新幹線早期実現推進議員連盟は、新幹線への配分要望額を300億円として努力されています。

まさに札幌延伸の早期実現に向けた正念場を迎え、関係する地域におきましても、一致協力の下、これまで以上に国に札幌延伸の必要性を訴えていくことが求められています。

道議会においては、原案のとおり、全会一致で可決され、札幌市においても、市長みずから先頭に立ち、札幌市議会で可決されました。特に、本市においては、駅部調査が来年度実施されるのではないかと期待が高まる中、積極的なアピールは欠かせないものと考えております。

小樽市民の悲願である小樽を経由しての札幌までの延伸は、一日も早い工事認可を取りつけることが先決であります。

以上、小樽市議会の全会一致をもって北海道新幹線の建設促進を求めるよう、全議員の賛同をお願いいたしまして、提出者を代表しての提案の趣旨説明といたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

**9番（高橋克幸議員）** 公明党を代表し、意見書案第5号北海道新幹線の建設促進を求める意見書案について、賛成の討論を行います。

北海道新幹線は、平成17年4月、工事実施計画が認可され、翌5月に着工し、現在まで着実に工事が進展しているところであります。

そもそも新幹線とは、全国新幹線鉄道整備法に基づき、国が建設を決定する高速鉄道であります。現在の営業路線は6路線となっており、その他は1973年決定の整備計画において、今後、建設すべきであるとされた5区間の中に北海道新幹線もあり、いわゆる整備新幹線と言われているものであります。

さて、新幹線のもたらす効果は大変大きいものと言われています。現在進められている新青森 - 新函館間の開業によって、直接的な経済効果は年間163億円と推計され、さらに新幹線開業により、他産業で誘発される生産額は年間198億円であり、合わせて経済効果の総額は361億円と推計をされています。

また、北海道新幹線が札幌まで開業したとする推計では、先ほど述べた新青森、新函館における経済効果の約6倍に当たる効果が生まれると想定されているのであります。

さらに、首都圏や東北をはじめとする本州と結ぶ高速鉄道ネットワークとしての役割は大変大きく、北海道の大きな起爆剤であり、活性化に多大な影響をもたらすものであります。

このようなことから、我が党の風間参議院議員は、与党の整備新幹線建設促進プロジェクトチームの北海道担当として、北海道新幹線の実現のために精力的な活動を展開してきたところであります。

さて、先週の12月14日、政府与党の整備新幹線検討委員会が官邸で開催され、北海道及び北陸の未着工区間の建設財源確保のため、政府・与党のワーキンググループを設置することで合意をいたしました。その中の検討事項として3点が挙げられており、1点目に未着工区間の財源確保、2点目に地方負担への配慮、3点目に並行在来線などの課題であります。この中にある在来線の課題については、我が党も大きな課題であると認識をしております。ただ、この検討事項の項目にあることから、さまざまな検討がなされるものと思っております。

さて、注目されている札幌での動向であります。先ほども提案の趣旨説明でありましたように、札幌市議会においては、今回の意見書案と同様の意見書が提出されており、この中では民主党や日本共産党の皆さんも賛成をされており、さらに提出者となっているところであります。

小樽市議会にあっても、同様に皆様に賛同していただけるものと確信をしているところであります。

いずれにしても、この新幹線札幌延伸については、小樽市においても官民を挙げて大きな運動となっており、また一日も早い新幹線の建設は市民の大きな願いであり、小樽市議会としてもぜひ全議員の皆さんの賛同をお願いするものであります。

以上、討論といたします。(拍手)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

**議長(見楚谷登志)** 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**20番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表し、討論をします。

意見書案第1号についてです。

1987年、国鉄の分割・民営化が実施されて20年という長い月日が過ぎていきます。国鉄の分割・民営化を審議した国会で、JRの採用に当たって差別がないこととする国会決議や、ただの一人も路頭に迷わせないと国会答弁があり、さらに2003年12月、最高裁が組合差別があった場合、国鉄、次いで国鉄清算事業団、現鉄道・運輸機構がその責任を負うとの判決、次いで鉄建公団訴訟で、東京地裁が新会社への振り分けに当たって不当行為があったとの判決が下されています。

ILOからも7度にわたり解決に向けた勧告、報告が政府に出され、解決責任が指摘されているにもかかわらず、JR不採用問題がいまだに解決していないのは、異常とも言えるのではないのでしょうか。

政府、国土交通省、鉄道・運輸機構は責任を持って解決すべきです。この間、不採用にされた人々と家族の辛苦ははかり知れません。解決を見ることなく他界した人は、もう46名にもなりました。人道的にも一刻も早い解決が迫られており、全国の727の地方議会で意見書が可決されています。

ぜひ本意見書案に賛成していただけますよう、議員各位の誠意、厚情に期待するものです。

意見書案第2号についてです。

政府は、テロ対策特別措置法が国民世論の高まりと参議院選挙での国民の審判を受け、ついに廃止になったことを重く受け止め、アフガニスタン問題の政治的解決のために外交努力をすることと民生支援に政策を転換すべきです。政府は、人道支援や復興支援ではテロ対策にならないと、あくまで新テロ対策特別措置法の成立に固執していますが、第3回定例会で我が党が詳しく述べたように、この6年間の経緯を見れば、武力で相手をねじ伏せる行為は憎しみを増幅し、かえって自爆テロや外国人の誘拐が増

え、治安は悪くなっていくばかりです。戦争でテロをなくすことはできないし、問題の解決にならないことは明白です。

アフガニスタンで医療支援に当たっていた中村医師は、反テロ戦争という軍事協力から得られるものはほとんどなかった。それどころかかえって民間人の犠牲者を増やしたと述べ、現地入りした国連人権高等弁務官事務所のルイズ・アルブール高等弁務官も、民間人犠牲者は驚くべきレベルと報告しています。

これまで政府は石油高で困っている国民をよそに、米艦船などへの給油や水、ヘリ燃料の提供に220億円も税金を投入してきました。このことが罪のない民衆の命を奪うことにつながったのです。交戦権否認をしている日本国憲法に違反し、国連憲章を無視したアメリカの戦争支援に加担すべきではありません。アフガニスタンのカルザイ政権もタリバンとの対話を始め、政治的解決に乗り出しています。政府はこのような平和と和解の後押しをする外交に力を注ぐべきです。

12月15日、小樽市民会館で憲法に関する映画が上映され、監督をした大澤氏は講演の中で、アフガニスタンに複数の友人がいるが、日本には民生支援を望んでいるとお話をしておりました。同様に、国際ボランティアセンター代表をはじめ復興支援活動に携わっていた多くの人たちは、人道民生支援が現地の声であると訴えております。こうした支援にこそ力を入れるべきです。

今、アメリカの同盟国が次々とイラクから撤退する中、日本が新テロ対策特別措置法を許さず、自衛隊のインド洋への派遣なしに終わらすことができるかどうか、世界が注目するところでもあります。

21世紀を戦争のない世界にしていくために、日本の役割は大きいし、その一歩を進めるためにも、新テロ対策特別措置法制定はやめるべきです。

意見書案第3号は、沖縄戦「集団自決」教科書検定意見の撤回と是正を求めるものです。

日本軍の命令がなかったら絶対死ななかつた。米軍に捕まるより自決しなさいと言われて、手りゅう弾を渡された。なぜ今になって軍の命令をなかったこととするのか。文部科学省の検定意見で、沖縄戦の集団自決について、日本軍の関与強制が高校歴史教科書から削除されたことに抗議し、9月29日の県民大会には11万6,000人も集まり、沖縄じゅうが怒りに燃えました。高校生らも、「おじい、おばあたちが戦争を生き抜いてきたから僕たちが生まれた、その体験が曲げられるのは許せない」と声を上げ、県民大会では検定意見の撤回要求が決議されたのです。

事実は曲げられないと今まであまりつらい記憶のため口を開かなかつた人たちが、体験を語り始めています。そのうちの一人、座間味島に住む宮原春子さん82歳は、村の助役で兵事主任兼防衛隊長だった兄が、米軍の上陸は免れない、軍の命令で玉砕することになっている、父とは迷惑ばかりかけ親不孝でした、あの世で孝行を尽くしますと、別れの水杯をし、4人の子供を道連れに、村長、収入役などと一緒には15家族67人が集団自決したこと、1987年、梅澤裕元少佐が「軍命はなかつた、住人は自発的に集団自決をした」という証文をとるため、座間味島を訪れ、生き残った別の兄に押印を要求し、断ると、その後別人が訪れ、泥酔させたところで押印させたことなどを話しています。

こうした事実があるのにもかかわらず、文部科学省の検定意見は、座間味島の戦隊長であった梅澤少佐らが軍命はなかつたとして裁判を起こしていることを挙げ、書換えを指示していますが、教科用図書検定調査審議会に沖縄戦の専門家が不在で、軍強制の史実が削除されたのは、決して認められるものではありません。検定意見の撤回は、政治介入になると文部科学省は検定を押しつけた責任を認めようとしませんが、検定意見は文部科学省の教科書調査官が作成した調査意見書に初等、中等教育局長らの決裁印が押されており、文部科学省ぐるみで検定意見を審議会に押しつけたことこそ政治介入です。

ドイツでは、ナチスの行った戦争犯罪の事実を書かない教科書は、認定されないそうです。沖縄の琉

球新聞が検定のやり直しが必要だと論評していますが、歴史の事実を認め、検定意見の撤回と記述の回復を政府みずからの責任で行うべきです。

意見書案第4号についてです。

来年4月からの後期高齢者医療制度の実施を前に、制度の内容を聞いた高齢者や家族から、だれがいつどこで決めたのか、とんでもない制度だ、年寄り早く死ねというのかと、怒りの声が渦巻いています。

第3回定例会でも、この制度に対して、国民への周知徹底がなされるまで制度実施を凍結すること、70歳から74歳の医療費の2割負担を実施しないこと、国の責任でこれまで同様に新たな特定健診を利用できるようにすることなどを盛り込んだ意見書案を民主党・市民連合、平成会とともに提案をいたしました。自民、公明などの反対で可決には至りませんでした。各地の議会、多くの国民から凍結や中止、抜本的見直しを求める声が相次ぎ、政府は一部先延ばしをする動きを見せています。

しかし、その内容は、75歳以上の高齢者で現役世代の健康保険の被扶養者になっている人の保険料を半年凍結し、あとの半年は保険料を1割にする、70歳から74歳の窓口負担の1割から2割への計画を1年間延期するという程度のもので、あくまでも4月からのスタートは変えておりません。

保険料は収入によっても違いますが、北海道の保険料は1人平均年額8万6,280円、小樽市の介護保険料は基準の額で5万8,760円ですから、合わせて14万5,040円が年金から天引きされます。政府の試算では、医療保険料は年額7万4,000円、介護保険料は4万9,080円、合わせて12万3,080円よりも約2万2,000円も多い計算です。しかも、2年に1回の改定で、どれだけの新たな負担増になるかわかりませんから、不安は募るばかりです。

日本の医療費はG7主要先進国中、最下位、窓口負担はイギリス、ドイツは無料、フランスはほぼ全額払戻し、スウェーデンは年額上限9,900円という中で、日本の1割から3割という負担は世界的にも突出しています。ましてや75歳以上を区別して保険で受けられる医療を制限するのは、世界にも例がなく、到底先進国とは言えないやり方です。

政府の一部先延ばしの動きへの対応を迫られている広域連合や市町村の現場では、電算システムの手直しなど準備に手がとられ、来年4月からの実施は不可能の声も上がっています。

したがって、来年4月からの制度をいったん凍結し、だれもが安心してかけられる医療制度にするため、自治体、医療関係者、広く国民の意見を集め、全面的に議論をやり直し再検討すべきです。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書は、12月12日、札幌市議会で全会一致により可決されたほか、9月議会までに旭川市、苫小牧市、帯広市をはじめ全道35の議会で意見書が可決され、なお他の議会も続いています。本市議会においてもぜひ可決していただきますようお願いいたします。

次は、意見書案第5号についてです。

この意見書案には賛成できません。17日付け北海道新聞に、在来線、JRが運行とする記事が掲載されていました。

九州新幹線長崎ルートでは、新幹線を開業しても、並行在来線は経営分離せず、JRが全線運行させることで基本合意したそうです。この長崎ルートには、3年連続で10億円の政府予算がつけられていたそうですが、着工できないで来たのはなぜでしょうか。

2004年12月の整備新幹線に関する政府・与党の申し合わせでは、新幹線着工時には在来線をJRから経営分離することが条件とされ、同時にこの経営分離には沿線自治体すべてから同意を得ることも条件になっていました。これに先立って、佐賀県鹿島市など関係する1市7町では、市長を先頭にしてJR長崎本線存続期成会が設立され、住民の願いはJR長崎本線の存続という声を上げていました。関係自

治体や住民の運動は大きく広がり、今のままでJR長崎本線を残す、第三セクターも新幹線も要らないという合い言葉が今では住民の過半数を占めています。

佐賀新聞社のアンケートでは、新幹線は必要が20パーセントに対して、不必要が60パーセント、西日本新聞社の調査では、必要が34パーセント、必要ないが60パーセントに上ったそうです。佐賀県内10市のうち9市で、新幹線は必要ないが上回り、長崎ルートを中心にある鹿島市では、実に86パーセントの市民が必要ないと答えたそうです。

ついに、今年6月、鹿島市長、鹿島市議会議長、江北町長らが同一歩調をとり、JRからの経営分離に不同意との声明文を発表しています。これが、3年間以上にわたり九州新幹線長崎ルートが着工できなかった理由です。そして、ついには在来線のJR運行という重い扉をこじあけた理由にほかなりません。

本件意見書案では、函館本線を残してほしいと願う市民や関係住民の声が届かないばかりか、このままでは1990年に新幹線建設に伴い、並行在来線は経営分離するとしたJRやこれを追認した政府・与党合意を丸ごと認めてしまうものになってしまいます。果たして新幹線と引換えに、在来線函館本線のJRからの経営分離を市民は求めているのでしょうか。

JR北海道からの聞き取りでは、1日平均の乗車人員は小樽駅が8,670人、余市駅が670人、倶知安駅が510人、長万部駅が230人、この1日約1万人の利用客にだれが責任をとるのでしょうか。

これに加えて、新函館 - 札幌間で約1兆800億円の建設費のうち、地方負担は3分の1に上ります。北陸新幹線高崎長野ルートの場合では、工事完了までに建設費は50パーセントもはね上がりました。この例を見れば、財政難の北海道や小樽市が5,000億円にも膨れ上がる地元負担に果たして耐えられるでしょうか。その上、新小樽駅周辺整備に巨額の事業費が必要になってきます。しかし、この新幹線建設費の小樽市負担分や駅周辺整備の事業費については、一切示されておりません。費用対効果の上からも、何一つ検証することができません。それもこれもすべてを後回しにして建設の早期着工を求めるのが、本件意見書案です。到底この意見書案には賛成できません。

以上、討論といたします。皆さんの賛同をぜひよろしくお願いいたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**16番（林下孤芳議員）** 民主党・市民連合を代表して、意見書案第5号に対し、在来線廃止が想定される地域に対する配慮を示すことが誘致活動の障害になるという見解は、後志など関係市町村、住民、そして市民の理解が得られないのではないかという立場で討論を行います。

北海道新幹線の札幌への延伸は、道民の悲願でもあり、北海道発展の起爆剤として大きな期待をされています。私も民主党・市民連合も、国土の均衡ある発展のためにも、北海道新幹線が取り残されることがあってはならず、早期の実現を求めてきました。しかし、新幹線が開通すると同時に、在来並行線はJRから運行を切り離し、経営を分離されることが政府と自民党の申し合わせ事項として決定をされ、その方針は今なお貫かれております。

これまで、新幹線が新規に開業した地域で、並行する在来線はJRから分離され、第三セクターの運行する鉄道や代替バスなどに引き継がれていますが、経営環境は厳しく、運行の存続が危ぶまれているところも少なくありません。新幹線は高速大量輸送で利便性は飛躍的に向上する一方で、在来線の廃止や代替輸送機関への転換によって不便が生じたり、より多くの負担を強いられるという問題は避けて通ることができない課題であります。

後志の自治体の議会でもそうした懸念を解消するために、決議を見送ったところもあると言われてい  
ます。そうした懸念を解消するためにも、新幹線の開通と同時に、在来並行線に対する位置づけを明確  
に示し、理解を得て、みんなが安心して誘致活動をしていくためにも、要請文に明文化が必要でありま  
す。

この間、私ども民主党・市民連合は、そうした立場を明確にして、全会一致で北海道新幹線の札幌延  
伸活動を進めるべきだと主張してきましたが、残念ながら自民党と公明党は私どもの主張を聞き入れる  
ことなく、採決で決着をしようとしています。

最近の新聞報道でも、財務大臣は党利党略をむき出しにした発言をしていると報じられています。新  
幹線は政治的に利用すべきではないことは、歴史が証明しています。まして北海道新幹線の延伸は、政  
党や個人の資金で建設されるものではなく、多くは国税や関係する自治体も厳しい財政の中から相当な  
負担が求められるものです。そうした立場で、不便を強いられる地域住民に対する思いやりと配慮をし  
っかりと示して、オール北海道で誘致活動ができるような取組が求められていることを強く訴えて、討  
論いたします。（拍手）

**議長（見楚谷登志）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第5号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（見楚谷登志）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（見楚谷登志）** 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年を振り返りますとき、まずもって思いをいたしますことは、4月に行われました統一地方選挙で  
あります。山田市長が3選を果たされた市長選挙にいたしましても、定数が4名減員され、28議席に対  
して39名が立候補いたしました市議会議員選挙におきましても、まれに見る激戦でありました。この戦  
いを勝ち抜いた議員各位が、この本会議場においでになられるわけではありますが、主義・主張は違っ  
ても、小樽市をよくしていきたいという気持ちは一つであると確信をいたしております。



今後とも議会の論戦を通じて、小樽市の活性化に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、市民の市議会に対する関心はこれまで以上に高まっており、現在、佐野副議長を座長として、各会派の代表者により議会活性化に向けての議論を進めていただいておりますが、その成果に大いに期待をいたしております。

さて、今年1年の動きといたしましては、国際的にはオリンピック景気に沸く中国は例外として、アメリカのサブプライム住宅ローンに端を発した世界同時株安の問題や中東情勢の緊迫化、ドル安、そして世界的なマネーゲームによる原油価格の高騰などが起こり、我が国の経済にも大きな影響を及ぼしております。

国内に目を転じますと、東京や愛知地方では景気回復が声高に言われておりますが、北海道の景気は依然として回復しておらず、夕張市が財政再建団体に移行するなど、地域間格差はますます拡大をしております。

先日、東京都の石原知事が都の法人事業税の税収の一部を地方に移譲することに合意をする考えを示したとの報道がありましたが、これなども東京への富の一極集中を如実に示しているものと思っております。

小樽市の財政もひっ迫し、まさに正念場を迎えておりますが、市長を先頭に市職員が一丸となって行政改革や財政再建に取り組んでいただいております。小樽市議会といたしましても、審議や提言を通してその一翼を担ってまいりたいと考えております。

今年を代表する漢字として「偽」、偽りの字が選ばれましたように、食品偽装問題が頻発するなど、暗いニュースも多い中、洞爺湖サミットの開催決定や日本ハムファイターズのリーグ二連覇、コンサドーレ札幌のJ1昇格など、明るい話題もありました。来年は、ね年であり、十二支の始まりであります。明るい話題に満ちた1年になることを願ってやみません。

議員各位におかれましては、市民の代表としてさらなる市政の発展と現下の難局を打開するため、なお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、この7か月間、微力な私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

今年も残りわずかとなりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますように心から祈念申し上げます、本年最後の議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。（拍手）

第4回定例会は、これをもって閉会といたします。

**閉会 午後 5時03分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 中島 麗子

議員 大竹 秀文

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成19年小樽市議会第4回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成１９年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

J R 不採用事件問題の早期解決を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 林 下 孤 芳  
同 新 谷 と し

国鉄の分割・民営化が実施され、既に20年が経過しましたが、この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁判所は「国鉄の採用者名簿の作成に当たり不当労働行為があったとするならば、国鉄そして国鉄を継いだ清算事業団がその責任を免れない」との判断を下しました。

2005年9月15日には、東京地方裁判所が「鉄建公団訴訟」判決の中で、「採用に当たって不当労働行為があった」として、司法の場で初めて不法行為を認め、慰謝料（期待権の侵害）の請求も認める判決を下しています。

さらに、ILO（国際労働機関）は、2006年11月15日、日本政府に対し「この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、このようなILO援助の受入れを真剣に検討するよう要請する」と7度目の勧告を出しています。

このような状況のもとで、問題解決を見ることなく他界した当事者は46名を数え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる実態にかんがみると、人道的見地からもこれ以上の長期化は避けなければなりません。

よって、国においても、ILO条約の批准国の一員として勧告を真摯に受け止め、問題解決に向けてすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

新テロ特措法制定ではなく、アフガン問題の政治的解決への転換を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	古 沢 勝 則

テロ特措法が11月2日に失効し、インド洋で米艦船などに給油支援活動を行っていた海上自衛隊が撤退することになりました。

海外に派兵された自衛隊が任務途中で撤退するのは、日米安保体制のもとで初めてのことです。これは参議院選挙での国民審判の反映です。政府は、この国民の審判にこたえ、戦争支援の給油活動の継続ではなく、アフガニスタン問題の政治的解決のために外交とテロ根絶への民生支援に政策転換すべきです。

ところが政府は、「人道支援や復興支援によって治安・テロ対策は代替できない」といい、あくまで米艦船などへの給油活動を継続するための新テロ特措法の成立に固執しています。しかも政府は、アフガニスタンを空爆する米艦船であっても、海上阻止活動を任務としていれば給油は問題ないという態度です。これは武力行使と一体化した給油活動を容認するものであり、明白な憲法違反です。

アフガニスタンのこの6年間の実態は、戦争でテロをなくすことはできないし、問題を解決することもできないということを示しています。

記

- 1 戦争支援が目的で、アフガニスタン情勢の安定にもテロ根絶にも有害な新テロ特措法案は撤回すること。
- 2 戦争支援をやめ、アフガニスタンの平和と和解のプロセスを後押しする外交に力を注ぐこと。
- 3 医療や教育、産業復興など民生支援を中心にした支援を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

沖縄戦「集団自決」教科書検定意見の撤回と是正を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 菊 地 葉 子  
同 山 口 保 紀  
同 北 野 義 紀

第 2 次世界大戦末期の沖縄戦で、日本軍に「集団自決」を強いられたことを高校日本史教科書から削除させた検定意見の撤回と記述の回復を求める沖縄県民の運動が政府と国会を大きく動かしています。

政府は沖縄県民11万人が結集した「県民集会」で示された県民の抗議の声に押され、「沖縄の思いを重く受け止める」といいながら、「『撤回せよ』というのは政治介入になる」などとして、検定を押し付けた文部科学省の責任を認めようとしません。

これまでの教科書には、「日本軍に『集団自決』を強いられたり」との記述がありました。これは歴史学の通説に沿うものであり、これまで20年間の教科書検定もこれに意見が見ついたことはなかったものです。

ところが今年3月の教科書検定で、突如として「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現」という意見がつけられ、意見のついた7つの教科書すべてで「軍による強制」の表現を削除する書換えが行われました。

しかし、この検定意見は、文部科学省の教科書調査官が作成した「調査意見書」に初等中等教育局長らの決裁印が押されており、文字どおり文部科学省ぐるみの書換え意見書として教科書検定審議会に持ち込まれたものです。しかも、この審議会には、沖縄戦の専門家が1人もいないまま、「特段の議論はない」まま、学術的、中立・公正な装いが整えられました。まさに、文部科学省ぐるみで検定意見を審議会に押し付けたことこそ「政治介入」です。

文科省がみずからの誤りを認めず、責任転嫁の手段として教科書会社の訂正申請を利用しようとしていることも看過できません。

よって、政府は、沖縄県民の声にこたえ、検定意見の撤回と記述の回復をみずからの責任で行うべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度改悪の凍結・再検討を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹  
同 菊 地 葉 子  
同 齋 藤 博 行

2006年6月、高齢者医療費の抑制を目指す医療制度改革関連法が強行成立しました。この改革の一つとして「現役並み所得」とされる高齢者（70歳以上）の窓口負担が3割に引き上げられ、療養病床の食費・部屋代の大幅値上げ、高額療養費や人工透析の患者負担増が強行されました。

2008年4月からは、70歳～74歳のすべての人の窓口負担が2割に引き上げられました。

こうした高齢者をねらい打ちにした負担増は、高齢者の老後を脅かし不安を増大するものです。

また、来年度より導入される予定の「後期高齢者医療制度」では、家族に扶養されている人も含め、75歳以上のすべての人が、介護保険と同じ「年金天引き」で保険料を徴収され、保険料を払えない人からの保険証の取上げも計画されています。

政府は、後期高齢者の診療報酬をそれ以下の世代と別枠にし、「粗悪医療」や「病院追い出し」を押し付けることも検討しています。いつでもだれでも安心して医療を受けられるようにするのが医療の原則です。この後期高齢者医療制度は、医療のあり方に逆行するものです。

厚生労働省は、ほとんど収入がない後期高齢者に対して全国平均6,200円の高負担の保険料を押しつけ、さらに年金から特別徴収（年金天引き）することとあわせ、65歳から74歳の国民健康保険料も年金から特別徴収することにしています。これは年金受給権、生活権のはく奪につながるものであります。

多くの高齢者は、こうした新制度の内容をほとんど知らされていません。このような現状で、新制度を今のまま実施すべきではありません。

については、高齢になっても安心して生活ができるよう、下記項目について要請します。

記

- 1 後期高齢者医療制度を凍結すること。
- 2 70歳～74歳の窓口負担の引上げ（1割 2割）を再検討すること。
- 3 前期高齢者（65歳～74歳）の国保料、年金天引きを再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----



北海道新幹線の建設促進を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 高橋克幸  
同 佐藤禎洋  
同 横田久俊

北海道新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年に整備計画路線に決定された整備新幹線五路線の一つであり、小樽市は、北海道や関係市町村期成会などと連携しながら、市民が一丸となって建設促進運動を繰り広げてきました。

この結果、「新青森～新函館」間は、平成17年5月に着工され、平成27年度末の完成を目指し、順調に工事が進められております。

また、今年度においては、「新函館～札幌」間において、長万部、倶知安両駅の「駅部調査」が予定されており、小樽市においても「駅部事前調査」が実施されていることから市民の新幹線建設に対する期待は高まっており、札幌延伸が一日も早く実現することを強く願っております。

しかしながら、「新函館～札幌」間は、いまだ認可に至っておらず、我が国の高速交通体系の骨格が完成されておられません。北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東との文化、経済交流の促進や新産業の創出等、本道のさまざまな産業分野への波及効果をもたらし、北海道の活性化にきわめて大きな役割を果たすものであります。

よって、政府並びに国会におかれては、下記の事項の実現に向けて特段の配慮をされるよう強く要望します。

記

- 1 新函館～札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 2 新青森～新函館間の早期開業
- 3 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担の軽減と財源措置の充実・強化

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-------------	------	----	------

地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

平成17年に「京都議定書」が発効し、我が国は、平成2年（基準年）に比べ、平成20年から24年（第1約束期間）の5年間の温室効果ガス平均排出量を6パーセント削減することを公約としておりますが、平成17年の温室効果ガス排出量は、基準年に比べ7.8パーセント上回る状況にあります。

「京都議定書」では、我が国の温室効果ガス削減量のうち、1,300万炭素トン（基準年の総排出量の3.8パーセントに当たる）を森林で吸収することとしておりますが、現状の森林整備で推移した場合、年間110万炭素トンに相当する森林吸収量が不足することから、国では、平成19年度から24年度までの毎年110万炭素トン分の吸収に相当する20万ヘクタールの森林整備に必要な予算を追加措置することとしており、全国の森林面積の4分の1を占める北海道が果たす役割は、きわめて大きなものがあります。

また、本道では、「全国植樹祭」や「北海道洞爺湖サミット」の開催など、道民の環境への関心が高まっていることから、この機会を的確にとらえ、森林づくりや環境保全に対する取組を加速させ、本道の森林を未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくことが重要です。

このような中、道は、森林の保全と活用に関する方策について検討を行っておりますが、「京都議定書」の第1約束期間を間近にしていることから、早急に森林づくりや環境保全などの対策を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

北海道の森林面積は554万ヘクタールあり、北海道の総面積の71パーセントに当たり、日本の森林面積の22パーセントを占める広さを有しております。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給するとともに、水資源のかん養機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さはさまざまな生物の生息地であり、人々の保健休養の場でもあります。また、最近では二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されております。

しかし、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採など、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が喫緊の課題となっております。また、地球温暖化問題に関連すると思われる猛暑や渇水、さらに集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされてきております。

そのため、国に頼るばかりではなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税（仮称）」が必要となってきております。既に、導入している県は、高知県をはじめ25県あり、検討中の県が18県ほどあります。「森林環境税（仮称）」の導入により、森林の整備はもちろんのこと、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できます。

また、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されているところでもあります。

以上の趣旨により、本市議会は「森林環境税（仮称）」の導入を強く求める立場から、次のとおり要望をするものであります。

記

- 1 森林の整備や保全等の促進を図るため、道民合意の形成を前提に「森林環境税（仮称）」を導入すること。
- 2 「森林環境税（仮称）」の一定割合を、市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可決	全会	一致
-------	-------------	------	----	----	----

地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行に当たっては  
地方自治原則の堅持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	菊地	葉子
	同	高橋	克幸
	同	佐々木	勝利
	同	前田	清貴

政府は、「地方分権」を名目にした「三位一体の改革」（2004 - 06年度）によって、地方財政を6.8兆円（補助金改革マイナス4.7兆円、税源移譲3兆円、交付税改革マイナス5.1兆円）も縮小し、しかも自治体には過去の「経済対策」による公共事業の地方債償還が重くのしかかり、2006年度決算を見ますと、とりわけ地方の自治体の財政状況が悪化し、住民福祉の増進を安定的に進める上で重大な困難をもたらしています。

さらに、全国的には、地方税源が集中している大都市圏とそうでない地方都市の間で税収格差が拡大する傾向にあり、先の参議院選挙の争点の一つとなったところである。

また、第166回国会で成立した財政健全化法とそれに基づいて制定される政省令や運用いかんによっては早期健全化団体、財政再生団体が続出し、国の関与が強まり、地方公共団体の自主性及び自立性を確保する上で、大きな影響が出るおそれがある。

については、真の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則を侵すことのないよう、次の事項の実現を強く求めます。

記

- 1 「三位一体の改革」において、国の財政再建を優先させた結果、地方財政を圧縮させ、今日の地方財政危機をもたらしていることを踏まえ、安定的税源の自治体への移譲、財政保障機能と財政調整機能を保障した地方交付税の確保等により地方財政を抜本的に拡充すること。
- 2 財政健全化法の施行（政省令の制定及び運用）に当たっては、自治体関係者の意見を尊重すること。自治体の自主性を重んじ、自治体の財政運営に対する国の関与を減らすこと。「早期健全化」「財政再生」自治体にあっても、住民自治及び住民の基本的な人権を保障する措置を講じること。
- 3 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）に基づく「早期健全化」「財政再生」対象の指標を定めるに当たっては、次のことを考慮すること。
  - （1）住民の暮らしにかかわる企業会計や特別会計のうち、事業の性質上、やむを得ず生じる赤字を考慮した基準であること。
  - （2）起債を健全に償還することへの不当な評価や、必要な投資が不当に抑制されない基準であること。
  - （3）将来負担比率については、職員全員が退職した場合の退職手当の全額を算入するなど、不当・過大な基準でないこと。
  - （4）地方債発行に対する国の保障をなくし、債務調整などを前提とした地方債「自由化」に転換するならば、とりわけ財政力のぜい弱な自治体にとっては、住民福祉の増進という自治体の責務を果たせなくなるため、自治体の財源確保に対する国の保障制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

原油価格の高騰により、ガソリン・灯油等石油製品の価格をはじめ、生活物資、サービスなどの値上がりが続いており、国民生活に深刻な打撃を与えております。

特に、北海道では、道民の多くが暖房などを灯油に頼らざるを得ず、これから積雪厳冬期を迎え、灯油価格の高騰が家計を直撃し、きわめて深刻な事態が想定されます。

そのような中で、このたび、全道の消費者が参加して開催された第44回北海道消費者大会におきまして「灯油等石油製品価格引下げの緊急対策を求める緊急動議」が提起され、満場一致で採択されるなど、強い危機感が全道に広がっています。

よって、道民が安心して生活できるよう石油製品の価格を引き下げるための対策として、政府において、次の事項を緊急に取り組むよう要請します。

記

- 1 国は原油価格高騰の状況を看過せず、適正な価格で供給されるような施策を講ずること。
- 2 国家備蓄石油を国内の石油製品価格の安定のため、緊急放出する制度を確立するなど安定供給に万全の対策を講ずること。
- 3 石油製品の安定供給と適正価格を確保するため、政府は産油国を含む各国と連携し実効性のある国際的な原油管理を図り、抜本的な対策を講じること。
- 4 脱石油政策の促進を加速させ、あわせて省エネルギーなどの対策を促進させること。
- 5 石油製品を含む関連物資の便乗値上げが起こらないよう監視体制を強化・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されています。その結果として医療費を抑制する効果があることが兵庫県歯科医師会等で実証されています。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し保険で歯科診療を受けにくくなっています。国民は患者負担を減らしてほしいと切望しています。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去 3 回続けて引き下げられ、保険でよりよくかめる入れ歯をつくることや、歯周病の治療・管理をきちんとすることが難しくなっています。その上、歯科では過去 30 年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていません。一方で金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは普通に行われています。「保険のきく範囲を広げてほしい」、これは患者・国民の一番の願いです。

よって、国会及び政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項の実現がなされるよう強く要望します。

記

- 1 支払い可能な自己負担額にすること。
- 2 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
- 3 安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 21 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 12 月 21 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	成	田	祐	樹
	同	中	島	麗	子
	同	斎	藤	博	行
	同	成	田	晃	司

北海道では、昭和63年「ウタリ問題懇話会」の審議を経て「アイヌ民族に関する法律」の制定を国に求め、国においては、平成8年4月に提出された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」を踏まえ、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定しました。

この法律により、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する国民の理解の促進については、一定の進展が見られるものの、アイヌの人たちの人権、教育、生活などについて多くの課題が残されています。

先般、国連において、先住民族のさまざまな権利に関する国際的な基準となる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、政府もこれに賛成しています。

よって、国においては、これを機に、この宣言におけるアイヌ民族の位置づけや盛り込まれた権利を審議する機関を設置されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

病院事業の不良債務解消に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	高橋	克幸
	同	山田	雅敏
	同	斎藤	博行
	同	古沢	勝則

北海道内の自治体は、広域分散型の地域構造や積雪寒冷など厳しい条件のもとで、官民を挙げて地域医療の確保に努めてきたところではありますが、最近では、卒後臨床研修制度の影響や開業志向の高まりなどにより、医師の地域偏在や特定診療科の医師不足が進行しており、特に自治体病院では、医師確保がきわめて困難な状況にあり、必要な医療サービスの提供に支障が生じております。

また、医師・看護師の不足と診療報酬の引下げは、自治体病院の経営に対しても深刻な影響を与えており、市町村立病院の不良債務は大幅に増加し、経営状況の悪化が進んでおります。

本年 6 月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の本格適用を控える中で、特に財政状況が悪化している道内市町村では、病院事業の経営が大きな負担となっています。

こうした市町村の財政健全化を図る上では、病院事業が抱える不良債務の解消が不可欠であり、そのための支援措置の創設が求められております。

特に、小樽市においては老朽化し非効率となっている二つの市立病院の再編に向けて統合新築を計画しておりますが、起債を導入するためには、病院事業の抱える約 44 億円の不良債務解消が急務となっており、厳しい一般会計の財政事情から解消計画の実行に苦慮しているところであります。

今後とも本市をはじめ各市町村は、従来以上に地域医療の確保と自治体財政の健全化の両立を図るために努力してまいります。自治体病院の経営健全化に向けた下記の地方財政措置について特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

病院事業の不良債務解消のため「第 5 次病院事業経営健全化措置」と同様の支援措置の創設

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 21 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 19 年 12 月 21 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------------	------	-----	-----	-----



漁業における燃油高騰緊急対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

世界的な原油価格の高騰はとどまることなく、ニューヨーク原油取引所の原油市況は、史上最高値の更新が続き、2006年の1バレル60ドル台からついには99ドルを突破し、今後も原油価格の高騰は予断を許さない状況にあります。

このような中、漁業に欠かすことのできない燃油の価格高騰は、道内需要量の7割を占めるA重油が、3年前に比べ2倍の価格に上昇し、北海道全体で約200億円の負担増となっています。

さらには、漁具、包装資材や輸送経費など関連コストも急騰し、ここ3年間の累計試算では、漁業資材で20億円、発泡魚箱で2.4億円も増加しています。

漁業者においては、営漁コストの削減や燃費の良い船外機の導入など省エネの取組により経営改善に努めてきましたが、コストの上昇を販売価格に転嫁できない中で、漁業者みずからの努力だけでは解決し得ない大変な状況となっています。

よって、小樽市にとって、漁業は重要な基幹産業であることから、国においては平成17年度補正予算で措置された「燃油高騰緊急対策基金」と同様の基金を再度創設し、燃油高騰による漁業経営への影響を緩和するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

いじめ・不登校対策のための施策の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	高 橋 克 幸
	同	佐々木 勝 利
	同	横 田 久 俊

教育環境は、いじめや不登校の問題が深刻です。

いじめについて、文部科学省の調査（平成18年度）によれば、小・中・高等学校全体の約5割にあたる学校で認知されています。その認知件数の総数は、12万件を超え、各地で深刻ないじめが発生し続けています。本道においてもいじめを苦にした児童の自殺が平成17年度に発生しており、改めていじめ問題に大きな関心が集まっています。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文部科学省の調査（平成18年度）によれば、小学校で0.33パーセント（302人に1人）、中学校では2.86パーセント（35人に1人、1学級に1人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。本道の小・中学校においても平成18年度は、4,000人を超え前年度に比べ増加しました。

最近では、インターネットや携帯電話の掲示板などの裏サイトを使用した、いじめの被害も急増しています。

いじめや不登校が起こる背景や原因の究明をはじめ、いじめや不登校対策として教育条件整備を進めるとともに学校教育現場で効果を上げている取組なども参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、小樽市においても、いじめは深刻な状況下であり、学校支援ボランティア制度など地域と連携した政策を推進するなど国においては、子供たちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、いじめ・不登校の対策をより充実させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

平成20年度診療報酬改正に向けての意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	井川浩子
	同	斎藤博行

国民は、だれもが、いつでも、等しく高水準の医療を受ける機会を持てることが最も大切であります。

しかし、過去の厳しい診療報酬のマイナス改定により、医療現場では人的にも機能的にも極限状態の医療提供を強いられており、結果、医療機関の倒産、病床の縮小などが進むなど、地域医療の崩壊が現実化してきています。

現下、平成20年度における診療報酬の改定が、今後、社会保障審議会において取りまとめる基本方針や内閣において決定される改定率を踏まえて検討されるところでありますが、去る11月5日の財務省の財政制度等審議会において、診療報酬の引下げを求める合意がなされるなど、地域医療や医療機関が置かれている危機的状況は全く理解されていません。

現在、道内においては、多くの地域で、産科・小児科に限らず必要な医師が確保できないほか、過去の厳しい診療報酬のマイナス改定により医療機関の経営は危機的状況に陥っており、医療の提供や患者の受療に支障が生じている状況にあります。

特に、自治体病院などの中小規模の医療機関や療養を目的とする医療機関においては、その状況は顕著で、たび重なる医療費の抑制によって医療現場は疲弊しており、これ以上の抑制は医療の崩壊を招くものであります。

よって、公立病院を含め小樽市内の医療機関は同様の状況下にありますことから、政府においては、全ての国民が安心して等しく質の高い医療を受けることができるよう、財政優先による医療費削減策を改め、医療に必要な財源を確保するとともに、平成20年度診療報酬改正において、地域医療の確保・充実に配慮した必要な措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

第162回通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下、保険業法）によって、障害者団体をはじめとする各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。

保険業法の「改正」の趣旨は、「共済」の名を利用して不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらした、いわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することが目的でした。

共済は団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に根をおろしてきました。団体がその構成員の「仲間どうしの助け合い」を目的に健全に運営されてきた自主共済は、「利益」を追求する保険業とは違います。しかし、保険業法の「改正」で、その自主共済を強制的に株式会社や相互会社にしなれば運営できないようにし、「もうけ」を追求する保険会社と同列に、一律にさまざまな規制と負担を押しつけることになれば、多くの自主共済の存続が不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的にした法改正の趣旨にも反することになります。

日本社会に深く根をおろしてきた活動を奨励することはあっても、法律で規制したり、「利益」を追求する会社化しなれば「仲間どうしの助け合い」ができないようにするなど決してあってはならないことだと思います。

下記の事項を速やかに見直し、改善されますよう求めます。

記

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。
- 3 新たな適用除外の基準づくりが検討されていることなどにかんがみ、経過措置期限（2008年3月31日）を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

食品偽装事件の根絶を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

今年に入って苫小牧市・ミートホープ社の牛肉偽装、札幌・石屋製菓「白い恋人」の賞味期限改ざん、伊勢市のしにせ・赤福の製造日偽装、大阪市の船場吉兆の食品・消費期限偽装、大館市の比内鶏の偽造など、食品の偽装・不正事件は全国至るところに広がり、多くの消費者は「何を信じたらよいのか」とやりきれない思いを募らせています。

一連の不正事件について農林水産大臣は、「企業のコンプライアンスの問題」などと、責任を企業に求める発言を繰り返しています。しかし、偽装表示の規制の根拠法は、農林水産省の所管する JAS 法、厚生労働省の食品衛生法、公正取引委員会の景品表示法などで、行政が縦割りで相互の連携はほとんどありません。それぞれの担当者も少数で、保健所の統廃合で地域の監視体制はむしろ弱まっており、内部告発でもなければ偽装の発見などできないといわれています。

この背景には、1995年の食品衛生法と JAS 法の改定で製造年月日表示の義務づけが廃止され、消費期限表示又は賞味期限表示だけが義務づけられたことにあります。

もともと食品は「密室」の中で加工・製造され、消費者が製造過程を検証することは困難です。食の安全を企業倫理だけに任せれば、安全は二の次になりかねません。1995年の法改正などで、食の安全確保の規制を緩和してきた国の責任が厳しく問われているといわなければなりません。

よって、食品の偽装・不正事件根絶のために、消費者の立場に立って食の安全最優先で、以下のような抜本策を講じるよう求めます。

記

- 1 独立行政法人任せの食品表示の検査を国の責任で行うこと。そのための予算確保を図ること。
- 2 食の安全にかかわる行政の縦割りを改め、食品表示は製造年月日表示と期限表示の併記を義務づけること。
- 3 監督機関においては、内部告発への対処の迅速化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

季節労働者対策の強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し
	同	大	竹	秀	文

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる12万6,000人余り（平成18年度）の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事しています。

今、これらの季節労働者はかつてない厳しい冬を迎えています。30年にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止されました。

さらに、雇用保険法の「改正」によって、これまで50日分であった特例一時金が本則では「30日分」とされ、「当分の間は40日分」とする削減が、今年度から施行されています。

1人平均5万円となる特例一時金の削減と冬期技能講習制度の廃止によって、季節労働者は平均20万円の特例一時金だけで厳寒の3～4か月を生活することになり、ぎりぎりの生存ラインを脅かす深刻な事態が予想されます。

国・厚生労働省は今年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施するとしていますが、極めて不十分です。予算規模は総額で3億2,000万円でしかなく、事業内容についても、賃金や受講給付金など労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため、有効な対策となりません。加えて、国・厚生労働省は、特例一時金削減に対応する施策を何ら具体化していません。

「通年雇用化」を進めることは当然のことですが、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが北海道の現実です。

今回の制度廃止と特例一時金の削減は、格差と貧困を一層拡大するものです。

したがって、国として次の対策を講ずる必要があると考えます。

記

- 1 雇用保険の特例一時金の削減を凍結し、「50日分」に戻すこと。
- 2 「通年雇用促進支援事業」予算を大幅に増額するとともに、季節労働者の実態に即した弾力的運用を図ること。また、季節労働者の冬期の失業に対し、公的就労と所得保障など実効ある追加対策を講ずること。
- 3 地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年12月21日  
小樽市議会

議決年月日	平成19年12月21日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

# 平成19年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成19年12月4日～平成19年12月21日(18日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
2	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
3	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
4	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
5	平成19年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
6	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	可決	H19.12.21	可決
7	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	H19.12.4	市長	H19.12.12	総務	H19.12.19	可決	H19.12.21	可決
8	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案	H19.12.4	市長	H19.12.12	総務	H19.12.19	可決	H19.12.21	可決
9	小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案	H19.12.4	市長	H19.12.12	総務	H19.12.19	可決	H19.12.21	可決
10	公の施設の指定管理者の指定について	H19.12.4	市長	H19.12.12	建設	H19.12.19	可決	H19.12.21	可決
11	小樽市非核港湾条例案	H19.12.4	議員	H19.12.12	総務	H19.12.19	否決	H19.12.21	否決
12	工事請負契約について(廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事)	H19.12.21	市長					H19.12.21	可決
13	平成19年度小樽市一般会計補正予算	H19.12.21	市長					H19.12.21	可決
14	小樽市公平委員会委員の選任について	H19.12.21	市長					H19.12.21	同意
15	人権擁護委員候補者の推薦について	H19.12.21	市長					H19.12.21	同意
16	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
報告1	専決処分報告(平成19年度小樽市一般会計補正予算)	H19.12.4	市長	H19.12.12	予算	H19.12.17	承認	H19.12.21	承認
19年3定第5号	平成18年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第6号	平成18年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第7号	平成18年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第8号	平成18年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第9号	平成18年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第10号	平成18年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第11号	平成18年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第12号	平成18年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第13号	平成18年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第14号	平成18年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第15号	平成18年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
19年3定第16号	平成18年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第17号	平成18年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第18号	平成18年度小樽市病院事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第19号	平成18年度小樽市水道事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第20号	平成18年度小樽市下水道事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
19年3定第21号	平成18年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H19.9.7	市長	H19.9.14	決算	H19.10.5	認定	H19.12.21	認定
意見書案第1号	J R不採用事件問題の早期解決を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	否決
意見書案第2号	新テロ特措法制定ではなく、アフガン問題の政治的解決への転換を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	否決
意見書案第3号	沖縄戦「集団自決」教科書検定意見の撤回と是正を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	否決
意見書案第4号	後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度改悪の凍結・再検討を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	否決
意見書案第5号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第6号	地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第7号	「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第8号	地方財政の強化・拡充、及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第9号	灯油等石油製品の価格を引下げるための緊急対策を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第10号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第11号	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第12号	病院事業の不良債務解消に関する意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第13号	漁業における燃油高騰緊急対策を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第14号	いじめ・不登校対策のための施策の充実を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第15号	平成20年度診療報酬改正に向けての意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第16号	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第17号	食品偽装事件の根絶を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
意見書案第18号	季節労働者対策の強化を求める意見書(案)	H19.12.21	議員					H19.12.21	可決
その他会議に付した事件	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事項)				厚生	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査



# 陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査

経済常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
256	国の季節労働者対策の強化を求める意見書提出方について	H19.12.3	H19.12.19	採択	H19.12.21	採択

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H19.12.19	採択	H19.12.21	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
252	KDDI（株）がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H19.12.19	採択	H19.12.21	継続審査
257	福祉灯油の実施方について	H19.12.3	H19.12.19	採択	H19.12.21	採択
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H19.12.19	採択	H19.12.21	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
2	市道入船配水池通線の道路・側溝整備方について	H19.6.21	H19.12.19	採択	H19.12.21	採択
245	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について	H19.8.9	H19.12.19	採択	H19.12.21	採択
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H19.12.19	継続審査	H19.12.21	継続審査
255	ラブホテルの建築を規制する条例等の制定方について	H19.9.13	H19.12.19	採択	H19.12.21	採択

市立病院調査特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5 ~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問 う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H19.12.18	継続審査	H19.12.21	継続審査
187 ~ 219		H19.6.29	H19.12.18	継続審査	H19.12.21	継続審査
220 ~ 243		H19.7.2	H19.12.18	継続審査	H19.12.21	継続審査
248 、 249		H19.9.4	H19.12.18	継続審査	H19.12.21	継続審査
254		新市立病院の「築港建設の是非」を問う 市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H19.12.18	継続審査	H19.12.21